

彦根城世界遺産登録推進協議会

紀要  
| 第一輯 |

令和六年（二〇二四）三月

## はじめに

私たち滋賀県と彦根市は、二五〇年間も続く江戸時代の安定した社会を実現した統治拠点であり、その統治の仕組みを象徴的に示す城の代表として、彦根城の世界遺産登録を目指しています。しかし、それは日本の城の中で彦根城が最も優れていたという主張ではありません。言うまでもないのですが、江戸時代、二五〇年間も社会の安定が継続したのは、彦根城をはじめとする全国一八〇の城、そして二五〇の大名が安定的に併存し、互いに支え合つたからに他なりません。さらに、これらの城と大名は、基本的には相互に戦うことはありませんでしたが、経済を競い、文化を競い、社会の安定を競い合うという側面を備えていました。藩の名産、城下町のお祭り、輩出した偉大な学者。それらは、全国の城と大名が競い合つた結果、生み出された文化と言えるでしょう。

私たちは、彦根城の世界遺産登録が、大名・城が競い合うことで生み出された全国各地の豊かな城を含めた文化（名産・祭礼・学問など）を世界に発信する契機となることが大切だと思っています。そして、彦根城の世界遺産としての価値を追求する活動は、こうした全国の大名の下で生み出された江戸時代、その文化を明らかにすることだと考えています。

当協議会の紀要は、こうした趣旨の下、彦根城の価値を追求する過程で明らかになつた課題や成果を全国に広げ、発信・共有するための一つの媒体として刊行を計画しました。今回は、城下町という統一テーマによる論考を掲載しました。その論旨にも関係しますが、城下町は、全国一八〇の町づくりに資するべき可能性を秘めています。そして、城下町のまちづくりは持続可能な日本という同じ方向を目指しながらも、豊かな個性の発露として実現されることに価値があります。今回は、基礎的な論考とはなりましたが、各地で実践していただきたい視点が提示できたと思っています。

併せて、特別寄稿として藤田達生先生の江戸時代の政治の仕組みにかかる論文を掲載させていただくことができました。彦根城の世界遺産としての価値にも関連する論考であるとともに、全国の藩・大名・城においても実践的に検証されることに意義があると感じています。大いに参考にされることを期待しています。

末尾ではありますが、紀要に論考をお寄せいただいた藤田先生・山村先生をはじめ、学術会議、包括的保存管理計画策定部会等で日常的にご指導をいただいている先生方、その他、登録活動にご理解ならびにご期待をお寄せいただき、我々を励ますとともに自らも町づくりやボランティア活動などにご尽力いただいている皆様に改めて感謝を申し上げ、刊行のご挨拶といたします。

令和六年（二〇二四年）三月

## 例　言

- 一、本書は、「彦根城世界遺産登録推進協議会紀要」第一輯である。
- 一、本書は、彦根城世界遺産登録推進協議会が、彦根城世界遺産登録推薦書を作成する過程において執り行つた調査研究活動の一環として記録を取りまとめたもので、直接的に推薦書（素案）の内容を反映するものでは無い。
- 一、本書の執筆は、当協議会の会員および当協議会が依頼したワーキング会議等の参加者の中で、協議会が必要と認めた人物による。
- 一、各論考等において、参考文献および脚注等については、執筆者の記述を尊重し、必要最低限を除き、統一はしていない。
- 一、本書の編集は、当協議会事務局（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室）でおこなつた。

## 目 次

- 一 テーマ研究「城下町を考える」
  - テーマ研究に寄せて 今なぜ「城下町」なのか  
近世城下町の形成過程と都市計画
  - 佐和山城から彦根城へ ─城下町の空間構造に着目して─
    - 膳所城下町
    - 彦根城の世界遺産登録と持続可能なまちづくり
- 二 彦根城（井伊家）関連資料（令和四年度滋賀県指定文化財）の紹介
  - ① 弘誓寺本堂（東近江市建部下野町）
  - ② 木俣清左衛門家文書（彦根城博物館蔵）
- 三 特別寄稿
  - 国替制度と近世領知制

藤田達生

細川修平  
山村亜希  
山口誠司  
神保忠宏  
小林 隆



一 テーマ研究

「城下町を考える」

テーマ研究に寄せて 今なぜ「城下町」なのか

近世城下町の形成過程と都市計画

佐和山城から彦根城へ —城下町の空間構造に着目して—

膳所城下町

彦根城の世界遺産登録と持続可能なまちづくり

細川 修平

山村 亜希

山口 誠司

神保 忠宏

小林 隆



# テーマ研究に寄せて 今なぜ「城下町」なのか

細川 修平（滋賀県文化スポーツ部）

## はじめに

彦根城の世界文化遺産登録作業では、「一七世紀から二世紀半に渡つて安定した社会秩序を形成・維持した徳川期日本における大名による統治の在り方を象徴的に伝える城郭のうち最も残りが良いもの」という価値を見据えている。すなわち、「江戸時代の統治拠点」（以下、「城」と表記）に注目し、その資産範囲は大名と重臣が集住し、一つの政府を形作ったことを示す御殿と全ての重臣屋敷が存在し、その他、政治や文化活動・教育に必要な施設のみを集中させた範囲、すなわち、強固な中堀と石垣、多聞櫓、門で囲まれ、出入りが厳しく制限され、中立性と独立性、唯一性が担保された藩政府の政庁部分を「城」と呼び、これを資産の範囲とする。

あわせて、この資産全体が形作る水、石垣、白壁、瓦屋根、樹木、天守などが折り重なる独特的景観が、ここにある政府が武家政権として地域唯一の政治権力であるとともに、その正当性（＝役割と責任）を周囲に効果的に可視化していることに注目する。すなわち、公正で格式を備えた唯一の政府、すなわち、武家による政府が内部に存在すること、そして、その政府が社会の安定を担っていることを可視化し、統治身分である武士と非支配者層である領民が常にこれを望み確認し合うことによって、社会の安定を確実に、かつ、円滑に継続することに貢献した。

この方向性の上に最終的なOUVを表明することになるが、OUVについては今後も当協議会の学術会議や国際会議、あるいは、公開シンポジウムなどの場で、多くの方々からのご批判、ご意見を頂くことによつて、さらなる磨き上げを継続し、より確実なものとする。ここでは、これ以上の議論は行わない。

ところで、日本における「城」の重要な特徴の一つが、その周囲における都市の形成である。いわゆる近世城下町（以下、「城下町」と表記）である。言うまでもなく、この都市は「城」と一体のものとして設計され運営された。さらに、その「城下町」の多くは今日も存続し、現代都市の基盤となつてゐる点も見逃せない。事実、今日の都道府県庁所在都市の内三三か所が「城下町」の系譜を受け継いでいる。まさに、世界的にも稀有な歴史都市の類型であり、県庁所在地ではないものの、彦根城に伴う「城下町」（以下、彦根城下町と表記）も、この歴史都市の典型的事例の一つである」と言うまでもない。

さて、彦根城の世界文化遺産登録においては、その初期段階から「城下町を資産に含むべき」という議論が繰り返し行われてきた。確かに、彦根城下町は学術的・学史的に取り上げられることが多く、街路等の町割りが良好に遺存し、数は少なくなつたものの、その中には江戸時代に遡る社寺や民家、武家屋敷なども一定数残されている。また、商業地区などの現代建築物以外は、明治以降の建築物であつても低層、瓦屋根の住宅建築が基本

であり、歴史都市としての併まいを色濃く伝えている。

しかし、良好な保存状況といえども、それらは点的な存在にすぎず、城下町を世界文化遺産の資産とするには、真正性、完全性を満たすものか、そのOUVを含めてさらなる調査・研究が不可欠である。また、日本の低層・木造基調の歴史都市における世界文化遺産としての保存と都市運営の両立には、解決されねばならない課題も多い。

その上で、彦根城の価値を追求する過程において、前述のとおり「城」を資産範囲とするOUVが見出せたこともあり、現在は彦根城下町を資産範囲に含めないことを見結論としている<sup>(1)</sup>。



写真1 城の周りに広がる彦根城下町

見直せば、改めて「城」と「城下町」の深い関係性が確認でき、OUVを深化させる作業過程において「城下町」を確実に定義することは有効である。そして、世界文化遺産登録を前提としてこの作業を進めるにあたっては、彦根城のOUVを成立せしめている諸々の特徴から、「城」と「城下町」の関係性が説明されねばならない。

① 「城」という明確に区切られた空間への集住と集中

この特徴はOUVに直結する。「城」と「城下町」とが明確に区別されていることを前提とし、その圧倒的な解離性こそが、公正で公平な唯一の政府の存在を具体化するという視点である。では、なぜ明確で圧倒的な解離性を必要としたのか。本来この特徴的な外形は「城郭と言う戦闘性」に起因する。しかし、戦闘の時代終了後において「城」としてその解離性をどのように維持・利用し、どのような効果を期待したのか。統治者である「城」側の視点のみならず、被統治者としての「城下町」の視点からの追及も不可欠と考える。

## ② 「城」の外観

OUVにおいては、資産が効果的に可視化され、武士層のみならず領民（市民・農民）層を含めた全ての人々が、これを望み見ることによつて得られた効果を重視している。いうまでもなく、これは「城下町」および、その周辺地域からの城郭に対する可視性に係る問題であり、城下町の形態論やヴィスタ論として長い研究史の蓄積がある<sup>(2)</sup>。その詳細には立ち入らないまでも、改めて城下町研究の基本に立ち戻りつつ、OUVという新しい視点からこの研究史を引き継ぐことも課題である。

## ③ 彦根城の代表性・典型性

世界文化遺産として登録するためには、彦根城が日本全国一八〇の統治拠点としての「城」を代表することの証明は不可避である。「城」としてのOUVに基づく彦根城の特徴を具体化し、それが一八〇の「城」においてどのように保存され、顕現化されているのか、その詳細な検討である。この比較検討の結果として、彦根城がOUVに基づく「城」の代表である

## 一 彦根城のOUVと「城下町」

こうした経緯はともかく、彦根城のOUV探求の視点から彦根城下町を

と結論を導く。

こうした比較の方向性において、彦根城下町に

関しても典型的・

代表的と言えるの

か。そもそも「城

下町」の典型とは

何なのか。それを

定義する要素は何

なのか。「城下町」

の保存状況とは

何を指標とするの

か。世界遺産の登

録を離れても、都

市研究において極

めて有効な視点と

なり得る。



写真2 彦根城のビスタ（連着町から天守を望む）

ものとするためにも、単に数値的な目標・制限によって周辺環境を誘導するのではなく、「城」と「城下町」の関係性に基づく保全・誘導の理論を構築することがより実践的である。

#### ⑤ SDGsの視点から

緩衝地帯の視点とも共通するが、今日的な世界文化遺産では、資産の保全と資産を取り囲む都市空間（＝歴史都市）の持続可能な発展を両立することこそが必要とされる。すなわち、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくり」を達成するための一つ行動として、世界文化遺産の取組を強化することが位置付けられ、緩衝地帯を含む周辺都市の在り方が、この目標を具体的に実現すべき対象となる。これを彦根城において実現するためにも、資産である「城」と、周辺都市空間である「城下町」の関係性の解明、言い換えれば、「城下町」とは何か、その歴史文化としての本質に基づきつつ、今後の行動計画を立案することが求められる。緩衝地帯は資産へのアプローチであり、その資産が地域コミュニティの中でどのように位置づけられ、大切にされているかを実感する空間である。その大部分を占める城下町を健全な都市空間へ育て上げることは、地域住民のみならず、関係人口、交流人口の問題としても重要なのである。

#### ⑥ 城下町研究への貢献

彦根城の世界遺産登録作業においては、「城」を定義することによって、

#### ④ 緩衝地帯と の関係

これまで曖昧のままにおかれていた「中世城郭」や「織豊期城郭」との区別を明確にしている。一方、城下町については、これまでの学史においては、中世城郭に起原があり、織豊期城郭において大きく発達したことが明らかにされ、その延長線上に「城下町」が位置付けられている<sup>(3)</sup>。彦根城のOUVの追求の過程において、新たな視点によって中世城郭と江戸時代の「城」に明確な線引きが可能になる以上、城下町についても同様に線引きが可能なのか、改めて議論を行うことも必要であろう。

以上のように、彦根城の世界遺産登録では城下町を資産としないという

基本方針を有するものの、その存在を無視し得るものではなく、むしろ、OUV探求の両輪として、積極的に「城下町」を再定義する。そのうえで、改めて彦根城とどのような関係にあるのか、彦根城下町はどのような在り方を目標とするべきなのか。彦根城のOUVの本質を極め、彦根城を世界文化遺産としての登録を実現する前提として、「城下町論」を追及する必要性は大きな意味を持つと言える。

## 二 日本国文化の源泉としての「城下町」

ところで、彦根城の世界遺産登録における国内の比較分析対象は一八〇の「城」である。その前提として「城」毎の個性および、それぞれの典型的なる「城」の姿を認めつつも、「象徴性」と「集約性」という二つの特質においては、類型は一つであると結論付ける。これは彦根城のOUVの前提でもある。そして、この事実から類推すれば、「城」の周囲に一般の武士と町民が居住する空間の形成という意味において、「城下町」についても強い個性と形式差を持ちつつも類型としては一つであると想定することは不可能ではないだろう。

その上において、政治の仕組みを具現化し、安定した社会を継続せしめた装置としての「城」とその周囲の都市が、日本各地に一八〇存在するものの、類型としては一つであると認め得ることは、日本文化の在り方・本質を考える上において極めて重要な意味を持つている。<sup>(4)</sup>

### ① 同質的「藩」の安定的併存

「城」の同値性の理由であり、同時に結果でもあるが、江戸時代においては、いずれの藩も幕府の規範・基本方針に従いつつ、共通の課題である「社会の安定」を具現化するための政治を行つた。特に、参勤交代という制度の下での江戸における藩相互の情報共有は、無視し得ない大きな意味を持つていた。その結果、それぞれの藩の政治の内容・仕組みも高い同値

性を示すものとなつた。それぞれの藩は個別の政府としての独立性を保持しつつも、実際には強い画一性と連携をもつて運営させていたわけだ。すなわち、日本列島には一八〇の「領域」が、類型としてすべて同じ形の拠点である「城」を定め、その周囲に類似する構造の都市「城下町」を営み、周囲の農村・山村・漁村等を包含し、同質性の高い政治を執り行う「藩」として併存した。すなわち、独立しつつも規範化され同一視し得る藩が、秩序を保ちつつ一八〇カ所で共存する体制こそが江戸時代の姿であった。

### ② インフラの整備と復興・発展へ

「城」および「城下町」の構築・維持は、言うまでもなく「土木技術」と「建築技術」の飛躍と集大成をもたらすものであり、各藩においてはこれら諸技術の積極的な発動・集積・拡散・再配置が進められた。特に江戸初・前期にあっては、それらは混乱した中世からの復興を進める原動力となり、外的拡張が許されない藩が成長するための前提となるべきものでもあつた。具体的には都市インフラ、農・山・漁村インフラの整備として実現し、河川の改修や堤防設置、新田開発に始まり、都市では上下水道や道路も整備され、農村においても単に長大な水路のみではなく、水の循環を意識したシステムや運用ルールなども構築された。「城」を頂く都市自体も、これまで不毛の地としておかれていった低湿地を新たに開発して営まれた事例が多いことも象徴的である<sup>(5)</sup>。

これらの中には歴史記録に残るような大規模な開発・再開発も少なくないが、小規模・中規模の開発が繰り返し実施されたことが重要である。各地における小規模・中規模の開発は町や村を確実に変化させ、それぞれの町や村においても自立のための体制整備とその技術的な定着を促した。その結果、村はもはや外的な拡張と、それを支持する多様な権力の存在を必要とせず、インフラ整備とその技術保有に基づく自立的な発展を指向・実現する存在へと変質を加速させた。同時に、それらが高度なネットワークで結ばれることで、重層的な自立の蓄積となり、全体としての生産性の向上に基づく藩の自立性を高める要因となつた。

### ③ 厳格かつ特徴的な身分制度



写真3 彦根藩が維持・補修に与えた布施の溜

江戸時代は厳格な身分制社会であった。当然それは、階層的な支配・被支配の関係を生み出し、差別意識の形成を促すものではあったが、江戸時代の身分制度は上下の関係を固定化するとともに、身分毎の社会的役割を明確化し、これを保証したことに重要な特徴があった<sup>(6)</sup>。すなわち、武士には武士、町人には町人、農民には農民の役割が定められ、それぞれの身分・役割・立場を、専従の権利と義務として固定化した。さらに、その身分に応じて居住地が定められ、空間的な固定化も図られた。大名と家老層までの上級の武士が城郭内に、一般の武士と町人が城下町に、そして、

農・山・漁民が村に。これは最下層、被差別層とされる人々も同じであつた。

こうした厳しい規制を課すことでの社会的安定を保持したことは否定しないが、定められた義務を果たしさえすれば、その他部分では実質的な「自由」の側面も許認されていた<sup>(7)</sup>。例えば農民の場合、定められた年貢を納め各種の縛りに従う限り

には武士、町人には町人、農民には農民の役割が定められ、それぞれの身分・役割・立場を、専従の権利と義務として固定化した。大名と家老層までの上級の武士が城郭内に、一般の武士と町人が城下町に、そして、

農・山・漁民が村に。これは最下層、被差別層とされる人々も同じであつた。

こうした厳しい規制を課すことでの社会的安定を保持したことは否定しないが、定められた義務を果たしさえすれば、その他部分では実質的な「自由」の側面も許認されていた<sup>(7)</sup>。例えば農民の場合、定められた年貢を納め各種の縛りに従う限り

においては、基本的法令に反せず、「度を越さない」範囲において、多くの活動は默認された。極端に言えば、余暇・余剰を如何に活かすか。農民には自らの意思と工夫によつて生活の向上を実現し得る余地が存在した。これは換金作物、特産品等の生産が活性する重要な下地となつていった。

### ④ 村請制度によるムラの自立性

藩における統治の重要な方針の一つとして、藩政府は全体の枠組みの形成と全体におよぶ課題解決は担うが、「町のことは町に」、「村のことは村に」という基本方針が存在した。これらが歴史の積み上げの中で形成された「独立した村」を基本とするかの議論も必要であろうが、少なくとも江戸時代においては、村、町の再定義を行つた上で基礎的なインフラ整備を前提として行いつつ、そうした村々の自立を追認した。現在的に言う「自治」とは異なり、また、その内部における非近代性も言うまでもないが、町や村の裁量権が認められていたことを過小に評価することはできない<sup>(8)</sup>。納税においても基本は個人に課されるが、町や村がその責任を持つ、村請・町請が一般的であった。納税の義務を村全体で果たすことによって、村全体として計画的、現実的な生産管理を行うことが可能になり、その結果として税に直接関係しない特産品・換金作物の生産を計画的・効果的に行うことを行ならしめた。

これは農・山・漁村の自立、あるいは豪農などと呼ばれる経済主体の成長を促すのみではなかつた。藩の外的拡張が厳しく禁じられた時代であるがゆえに、内的成長に結びつく特産品の栽培・生産・流通は、都市、農・山・漁村のインフラ整備を前提としつつ、相互にネットワークで結び付き、それぞれの藩が産業育成として競つて奨励するところになつた。村や町の自立性こそが、藩の内的成長の礎であり、社会安定の前提であったのだ。

### ⑤ 日本文化の特徴の形成

こうした政治体系、インフラ整備、身分制度、村の自立などが相互に作用し、何よりも全ての人たちが身分・立場を超えて社会の安定を目指した結果、江戸時代前期から中期にかけて、個別の藩・地域の復興、成長の集

積として日本列島全体の急激な生産力向上、経済発展を達成した。その結果、気候変動や災害が頻発する江戸時代中・後期を乗り越える体力を養い、政治目標でもある社会の安定を実現し得たのである。



写真4 彦根藩領 長浜町の祭礼（長浜曳山祭り）

舞伎の隆盛と農村  
歌舞伎の隆盛は、  
まさに拡散する文  
化の代表と言い得  
るだろう。しかも、  
一八〇か所の領域  
が、経済的な競合  
のみならず文化的  
な格式も競い合つ  
たことで、それぞ  
れの文化的個性が  
強調される一方、  
全体として、すな  
わち日本としての  
強い同一性・類似  
性をもつて発達す  
ることを可能とな  
らしめた。その成

トワークで結ばれ、その地域ならでは特産品を生みだし、その需要と評判は全国へと拡散した。文化活動は地域の伝統に依拠しつつも、それまで多様な権力主体が独占した文化が解放されるとともに、地域間の交流が進み、歌舞伎や浮世絵に代表されるように、いずれの地域においても、都市においても町においても村であっても、等しくそれらの文化が享受される時代となつた。江戸歌

とされた後に他領へと運ばれた。情報伝達としても必要性が認識されてい  
た学問は、武士層のみならず都市住民の必須の教育として再構築され、農  
村においても同様であった。もちろん、農山村における飢饉やそれに伴う  
不条理の実態を無視するものでは無い。全体論として、都市＝「城下町」  
と農村が太いパイプで結ばれ、多くの物資が都市に運ばれ、経済のみなら  
ず文化交流も活発にならしめたことの意義は正しく評価されねばならない  
のだ。都市祭礼は近隣農村からも多くの民衆を集め、そこで得た経験は農  
村祭礼にも反映された。農山漁村で蓄積された技術は都市の商工業と結び  
つくことで大きく発展し、農山漁村の技術水準をさらに向上させた。海浜  
部で生産される漁肥は農業生産力向上に不可欠であり、「城下町」を経て、  
広く農村に流通した。農山漁村－城下町－農山魚村を貫く経済・文化・学  
問・思想の流れは、あたかもシャンパンタワーのようにあふれ出し、これ  
が江戸時代の姿であった。

そうした「城下町」が等質的に一八〇秩序を持つて併存し、競争と共存、  
協働と差別化を繰り返した。この反復運動こそが「日本文化」創出の母体  
である。城下町研究は都市史研究、政治史研究であるとともに、こうした  
視座を統括した上で、日本独特の文化構造の母体として、まさに文化史の  
一つとして掘り下げる必要が存在すると言えるだろう。

果として、江戸時代は「日本文化」という大枠が明確に形成されるとともに、その枠の中で強い地域色・個性が生み出されるという、一見相矛盾するものの、実は力強い基礎体力を必要とする社会文化現象を実現し得たのである。それは世界に類を見ないものもある。

### 三 彦根城下町とは

ところで、町づくり系の講座などで話すことでもあるが、彦根城下町は実は「魅力」の少ない城下町である。理由は二つ。

一つは有力な鎮守、神社が存在しないこと。江戸時代に新たな政治都市として整備された城下町であっても、旧来の神社を鎮守として位置づけ、あるいは、八幡神など武士になじみ深い神、父祖の地の産土神などを勧進し、鎮守として位置づける事例は少くない。鎮守が置かれれば祭礼が不可欠で、たとえ武士が勧請した神であっても、祭礼は町人の実力の発露として、山車や花飾りなど壮大な仕掛けが作られ、あるいは、総おどりのような行事が付随し、祭礼のための馳走も生み出された。有力な鎮守の無い彦根城下町には、そうした鎮守・神社に伴う歴史文化が希薄である。これは私の感想ではない。江戸時代においても城下町の住人は、多賀大社の祭祀への関与を求め、長浜曳山祭りの見学に行つた武士は処罰の対象とされたこともあった<sup>(9)</sup>。武士も町民も鎮守や祭礼を求めていたが、これが存在しなかつたのが彦根城下町の特徴なのである。

今一つは、豪商と呼ばれるような商人が成長しなかつたこと。城下町の基本は、集住する武士の生活を支え、活動を支援する商工者を集めることである。しかし、城下町は年貢の集積と売却に始まり、特産品の集積・販売、肥料・飼料などの広域流通による必需品の流通など、次第に藩域経済の拠点として成長し、それが全国のネットワークで結ばれた。まさに、地域の核であり、文化の核であったわけだ。しかし、彦根藩では、年貢の集積・売買は担うものの、特産品や必需品の流通は主として長浜や高宮が担い、近江八幡などの他領の経済拠点に依拠する部分も少なくなかつた<sup>(10)</sup>。さらに薩摩などの村においても豪農・近江商人が育つていつた。すなわち、彦根の場合、城下町が藩域経済唯一の拠点ではなく、定義的な武士の生活・活動を支える城下町としての性格が強く残り、必然として全国規模で活動

する豪商の成長も限られていたのである。

三〇万石、譜代筆頭の城下町であるにも関わらず、何故、こうした「華やかさ」に欠ける城下町となつたのであろうか。歴史性、地理性、あるいは井伊家ゆえ。種々の理由が複雑に関係するが、少なくとも、「教科書的」であり、原形的な城下町が形成され、それが姿を変えることなく維持されたと「好意的に」理解することは誤りである。



写真5 多賀大社（彦根城下町から祭礼に参加）

發達が著しく、その実態を示す古文書類が数多く残されている。菅浦文書、建部日吉神社文書などを典型に、それらは神社に伝えられ、村の権利関係を示す資料として大切に保管・伝承された。すなわち、神社は旧来の村の権利を伝える場であり、村の権利の象徴でもあった。その上で、彦根藩領にあつてはそうした古文書類はほぼ伝わっておらず、大きな特徴となつて

い。これに関する定説はないが、井伊家支配として村を再定義する過程において、村の権利については井伊家が保証することと引き換えに、従来的な村の権利のリセットが行われた。その結果として神社に伝わる古文書類が破棄された可能性が高いと考えている。そして、その徹底、延長として、城下町においても特定の神社を鎮守として位置づけ、特別な役割を与えることは行わなかつたのではないか。このように考えれば、結果として武士の統治に特化した城下町であるとしても、それは典型として位置づけ得るものでは無く、あくまで、近江国、あるいは、その地における井伊家支配の特殊性の結果である。言い換えれば、解明すべき彦根城下町の特徴・個性なのである。

経済・文化拠点も同様である。彦根城下町の構造を観れば、中山道鳥居本方面および高宮方面からの引き込み路とともに、内船と外船二つの港湾を持つことが特徴だ。すなわち四方を外部に向けて広げた構造であり、流通・経済拠点としての城下町をイメージしていたことは明らかである。しかし、町人（商人）地の設定が限定的であり、また、船舶の一元管理など軍事的な港湾施設としての性格を強固に維持する城下町の構造的な特徴に加え、流通拠点というよりも戦略拠点としての地理的狭隘部に位置することと、長浜藩が彦根藩に組み込まれたことや近江国全体としての村々の自立性の高さゆえに、彦根城下町は発達する江戸時代の経済体系の中での唯一無二の中心として発達することができなかつた。すなわち、結果として広域経済の拠点としての機能が弱い城下町であつたとしても、それは意図的なものではなく、彦根藩という地勢や成立、変遷の特殊性に起因した結果であり、その変遷の過程で生み出されてきた特徴なのである。

ところで、江戸時代は二五〇年の時間幅を持っている。その中にあつても、「城下町」の中核である「城」については、江戸時代に実質的な軍事力が求められることはなく、むしろ、その発動を自制していくことにより、あるいは、幕府の強い統制によって、軍事施設としての城郭は固定され、変化することなく当初の姿を凍結した。組織としての軍事も同じである。

もちろん、御殿、重臣屋敷、大名庭園、藩校など後に付け加えられた施設は存在し、藩政自体も不斷に改革が繰り返された。しかし、「城郭としての軍事性の本質」は不变であり、支配階級としての「大名・上級武士の集住地」として囲い込みも不变であつた。

一方、その二五〇年間には、経済、文化、思想等々、社会の多くが変化し、再生産され続けた。そして、この変化は「城下町」に強く反映された。なぜなら、そこは藩域における経済・文化・学問・思想の中核であり、これらは変わる（発展する）ことこそが目的であり、本質であるからだ。もちろん、インフラとして整備された「城下町」の骨格は不变である。不变である「城」を中心とした変化する都市としての「城下町」。城下町研究の面白さは、この対比にある。そして、その逆行性の中にこそ解明すべき「城下町」の歴史的な意義が存在し、同時にこれは「城」の歴史的意義の表裏でもある。

変化する「城下町」と変化しない「城」。その対比性、逆行性の解明こそが、彦根城のOUVをより豊かにすると同時に、「変わることの許さない文化遺産としての「城」の保護と、「変わる」ことが当然であるべき歴史都市としての「城下町」の保全。両者の均衡のとれた両立に向けた前提としての「城下町研究」であると位置付けている。

#### 四 城下町研究の視座

以上、縷々述べてきたように、彦根城の世界文化遺産登録を推進するうえで、「城下町」研究は避けてとることのできない課題である。もちろん、直接の登録推進の作業においては、城下町の重要性を必要以上に主張することは控えるべきである。資産に入れるべきだという議論を生みかねない。繰り返しになるが、現在のOUVにおいては城下町を資産範囲とする必要は存在しないし、我々としても、これを資産とすることは考えない。

しかし、歴史的に「城」と「城下町」の関係性が否定できないものである以上、「城」のみの研究を進める上においても、常に、その到達点を知り、問題点を多角化する意味においても、研究の表裏として「城下町」を意識することは、決して無益な行為ではない。

その取り組みとして、令和三年九月一三日には山村先生をはじめ今回の執筆者を含む研究者が集い勉強会を開催した。その時点から今日まで問題意識に変化はあるが、城下町の研究の必要性の認識はゆるぎない。そして、世界遺産登録が事前評価という新しい段階にあるからこそ、城下町研究は一層必要になる。我々が紀要の刊行にあたり、最初に「城下町研究」をテーマ研究とした理由もここにある。

さて、テーマ研究は四本の考察から構成する。

卷頭の山村論文は、彦根城下町の成立過程を立地条件および町割・町立て等の分析から解明したもので、今後の彦根城および城下町研究の基礎となる論考である。山村亜希先生には、当協議会が設立される以前から、資産範囲に城下町を含み得るのか、その価値はどこにあるのかなど、数々の議論をお願いし、特に、協議会の設立後も研究会としてのワーキング会議にご参加をお願いした。先にも述べたように、彦根城の世界遺産登録においては「城下町」を資産にすることはない。しかし、「城」の研究と表裏をなすものとしての「城下町研究」は必要不可欠と考え、まさに、そのフレームとしての「彦根城下町」の定義を明らかにすることにご協力をお願ひしてきた。今回の論文においては、改めて現存資料を読みこむことで、ニユータウンとして彦根城下町の成立過程を丁寧に解明し、慶長期と元和期において町人地と街道の関係が異なる原理であることを立証したうえで、町人町の在り方の変化など、大阪の陣というイベントを挟んで、城下町に対して期待された意味が異なること明らかにする。これは、本丸御殿から表御殿への藩主居所の移動、第一郭からの重臣屋敷の撤退、そして中堀の掘削という、まさに織豊期から徳川期へ、戦乱の時代から安定の時代

へ「城」そのものの変化と一体として理解されるべきものであり、彦根城のOUVに通底する議論を、中堀の内外から、まさに両輪として行うこと可能にした。その上において、元和期以降においても、増加により増加する武士層の居住を限られた地形条件の中で優先せざるを得なかつたこと、水上交通への結節においてもその管理体制が重視されるなど、商業性よりも軍事性および政治性を重視した基本設計、また、町割りの面積、分布状況など、彦根城下町では本質的に町人（商人）への期待は大きくなく、まさに武士重視の城下町を形成したという重要な結論を明らかにした。このように「城下町」としての彦根の方向性が定まつたとする指摘は、時代に即応し変わりゆくべき「街」としての城下町を考えるうえにおいて、「枠組みの固定化された町」という「ある種の窮屈さ」をどのように克服するのか、興味深い視点でもあり、今後、継続的に研究をすすめる必要がある。

山口論文では、佐和山城下町と彦根城下町の対比から、変化せずに引き継がれていたものの存在を明らかにした。山口誠司君は、県内の若手の発掘担当者であり、佐和山城下町の発掘調査を手掛けたほか、学生時代から城郭・城下町の研究を進めている立場として「城下町」の議論・ワーキング会議に参加していただいた。今回の論考では、織豊期城下町としても先進的な構造を持つ佐和山城の特殊性、そこからの町人の移住を含みつつ形成された彦根城下町の個性を見出すことに成功した。その上で、その継続を可能にした城下町そのものの「柔軟性」こそが、「城下町」を考えるためのヒントである。今回の論考では構造を中心に扱っているが、今回明らかにした構造の継続性を軸として、住人・生活・活動等の在り方など、今後引き続き解説すべき問題点の一つの定点を明らかにし得た意味は大きい。

神保論文では、彦根城下町との対比としての膳所城下町の構造を明らかにした。神保忠宏君は、県内の中堅の発掘担当者であるとともに、博物館

学芸員として、城郭、城下町の展示を多く手掛けってきた。その豊富な歴史地理の知識を改めて彦根城研究に發揮していただき、「城下町」の議論・ワーキング会議に参加していただいた。今回の論考では、改めて、県内の今一つの「城下町」である膳所城下町を分析してもらった。彦根城下町と膳所城下町では、街道の引き込み方法などに差異が指摘できるが、陸路と水路を等しく視野において水城として共通するのみならず、彦根城下町が長浜町や高宮宿を視野に入れて考へる必要があることと同様に、膳所城下町は大津町（幕領）というまさに全国流通・経済の核を視野に入れなければ、その意義付けが難しいという特徴においても共通する。単に、県下の他の城下町としての位置付け以上に、その類似性と相違性において、膳所城下町は将来的にわたり比較研究を続けるべき対象である。今回の考察では、織豊期の城下町の構造を部分的に認めつつ、過渡的な様相を見出すことに成功した。先の山口論文と同様の視点として、城下町の「柔軟性」が指摘できた訳である。その「柔軟性」が膳所城下町のその後の展開にどのような意味を持つていくのか。今後の研究の視座の一端と位置付けられる。



写真6 新しい彦根城下町のにぎわい（四番町スクエア）

いたとしても、その町の中核である「城」の存在が希薄になっているとしても、そこには城下町としての歴史が脈々と息づき、その地域のアイデンティティを下支えしていることに疑いの余地はない。その意味において、小林論文は、広く議論され、それぞれの城下町において実践されることに価値がある。我々が、彦根城の世界文化遺産登録を目指す意味は、まさにここに集約されている。

註

(1) 城下町を典型とする日本の近世都市が世界遺産として相応しくないという意味ではない。山口県萩城下町の一部が異なるOUVの要素としてすでに世界遺産に登録されているように、的確なOUVの構築と文化的景観や伝統的建造物群としての保存方法が合致した場合に登録は可能である。現在の彦根城のOUVの方向性と彦根城下町の保存手法を鑑みた結果、今、推進している彦根城の世界遺産登録においては「資産に含まない」、「含み得ない」との意味である。

(2) 宮本雅朗一九八五・一九八六「近世初期城下町のヴィスタに基づく都市設計1・2」『建築史学』4・6など、ヴィスタ研究は城下町研究の基礎と位置付けられている。

(3) 初期の城下町研究には以下のものがある。

①藤岡議二郎一九五二「城下町の地理的性格に関する一二三の考察」『人文地理3-5・6、』

②同一九五五『先史地域及び都市域の研究』柳原書房

③矢守一彦一九七二『城下町』学生社

④同一九七二『城下町研究ノート』古今書院

⑤西川幸治一九九四『都市の思想（上）（下）』NHKブックス

(4) この考えについては、令和四年七月三日に実施した、彦根城世界遺産登録推進シンポジウム『世界史における近世城郭の意義』における吉田ゆり子先生のご発言に多くの触発を受けたことを記しておく。

・会場建築会館ホール（東京都港区芝五丁目）

(5) 佐和山城から彦根城への変化を一つの典型に、広島城、岡山城などを代表とする。

(6) この社会的分業としての意識は、江戸時代の前期には確實に形成されていたことが、西川如見『町人囊』・『百姓囊』等からも明らかである。

(7) 田中圭一二〇二二『百姓の江戸時代』筑摩書房

(8) 村請制度に関して、有本寛二〇〇四『村請制と自治村落の形成』（一橋大学有本氏のホームページ掲載）は、経済学的視点からの極めて興味深い論考である。

(9) 彦根市二〇〇八『新修彦根市史』第二卷通史編（近世）などによる。

(10)

湖東地域においては、天領である近江八幡が拠点を形成し、特に漁肥の流通を独占的に担っていたことは、地域の経済活動に大きな意味を持つていた。



# 彦根城下町の形成過程と都市計画

山村亞希（京都大学人間環境学研究所）

## 一 近世城下町の都市計画

### （二）城下町の永続性

彦根城は、徳川家康の重臣の一人であつた井伊直政から始まる井伊氏の居城である。慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原合戦後に、井伊直政は敗軍の将であつた石田三成の佐和山城を与えられ、十八万石で入部した。直政は佐和山城において逝去し、その後の慶長九（一六〇四）年の当主直継の時期に、公儀普請によつて彦根山に築城が開始された。大坂の陣後の元和元（一六一五）年以降には石高も増加され、彦根城は藩の政治拠点として、藩独自の普請によつて、城郭の大幅な拡張が行われた。このような彦根城の築城の進行と井伊氏の石高の増加とともに、彦根城下町も慶長期から元和期に段階的に建設されたとされる（彦根市史編集委員会二〇〇八）。

城下町の建設は、彦根に限つたものではなく、織豊期から近世前期にかけての約一世紀の間、日本各地で行われた武家権力の拠点形成事業であった。それは、土豪を出自とし農村での居住も多かつた武士を、村落から引き離して、城主の拠点城郭の周囲に日常的に集住させ、意図的に都市住人を創出した点で、日本の都市史上、画期的な事象であった。城下町とは本来的には武家の統治する軍事・政治都市であり、武士によつて計画的に建

設された入植都市である。

しかし、多くの現代都市がこの時期に建設された城下町を母胎とするところから分かるように、城下町は、支配階級の武士がいなくなつた近代以降も、地域の中核都市として発展した。このことは、城下町には単なる軍事・政治機能だけでなく、集住する都市住人が安定して生活するための商業・交通・文化・宗教等の都市機能も集積したこと、周辺地域における卓越した中心性を獲得したために、武家の統治が終焉しても、都市性が作用し続けたことを意味する。つまり、日本都市史における画期であつた城下町の誕生は、地域の中心性を獲得し、地方都市として発達する礎を築いた点で、現代的に言うならば、「地方創生」における町づくりの成功例であったといえる。

藤田達生氏は、戦国・織豊期までは、大規模戦争に即応できる大名と家臣団の宿営地としての城下町が建設されたが、戦争経済の破綻と重商主義から農本主義への移行によつて、慶长期には、広大な沖積平野に村落社会の開発拠点となるべく、永続性のある都市計画が行われた近世城下町が建設されたと、鮮やかに論じた（藤田二〇一九）。慶长期に建設が開始された彦根も、このような近世城下町の一つとして位置づけられる。それでは、彦根城下町における形成期の都市計画とは、具体的にはどのような形態として実現されたのであろうか。

## (二) 城下町プランと都市計画

前節の問い合わせるために、城下町の形態論を専門とする歴史地理学における城下町プランと、その中での彦根城下町の評価について、確認しておこう。

矢守一彦氏は、全国の近世城下町を、城・武家地・町人地の位置関係と囲郭を指標として分類し、戦国期型、総郭型、内町外町型、町屋郭外型（郭内專士型）、開放型のプランに区分した（矢守一九七〇・一九八八）。この中で彦根は、上級武家屋敷と主な町人町だけを外郭の内部に包んだ内町外町型に該当するとした。内町外町型は、身分別の居住地分化と軍事都市としての配慮を見事に顕現したもので、幕藩体制の成立期に新規ないし改修された城下町プランに卓越する型とする。

一方で、矢守氏は、城下町の町割についても、異なる城下町プランを提起した（矢守一九八八）。矢守氏は、城の大手口と町人地の街路・街区の走行方向との関係から、城下町を堅町型と横町型に分類したが、実際には複軸構造となることが多かったとする。天正、文禄、慶長と時代が下るにつれ、城下町の町割は堅町から横町へと推移していくとする。この議論を継承した中西和子氏は、秀吉系城下町では城に対する求心性が強く現れるタテ町型が多く採用され、徳川譜代の城下町ではヨコ町型が多くなることを見出した（中西一〇〇三）。中西氏は、不安定な政治状況における領国内の首都として機能した城下町はタテ町型が多く、安定した権力のもとで相対化された一拠点として機能した城下町はヨコ町型が主流となるとし、タテからヨコへの変化は関ヶ原合戦後の軍道としての街道重視によるものであると説明する。その中で、関ヶ原合戦以降に徳川譜代の城下町として建設された彦根は、ヨコ町型であると指摘された。

これらの研究をふまえると、彦根城下町における武家地・町人地のゾーニングと外郭線に関しては、他の近世城下町にも共通する完成形ないし標準形を示すと評価される。また、彦根城下町のヨコ町型の町割については、

徳川系城下町の典型として位置づけられる。これらの城下町の「骨格」や「大枠」の形態比較を行う歴史地理学の研究においては、彦根が近世城下町の完成形、標準形、典型であると評価とされてきた。

一方で、これらの城下町プランは、城下町完成後の結果から導き出した「骨格」や「大枠」の分類であつて、井伊氏が城下町建設において志向した都市計画を意味するものではない。本稿では、矢守氏や中西氏とは異なる視点から、彦根城下町の都市計画について考察する。それは、完成形の形態比較ではなく、城下町における具体的な都市空間の形成プロセスに着目する視点である。

城下町の形成過程に注目するとき、留意したいのが、彦根城下町は慶長期と元和期を通じて建設され、その過程で政治体制が大きく変化した点である。藤井讓治氏は、当初の徳川家康は江戸と京・伏見とを結ぶ動線を確保することを重視していたが、慶長十一年始めから大坂城包囲網を形成するようになつたとする（藤井一〇〇八）。江戸と京・伏見の動線上にある彦根城は、慶長期の築城過程で、大坂城包囲網の重要な一角となつたことになる。ここから、慶長期の彦根城下町は、徳川氏配下で最大の軍事力を持つ重臣井伊氏の軍団の駐屯地ないし軍事作戦上の要地であり、必要な物資補給のための商職人の町と有事に軍勢をスマーズに動かせる交通が城下町に必要とされたと推定される。その点では慶长期彦根城下町の役割は、大規模戦争に即応できる大名と武士の宿営地としての織豊期城下町と類似しており、近世城下町への移行期とみることができる。

一方で、安定した政治体制が確立する元和期以降になると、彦根城下町は政治を行う行政官としての武士の生活空間となつた。その人口を支えるのに十分な広さの土地とともに、商工業・文化・宗教等の都市機能の向上と、江戸や京・大坂などへの平時の移動に使う街道の整備が必要となるだろう。しかし、慶長期からの城下町建設は既に進行しており、元和期にもそれを基盤にしつつ、武家地・町人地の拡大と街道交通の活性化のための修正を図ることになつたと推定される。藤田氏の指摘する近世城下町の永

統性のある都市計画は、慶長期の都市空間を基盤として、元和期に修正の上で完成に至つたとみることができよう。

これをふまえて、本稿では都市計画の構想と施工の起点となつた慶长期から、その修正と再施工がなされた元和期にかけての形成過程を考察する。具体的には、慶長期の街路・街区の形態や、町・寺院・武家地・足軽地の配置の特徴と、元和期の変化について、歴史地理学的な分析を通して、若干の知見を加えたい。

## 二 城下町建設の前提条件

### (一) 彦根城の立地と交通

城下町は城郭に伴う都市であり、中核となる城郭がどのような立地を選んだかに、都市建設の内容は大きく左右される。そこで、彦根城下町の前提となる彦根城の立地を、戦国・織豊期の佐和山城とともに検討する。

明治二十六年の二万分の一地形図(図1)にみると、佐和山城は、東の山地と西の湖が接近し、平野が閉塞する位置にある。ここは、佐和山以南の湖南平野と入江内湖以北の湖北平野の境界にあたる。さらに、佐和山城の東側を通過する中世東山道(近世中山道)は、佐和山の東で山中の谷に入り美濃へと抜けるため、佐和山城は近江と美濃の境目でもあつた。中世東山道は、佐和山城の東で北国街道に分岐し北陸に至るため、東海・北陸方面への街道の分歧点でもあつた。佐和山城の西側は琵琶湖の内海である松原内湖と接しており、琵琶湖水運に直接関与することも可能であつた。このように、佐和山城は湖南と湖北、近江と美濃の地形上の境界であるとともに、東海・北陸方面への街道交通を掌握するにも優れた立地であつた。この優れた地理的立地ゆえに、戦国期の佐和山城は、六角氏、浅井氏、織田氏といった戦国大名による争奪の的となつた。岐阜を本拠とする織田

信長は、安土城築城前において、岐阜～京都間の中継点である佐和山城を近江の居城として重要視していた(中井二〇〇七)。元亀四年には、佐和山山麓に材木を運ばせ、大型軍船を建設させたことから、信長は松原内湖を大型軍船の造船と停泊が可能な軍港と位置付けていた。豊臣期には秀吉家臣が近江の主要街道を押さえる山城に配置され、「山の城」城郭網が形成されるが、この時も佐和山城はその一環をなす拠点城郭であり続けた(中井一九九七)。

このように佐和山城は、近江でも一級の軍事戦略上の要衝に立地する城郭であると言えよう。関ヶ原の合戦後の徳川方の武将の再配置において、豊臣秀頼と豊臣恩顧の大名が多く残る西国に対する抑えとして、重臣の井伊直政がこの地に配された。これも、佐和山城が石田三成の本拠であつたという点に加えて、その軍事戦略上の立地が、慶長期でもなお重視されたことを示している。

佐和山城の至近距離に築城された彦根城も、広いスケールでみれば、佐和山城の軍事戦略上の要地としての立地を継承したとみることができる。一方で、西国への軍勢派遣のルートとして琵琶湖舟運が重視されたこと、一八万石の家臣団を維持するための城下町の建設用地を確保できるという点が考慮されて、佐和山ではなく、彦根山に築城されることになつたとされる(彦根市史編集委員会二〇〇八)。軍事戦略的な立地を受け継ぎつつ、軍港と軍勢の駐屯地の建設も意図したために、松原内湖に面して松原湊に近接するとともに、広大な平野を確保できる彦根山が選ばれたことになる。

水運面で優れた立地を選んだ彦根は、街道交通の点からみると、必ずしも利便性の高い立地ではない。佐和山の東を通過する東山道は、彦根城の築城と同じ慶長期に徳川家康によつて中山道として整備されたが、このとき彦根城下町を経由するように、ルートが変更されることはなかつた。佐和山の鞍部を通る切通道は、佐和山城の城内通路としては存在したが、当初は中山道と彦根城下町を結ぶ一般の往来が可能な公道ではなかつた。その点は、同時期に建設された膳所城が、東海道を城郭の外堀に並走させ、

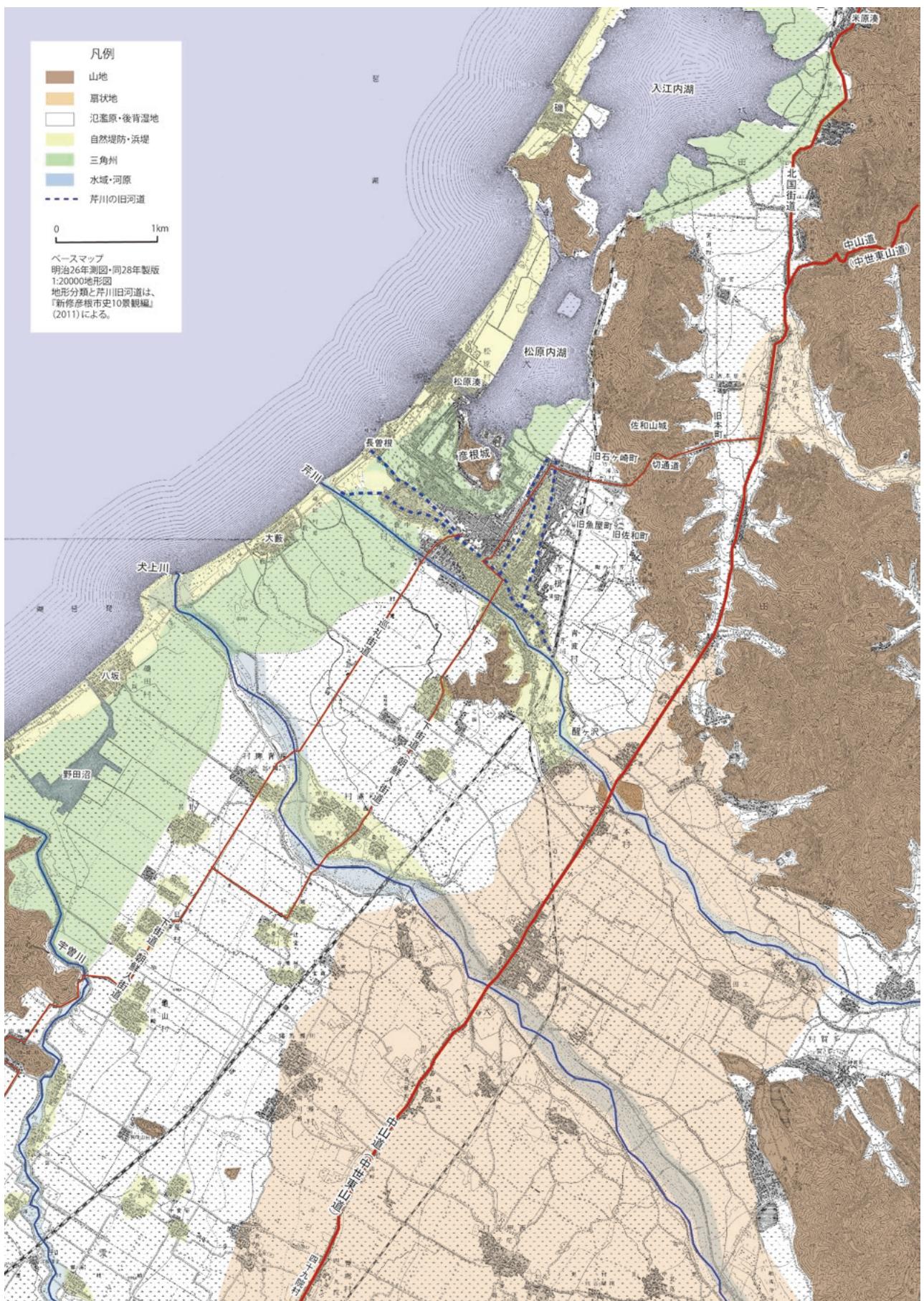


図1 彦根の地形条件

城下町の端から端まで内部に街道を完全に引き込んでいるとは大きく異なつておらず、彦根城下町の当初の交通の主眼が、街道よりも水運に置かれていたことを示している。

元和期になると、藩政の拠点としての彦根城の周囲に大量の武士が役人として居住し、生活に必要な都市的要素の集積が、一層、彦根城下町に求められるようになつた。水運と軍事戦略上の立地を優先して選ばれた彦根城下町に、街道交通との結びつきの強化も図られるようになつたことが予想される。切通道を延長して、中山道と彦根城下町を結ぶ下街道（朝鮮人街道）の整備がなされたのが、元和期以降の井伊直孝期とされる（彦根市史編集委員会二〇〇八）が、これも中山道が彦根城下町を経由しない点を修正するためであろう。

## （二）自然地形と中世村落

次に、彦根城下町の土台となつた地形と先行する集落・道について検討する。図1に示したように、地形分類図（彦根市史編集委員会二〇一二）によると、彦根城下町は、自然堤防、後背湿地、三角州、浜堤の四種類の地形の上にある。これらの地形の成因を考えるために、築城以前の彦根の景観を描く「彦根御山絵図」（彦根市図書館所蔵）を参考する。この絵図は、永禄期と関ヶ原合戦直後の慶長期の二時期を分けて表現する。これらは江戸時代中期に模写され、過去の景観を回顧的に描く古図であるが、その原図は井伊直政の家臣が描いたものとされ、築城期に近い時期に成立した可能性がある。

一方で、自然堤防・後背湿地と浜堤との間にある三角州には、彦根を除いて、明治期には集落が存在しない。浜堤の内側には、かつて松原内湖や野田沼のような内湖がいくつも形成されていたことが推定される。内湖に土砂堆積が進んだ場合、三角州として陸地化する。彦根の三角州も古くは内湖の一部であり、彦根山は周囲を水で囲まれた独立した島であったかも知れない。このようなことから、三角州は相当に低湿地であり、居住地としては向かなかつたことが推定される。また、水田開発ができるも湿田になるような排水不良の地形環境である。

永禄期の「彦根御山絵図」において、彦根山は、尾末山や長尾山といった複数の山塊と連なつて描かれている。これらの山塊の山頂付近には、彦

後背湿地、三角州にまたがつて展開したことになる。「彦根御山絵図」には、各所に渓や沢が描かれるが、それらは扇端部や氾濫原・後背湿地にあたる。このような地形に湧水地点が多かつたことは事実であろう。

彦根周辺に視野を広げて、地形と集落立地との関係を検討しよう。明治期の地形図（図1）によると、この一帯は、扇状地と後背湿地・氾濫原において、条里地割の痕跡が明瞭に残る。古代・中世以来、耕地開発が進められてきたことが分かる。さらに、図1を見ると、扇状地及び氾濫原の中に点在する自然堤防上に、まとまつた大きさの集落が立地する傾向が読み取れる。永禄期の「彦根御山絵図」には、松原内湖に向かって流れる芹川の近くに彦根村、世利村、安清村が描かれる。その位置からみて、平野全体の傾向と同じく、芹川の自然堤防に立地していたとみられる。

根寺、石上寺、門甲寺、文明寺、千代宮といった複数の寺社が描かれ、南の中腹には観音堂が描かれる。観音堂に向かう南北の巡礼街道は描かれるが、門前町的な集落は描かれていない。尾末山という山塊は、近世以降は存在しないが、これは城下町建設時に全山を切り崩して土地造成に使用したためであるとされ、その跡地は尾末町と伝わる。これをふまえると、東西にいくつかのピークを持つ山々が横たわり、宗教施設が多く集中する靈山となっていたが、周囲に町場は形成されず、そこには彦根村・長曾根村を中心とする農村景観が広がっていたと推定される。

矢守氏は、近世地誌や「彦根尾山絵図」等の古図をもとに、彦根城下町建設以前の村々の領域を地図化して示した（矢守一九七二）。それによるところ、後の外堀の内側の大部分は彦根村の村域であり、その中に中村や安養寺村の領域が存在したとされる。彦根村の村域は、氾濫原・後背湿地とともに、三角州が相当の面積を占めていたことになる。中世の彦根村は、低湿地における耕地開発を積極的に進めたことが推測される。長曾根村も湖岸近くにまとまつた村域をもつていたとされ、浜堤の内側の三角州に開発を進めていたと思われる。彦根山周辺は松原村の村域であり、浜堤のみならず、松原内湖一帯に村域が広がっていたことを推定させる。その他、後の外堀の外側には、世利村、里根村、安清村、後三条村、中藪村の領域が広がっていた。これらの領域は、彦根村や長曾根村に比べて、地形的には比較的安定した氾濫原・後背湿地である。

このように彦根城下町が、彦根村と長曾根村を中心に、複数の中世村落にまたがる広大な土地収用を経て、建設されたことが分かる。そこには、自然堤防や浜堤の微高地にあつた集落や、氾濫原・後背湿地の水田、三角州の低湿地の湿田も、多分に含まれていたと推定される。矢守氏が指摘するように、芹川の流路変更や尾山の切り崩しは、中世村落の用水システムを変化させ、琵琶湖や内湖の漁場の環境変化に直結する（矢守一九七二）。

彦根城下町という都市空間の建設は、中世村落の生業を否定し、地域環境を変化させることにつながる。城下町として安定した居住環境を作るため

に、最初に実施された事業が、芹川の付け替えによる水脈のコントロールと主に三角州の排水不良地の改善であつたことは想像に難くない。芹川は城下町の市街地を避けるように南に付け替えられ、複数の旧河道は狭い水路を残して廃川となつた。

ここで強調しておきたいのが、彦根城下町は、地盤が安定した高台や、中世集落が立地しがちな微高地のみを選んで展開している訳ではない点である。また、市や町といった都市的な場を再編して、城下町建設が行われた訳でもない点も特徴である。その逆で彦根では、低湿地や水田の土地を広く収用し、河川の付け替えという大工事を行つて地盤を改良し、中世村落に生業の変更と集落移転を進めるというドラステイックな建設事業を行つて、都市空間が創出されたことになる。

一般に近世城下町は、それ以前の都市的な場を継承し、既存の都市要素を再編しつつ建設する場合と、村落や未開の土地に新たに都市を建設する場合の二つがある。前者のオールドタウン再編型城下町だと、戦国・織定期までに獲得された都市性や中心性が、近世城下町の持続性に引き継がれたとみることができ、必ずしも近世城下町の都市計画が都市の永続性に影響したとは言えない。一方で、後者のニュータウン型城下町だと、地方都市としての定着と発展は、新規の都市計画やその施工のあり方に大きく左右されたとみることができよう。彦根は後者のニュータウン型城下町である。彦根では、近世城下町としての都市計画が、それ以前の土地の文脈に左右されないで構想・施工されたことを想定させる。

### 三 城下町の形成過程

#### （一）地割形態と町の範囲

慶長期と元和期の二度の築城によつて、どのように城郭の形態

が変化したのか、先行研究（彦根市史編集委員会二〇〇八・小林二〇一六・二〇二二）からまとめておく。慶長九（一六〇四）年に彦根山に築城が開始され、同年に鐘の丸が完成し、城主の井伊直継が移り住んだ。慶長十一年には本丸に天守が完成し、城主居館は本丸の御広間に移った。慶長期の彦根城は、内堀だけの一重の構えの城郭で、南を大手としていた。大坂の陣後の元和元（一六一五）年に、井伊直孝は彦根城の普請を再開した。元和八（一六二二）年には、彦根山の東側山麓に、藩庁と藩主邸宅を併せ持つ表御殿が造営された。表御殿の造営によって、表門に城の正面が移り、東の佐和口で城下と結ばれることになった。近世の地誌によると、表御殿の完成後に、中堀が掘削されたとされる。慶長期に内堀内にあつた重臣屋敷が内堀と中堀の間に移され、内堀の内側は藩の公的施設が占有し、内堀と中堀との間には主に重臣屋敷が配置された。さらに、その外側に外堀が構築された。

このような城郭の形態変化に伴つて、慶長期と元和期にどのような城

下町が形成されたのだろうか。慶長期から元和期にかけての彦根城下町の具体的な形成プロセスについては、近年の小林隆氏（小林二〇一五・二〇一六）と三尾次郎氏（三尾二〇一九）の研究が注目される。小林氏は、同時代の史料に加えて、旧家の町人の由緒を記す「御領分図御城下町旧家有增由緒聞書」（彦根市史編集委員会二〇〇四。以下、由緒書と略す）や、「近江彦根古代地名記」（彦根史談会一九六〇）、「当御城下近辺絵図附札写」（彦根史談会一九五九）等の近世地誌をもとに、慶长期の町人地の形成や元和期の城下町の改造の具体像を提示した。三尾氏は、城下町の街路の方向に着目して、その中に犬上郡条里と同一方位の街路群と、天守と同一方位の街路群、自然流路に影響を受ける方位の街路群の三パターンを見出し、その分布に地域的な偏差があること、慶长期には天守と同一方位が、元和期には条里と同一方位が強く意識されたことを指摘した。これらの先行研究の考察を前提として、歴史地理学的な視点・方法による地図分析を補足的に加えたい。

慶长期・元和期に近い時期の彦根城下町図は確認されておらず、十八世纪前期の景観を描いた「彦根地図敷割絵図」が、最古の城下町図とされる（彦根城博物館二〇〇一）。しかし、この図も町人地の地割までは描いていない。本稿では、地割形態と町界線の組み合わせから、町・街路・街区の形成順序を考察する歴史地理学的な方法（山村二〇〇六・二〇〇八）をとる。そのためには、武家地・町人地・足軽地等を問わず、敷地一筆一筆の地割を城下町全域にわたって詳細かつ正確に描く、天保七（一八三六）年の「彦根御城下物絵図」（彦根城博物館所蔵、図2）は、時代は下がるもの、分析対象として最適な絵図である。町界線に閑しては、近世の城下町全域の町域を示す絵図を見出すことができなかつたため、明治七年の地券取調総絵図（彦根市史編集委員会一〇〇一）の各町の境界線を用いる。これららの絵図に、先述の近世由緒書・地誌、寺社の由来（平凡社地名資料センター編一九九二）も参照して、城下町の形成過程について、いくつかの知見を示しておきたい。

## （二）内町四町の形成

由緒書によると、慶長九年の城下町建設時に田畠をつぶして最初に本町の町割りが行われたとされる。最初期の町立てによる本町・四十九町・魚屋町・佐和町が内町四町とされた（小林二〇一六）。このうち本町は、佐和山東麓の城下町の本町が、佐和町と魚屋町も佐和山西麓の城下町・古沢における同名の町が、同業者町の共同体ごと移して成立したことが指摘されている（小林二〇一六）。四十九町は、中世東山道沿いの四十九院村から住人を移転させたとされる。中世の四十九院村は街道沿いの宿で、市が立ち商人も存在する町であった。このように最初に城下町に建設された四町は、佐和山城下町や近隣の宿町といった都市的な地縁共同体を移転させたものであった。

内町四町のうち、城の大手口が向く南側には、本町、魚屋町（上魚屋



図2 彦根城下町の地割と町割

町・下魚屋町）、四十九町がある。本町を構成する地割は、京橋口につながる南北道に面する大型地割群と、それに直交する東西道に面する短冊形地地割がある（図2）。南北道と東西道とで、明らかに地割の形態と面積が異なる。四十九町も、船町口につながる南北道に面した大型地割群と東西道に面した短冊形地割群から成り、その形態は本町と似ている。本町と四十九町は、城門に向かう街路に優勢な町屋が配置された堅町と、短冊形の町屋群が並ぶ横町が組み合わされている。魚屋町は、上と下の二町あるが、いずれも東西の通りを軸として短冊形地割が並ぶ横町である。つまり、最初期の町立ての三町は、城に向かう二筋の堅町とそれらを結ぶ二筋の横町の形態をとる。

ここで、本町と四十九町の間には連着町と桶屋町が、上魚屋町と下魚屋町の間には職人町（当初は下細工町）が挟まつており、三町が連続しない点に注目したい。由緒書によると、彦根城建造に際して諸国から集まつた鍛冶・大工等の職人が完成後に彦根に留まり、その中には大坂の陣でも在陣に従つて御用を務めた職人もいたとされる。ここから、彦根城築城と関わつて集められた職人の居住地が職人町となつたことを推定する。

ここで、職人町（下細工町）の地割と明性寺・明照寺の境内との関係に着目したい。これらの寺院は、職人町の町裏にあるのではなく、道に面して大型の境内を持つ。つまり、職人町の地割形成に先んじて寺院境内が確保されたことを示す。明照寺の由緒は不明であるが、明性寺がこの地に來た時期は慶長十一（一六〇六）年とする説がある。遅くとも寛永十六（一六三九）年までには、明性寺は彦根に存在した。いずれにせよ、慶長九年の三町建設時よりも遅れる可能性が高い。とすれば、職人町の町立てもそれ以降ということになる。

同じく連着町も、東西道に面して連続した地割が形成されるのは、慶長九年以降と考える。連着町は井伊氏の前任地である高崎城下町の大手町相当の町を移転させたものとする説があるが、町の中に法縁寺の境内が挟まつてある。法縁寺は山号を佐和山といい、佐和山城下より移転した寺院

であるが、寛永元（一六一四）年に家老の木俣守安の計らいでこの地に来たとする。明性寺と同じく、東西道に面して境内を持つ寺院であり、連着町に家が立ち並ぶ時期が寛永年間頃であったことを示唆する。以上から、先に商人町である本町・四十九町と魚屋町の町立てがなされ、その中間の横町のスペースに桶屋町と職人町（下細工町）、連着町が後に形成されたと推定する。本町と四十九町の南北道をそのまま北に延長すると、ちょうど彦根山の山塊の東西の末端に到達する。彦根山の山塊の幅を基準に、二本の堅町が決められたとの仮説も成り立つ。

本町と四十九町の間の横町二筋とともに、中堀の屈曲に連動して、途中で二度屈曲する。中堀の掘削は元和期であるので、二本の横町に町屋が連続する前に、城郭と連動させた東西道の形態が決まったことになる。よつて、慶長期の二本の東西道は、必ずしも二度屈曲する形態ではなかつたかもしれない。

本町・四十九町の東西道は、慶長期には湖岸側に伸びており、その先の藁屋町には、直孝の代に町人が橋本町に移されるまで、町が存在していたと推定される。その一筋北の石ヶ崎町も、佐和山城下の同名の町を移したものであり、地縁共同体の移転という点では、慶长期まで遡る可能性もある。

それでは、これらの東西に長い初期街区はどのような地形にあるのだろうか。先述したように彦根城下町は、芹川の自然堤防、氾濫原・後背湿地、三角州にまたがつて立地するが、この初期街区は微高地の自然堤防を選んで形成されではおらず、三角州や後背湿地の低湿地にある。したがつて、この場所が、「彦根尾山絵図」における彦根村の旧集落が立地していた場所でもない。中世の主要道であつた巡礼街道を素直に延長させた道が堅町でもなく、巡礼の旅人の伝承が残る腹痛石も本町・四十九町から外れている。ここから、慶長期の初期街区は、地形条件、先行する集落・街道に規定されるのではなく、築城中の城山の形態・範囲と連動させていることが示唆される。

先述のように、慶長期には下街道はまだ整備されていなかった。巡礼街道も内町三町の初期街区の形態からすると、ずれた位置にある。つまり、内町三町の初期街区は街道との接続を重視しておらず、街道から独立した立地・形態である点に、慶长期都市計画の特徴を見出すことができる。

内町四町のうち、残る一町が佐和町である。佐和町は、他の三町から離れた城郭の東側にあり、下街道（朝鮮人街道）に面した両側町である。しかし、先述のように、下街道は元和期の整備によると考えられるため、慶长期の佐和町が街道沿いであることを理由に選地された訳ではないだろう。佐和町の南に油屋町があるが、佐和町の南北道に面した地割よりも、油屋町の東西道に面した地割の方が優勢であることが、交差点の地割から読み取れる。これは、油屋町から東に延びて佐和山の南麓を抜け、中山道につながる道が、永禄期の「彦根御山絵図」に描かれる古道に原型を持ち、下街道よりも古いことが理由かもしれない。佐和町の立地は、このような中世東山道からの分岐路の到達点に近接することに意義があつたのだろうか。地形的にも、城郭南の初期街区とは異なり、芹川旧河道の自然堤防や彦根山の南東微高地に相当する。他の三町とは異なり、旧集落の地割の刷新や立地の継承という点に、意義があつたのかも知れない。

### (三) 下街道と周囲の町立て

それでは、下街道と城郭南の初期街区は、どのように接続するのだろうか。本町の東西道を、下街道に向かって延伸した先にある両側町が白壁町である。白壁町の短冊形地割は、東西道が下街道に到達する地点まで連続する。つまり、白壁町の地割が下街道の伝馬町の両側町の中に割り込んでおり、白壁町は伝馬町よりも地割上は優勢である。ここから、本町の東西道が延伸して、白壁町の地割を形成した時期の方が、下街道に面した伝馬町の町並み形成よりも早かつたことが推測される。先述の通り、油屋町の東西道に沿った地割は、下街道に割り込んでおり、明らかに油屋町の東西

道が下街道よりも優勢である。

下街道と本町との接続について、地割の形成順序を整理してみよう。(1)先に本町と佐和町・油屋町の地割が成立し、(2)本町の東西道が延伸した後に白壁町が形成される。(3)その後に下街道に面した伝馬町の地割が建設されるという順序が推定される。彦根城下町の大部分は、元彦根村の領域に割り出されているが、白壁町は長曾根村の村域であつたとされる。永禄期・慶长期の「彦根御山絵図」にも、飛び地のように長曾根村が彦根山の南東麓に描かれる。内町四町のうち、本町・魚屋町・四十九町地区が佐和町と分離しているのは、この旧村の領域に関連しており、彦根村の土地収用が長曾根村に先んじて進んだためかもしれない。

このような形成過程を想定すると、本町から下街道にかけて、白壁町の周囲に複雑に多くの町が入り組んでいる理由も想定しうる。それらは、鍛冶屋町、東内大工町、西内大工町、紺屋町、上細工町と、名称から推定すると全て職人町である。先述のように職人町は、商人町の間のスペースを埋めるように配置される傾向がある。これをふまえると、本町→白壁町の東西道から派生した南北街路（鍛次屋町・東西内大工町）や裏道（上細工町）、魚屋町の東西道の延長街路（紺屋町）沿いに、複数の職人町が配置されたことがうかがえる。本町と白壁町の間の東西道は屈曲箇所があるが、これは本町と四十九町との間の東西道とは異なり、中堀の屈曲とは連動しない。城郭に連動したものではなく、油屋町・佐和町と本町との間を埋める過程で、職人町が割り出されたとみられる。先に、形成順序を(1)～(3)に分けて述べたが、(3)と同時期か、それより後に、多くの職人町が形成されたと想定される。(1)～(3)が慶长期から元和期のどの時期に相当するかについては明確には示せないが、(1)が慶长期、(3)が元和期までと仮定しておきたい。

下街道は、伝馬町以南では、通町から土橋町を通って、芹川の旧河道跡地を通る河原町となる。慶长期の城下町建設のために芹川の付け替えを行つたとすれば、街道を通せる程度に旧河道を安定化するのは、廢川直後

は難しいであろう。たとえ道が敷設できたとしても、家並みが立ち並ぶには時間を見たと推定される。さらに河原町南の橋本町は、元和期の井伊直孝の段階で、藁屋町の町屋が移ったとされることをふまると、慶長期には河原町から折れて南下するルート自体が存在していたかも明言できない。これらのことを見ると、少なくとも佐和町以南においては、下街道に沿つて町屋が連続するのは、元和期以降のことであろう。

#### (四) 寺院と武家地・足軽地の配置

彦根城下町には、寺院が隙間なく連続して並ぶ寺町形態は存在しない。しかし、由緒等で慶長期に存在を推定される寺院（北野寺・明性寺・宗安寺・来迎寺・大信寺・長松院・蓮華寺・長純寺・大雲寺）の立地をみると、二節・三節で述べてきた町人地のエリアを取り囲むように、特に南辺に帶状に点在することが分かる。これらの寺院の多くは芹川の旧河道やその周囲に立地しており、廢川の跡地利用として、あるいは境内を配置することによる堤防効果を期待して、建設されたことがうかがえる。とはいっても、宗円寺、来迎寺、大信寺が一列に並ぶものの、必ずしも芹川旧河道に沿つたものではなく、先述の魚屋町—紺屋町筋の南限に置かれていることから、寺院配置の狙いが、町人地の境界を明示することにあつたと想定される。宗円寺と大信寺は、井伊氏の前任地である高崎城下町から移転した寺院であるが、高崎城下町時代も追手門から伸びる堅町のつきあたりの境界部に立地していた。彦根城下町においても、京橋口の南北道のつきあたりで、初期街区の南限を示す位置に置かれている。大雲寺も、高崎城下町の隅に立地していたが、彦根においても、芹川の旧河道の水脈を封じるかのように、河原町の東端に立地する。彦根城下町建設における寺院とは、井伊氏が前任地でも行っていたように、都市空間の外縁を明示する境界施設であったと考えられる。

このように考えると、慶長期彦根城下町は、長松院・蓮華寺がその東端

を、長純寺が北端を、北野寺が西端を示していると考えられ、その内部が城下町であつたと考えられる。元和期に掘削される外堀の位置は、慶長期の寺院配置による城下町の境界ラインと、それほど大きく変わらない。むしろ、寺院で示された境界を可視化する構造物として、外堀が掘削されたのではないだろうか。

ここで、慶長九年に先に武家地を割り出してから、本町を起点に町割りを開始したとする由緒書の記載を想起したい。武家地の空間確保が町人地よりも先だというのであれば、当然のことながら、彦根城から町人地の間が、慶長期の武家地として確保されることになる。それは後の中堀の内側から、本町や下街道沿いの町裏にかけての一帯ということになる。元和期に中堀が掘削され、中堀の内側は藩閥連の施設や重臣屋敷で占有された行政地区に特化したが、城郭周辺への武家屋敷の集中という点では、既に慶長期にその前提是成立していたとみることができよう。城郭の周辺にまずは「面」としてまとまりのある武家地を建設し、その外側に町人地を配したことになる。

しかし、城から町人地までの範囲では、十八万石という規模の家臣団の武家地としては、土地が限られている。地形的にも三角州の低湿地にあり、決して土地条件の良い場所ではない。慶長期の武家地がこの範囲でおさまっていたのだとすると、町並みは不連続であつたとはいえ、城の南に広がる東西に長い町人地の街路・街区と、さほど規模は変わらない。

井伊氏の大坂の陣での戦功を考えると、慶長期の彦根城下町には、既に大規模な足軽屋敷が備わっていたことが想定される。足軽組屋敷のうち、慶長期に設置されたのは、中敷組と善利組（旧組）であり、元和元（一六二二）年には、それ以前の組屋敷に増加するとともに善利組（新組）が追加され、元和五年（一六二五）年には、さらに上組・中組・北組が追加された（彦根市史編集委員会編二〇〇八）。これを図2において確認すると、慶长期の善利組は、芹橋八町目から十五町目あたりに、中敷組は西栄町一帯に比定される。外堀掘削以前の慶长期には、そこは芹川旧河道の外側で、

巡礼街道を挟んで、本町と四十九町の堅町の延長上に相当する。

元和期以降には、石高の増加とともに、広大な武家地が必要となつた。慶長期の城下町境界部を踏襲した外堀ラインの内側では、それに見合つた武家地を提供できない。その解決策の一つが、外堀の内側の町人地を外に移転させ、跡地を武家地とすること（石ヶ崎町・藁屋町・円常寺町）、三角州の湿地の中州の周囲を埋め立てて、外堀の内側に陸地を造成する方法である（西中嶋）。図2によると、このような町人地から武家地への用途転換が進められた場所は、湖岸に近い西側に集中することが分かる。

一方で、東側においては、外堀の外部に武家地の拡大が進んだ。足軽地が各時期の武家地の外縁を示すとすると、元和期には慶長期の足軽地が拡大したに過ぎないが、寛永期にかけて新設された上組・中組・北組は、寛永期までの東への武家地の拡大を示す。そこには、東新町や上下瓦焼町といつた町人地も含まれていた。芹川旧河道の斜行街路や街区が良く残るが、これは急激な都市化で区画整理が追い付かなかつた、あるいは芹川旧河道の水脈を完全に断つことはできず、水路を残さざるを得なかつたということであろうか。斜行街路や街区を挟んで、その外部には方形街区が再び施工される点からは、城下町東側の武家地においては、地区単位での段階的な拡大が推定される。

#### 四 おわりに

慶長期の彦根城下町には、城郭の大手方面に二筋の南北道があり、それに面した本町と四十九町の堅町を起点として、二筋の横町で構成される町人地が形成された。慶長期以降に商人町の間を埋めるように、連着町や職人町が形成され、連続する町人地が後に形成されたが、二筋の堅町と二筋の横町から成るプランは慶长期の当初から構想された都市計画であると考える。この横町を東西に延長して浜側には藁屋町が、下街道側には白壁町

や紺屋町が形成された。さらにその周囲には、派生する道沿いに複数の職人町が高密に形成された。本町を延長した白壁町は、その先で合流する下街道に面する町に比べて優勢であり、佐和町と本町・四十九町地区とを結ぶ役割を担つた。慶长期の寺院は、町人地の周縁部に配置され、城下町の境界を明示する機能を持つたと考えられる。

このような初期の町立ての仮説をふまえて、以下の三点が彦根城下町の特徴であると考えられる。①二筋の堅町と二筋の横町を軸とする町人地の中枢部に、商人町だけでなく、多くの職人町が含まれている。②下街道に面した町並みの形成は遅く、街道を軸とする町人地の形成は、彦根城下町の初期の都市計画において優先課題ではなかつた。③慶长期の寺院に囲まれた城下町の領域は、元和期の外堀ラインに引き継がれる。

長浜、水口岡山、八幡といった近江の織豊期城下町と、慶长期彦根城下町には、都市形態を比較すると、複数の共通点がある。城郭の周囲に外郭で囲まれた武家地を設定する点、町人地の範囲が城郭の外郭ラインと連動している点、堅町か横町かの差はあるが、城の大手の前面に複数の街路から成る面的な広がりを持つ町人地が設定された点である（山村二〇二三・近江八幡市史編集委員会二〇一四）。

一方で、町人地に占める職人町の比率の高さ、境界部への意図的な寺院配置、主要街道から独立した場所への中核町人地の創出、それらの前提となる河川の付け替えは、彦根独自の城下町建設の特徴である。八幡や長浜、水口といつた近江の織豊期城下町は、その形態から推定する限り、城の前面に街道を引き込んで「面」で広がる方形街区の大型の商人町を創出することを都市計画の主眼としている。これは、単に城下町に限つた空間編成ではなく、近江や畿内、あるいは東海道・東山道・北陸道といつた広域スケールでの経済流通ネットワークの結節点としての都市建設が、目的ではないかと推定される。一方で彦根においては、織豊期城下町ほどの規模の経済空間の創出は、もはや城下町建設の第一の目的ではないようと思われる。むしろ、慶长期彦根城下町においては、地形環境の整備と「寺町」の

前身となる境界施設の配置、街道の交通機能と町人町の分離、職人の定住による手工業機能の集積といった現象に、軍事・政治都市として建設された彦根城下町の都市計画の特徴が推定される。

最後に、彦根における水運と港湾の意義について検討を加えておきたい。前述のように、彦根城は松原湊と松原内湖を軍港として政治的に掌握するために、佐和山から移転したと推定される。一方で、水運と港湾機能は軍事・政治的に使用されるだけでなく、商業・流通においても経済的に利用されるものである。実際、織豊期城下町として湖岸や内湖に面して建設された八幡や長浜が、廢城後も在郷町として発展を続けた理由は、琵琶湖水運と港湾の経済機能によるところが大きい。それでは、元和期以降の彦根城下町において、盛んに民間利用された経済港はどこなのだろうか。

外船町がその一つの候補であるが、本町周辺の町人地の中板からは遠く離れた城下町の外縁であり、外堀の外もある。内船町は町人地に近いが、かるうじて中堀から分岐する堀に面した町人地の外縁である。

城下町の南の外堀は、芹川の旧河道を踏襲したものであるが、湖岸に堀を直進させるのではなく、湖岸の手前で北上させ、松原内湖の開口部まで堀を延ばしている。外堀を通って城下町内部に進入する船を、松原湊で一元管理するためであろうか。ここから、彦根城下町は、水運の便が良い場所にあるにもかかわらず、舟運による自由で活発な経済交易は望まれていないことが推定される。

このように考えると、彦根藩にとっての水運と港湾とは、あくまで軍事・政治的な管理・把握の対象であり、城下町を経済的に発展させるためのものとは言い難い。これは、元和期に長浜城が廢城となり、彦根藩の商業都市として長浜に経済機能を担わせることができた点も大きい。この点に、政治都市として機能分化した彦根城下町の特性が表れていると評価したい。元和期以降の彦根城下町は、商業の振興ではなく、増加する武家人の生活環境の改善に向かうことが、都市計画の目的とされたのだろう。

本稿では、慶長期から元和期にかけての彦根城下町の形成過程について

考察した。主に町人地の街路・地割と寺院立地、武家地の設定に焦点をあてた分析になつたが、これは都市住人たる武士の居住地はどこに創出されたのか、城下町を存続させるために必要な経済・流通・宗教等の都市機能がどのような都市計画において設定されたのか、という筆者の研究関心に基づくものである。つまり本稿では、近世城下町を多くの都市住人が永続的に生活するための「都市空間」と定義する、都市空間史の研究視点に立っている。

その一方で、近世城下町とは統治主体である武士が集住する政治都市であるという、都市空間史上、他類型とは異なる特徴をもつ都市である点も強調しておきたい。その点においては、本稿では十分に行えなかつた城下町という都市類型に特有の武士の居住地の配置と管理に関する空間分析が、筆者の次の課題となる。そもそも彦根城下町は、井伊氏の安定した政治的立場を背景に、多くの武家人口を抱え、十七世紀を通じて武家地が拡大し、その後も武家地の規模を維持する。全国的に見ても譜代大名は任地の城郭を転々とすることが多く、同じ城主の家が近世初期から幕末まで一貫して続く譜代大名の城下町の例はほとんどない。頻繁な城主の交代によつて、空屋敷が増え、実質的な武家地が縮小することも少なくなかつた譜代大名の近世城下町のなかで、武家地がむしろ拡大傾向にあり、かつその規模を維持した彦根城下町は、異例ともいえる。

それでは、このような井伊氏と家臣団の特徴は、彦根城下町の空間構造にどのような影響を及ぼしたのだろうか。このような現実への対応とともに、元和期以降の政治都市としての特徴を強くもつ彦根城下町では、いかなる空間理念と秩序に基づく都市計画のもとで、武家屋敷が管理・配分されたのであろうか。武家屋敷は、藩から武士に配されるものの個人の私有物ではない。土地と屋敷は藩から管理を受ける公的な住宅地であつた点で、現代的に言うならば社宅ないし官舎である。このような近世城下町特有の「住宅地」を、彦根城下町の都市空間構造の中で論じることを次なる課題とした。

## 文献一覧

- 近江八幡市史編集委員会 二〇一四『近江八幡の歴史 第一巻 街道と町なみ』  
近江八幡市 小林隆 二〇一五「彦根城下町の改造」淡海文化財論叢七  
小林隆 二〇一六「城下町形成史私論」淡海文化財論叢八  
小林隆 二〇二三『地方史から未来を拓く』清文堂  
中井均 一九九七『近江の城—城が語る湖国の戦国史』サンライズ出版  
中井均 二〇〇七『佐和山城の歴史と構造』『近江佐和山城・彦根城』城郭談話  
会編 サンライズ出版  
中西和子 二〇〇三『織豊期城下町にみる町割プランの変容—タテ町型からヨコ町型への変化について—』歴史地理学四五一二  
彦根市史編集委員会編 二〇〇一『彦根 明治の古絵図』彦根市  
彦根市史編集委員会編 二〇〇四『新修彦根市史 第七卷 史料編 近世二』  
彦根市 彦根市史編集委員会編 二〇〇八『新修彦根市史 第二巻 通史編 近世』彦根市  
彦根市史編集委員会編 二〇一一『新修彦根市史 第十巻 景観編』彦根市  
彦根史談会 一九五九『彦根旧記集成』  
彦根史談会 一九六〇『彦根旧記集成』  
彦根城博物館編 二〇〇一『彦根の歴史 ガイドブック』彦根市教育委員会  
藤井譲治 二〇〇八「天下統一と彦根・膳所築城」「近世の城と城下町—膳所・彦根・江戸・金沢—」滋賀県文化財保護協会編 サンライズ出版  
藤田達生 二〇一九『藩とは何か』中央公論新社  
平凡社地名資料センター編 一九九一『日本歴史地名大系二五 滋賀県の地名』  
平凡社 三尾次郎 二〇一九「地割から見た彦根城下町の形成プロセスについて—慶長期から元和期を中心に—」淡海文化財論叢十一  
山村亞希 二〇〇六「中世都市の景観復原と地籍図」愛知県立大学文学部論集四（日本文化学科編八）  
山村亞希 二〇〇八「戦国期山口の景観とその変化—街路・地割の形態分析を通じて—」愛知県立大学文学部論集五六（日本文化学科編十）

山村亞希 二〇二三「地理学的視点からの城下町再考—近江水口・長浜を事例として—」ヒストリア二九六  
矢守一彦 一九七〇『都市プランの研究—変容系列と空間構成』大明堂  
矢守一彦 一九七二『城下町』学生社  
矢守一彦 一九八八『城下町のかたち』筑摩書房  
  
(謝辞)  
本研究は、日本学術振興会科研費「中世都市の近代化のプロセスから再考する城下町の空間構造」（課題番号一八K〇一一三八）の助成を受けた。

# 佐和山城から彦根城へ——城下町の空間構造に着目して——

山口 誠司（公益財団法人 滋賀県文化財保護協会）

## はじめに

彦根市の北端に所在した佐和山城は石田三成の居城として広く知られる。関ヶ原の戦いの論功行賞により、佐和山城には井伊直政が入城するが、慶長九年（一六〇四）には彦根城の築城が開始され、同年中には直政の跡を継いだ直継が鐘の丸に入城した。井伊直政・直継の在城期間がわずかであることもあり、「豊臣政権の佐和山城」として「徳川幕府の彦根城」と対比されることが多い。そして佐和山城の廃城と彦根城の築城は近江における織豊期の終わりと近世の始まりを象徴する出来事としても捉えられる。したがって、佐和山城と彦根城およびそれぞの城下町の構造を把握することは近江における織豊期城郭と近世城郭の評価にも直結すると見える。

そこで本稿では城下町の構造に着目し、佐和山城と彦根城の比較検討を通して共通点・相違点を抽出する。具体的には、彦根城下町が具有する近世城下町としての特徴が佐和山城下町において見受けられるか否かを検討することで目的を果たしたい。さらに他の織豊期から江戸時代初期の城下町を検討対象に加えることにより、抽出した共通点・相違点を検証するという方法を探ることとする。

比較検討にあたって先行研究に照らしながら近世城下町の指標となる要素を採ることとする。

素を整理しておきたい。まず、町割プランがタテ町型かヨコ町型であるかに着目する。町割のモデルに関しては論者によつてその視点に差異がある（足利一九八四・二〇〇〇、矢守一九八一・一九八七、中西二〇〇三など）ものの、織豊期から近世にかけてタテ町型主流からヨコ町型主流への流れがあるという見解は一致している<sup>(1)</sup>。二つ目として、城下町を囲繞する惣構の有無も指標として扱いたい。小島道裕により近世城下町の町人地は大名直属の商工業者居住域と在地の市町の統合をもつて成立するとされている（小島一九八四など）が、前川要はそうした城下町が惣構により囲繞されることによって、形態面でも近世城下町が成立することを明らかにしている（前川一九八八・一九九一）。

このほか、建築史学の立場から示されたヴィースタ（見通し）論にも着目することとしたい。ヴィースタ論については宮本雅朗がヴィースタの目標となつた建築物の種別とヴィースタの得られる主要街路の性格別に基づいた景観演出を類型化し、時期別の特質を把握している（宮本一九八五・一九八六）。各類型の詳細については議論を展開する中で述べていくが、中世末に軍事目的を専らとする「街道天守／郭外型」として発生し、天正・文禄期には町割を定める起点の役割や領主権力の所在を象徴する景観演出機能をもつた「タテ町天守型」へと発展を見せる。慶長期には再び軍事目的の「街道櫓／郭外型」、さらに、城下からの視点の移動を伴う景観演出機能をもつ「ヨコ町天守／街路型・水路型」などに多様化し、

慶長後期から寛永期にかけて、視点の移動を伴いながらも領主権力を象徴する景観演出を目的とした「街道天守／郭内型・郭外型」へと展開していく（宮本一九八六）。このよう中世末から近世にかけての変遷過程を追うことが可能であり、ヴィスターの機能を検討することは近世城下町の成立を論じる上で有効な着目点になりうる。

以上の諸要素を個別に検討し、佐和山城下町、彦根城下町の位置づけをはかつていくこととした。

## 一 彦根城下町の構造と町割プラン

### （一）慶長期彦根城下町

彦根城下町の成立については詳らかな時期は不明であるが、「御領分并御城下町旧家有増由緒聞書」（彦根市史編集委員会編二〇〇四）によると慶長九年（一六〇四）に武家地の地割りが完了し、その後、町屋の地割りも始まつたとされる。慶長期の普請は天下普請により進められたが、「御覚書」（彦根藩井伊家文書）に「惣構の堀・土手・櫓ならびに御成御殿、其外の家作りは大方直孝家督以後仕り候由、右近大夫代は、ひとへ構斗」とあるように、慶長段階の彦根城は内堀のみで囲まれた構造であつたと考えられる（彦根市史編集委員会二〇〇八）。大坂夏の陣後、彦根藩単独で行われた元和期の普請により、中堀、外堀（惣構）が設けられ、現代につながる景観が整えられることになる。慶长期と元和期以降では城郭構造が大きく異なることから、ここでは慶長段階と元和段階とに分けて構造の変遷を見ていきたい。

成立当初の彦根城下町は京橋口を大手としているため、町割についても京橋口周辺から行われたとみられる。「由緒聞書」にも町人地の開発は現在の京橋口交差点付近の「本町」から開始された旨が記されている。この

「本町」については「由緒聞書」の記述によると、佐和山城下の「本町」が移転したとされる。「本町」のほかにも井伊氏の旧居城であった高崎城下から移住した連雀商人を中心とした「連着町」、有力な商人を中心とする「白壁町」など名称や成立事情からみて比較的古い段階で形成されたと思しき町が隣接して見られることから、京橋口周辺の開発が先んじて行われたと考えられる。

これら京橋口周辺に成立した町は大手道に対し直交する方向にヨコ町を形成する（図1）。大手道に面して間口を広げる宅地割も見受けられるが、大手道を中心とした町の形成は確認されない。さらに、「彦根物町絵図」を見ると大手道は「上本町」と「下本町」の町界になつたと推測される（中西二〇〇三）。大手道と言えど、町通りとはならず町割における中心性は決して高いとは言えない。宅地割が城に対してタテかヨコかに関わらず町割は城に対してヨコ方向に設定されていると捉えることができる<sup>(2)</sup>。

### （二）元和期彦根城下町

彦根城下町は元和期以降の改造によつて、佐和口側に表御殿が造営され、表御門口が新設されたことで実質の大手が佐和口方面に移ることとなる。この改造によつて慶长期に城下南方の出入り、すなわち西国を意識していいた構造が、城下東方の出入り、すなわち江戸を意識する構造に変化することになった（彦根市史編集委員会二〇〇八）が、町割プランにも変化が見られたのであろうか。

「彦根惣町絵図」を見ると佐和口東側をはしる朝鮮人街道（彦根道）沿いに間口を広げる町屋が並び建つと共に、城下町に取り込まれた朝鮮人街道と並行して長方形街区が見られる。町割についても、朝鮮人街道を中心として佐和町、伝馬町、通り町が形成されている（図1）。佐和口を大手とすると、朝鮮人街道は城に対しヨコ方向となつてゐるため、朝鮮人街道を通じて町通りとする佐和町などはヨコ町ということができる。つまり、実質

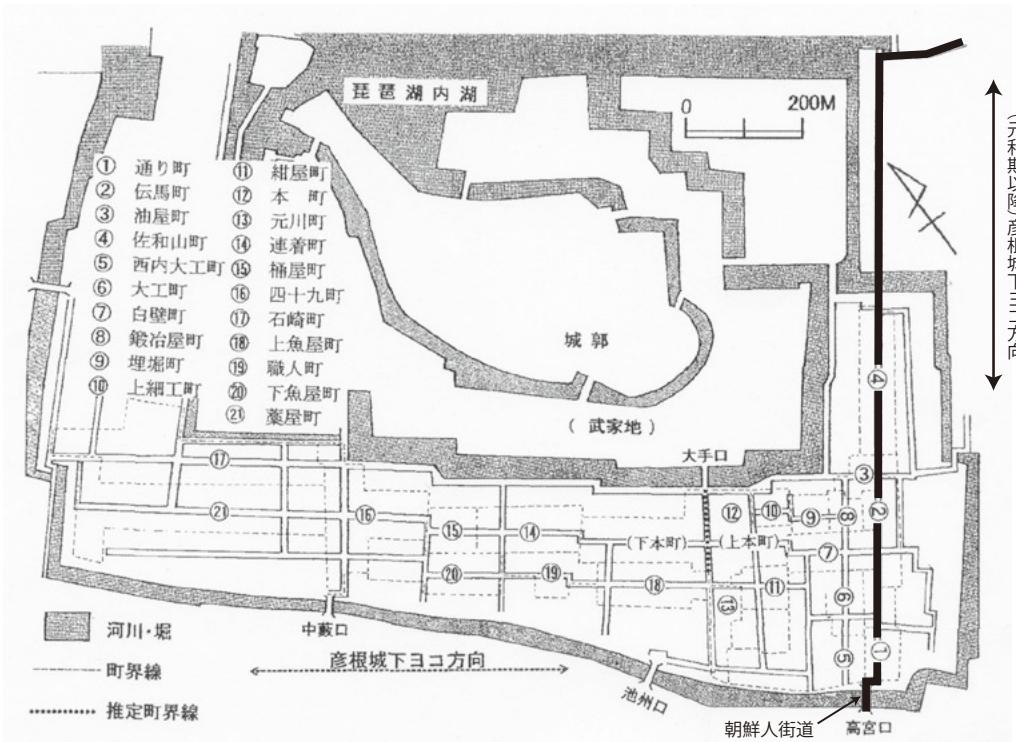


図1 彦根城下町における町割りと城下ヨコ方向の変化

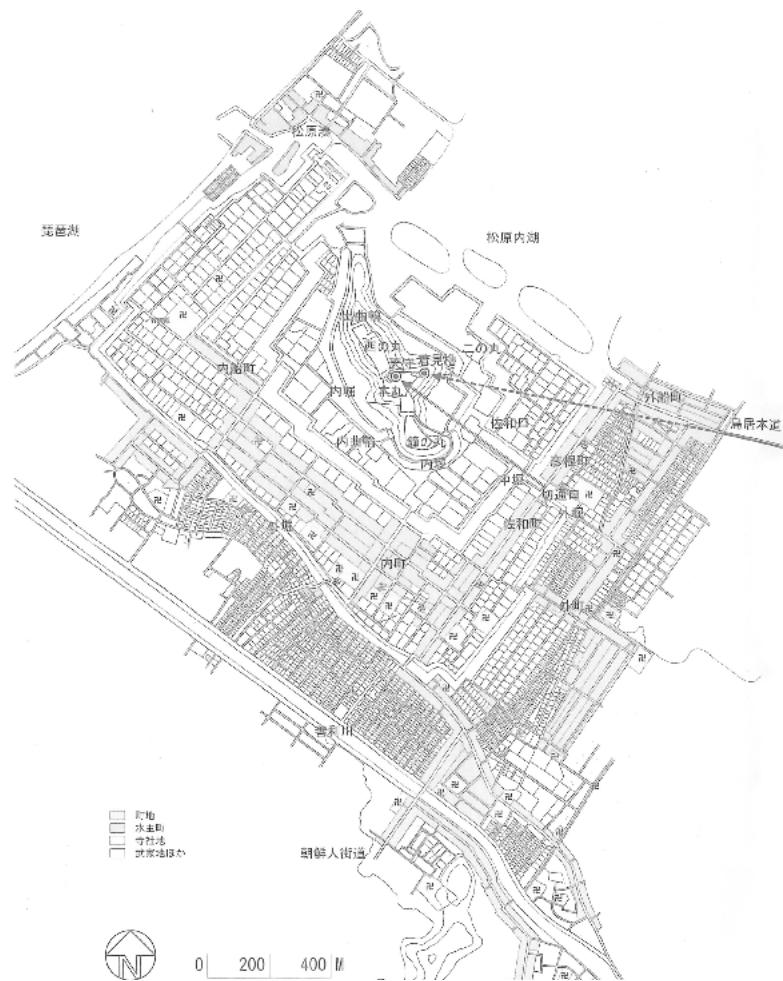


図2 彦根城下町のヴィスタ

の大手が佐和口に移つて以降も彦根城下町はヨコ町型であり続けたということができる、ヨコ町型の指向性は変わらなかつたと言えよう。

そのほか、先述した「御覚書」の記載から読み取れるように、直孝の段階で芹川の支流を利用する形で外堀が整備され、「当御城下近辺絵図附札写」（彦根史談会一九五九）などに見られる記述から中堀も同時に整備されたことがわかる。矢守一彦による空間類型（矢守一九八八）に照らせば慶長期には町郭外型に近い構造であつた城下町は元和期の改造により町屋地区を周囲する外堀（惣構）を備えた総郭型へと変貌した。

さらに、元和期の改造では表御門口が実質の大手となつたことに伴い、城下東部から城郭中枢部へのヴィースタが設定されることとなる（図2）。一つは中山道に繋がる朝鮮人街道の街道口から着見櫓を見通すヴィースタである。櫓類と城下を貫く街道の一部とが郭外から見通しによる関係を結ぶことから「街道櫓／郭外型」に分類される。そして、朝鮮人街道を南下し、外堀を横切る地点（切通口）でも外堀と中堀越しに天守を見通すことができた。城下のメインストリートと直交する水路（ここでは中堀）と天守との見通しによる関係であることから「ヨコ町天守／水路型」に分類される。これらのヴィースタは参勤交代や朝鮮通信使の通行時に機能した景観演出として評価されている（宮本二〇〇五a・二〇〇五b）。

城下町の中央にはメインストリートとされる「本町筋」が南北に縦断している。この「本町筋」は城の東を走る中世東山道をコの字形に城下町に取り込んだものであり、街道を扼する目的があつたことがうかがえる（太田二〇〇九・二〇一八）。街道を城下に取り込み、それを中心として主要町屋を配置する手法には元和期以降の彦根城下町との共通性を見ることができる。

昭和二十二年（一九四七）に米軍が撮影した航空写真や明治初期に作成された「坂田郡古西法寺村耕地絵図」によれば「本町筋」と内堀の間に南北2本の道路が存在したことが推定される。西側2本目の道路（以下、「百々町筋」と呼称）<sup>(3)</sup>については発掘調査の成果から、その存在が裏付けられている（滋賀県教育委員会・（公財）滋賀県文化財保護協会二〇一三a）。「本町筋」や「百々町筋」により区画される街区は長方形街区をなし、航空写真や耕地絵図を見ると、「本町筋」や「百々町筋」に面した短冊型地割が確認される。発掘調査では「本町筋」に直交して約七、六m（四間）間隔で並ぶ東西方向の区画溝や柱穴が検出されており（滋賀県教育委員会・（公財）滋賀県文化財保護協会二〇一三a）、短冊型地割とセットで町屋が展開していたことが裏付けられている。

城下町の縁辺部には外堀の名残りとされる小野川が流れる。直線的な流路や90度に屈曲する箇所の存在から人工的な造作が加えられていることは

全体像を把握することが可能であるので、これら的情報を基に概述していくこととする。なお、佐和山城下町は丘陵の東西両麓に展開したことが絵図、小字などから明らかであるが、本稿では考古学的な情報にも比較的恵まれた東麓城下町を検討対象としていきたい。

まず、佐和山山頂から東に向けて視点を移していくと、山頂から派生した尾根により形成される谷が大きく二か所みられる。絵図ではいずれも「侍屋敷」とされる部分である。「侍屋敷」の前面に土塁と内堀（現在の西法寺川）が設けられているが、土塁・内堀の外側に城下町が展開する（図3）。

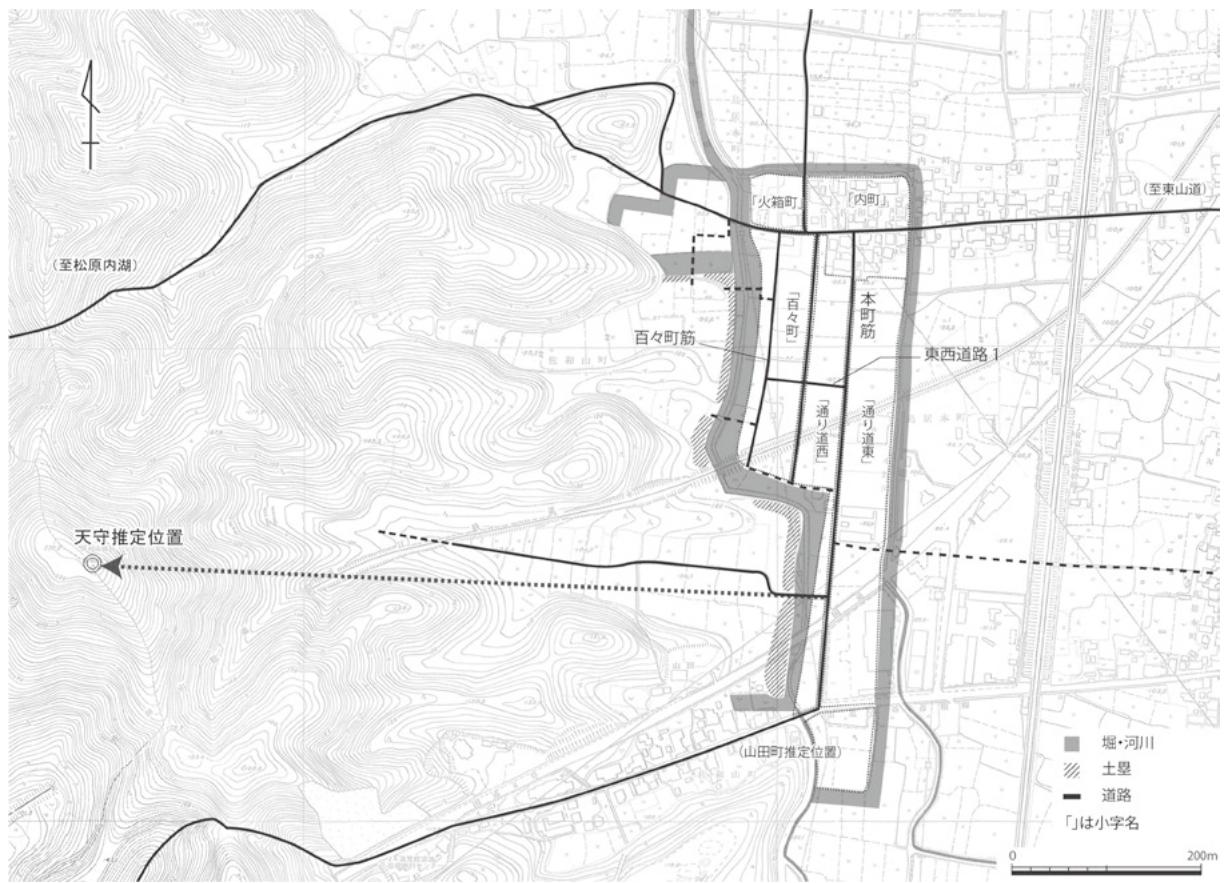


図3 佐和山城下町の空間構造とヴィスタ



図4 八幡山城下町の町割とヴィスタ

明白である。歴史地理学の立場から復元案が示されていたが、令和四年の発掘調査で外堀の一部が推定どおりの位置・形状で見つかり、その存在が確定された。なお、外堀の年代については志野焼の鉢などの出土遺物の年代観からおよそ十六世紀末から十七世紀初頭に比定されるが、より詳細な時期比定にあたって注目されるのが文禄五年（一五九六）二月のものとされる須藤通光書状（下郷共済会所蔵文書）にある「佐和山惣構御普請」の記述である。外堀は城下町を城内に取り込むように敷設されているため、「佐和山惣構御普請」によるものとみて差支えなかろう（（公財）滋賀県文化財保護協会二〇二二）。

## （2）ヨコ町型としての城下町

筆者は以前、小字名と小字界を参考に町割の復元を試みた（山口二〇二二）。城下町中心付近では「本町筋」および「百々町筋」を町通りとする「本町」と「百々町」が存在したと考えられる。これらは城に対してヨコ方向の町通りを中心とした町であることからヨコ町と評価できる。南北方向の道路が主要な街路となる一方で米軍による航空写真や耕地絵図を見ると、東西方向の主要道路の存在も想定され、発掘調査によつてその存在が裏付けられている。「本町筋」を大手口から約二三〇m北上し、東へ約五〇m進んだ地点で城下町の中央部を南北に縦断する溝が見つかり、その両岸の一部には石積みが確認された。この石積みは橋台遺構と評価されているが、石積み部分に架橋されていたとすると、橋台の延長線上に道路の存在が推定される。石積みの東西両側には遺構の分布が希薄な部分が広がつており、東西方向の道路（以下、東西道路Ⅰと表記）が敷設されていたとみられる（（公財）滋賀県文化財保護協会二〇一九、山口二〇二二）。なお、橋台遺構と溝については十六世紀末から十七世紀初頭のいずれかの段階で破壊・埋め立てが行われ、その上面では掘立柱建物・区画溝が検出されている。空間利用のありかたが大きく変化し、それに伴つ

て城下町の町割や宅地割が再編された様子がうかがえる成果となつた。ただし、東西道路Ⅰは航空写真等に農道として確認できることから城下町の改変後も道路として機能し続けたと考えられる。この東西道路Ⅰに面して掘立柱建物が複数棟検出されており、道路に向けて間口を広げる町屋が展開した様子がうかがえる。東西道路Ⅰが町通りであつたとすれば、タテ町が形成されていたこととなるが、町割と宅地割のセットに着目すると、町通りとしては機能していないことが判明する。小字名を参考にした町割復元によると東西道路および近接する短冊型地割は「本町」もしくは「百々町」に含まれることから、東西道路を町通りとしたタテ町は形成されていないことがうかがえるのである。すなわち、城下町中心部を見る限り、宅地割が城に対しタテかヨコかに関わらず町割は城に対してヨコ方向に設定されたこととなる。

城下町の南北端に目を移すと、東山道（近世中山道）から西に延びる道路を町通りとしたタテ町である「内町」、「本町筋」から分岐する道路を町通りとしたタテ町である「山田町」が存在する（図3）。部分的にタテ町が成立していたとみられるが、ここでは名称や位置から考えて主要な町であつたと考えられる「本町」や「百々町」がヨコ町であることを重視しておきたい。

あわせてヴィスタについても確認しておきたい。「本町筋」から分岐する大手道が屈曲する地点までを直線で結び、山上部へと延長していくと本丸最高所への見通しが得られる。この地点は天守台跡に比定されており（下高）一〇一四a・一二〇一四b・一二〇一八）、城下から天守へのヴィスタが設定されたと考えられる（図3）。メインストリートと直交する脇通りと天守とが見通しの関係を有するため「ヨコ町天守／街路型」に分類される。なお、大手道がそのままヴィスタの得られる軸線を探らず、屈曲しているのは、谷部に展開する屋敷地の地割に影響されてのことであろう。

以上見てきた佐和山城下町の機能時期についてであるが、出土遺物の年代観からおよそ十六世紀末から十七世紀初頭に位置づけられる。とりわけ

け総郭型としての成立は、先述のとおり石田三成段階であると推定されるが、惣構構築・町割改変以前の城下町は石田段階以前に遡ると考えられる（山口二〇二一）。

### (3) 彦根城下町との共通性

以上見てきたとおり、佐和山城下町と彦根城下町には多くの共通性が認められる。まず、町割プランについてであるが佐和山城下町、慶長期彦根城下町、元和期彦根城下町の町割プランは一貫してヨコ町型であった。関ヶ原の戦い以前に井伊氏の居城であった箕輪・高崎はタテ町型であった（関戸・奥土居一九九六）<sup>(4)</sup>のに対し、彦根ではヨコ町型に変容していることが重要視されているが（中西二〇〇三）、直政が関ヶ原合戦後、最初に入部した佐和山でヨコ町型の城下町プランが成立していたことが、彦根城下町の都市計画に影響を与えた可能性を指摘しておきたい。また、街道を城下に導入している点では高崎、佐和山、彦根（元和期）は共通するが、佐和山および彦根（元和期）では街道を中心とした両側町が成立しているのに対し、井伊氏段階の高崎では街道を中心とした両側町が展開していくことからも同じ井伊氏の居城でありながら関ヶ原の戦い以前と以後では明確な差異が認められる。

また、彦根・佐和山両城下町ともに成立当初に整備された堀割は武家地を囲む堀のみであったのが、惣構（外堀）の構築により町郭外型から総郭型への変容過程を追うことができる点も共通する。ヴィスマについても、城下のメインストリートを通行中、これに直交する脇通りもしくは堀を通して天守を見通すことができる点で共通する。

このように見てみると、佐和山城下町の空間構造は彦根城下町との類似性が見られ、「準近世城下町」とも呼ぶべき体裁を整えたものであつたとの見通しを得ることができよう。では、佐和山城下町の空間構造は同時期の近江における城下町として一般的であつたのであろうか。これは佐和山

城下町の評価に直結するのはもちろんのこと、彦根城下町の位置づけにも関わる問題である。佐和山城下町・彦根城下町と同時期に建設された近江の城下町として八幡山城、水口岡山城、膳所城それぞれの城下町を例に町割プランをはじめとする都市計画などに着目して比較検討していきたい。

## 三 各城下町のありかた

### (一) 八幡山城下町

八幡山城は天正十三年（一五八五）に豊臣秀次により築かれ、築城に併せ城下町が建設された。天正十八年（一五九〇）に京極高次が入城するが、文禄四年（一五九五）にはいわゆる秀次事件のため廃城となっている。廃城以降は在郷町として発展を遂げた。

八幡山城下町はタテ十二本、ヨコ五本の街路により整然とした長方形街区が形成され、タテ方向の街路を基軸としたタテ町により構成されている。その一方で下街道を城下町に取り込み、城に對してヨコ方向に設定された街道や街道と平行する街路に向けて間口を広げる町屋も展開する。この点に着目した矢守一彦氏は「堅方向のみの単軸のプランではなく、横方向の町通りをもつ複軸構造の城下町である」とした（矢守一九八一）。片山武俊もを「理念タテ町・現実ヨコ町型」の一例として評価している（片山二〇〇六）。しかし、図4を見る通り、下街道を中心とした両側町は形成されず、むしろ街道が町丁界となつていて。宅地割の方向に閑わらず、あくまでタテ町が形成されており、佐和山や彦根とは真逆の現象を看取できる。このことから、八幡山城下町はタテ町への志向性が強い城下町として評価できよう。

城下町の囲郭については山麓の内堀（現在の八幡堀）により武家屋敷地区と町屋地区が区別されているものの、城下町を囲繞する惣構は設けられ

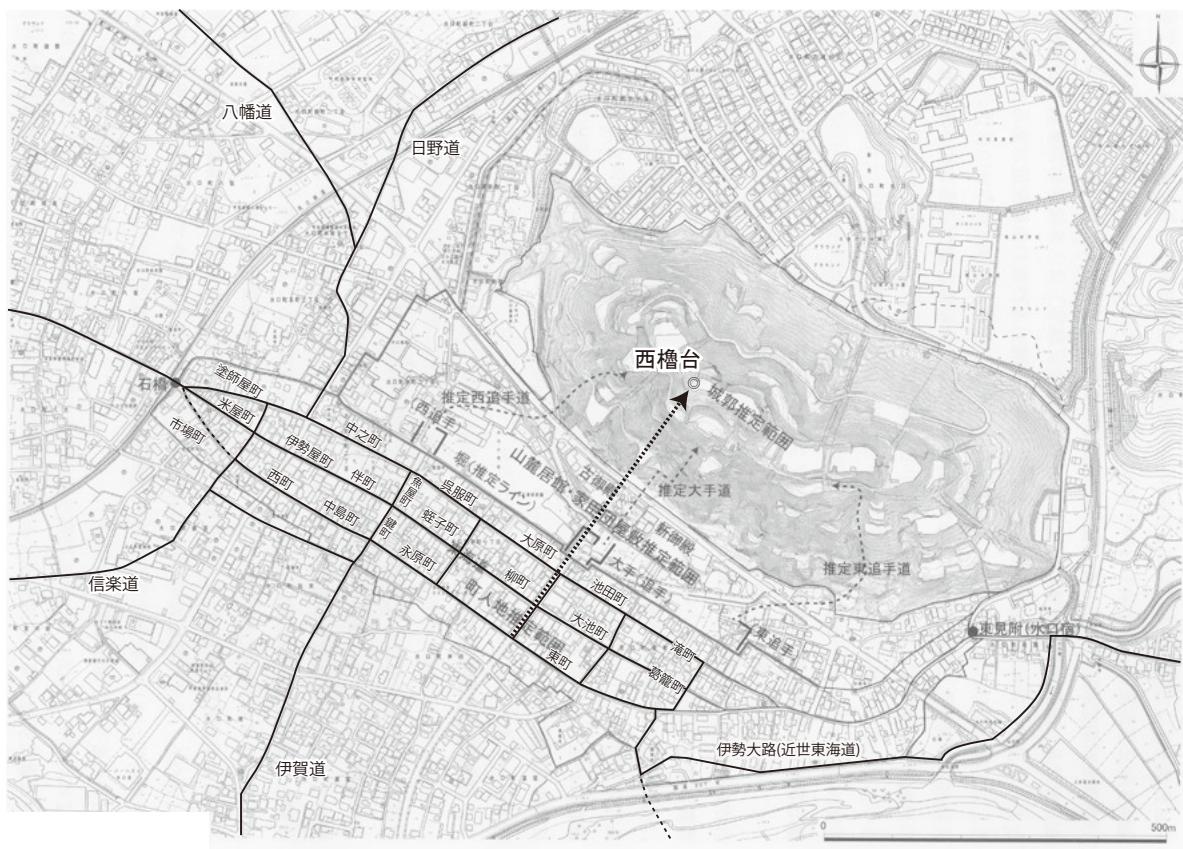


図5 水口岡山城下町の空間構造とヴィスタ

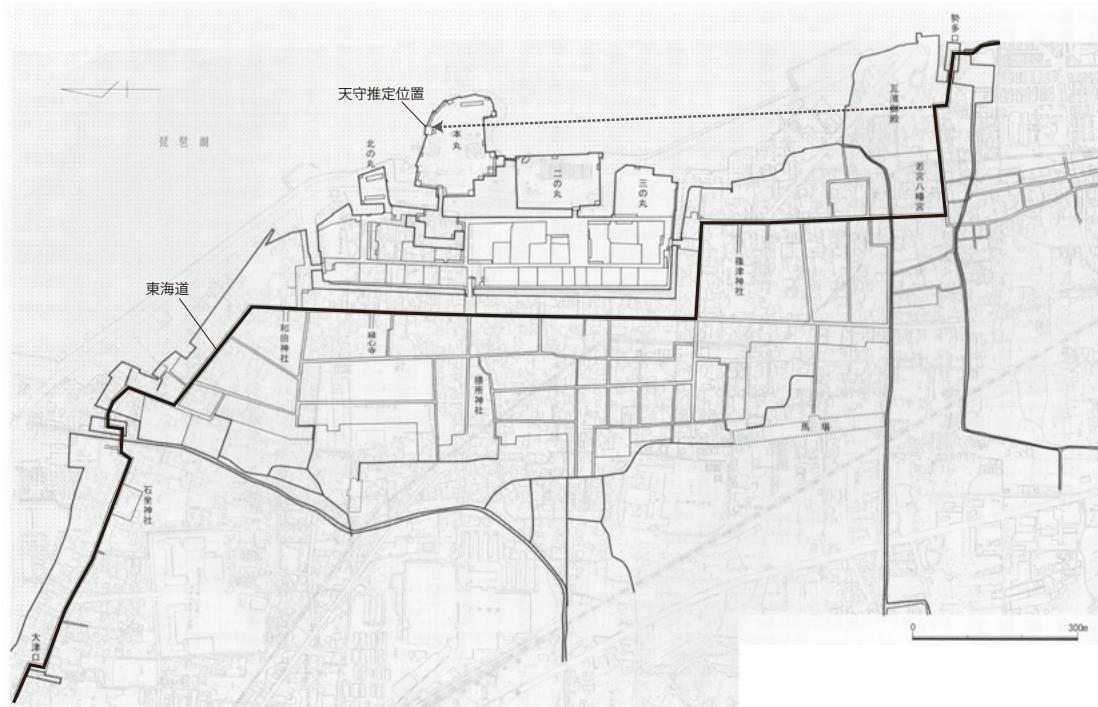


図6 膳所城下町の空間構造とヴィスタ

ていない。城下からのヴィスタに関しては、山上部の天守の詳細な位置が判然としないが、メインストリートである本町通から天守へのヴィスタの設定がなされたと考えられる（宮本一九八六・二〇〇五a・二〇〇五b）（図4）。天守と町通りとが見通しによる関係を結ぶ「タテ町天守型」に分類される。

## （二）水口岡山城下町

天正十三年（一五八五）五月、豊臣秀次の宿老として近江に封じられた中村一氏は大岡山（現在の古城山）に築城を開始する。天正十八年（一五九〇）に一氏が駿河に移封されると、増田長盛が入封した。その後、文禄四年（一五九五）には長盛が大和郡山に移り、長束正家が城主となるが関ヶ原の戦いで西軍に属した正家は敗走の後、自刃する。その後、水口岡山城は廢城となつたが、城下町については慶長六年（一六〇一）に近世東海道の水口宿として指定され、宿場として発展していくこととなる。

城下の構造を見ていくと、南麓に居館や家臣団屋敷に推定される空間があり、内堀を挟んで南には長方形街区からなる町屋地区が広がる。江戸時代の絵図によれば東海道を含めた三本の東西道路を基準とした通称「三筋町」と呼ばれる両側町が展開し、ヨコ町型を呈している（図5）。近世の絵図に見られる町割がそのまま城下町段階まで遡るわけではないが、内堀と三筋町の軸線の方位が一致している点や内堀東端および「東大手」と伊勢大路の出入口が揃っている点などから城下町は一体的に整備されたと考えられる（山村二〇二三）。また、西大手に取り付く「魚屋町」、「鍵町」は南北道路を中心としたタテ町を形成しており、近接するヨコ町に優先する様子が読み取れる。城下町建設以前からの集落が存在し、その先に「西大手」が設定されたとみられる（山村二〇二三）。成立当初の城下町はタテ町型であった可能性も考えられよう。

なお、享保十九（一七三四）ごろのものとされる『聞書』には「外堀は

東町通り南裏にから堀の跡有」と記され、城下町を廻繞する惣構の存在がうかがえるが、現況では堀の痕跡は確認できない（甲賀市教育委員会二〇一六）。城下からのヴィスタについては「大手」正面の脇通り（大手道）から西櫓台を正面に見通すことができ、「ヨコ町天守型」に相当する（図5）。

## （三）膳所城下町

慶長六年（一六〇一）、関ヶ原の戦いの戦後処理の一つとして大津城が廃城となり、その南に位置する膳所で築城が開始された。膳所築城は天下普請の初例とされている。城主には戸田一西があてられるが一西の嫡男氏鉄の後、本多氏、菅沼氏、石川氏と城主は交代していく。慶安四年（一六五二）、再び本多氏が入封し、以後、明治維新まで本多氏が城主を務めた。

城下には大手に直交して東海道が引き込まれメインストリートとなつており、ヨコ町型の町割プランが採られている（滋賀県教育委員会・（公財）滋賀県文化財保護協会二〇一三b）。町屋は東海道沿いにのみ展開し、東海道以西には内堀を隔て上級家臣の屋敷地、東海道以東に中・下級家臣の屋敷地が配置される構造となる（図6）。城下町の建設に伴い相模川の流路が北側に付け替えられており、城下を限る機能を果たしたと評価される（片岡二〇〇六）が、相模川と城下町域には空間的な分離が認められる。また、正保元年（一六四四）に幕府が諸藩に命じて作成させた「正保城絵図」の「近江国膳所城絵図」には城下町を囲むように外堀が描かれているが、そのほかの絵図には描かれておらず、現状地形にも痕跡が見受けられないことから、計画のみに終わつたと考えられる（<sup>5</sup>）。

城下からのヴィスタについても見ておきたい。城下を横断する東海道を城下以東から進むと、瀬田口を通過し瓦濱御殿の南側で北に折れるが、ここから天守までを一直線上に見通すことができる。屈曲点の設定に際し、

天守へのヴィスタが意識されたとみられる。慶長末期以降に他類型に卓越するとされる「街道天守／郭内型」にあたる。

#### (四) 佐和山城下町・彦根城下町の位置づけ

上記の各事例を踏まえると、豊臣期においてはいずれの城下町においても大手に直交する形で街道が城下町内に取り込まれている。しかし、八幡では街道を基準としたヨコ町は認められない。一方、水口岡山・佐和山では部分的にタテ町が優先しながらも街道沿いのヨコ町が城下町の主体をなしているという差異が認められる。また、近江における豊臣期城下町では基本的に物構が設けられていないが、例外として、佐和山では物構が建設されている点は注目される。

つづく徳川期においても街道を導入するというグランドプランに変化はない。町割プランについては彦根・膳所とともにヨコ町型となる。

彦根では慶長期には内堀が掘削されるにとどまり、元和期の普請によって中堀とともに

外堀が設けられ、いわゆる総郭型の城下町となる。一方で膳所では物構が設けられていない。矢守による城下町類型に当てはめると一貫して町郭外型であったことになる。矢守による時系列の整理から見ると町郭外型は総郭型よりも後出するとされ、一瞥すればより先进单位とも捉えることが可能である<sup>(6)</sup>。ただし、先述したとおり正保城絵図に外堀が描かれている点に着目すると、プランニングとして物構を敷設する前提があつたと捉えることも可能なわけで、その場合、総郭型となる。ここでは城下町建設当初の計画理念を重視す

表1 近江における豊臣期～徳川期城下町の構造比較

	町割プラン	物構	ヴィスタ
八幡山城	タテ町型	×	タテ町天守型
水口岡山城	ヨコ町型	×	ヨコ町天守型
佐和山城	ヨコ町型	○	ヨコ町天守型
彦根城	ヨコ町型	○	ヨコ町天守型
膳所城	ヨコ町型	(○)	街道天守型

る立場から物構を有した城下町と同列に扱っておきたい。

ヴィスタについて整理しておくと、水口岡山、佐和山、彦根（元和以降）ではメインストリートと直交する街路や水路を通した天守もしくはそれに代わる櫓への見通しが得られる点で一致し、「ヨコ町天守型」となる。対して、八幡はメインストリート自体がヴィスタラインとなる「タテ町天守型」であり、膳所は天守と城下を貫く街道の一部が見通しによる関係を結ぶ「街道天守型」と評価できる。

以上の結果をまとめたものが表1であるが、佐和山と彦根の類似性が際立つことがわかる。結論として佐和山城下町の構造は同時期の他の城下町と比較して、通有的なものではなかつたということができよう。そして、その構造が彦根城下町と似通う事実は彦根築城に際し、佐和山城のグランドプランが参考とされたことを示唆するものもある。

#### おわりに

本稿では、佐和山、彦根そして同時期の他の城下町を比較検討し、佐和山城下町と彦根城下町の位置づけをはかつた。佐和山城下町には豊臣期城下町としては先駆的な要素が多分に見受けられるとともに、その空間構造における彦根城下町との類似性を確認することができた。佐和山城と彦根城の構造については曲輪配置の観点から類似性が指摘されている（下高二〇一七二〇一八）が、城下町も含めた佐和山城と彦根城の類似性・連続性が明らかとなつたと考える。こうした点からみても彦根城および城下町の成立を考える上で、佐和山城と比較検討することの意義を示すことができたのではないか。

ただし、今回の検討では佐和山西麓の城下町を対象とすることができなかつた。東西両麓の城下町を検討対象とした際、今回の見通しには若干の修正や補足が必要となることも想定されるが、これについては別稿にて論

じることとしたい。また、今後、考古学的な成果が蓄積し、整理される中で個別町の成立過程や個々の屋敷地レベルでの比較検討も可能となるものと考える。こうしたミクロな視点に立った分析についても改めて論じる必要があるう。

#### 註

(1) タテ町とヨコ町の定義については中西和子が「町界線によつて区切られた個別町の形態に注目し、城郭（武家地含む）に対してタテ（垂直）方向の町通りを中心とした町をタテ町、同じくヨコ（水平）方向の町通りを中心とした町をヨコ町」とした定義に従う。また、城下町全体がタテ町あるいはヨコ町単軸のプランで構成されるわけではない例が大多数であることから、同じく中西による「タテ町で主要な町が構成される町割プランを持つ城下町をタテ町型、対してヨコ町で主要な町が構成されるものをヨコ町型」とする定義に準じて論を進めていく

(2) 宮本雅朗は、彦根と同じく宅地割が城に対してもタテとなる部分が認められながらも、町割は城に対してヨコとなる例として鳥取を挙げている（宮本一九九四）。

(3) 「百々町筋」は「本町筋」と異なり絵図等に見られるものではなく、発掘調査報告書（滋賀県教育委員会・公財）滋賀県文化財保護協会二〇一三において、「本町筋」の呼称にならない小字名から呼称されたものである。

(4) 現在見られる高崎城下町の町割プランはヨコ町型であるが、成立当初はタテ町型であったことが明らかにされている（関戸・奥土居一九九六）。

(5) 「正保城絵図」の「近江国膳所城絵図」には外堀が描かれている場所に「以來堀ニ仕り度に申し上げ候所」と付記されている。このことから、絵図作成時点で外堀を敷設する計画があつたことがうかがえる。

(6) 矢守による類型（矢守一九八八）は同一城下町の成長過程の観点から設定されたものであるため、厳密には異なる城下町の比較検討の指標となるものではない。

#### 参考・引用文献

- 足利健亮 一九八四『中近世都市の歴史地理』地人書房  
足利健亮 二〇〇〇『地理から見た信長・秀吉・家康の戦略』創元社  
太田浩司 二〇〇九『近江が生んだ知将 石田三成』サンライズ出版  
太田浩司 二〇一八『佐和山城下町の復元－絵図と古文書から探る』『豊臣の城からみた佐和山城』織豊期城郭研究会・佐和山城研究会

- 片山武俊 一〇〇六 「街道と城下町—城下への街道導入パターンに関する若干の研究」『近江の考古と地理』滋賀県立大学人間文化学部考古学研究室
- (公財)滋賀県文化財保護協会 二〇一九 『佐和山城跡発掘調査現地説明会資料』
- (公財)滋賀県文化財保護協会 二〇二二 『佐和山城跡発掘調査現地説明会資料』
- 甲賀市教育委員会 二〇一六 『水口岡山城跡総合調査報告書』甲賀市文化財報告書26集
- 小島道裕 一九八四 「戦国期城下町の構造」『日本史研究』二五七
- 滋賀県教育委員会・(公財)滋賀県文化財保護協会 二〇一三a 『佐和山城跡』
- 滋賀県教育委員会・(公財)滋賀県文化財保護協会 二〇一三b 『膳所城遺跡』
- 下高大輔 二〇一四a 「豊臣秀次の本・支城からみた佐和山城の縄張り—本丸構造と東山麓の堀・土壘の成立を考える」『戦国武将と城—小和田哲男先生古希記念論集』サンライズ出版株式会社
- 下高大輔 二〇一四b 「佐和山城と彦根城の主要部にみる新技術導入試論—織豊期山城における石垣配置分類の試み」『淡海文化財論叢』第六輯
- 下高大輔 二〇一七 「井伊家居城の佐和山城と彦根城が示す豊臣政権」『織豊期研究』第19号 織豊期研究会
- 下高大輔 二〇一八 「豊臣期佐和山城の形成過程」『豊臣の城からみた佐和山城』織豊期城郭研究会・佐和山城研究会
- 関戸明子・奥土居尚 一九九六 「高崎城下町の形成過程と地域構成」『歴史地理学』38 (4)
- 中西和子 一〇〇三 「織豊期城下町にみる町割プランの変容」『歴史地理学』45 (2)
- 彦根市史編集委員会 二〇〇四 「新修彦根市史」第7巻史料編 近世2 彦根市
- 彦根市史編集委員会 二〇〇八 「新修彦根市史」第2巻通史編 近世 彦根市
- 彦根史談会 一九五九 『彦根旧記集成』第1号
- 前川要 一九八八 「近世城下町発生に関する考古学的研究」『ヒストリア』二二一号
- 前川要 一九九一 「都市考古学の研究」柏書房
- 宮本雅朗 一九八五 「近世初期城下町のヴィスタに基づく都市設計2」『建築史学』4

宮本雅朗 一九八六 「近世初期城下町のヴィスタに基づく都市設計2」『建築史学』6

宮本雅朗 一九九四 「城下町の空間類型」『年報 都市史研究2 城下町の類型』都

市史研究会

宮本雅朗 二〇〇五a 「象徴性と公共性の都市史—日本近世都市の歴史・空間・景観」『都市・建築・歴史5 近世都市の成立』東京大学出版会

宮本雅朗 二〇〇五b 『都市空間の近世史研究』中央公論美術出版

山口誠司 二〇一二 「佐和山城下町に関する覚書(二)」『淡海文化財論叢』第十三輯 淡海文化財論叢刊行会

山村亜希 二〇二三 「地理学的視点からの城下町再考—近江水口・長浜を事例として」『ヒストリア』二九六号 大阪歴史学会

矢守一彦 一九八一 「城下町プランにおける「近世」—とくに町割における「堅」と「横」について」『講座日本の封建都市』三 文一総合出版

矢守一彦 一九八七 「近世城下町の空間構造—とくに町割りの基軸について」『城下町の地域構造』名著出版

矢守一彦 一九八八 「城下町のかたち」筑摩書房

### 挿図出典

図1: 中西二〇〇三より引用・一部加筆

図2: 宮本二〇〇五b

図3: 筆者作成

図4: 宮本二〇〇五より引用

図5: 甲賀市教育委員会二〇一六より引用・一部加筆

図6: 滋賀県教育委員会・(公財)滋賀県文化財保護協会 二〇一三bより引用

用・一部加筆

# 膳所城下町

神保 忠宏（公益財団法人 滋賀県文化財保護協会）

## はじめに

膳所城下町は、近江国滋賀郡膳所（現、滋賀県大津市膳所）に築かれた城下町である。江戸時代における近江国は、江戸幕府の政策から領地を細分化され、多数の大名に飛地として与えられたため、彦根藩と膳所藩を除くと一～二万石程度の小藩が存在するだけだった。小藩は陣屋によつて統治したため、実質的な近世城郭は彦根城と膳所城のみと言えるだろう。

二つの城は、関ヶ原合戦後に政権を掌握した徳川氏によつて築かれ、勢力を保持する豊臣氏対抗して、京や西国の抑えるために徳川譜代大名が藩主を務めた要所であった。ところが、現在も当時の景観をとどめる彦根城に対し、膳所城は明治維新後の破却と公用地の転用によつて、その姿をほとんど留めていない。

城下町が整備された時期は不明だが、築城時に初代城主の戸田氏が旧領

より伴つた人々の他に、膳所周辺で古くから村落を形成していた栗津七ヶ庄のうち、五つの村（西の庄、木下、膳所、中庄、別保）を城下町に組み入れた。そして、西の庄村には船町と網町、木下村には木下町・魚屋町・大津町、膳所村には大須賀町・浜田町・榎町、中庄村には伊勢屋町・紺屋町・中庄町、別保村には宮町・八軒町が新たにつくられている。これらの町名から、船町には御蔵御用の船頭、網町には漁師、魚屋町には魚商人、紺屋町には紺屋職人など、職種集団の居住が窺われる。また、正保絵図に計画的な屋敷割を施した城下町が描かれていることから、それまでにはある程度まで整備されていたと考えられる。

## 一 膳所城略史

膳所城は、関ヶ原合戦の戦後処理として築かれた城のひとつである。

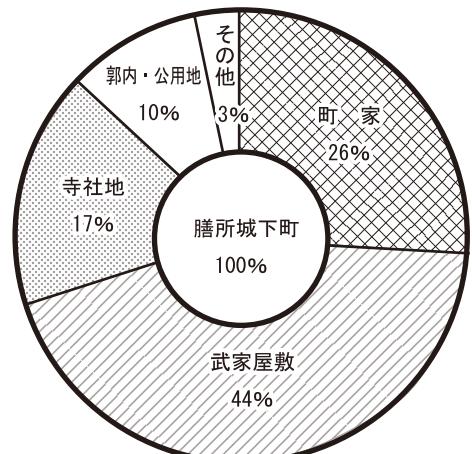
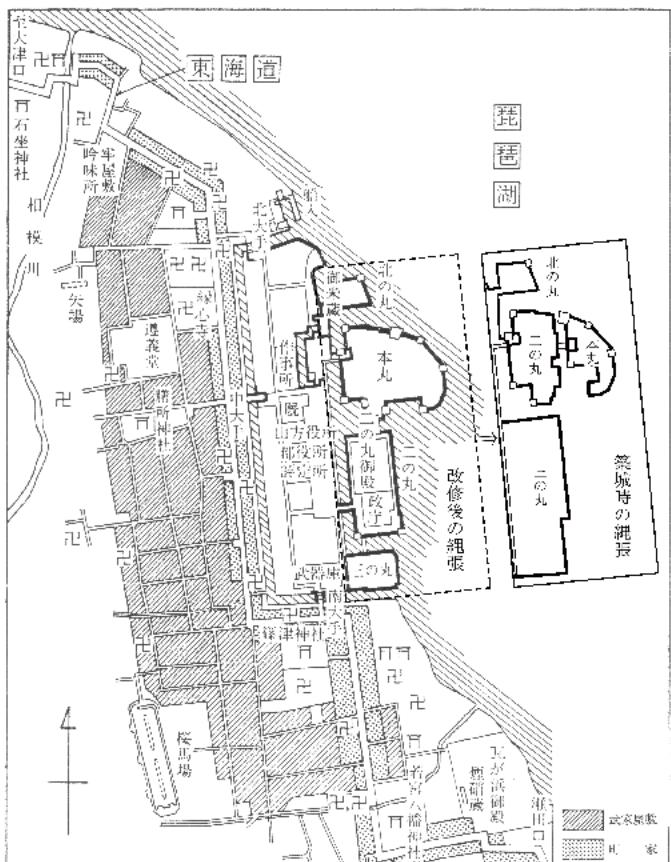


表1 膳所城下町土地利用率  
(測定面積を100とした場合の比率)

図1 膳所城下町中心部の構造

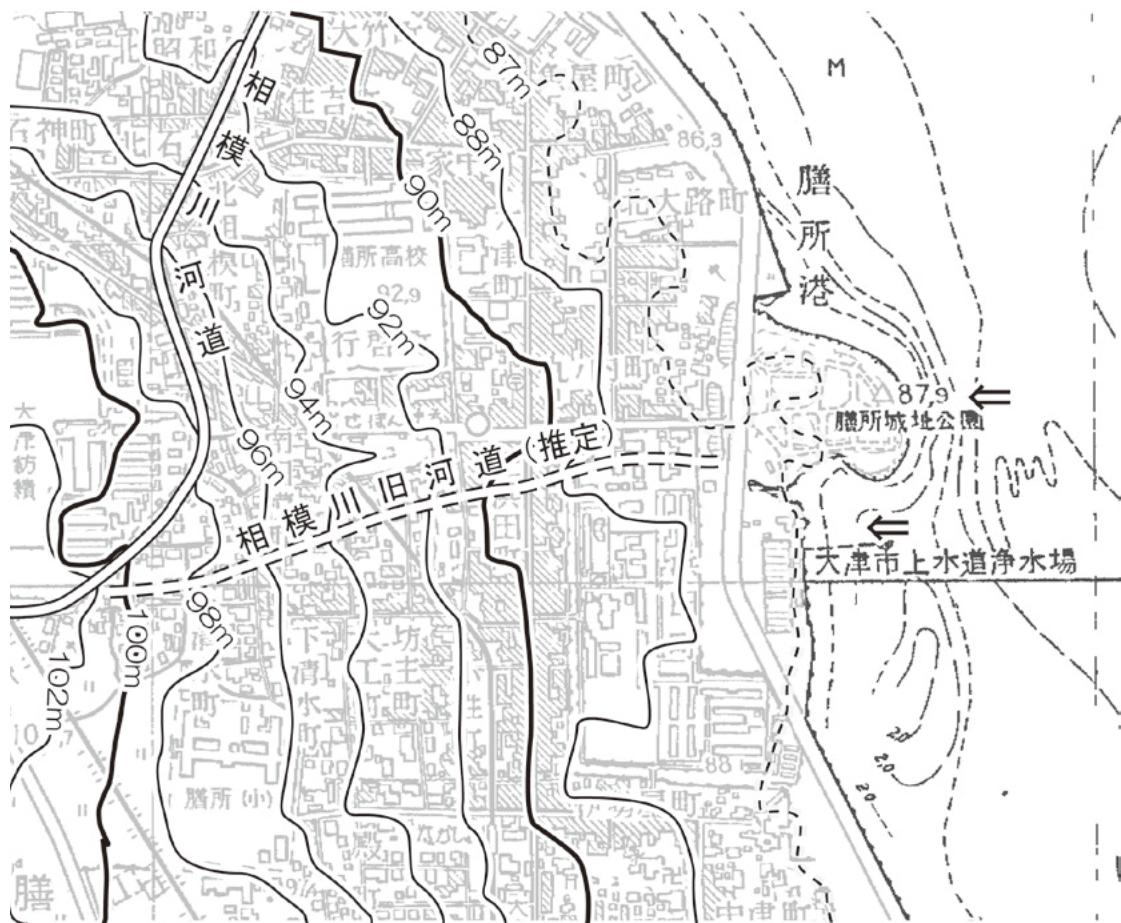


図2 膳所城下町の微地形

県立膳所高校改築に伴う膳所城遺跡の発掘調査では、武家屋敷の遺構を検出して絵図と同様の町割を確認したが、出土遺物や遺構の分析から一七世紀中期以降に町割が施工された可能性を示している。このことから城郭完成後も城下町の整備が行われていたことがわかる。

## 二 膳所城下町の構造

築城前の膳所は、相模川と呼ばれる河川の河口部にあたり、小三角州が形成されていたと考えられる。膳所城築城にあたって、相模川の河道を付け替えて北遷させていることから、この小三角州を利用して城と城下町の用地を確保したのだろう。国土地理院土地条件図「大津」（国土地理院一九八四）には、相模川の北遷部分から東に向かって、旧河道と思われる窪みが等高線で表現されている。また、建設省琵琶湖工事事務所が作成した「琵琶湖周辺地形図」（琵琶湖工事事務所一九六六）によると、膳所城公園から膳所浄水場付近の等深線が沖合にやや突出していることがわかる（図2）。

この突出は、旧相模川三角州の名残ではないかと考えられ、現在の膳所城公園（旧本丸）がその上に位置するのは、三角州を利用して曲輪を築いたためと考えられる。

膳所城と城下町の構造を具体的に見ると、本丸や二の丸などの主郭は、湖上や湖岸に築かれ、その西側の郭内に重臣の屋敷が配置されていた。それぞれの曲輪には水門があり、湖上から曲輪へ入城できるようになつてゐる。外堀や大手門によって隔てられた郭外には東海道が南北に貫き、街道を町通にして町人町が存在した。絵図に描かれた町屋は卯建を備えた板葺きや、藁葺きの建物で、江戸時代中期以降になると、桟瓦葺の建物が現れている。町人町の背面には武家屋敷が広がっていた。おおむね城郭に近いほど

間口の広い屋敷が造られ、遠ざかるほど間口の狭い下級武士の屋敷が広がっていた。県立膳所高校校舎建設に伴う発掘調査で、膳所城下町の武家屋敷遺構を確認している（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会二〇〇五）。調査範囲は比較的間口の狭い中級クラスの武家屋敷があつた場所で、検出した街路は幅五・六メートルを測定した。また、屋敷の境界には塀とみられる連続した柱穴や街路に向かって開口する素掘りの溝が認められた。屋敷内には庭園と思われる池の跡や井戸の跡などを確認している。

寺社は大津口や勢多口、道路の末端や屈曲部、そして3つの大手門付近や城下町の西端や南端に配置され、防御機能を補助する役割を持つていたと考えられる（図3）。

次に、現存する膳所城および膳所城下町絵図の情報から、郭内（三の丸の重臣屋敷を含む）、武家屋敷・町屋・寺社地の構成比の試算を行つた（表1）。「膳所総絵図」を基本資料とし、『膳所城屋敷見取図』および『膳所城絵図』を参考にした。展覧会図録の画像から読み取つたために不明確な部分、特に町屋と寺社地の判別が曖昧である。今回の図は暫定的なものと考えていただきたい。

膳所城下町全体に占める土地利用の構成率は、郭内が約一〇パーセント、郭外武家屋敷が四四パーセント、町屋が二六パーセント、寺社地が一七パーセントで、武家屋敷の町屋に対する倍率は約一・七倍である。武家屋敷が城下町に占める割合は全体の半分近くを占め、町屋はほぼ四分の一を占めている。ちなみに彦根城下町の場合、武家屋敷の比率は約六一パーセント、町屋の構成比が約三九パーセントで<sup>(1)</sup>、武家屋敷の町屋に対する倍率は約一・五倍である。単純に比較することはできないが、倍率を見る限り大きな差は認められない。

従来、膳所城下町は武家屋敷の占める割合が高く、大津に機能を集約させるため、町人町における商業集団の居住や規模が比較的小さいと言わっていた。しかし両者を比較する限り、膳所城下町に占める町屋の比率は



(3000分の1大津市都市計画図（1966）に『膳所城屋敷割図』『膳所城総絵図』の情報を透視し、米軍撮影空中写真（1948）の情報をもとに補正しながら作図した)  
※地割の情報が少ない部分の推定個所は破線で図示し、地割情報が失われた個所は図示していない。

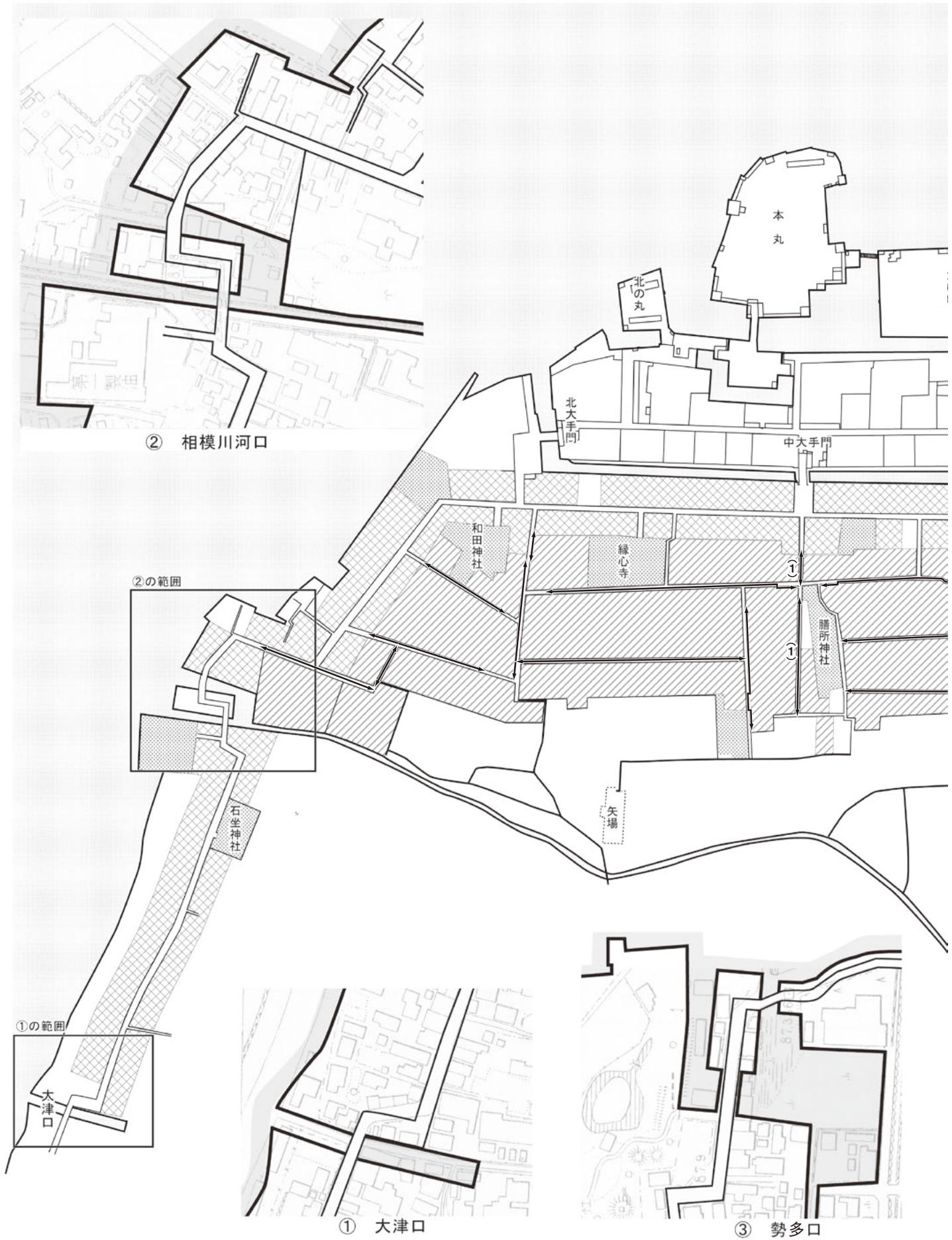


図3 膳所および城下町推定図

極端に低いとは言えない。

城下町の街路は、大津口や勢多口、そして街路において遠見遮断と考えられる食い違いが確認できる。特に、大津口と勢多口に設置された番所は、

堀と柵そして「総門」と呼ばれる城門を持つ厳重な施設があった。

また、相模川河口部は、石垣で築いた郭状の施設を設け、食い違いに橋を架けた舟形に近い構造となっている。その背後には防御施設として響忍寺が配置されていることから、京都側の防御に重点が置かれていることがよくわかる<sup>(2)</sup>。

図3の①②③は、昭和四〇年代に測図された三〇〇〇分一地形図に、絵図の情報を転写したものだが、廢城によつて施設が失われたあとも、当時の道路や郭状の施設が地境として残存していることがわかる。

町割は、東海道に沿うか直行した方向に間口を構える短冊型地割である。図3の道路に記した矢印は「膳所總絵図」に記載された武家屋敷の間口方向を図示したものである。おおむね、東海道に平行か南北道路に間口を向けており、東海道に直行する道路は間口の揃いが悪い。

しかし、(一) 中大手門から膳所神社の北側を通る東西道路、(二) 安昌寺から東海道に至る東西道路、(三) 南大手門の前を東西に通る道路の三ヶ所は間口が揃つてゐる。特に中大手門を通じる東西街路に、比較的間口をそろえた町割が存在することに注視したい。

足利健亮は、大手に通じる街路が町通りになるプランを「タテ町型城下町」、直行するプランを「ヨコ町型城下町」と分類し、後者が近世城下町の通常形であると分析している(足利一九八四)。膳所城下町はメインストリートである東海道が、大手門を直行していることから「ヨコ町型城下町」に分類される。

しかし、正門である中大手門で比較的間口をそろえた町通を形成していることは、前時代の特徴である「タテ町型城下町」プランの痕跡ではないかと推察する。

膳所城が一七世紀のごく初期に築かれたことや、城下町の建設にかなり

の期間を要していることから、前時代のプランを部分的に採用した過渡期の城下町の可能性を推定したい。

## まとめにかえて ～現代に残る膳所城下町

膳所城は明治維新後廢城となつて破却され、城下町も度重なる建物の更新によつて、近世まで遡る遺構は寺社の一部に過ぎない。しかし都市プランの視点によると、膳所の町並みは当時の状態を比較的良好に残存している。城下町の特徴である遠見遮断は、勢多口のように一部改変された場所もあるが、図4のように残された地割から当時の景観を容易に推定することができる。街路も部分的に拡幅された個所を除き、当時の道幅をよくとどめている。

膳所をはじめとする城下町の景観は、現代の生活に合わせて改変されたため著しく変容する。しかし、施工された都市プランは、再開発等の大規模な改変が行われない限り残り続ける。膳所の町並は近世城下町の機能と景観を残しているとは決して言えないが、その機能を推定し復元するだけの遺構を多く残している、と言えるだろう。

## 註

- (1) 『府県地租改正紀要』大蔵省一八八二に依った。  
(2) 韶忍寺は享保一八年(一七三三)に現位置へ移された。それ以前は家老屋敷で、  
大砲を据える台場と防塁が築かれていたといわれる

## 参考引用文献

- 琵琶湖工事事務所(一九六六)「琵琶湖周辺地形図」三八 膳所  
蒲田道隆(一九八〇)「膳所城の成立」『新修 大津市史 3 近代以前』  
大津市役所  
足利健亮(一九八四)『中近世都市の歴史地理——町・筋・辻子をめぐつて——』、  
地人書房  
国土地理院(一九八四)「土地条件図」 大津  
賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(二〇〇五)『膳所城下町遺跡  
——滋賀県立膳所高等学校校舎改築に伴う発掘調査報告書——』  
滋賀県立安土城考古博物館(二〇〇七)『城と城下町——彦根藩と膳所藩を中心にして』

## 図表出展

### 表1 神保作成

- 図1 滋賀県立安土城考古博物館(二〇〇七)所収図に神保忠宏加筆作成  
図2 琵琶湖工事事務所(一九六二)と、『土地条件図 大津』国土地理院  
一九八四をもとに、神保作成  
図3 神保作成



# 彦根城の世界遺産登録と持続可能なまちづくり

小林 隆（彦根市観光文化戦略部）

## はじめに

世界遺産は、世界の誰もが認める価値をもつ文化遺産や自然遺産を未来に伝えるために発足した制度である。二一世紀に入ると、世界遺産に新たな目的が加わった。二〇一五年に国連総会で持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが採択され、その一番目の目標、住み続けられるまちづくりを達成するための取り組みとして、世界遺産の取り組みを強化することが掲げられた。こうした世界的な動向をうけて、わが国の世界文化遺産を担当する文化庁も、令和二年度に世界文化遺産の今後のあり方を検討するなかで、文化遺産の保存、価値や保護の取り組みを世界に発信することに加え、「世界文化遺産を保護し、活かしたまちづくりによる持続可能な社会の実現」<sup>(1)</sup>が重要であることを示した。

これまで、わが国においては、世界遺産活用の目的については、観光振興に求めることが多かつたが、現在の世界遺産をめぐる動きを踏まえると、日本国内の地域社会が抱える社会問題を克服するための、観光振興も含む持続可能なまちづくりの取り組みとしてとらえ直す必要がある。本稿では、彦根城の世界遺産登録に焦点を絞り、世界遺産を活かしたこれからのまちづくりの取り組みを展望する。

彦根城を活かしたまちづくりについて論じる前に、彦根城の世界的な価値について説明し、あわせて、明治時代以降の移り変わりについても述べておきたい。

## （一）彦根城の世界的な価値

彦根城は、わが国が世界遺産条約を締結した平成四年（一九九二）に、世界文化遺産暫定一覧表に記載され、世界遺産の候補となつた。ところが、翌年に、姫路城が世界文化遺産に登録されてから、長い間、姫路城とは異なる価値を見出すことができず、世界遺産登録を実現することができなかつた。

平成二六年（二〇一四）頃から、彦根市は、滋賀県の協力を得て、彦根城の価値についての検討を本格化し、まずは姫路城の世界的な価値についての確認を行つた。姫路城は、木造建築の傑作であるとして、世界遺産の登録基準<sup>i</sup>（人類史上の傑作）を適用されるとともに、一七世紀初頭の日本本の木造城郭建築の最高点を示しているとして、世界遺産の登録基準<sup>iv</sup>（特定の時代の建築様式、建築・科学技術、景観の見本）も適用されて、

アを中心に、その歴史的意義についての検討を進めた。

彦根城については、これまで、西国の諸大名の動きを押さえる軍事拠点として築城された城であり、いざという時には、京都から天皇をこの城に避難させることが計画されていたと説明されてきた。しかし、彦根城の歴史を振り返ると、彦根城で戦いが行われたことは一度もなく、日常的には、社会の安定を維持する政治拠点としての役割を果たしてきた<sup>(3)</sup>。



写真1 中堀沿い（佐和口付近）からみた彦根城

慶長八年（一六〇三）二月、徳川家康が征夷大將軍や右大臣などに任命されたその月に、井伊家の家老木俣守勝が伏見城において徳川家康から彦根山に新しい城を築くことを命じられ<sup>(4)</sup>、翌年から彦根城の築城が始まった。徳川家康は、日本国内を統括する天下人の地位に上り詰めたその時に、信頼を寄せる井伊家にも新たな城への移動を命じ、徳川家と諸大名が城を拠点に日本国内を分割統治する新たな時代が始まつたことを日本国内に示したものと思われる。慶長期の彦根城の築城には、近隣の大名や旗本が動員されたが<sup>(5)</sup>、彼らは、彦根城の築城によって新しい時代が到来したことを認識したはずである。その後、元和期（一六一五～二二）に井伊家単独で彦根城の築城が進められ、一七世紀のうちにその形が整えられた。

彦根城は、彦根山の頂上に天守を築き、彦根山のまわりを三重の堀が囲んでいた。内堀に囲まれた本丸に城主の居館である表御殿が築かれ、内堀と中堀に挟まれた二の丸（内曲輪）には、城主の庶子の屋敷に加え、重臣の屋敷が集められ、二の丸の北部には玄宮園と呼ばれる大名庭園が造営さ

世界遺産に登録された<sup>(2)</sup>。端的にいえば、姫路城は、建造物としての価値を認められて世界遺産に登録されたのである。

彦根城も、国宝に指定された天守をはじめ、重要文化財に指定された櫓や馬屋があり、その建造物としての価値は高い。しかし、世界遺産の制度では、同じ価値の資産を別に世界遺産に登録することができないため、彦根城の世界遺産登録を実現するためには、彦根城の建造物としての価値に固執することは得策ではない。そこで、建造物とは別のジャンルである史跡に視点を移し、特別史跡に指定されている彦根城の中堀より内側のエリ

れた。二の丸に屋敷を設けられた重臣たちは、本丸の表御殿に出仕して、そこで城主とともに合議政治を行つた。二の丸の中堀沿いの四カ所の出入り口には番所が設けられ、領民や他領の者の二の丸への立ち入りを禁止していた<sup>(6)</sup>。この周りから閉ざされた二の丸より内側の空間が彦根城の政治拠点である。その政治拠点に存在していた城主の御殿や重臣屋敷は、中堀沿いの櫓や堀などによって周りから見えないように隠されていたが、彦根城の中堀より内側に建てられた天守や櫓などの城郭建造物が、そこに城主とその重臣によって構成される政治権力があることをまわりに示し、領民に安心感を与えていた。前田家に仕えた兵学者の有沢永貞は、「今万人ノ心其城ノタクマシキヲ見テ天下ノ泰平ヲ仰ク、此ハ是權威ヲ以天下ノ人心ヲ奪フ所以ナリ」（「城取本元抄」）と述べている<sup>(7)</sup>。これは、金沢城についての記録であるが、城郭の変わらぬ姿を見た領民たちが天下泰平を感じたことは、彦根城でも同じだったはずである。



写真2 腹痛石（彦根市城町）から見た彦根城天守

江戸時代の城郭は、社会の安定を維持するための城主と重臣の合議政治が行われた政治拠点であり、城郭の姿がその地の唯一の政治権力がそこにあることを周りに示し、領民に安心感を与えていた。日本国内の城郭の中でも、彦根城は、一七世紀に形作られた城郭の基本形を江戸時代を通じて保ち、明治時代以降においても、江戸時代の城郭を拠点とする政治のしくみを最もよく伝えている。彦根城は、世界的にみて稀有な、日本の江戸時代の城郭を拠点とする政治のしくみを伝える物証として、世界的な価値がある。

## （二）彦根城の移り変わり

彦根城は、第二次世界大戦後、国の文化財に指定され、我が国的重要な歴史的資産となつたが、地元住民にとつても大切な存在である。そのことを明治時代以降の彦根城の歴史を振り返つて確認しておきたい。

明治時代に入り、武士が日本国内を分割統治する国家体制が天皇を頂点とする中央集権体制に改められると、日本各地の城は政治拠点としての役割を終え、多くの城が解体された。彦根城も、明治一一年（一八七八）に解体が進められた。ところが、彦根城の存続を願う地元住民の思いを明治天皇が認め、彦根城の解体中止が命じられ、彦根城は、政治拠点としての役割を果たした歴史を伝える史跡として保存されることになった。

彦根城の解体中止には、大隈重信が深く関わっていた。『明治天皇紀』によれば、明治天皇の東海・北陸行幸に随行していた大蔵卿の大隈重信が、滋賀県令籠手田安定の依頼により、県営彦根製糸場と県立彦根伝習学校を視察したついでに彦根城に立ち寄ったところ、「陸軍省が城内建築物を棄碎するを目撃して之を惜しみ、還りて具奏」したので、明治天皇が宮内卿の杉孫七郎を通じて右大臣の岩倉具視に彦根城の保存を命じた<sup>(8)</sup>。『朝日新聞』に掲載された大隈重信の回想録によれば、明日にも解体が始まると彦根城天守を眺めながら、「曾ては一朝事ある其の時は君公の御前に罷り出

て、天晴れ忠勤を抽

の史料から確認できる。

写真3 彦根城博物館（表御殿跡）



でやうと思つて、我等の祖先が三百年仰ぎ見た彼の天主閣も、最早再び仰ぎ見ることは出来ぬのであります」と痛々しく語る「旧藩士の至情に動かされ」て、大隈重信は、明治天皇に彦根城の解体中止を進言したとい

う<sup>(9)</sup>。旧彦根藩士にとって、彦根城は、「三百年間彦根藩士の魂をブチ込んで守護してきた」「武士の魂の入れ物」であり<sup>(10)</sup>、失うことが

明治一一年（一八七八）に永久保存が決まつた彦根城は、しばらく陸軍省が所管し、一時的に宮内省に移管されたのち、井伊家が所有することとなつた。彦根城がかつての城主家に戻された一番の理由は、彦根城を「なるべく旧觀を損ぜざる様保管」するためだつた<sup>(12)</sup>。しかし、明治時代の初めから、彦根城を地元住民に開放する動きも見られ、城山の頂上に休憩所や茶店が設けられた<sup>(13)</sup>。大正時代には、地元の彦根町が井伊家から彦根城を借用し、観光地化を進めた。昭和時代前期には、吉田繁治郎の呼びかけなどにより、彦根城の堀沿いに桜が植えられ<sup>(14)</sup>、彦根城が桜の名所になつた。そして、昭和一九年（一九四四）、井伊家から彦根市に彦根城が寄付され、彦根城が彦根市民の城になつた。

彦根城は、江戸時代には、社会の安定を維持する政治が行われた場所であり、その変わらぬ姿が領民に安心感を与え続け、領民がこの地で暮らししていくのに無くてはならない存在だつた。明治時代に入り、解体の危機を免れた彦根城は、江戸時代の平和を維持した政治がそこで行われたことを伝える史跡として管理されるとともに、公園化も進められて地元住民の憩いの場となり、市民生活に不可欠のものとなつた。

## 二 彦根城を活かした持続可能なまちづくり

それでは、彦根城の価値や歴史過程を踏まえて、彦根城を活かした持続可能なまちづくりのあり方を示してみたい。

### （一）お城の見えるまち

彦根城は、士族だけでなく、平民にとつても欠くことのできないものだつた。彦根城博物館が所蔵する彦根藩井伊家古文書の中に、彦根城の保存にかかる記録がある。年次不明で、朱筆の訂正が加えられた案文であるが、彦根城の建物が処分されることを知つた犬上郡第一区から第十区の区長たちが、城下町の衰退を食い止め、新しい時代に対応するために、陸軍省に彦根城天守の払い下げを願い出ようとしたことを示す史料が存在する<sup>(11)</sup>。犬上郡第一区から第十区は彦根城下町にあたり、そこには武士のほか、町人なども暮らしていた。彦根城の保存を士族も平民も望んでいたことがこ

彦根は、その変わらぬ姿が、彦根城のまわりで暮らす領民たちに安心感を与えることになり、この地で安心して暮らせる役割を果たした。彦根城が地元住民の心の支えとなり、遠出をして彦根に戻ってきた時、彦根城のすがたを見ると、ほっと安心し、「帰ってきたな」と思う<sup>(15)</sup>。彦根のまちの特性を守るために、彦根城の眺望景観を守り、活かすことが大切である。

彦根市景観計画では、彦根城下町の外周から彦根城天守、西の丸三重櫓、天秤櫓を眺望できる視点場を九ヶ所選び<sup>(16)</sup>、視点場からの眺望を阻害しないように、建物の高さや位置の調整をはかつてている。彦根城が要所から眺望できる城下町らしい景観を守るための視点場については、歴史的な意味を持つ場所（城下町の出入り口など）、現在の生活で重要な場所（中堀沿いのポケットパークなど）に加え、城下町らしい景観を保つためのモニタリングに適した場所などが考えられ、さらなる増設が望まれる。

彦根市民と視点場についての話をするとき、「私の家の二階の窓から彦根城が良く見える」とか、「自動車を運転している時、彦根城が良く見える場所がある」など、その人、その人の生活に根差した彦根城の眺望ポイントが存在していることがわかる。こうした眺望ポイントは、多くの人たちが共有できる場所ではないが、お城の見えるまち彦根ならではの眺望ポイントであり、彦根のまちで暮らし続けていく際に、彦根城の姿から元気をもらえる場所である。彦根市民一人、一人が、彦根のまちがお城がみえるまちであることをしつかりと認識して、自分ならではの眺望ポイントをつけ、大切にしていくことも必要である。

## （二）城下町の歴史的資産を守り、活かす

彦根城を活かしたまちづくりを進めるにあたっては、彦根城と一蓮托生の関係にある彦根城下町にも視野を向け、彦根城下町に伝わる歴史的資産

を守り、活かすことも必要である。

城下町は、歴史地理学などの分野では、武士や町人などの居住



写真4 旧西郷屋敷長屋門

城下町の歴史的資産の保存・活用について論じることにする。

まず、彦根城の中堀より内側のエリアについて論じる。このエリアにおいては、城山に天守や櫓が残っているだけでなく、城山の麓においても、表御殿跡や重臣屋敷跡、重臣屋敷の建物、大名庭園などが残っており、特別史跡として保護されている。

彦根城の内堀より内側に位置する表御殿跡には、発掘調査や江戸時代に作製された平面図や起こし絵図をもとに、表御殿の建物を復元した彦根城博物館が建てられ、彦根城主をつとめた井伊家に伝わった古文書や美術品が収蔵、公開されている。昭和六二年（一九八七）に開館した彦根城博物

館は、城郭内の御殿の復元の先駆的な事例であり、多くの人々に江戸時代の大名文化と彦根城下町の魅力を伝える役割を果たしている<sup>(18)</sup>。

彦根城の内堀と中堀にはさまれたエリアは、江戸時代には井伊家の別邸、庶子屋敷、大名庭園に加え、重臣屋敷が配置された。江戸時代後期には、このエリアの西部に藩校が設置された。明治時代に入ると、このエリアの屋敷跡に桑畠が造られたり、学校の敷地などに利用された。昭和三十一年（一九五六）に彦根城の中堀より内側などが特別史跡に指定されてからは、公有化が進められ、学校や民家が解体された。今後、特別史跡彦根城跡整備基本計画にしたがって、このエリアの整備が進められるが、彦根城の内堀より内側が有料エリアであるのに対し、彦根城の内堀と中堀にはさまたエリアのうち、玄宮園などを除く大半のエリアが無料エリアであることから、市民や観光客が自由に集まる憩いの場所として整備されることが望まれる。

次に、彦根城の中堀より外側のエリアについて論じる。このエリアのうち、中央町の外堀土塁は特別史跡に指定されているが、それ以外の城下町エリアは、現在、埋蔵文化財包蔵地とされているものの、都市化が進んだ地域である。しかし、大通りから路地に入ると、江戸時代以来の武家屋敷や町家が残り、城下町らしい風情を伝えるまちなみが残っているところがある。

彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（平成二八年〔二〇一六〕選定）は、彦根城下町の南東隅に位置し、江戸時代には、町人居住地だった。江戸時代前期に芹川を別の場所に付け替えて町場化された地割りが残り、通り沿いには、江戸時代から昭和時代前期に建てられた町家などが良好に残り、商家町としての歴史的風致を良く示している<sup>(19)</sup>。

彦根城下町の南を流れる芹川沿いの芹橋二丁目・二丁目には、足軽組屋敷が残っている。彦根の足軽は、長屋ではなく、簡単な門があり、庭付きの一戸建て住宅で暮らしていた。彦根の足軽組屋敷は、入り口に土間があり、げんかん、ざしき、だいどこ、なんどの四間で構成されることが多い。



写真5 玄宮園から見た彦根城天守

い。部屋の上部、屋根裏はツシと呼ばれ、物入れとして使われた。芹橋二丁目の旧磯島家住宅には、辻番所が併設されているが、そこは、彦根城外を警備する外カ輪番所としての役割を果たした。この地区の町割りは、江戸時代以来の状態を保つている。道路が互いに交差する「く」いちがい」、道路が途中でカギ型に折れ曲がっていたり、行きどまりになつてゐる「どんつき」などが残り、彦根城下町の風情を感じることができる。



写真6 芹町のまちなみ（重要伝統的建造物群保存地区）

定された。井伊直弼が完成した一期一会の精神とは、たとえ同じ顔ぶれで何回も茶会を開いたとしても、今日の茶会は決して繰り返すことのない会だと思えば、それはわが一生に一度の会であり、真剣な気持ちで、少しもおろそかにすることなく、茶をいただき心構えが必要だという心得である<sup>(21)</sup>。そして、井伊直弼の茶の湯の精神には、もう一つ重要な精神がある。それは、独座観念である。茶会の亭主は、客が帰った後に、茶室に一人座し、今日の一会が終わって、もう二度と同じ会を行うことはできないということを思い、一人静かに今日の茶会を顧みるという心得である<sup>(22)</sup>。心を込めた対応を心がけるだけでなく、その行為を振り返り、さらなる高みを目指すことの大切さを井伊直弼は理解していたのである。この井伊直弼の茶の湯の精神を私たち彦根市民が継承することは、私たちの心を豊かにし、このまちで幸せに暮らしていく効果をもたらすだけでなく、彦根市を訪れた観光客にも喜んでいただき、「また彦根を訪れたい」「できればこのまちに住んでみたい」という気持ちを生み出すはずである。

城下町の有形・無形の歴史的資産を守り、活かすことは、彦根市における持続可能なまちづくりを進めるうえで、重要な役割を果たす。

### （三）広域連携

彦根城を活かした持続可能なまちづくりは、彦根城が存在する彦根市域の枠組みにとどまらず、彦根城主井伊家の知行全域に及ぶ。

彦根城の世界遺産登録作業を進めるなかで、彦根城の価値は、建物ではなく、彦根城で行われた社会の平和を維持する政治のしくみにポイントがあることが明らかとなつた。政治拠点としての彦根城が平和を保つたのは、彦根城下町にとどまらず、井伊家の知行全体である。彦根城によって平和が長く保たれたことによつて、町や村に富が蓄積され、その富を用いてそれぞれの町や村では個性豊かな文化が育まれ、それが伝統文化として今に伝わっている。井伊家の知行があつた場所は、現在の自治体名で言う

と、北は長浜市、東は米原市、南は日野町、西は近江八幡市に及ぶ。すなわち、湖北・湖東全域が彦根城にかかわりのある地域なのである。

彦根城の世界遺産登録を機に、江戸時代に湖北・湖東地方で育まれた伝統文化の魅力を再発見し、それを観光はもちろん、私たちのこれから暮らし

に活かしていくことが大切である。この地ならではの魅力をしっかりと認識し、この地でしか体験できない魅力ある暮らしを続けていくことが、持続可能なまちづくりを進める大きな力になるはずである。

## おわりに

二二世紀が四半世紀を過ぎようとしている。日本の人口は、平成二〇年（二〇〇八）をピークに減少に転じた。今後、少子高齢化によって人口減



写真7 旧彦根藩足軽組屋敷辻番所

少が激的に進み、今世紀末の二一〇〇年には、日本の人口が五〇〇〇万人を切ると見られている<sup>(23)</sup>。日本国内のほとんどの地方で人口が激的に減少し、消滅の危機に直面する自治体が増えていく一方で、都市部を中心とする地域で人口が増加するというアンバランスな状況が進み、中央と地方の格差が顕著になっていく<sup>(24)</sup>。

地方においては、定住人口をできるだけ減らさないようにすること、地元に経済波及効果をもたらす交流人口をできるだけ増やすことが重要な課題である。この課題を解決するのに重要なのが、他所にはみられないまちの個性である。そのまちにしか見られないまちの個性に魅力を感じる人は必ずいて、彼らがそのまちを訪れ、そのまちに住み続けるはずである。長い年月にわたって守り、伝えられてきたそのまちの歴史的資産は、まちの個性を形作る重要な要素であることは間違いない。彦根市をはじめとする湖北・湖東地方において、彦根城は地域振興をはかるうえで最も重要な歴史的資産である。彦根城の世界遺産登録をゴールにするのではなく、持続可能なまちづくりが究極の目的であることを十分に認識して、彦根城の世界遺産登録前も後も、彦根城を活かしたまちづくりに取り組み続けることが、私たちが暮らす地域の未来を拓く。

註

- (1) 「我が国における世界文化遺産の今後のあり方（第一次答申）概要」。
- (2) ユネスコ世界遺産センターホームページ。
- (3) 鈴木達也「世界遺産を目指す彦根城の価値」（位田隆一・真鍋晶子・青柳周一編『世界遺産学への誘い』、おうみ学術出版会、二〇二二年）。
- (4) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』（第二卷 通史編 近世）、彦根市、二〇〇八年、三三三頁。
- (5) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』（第二卷 通史編 近世）、四三頁（四六頁）。
- (6) 小林隆『地方史から未来を拓く』、清文堂出版、二〇二二年、一〇六頁（一〇七頁）。
- (7) 矢守一彦『城下町のかたち』、筑摩書房、一九八八年、三二頁。
- (8) 小林隆『地方史から未来を拓く』、一六二頁（一六三頁）。
- (9) 小林隆『地方史から未来を拓く』、一六三頁。
- (10) 小林隆『地方史から未来を拓く』、一六三頁（一六四頁）。
- (11) 彦根藩井伊家古文書四三六五九号史料（彦根城博物館所蔵）。
- (12) 小林隆『地方史から未来を拓く』、一六九頁。
- (13) 小林隆『地方史から未来を拓く』、一六五頁。
- (14) 彦根市立教育研究所編『彦根の先覚』、彦根市立教育研究所、一九八七年、一一〇頁（一一二頁）。
- (15) 堀田悠介「応えん団の一人として」（彦根城世界遺産作文コンクール小学生最優秀作品）、『滋賀彦根』令和五年（二〇二三年）一月一日号。
- (16) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』（第一〇巻 景観編）、二〇二一年、彦根市、一二五二頁。
- (17) 矢守一彦『城下町のかたち』、二六頁。
- (18) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』（第一〇巻 景観編）、八八頁。
- (19) 彦根市ホームページ（重要伝統的建造物群保存地区の選定について）より。
- (20) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』（第一〇巻 景観編）、一五二頁（一五七頁）。
- (21) 奥晶子「井伊直弼の茶の湯——一期一会の世界——」、彦根城博物館編『一期一会の世界 大名茶人井伊直弼のすべて』、彦根城博物館、二〇一五年、六二頁。
- (22) 奥田晶子「井伊直弼の茶の湯——一期一会の世界——」、六二頁。
- (23) 増田寛也編『地方消滅』、中央公論新社、二〇一四年、一九二頁。
- (24) 小林隆『地方史から未来を拓く』、三頁。

六二頁。



## 二 彦根城（井伊家）関連文化財（令和四年度滋賀県指定文化財）の紹介

（一）弘誓寺本堂（東近江市建部下野町所在）

附 宮殿 一基

棟札 二枚

文書 一二点

境内図 二点

寺の伝承によると源平の合戦における弓の名手として知られた那須与一宗高に七児があり、近江の地にそれぞれ一寺を建立し弘誓寺とした近江七弘誓寺の一つであり、当弘誓寺の創建は正元元年（一二五九）と伝わる。当寺は、一七世紀には蒲生、神崎、愛知の三郡内に末寺三十二か寺を擁する、浄土宗における地域の本山格的存在となり、一八世紀以降は彦根藩主である井伊家の位牌所と定められ、その庇護を受けた。

寺蔵文書によれば、本堂は安永一〇年（一七八一）に焼失した後、天明二年（一七八二）頃から再建が計画され、棟札から天明八年に上棟していることが確認できるが、屋根の鬼瓦には寛政二年（一七九〇）の銘、擬宝珠金具には寛政九年（一七九七）の銘があることから、完成はその頃となつたようである。なお、本堂の建築にあたつては、彦根藩主・井伊家からの用材寄進の援助があつたと伝わっており、妻飾りの棊股に井伊家の橘紋が使われているなど、井伊家との関係が表現されている。

県内の浄土宗本堂は、元々は横長平面で住宅風の建築だったが、一八世

紀にはその形態を変化させ、両脇壇を内陣に取り込んで内陣が凸型となつた奥行きが深い正方形平面となり、天井を高くして虹梁を架け渡し、外部は軒高も高く大きな屋根を架けた堂々とした仏堂となる。弘誓寺本堂はこの形態を示す代表的事例である。

また、この本堂は、内部の虹梁や棊股、欄間、木鼻などに立体感のある流麗な彫刻が施され、装飾豊かな華やかな本堂としての特徴も併せ持つ。さらに、本堂の造営に関する文書資料や棟札に羽淵次郎助の名が確認でき、

弘誓寺は、愛知川中流域南岸の建部下野町に所在する浄土宗寺院で、境内は南面して表門を開き、表門の奥に本堂、本堂の周囲には庫裏や玄関、鐘楼堂を構えている。

その本堂は、桁行七間（一六・一八m）、梁間七間（一五・五七m）、入母屋造、本瓦葺で、正面に三間の向拝を設ける。堂内は正面側を外陣とし、その後方中央間を内陣、内陣の左右の脇陣も外陣とするが、脇陣後端には脇壇を設け、脇壇およびその手前一間を内陣に取り込み、内陣は凸型平面、外陣は凹型平面となる。内陣後方には四天柱を立て、四天柱内に禪宗様の須弥壇を据える。また、東面および北面に棧瓦葺の位牌壇が附属し、北面にも棧瓦葺の物置が附属する。

建築年代は、棟札から江戸時代後期、天明八年（一七八八）である。

彦根藩領である坂田郡顔戸村の大工棟梁で、代々大工を生業とし、高い技術を持つた羽淵家が造営に携わったことが判明する。この本堂は、そうした羽淵家の特徴が遺憾なく発揮されていいる建造物としても重要な建物である。

弘誓寺は、このような建造物としての高い価値を有するのみならず、井伊家がその領内統治において、どのように宗教社寺と関係し、領内安定の基礎を構築していくかを具体的に示す証拠の一つであり、今後、多方面から研究の蓄積が期待できるものである。



写真1 弘誓寺本堂 正面全景



写真2 弘誓寺本堂  
妻飾りの幕股に使われる橋文



写真3 弘誓寺本堂内部  
井伊家の位牌が治められた厨子

## (二) 木俣清左衛門家文書（彦根城博物館蔵）

### 六〇五点（付属品共）

品質構造  
紙本墨書

時 代  
安土桃山時代～現代（20世紀）

彦根藩井伊家の筆頭家老・木俣清左衛門家に伝來した古文書群である。木俣家の初代守勝（一五五五～一六一〇）は、甲斐武田家の家臣に起原を持つ徳川家康の家臣であったが、家康から井伊直政に家老として付属され、以来、一二代にわたって変わらず筆頭家老として井伊家に仕え、維新後は男爵に叙爵された家系である。なお、木俣家は、江戸幕府における付家老の初例でもある。

初代守勝在世時の文書は、徳川家康、明智光秀、伊達政宗、井伊直孝ら戦国末期の有力武将から直接出されたものを含む。例えば、天正六年（一五七八）発給の明智光秀書状は、守勝が光秀に仕えて戦功を挙げた時に与えられた感狀であり、井伊家に仕えるまでの木俣家の来歴の一端を示す。また、推定天正二年（一五八三）発給の徳川家康自筆書状は井伊直政に充てられたもので、家康が武田氏旧領の信濃国高遠口に派兵するにあたって、当時まだ直臣であった木俣守勝を直政の同心として出陣させる意向を示したもので、木俣家をはじめとする武田旧臣らが井伊家家臣團に編成される端緒を示している。

江戸時代の文書群は、幕府年寄や奉行人・有力大名等から木俣家歴代に充てた書状や、彦根藩の藩政機構、藩政運営、木俣家の家政関係などにかかる文書が多くを占める。さらに、朝鮮通信使の接遇に関する文書や、幕末期の長州戦争関係の資料などを含むことに特徴がある。有力譜代大名を支える筆頭家老家として、藩政のみならず国政に深く結びつく内容には見るべきものも多く、井伊家という特別な立場にある大名家の実態を解明するうえで、極めて重要な文書群と位置付けられる。

さらにも、明治から昭和初期にかけて華族としての木俣男爵家の文書も、まとまつて伝えられており、その資料的な価値は高い。

今回指定された古文書群は、安土桃山時代の初代守勝から始まり、近代以降は昭和期の男爵守一の時代のもの、さらに若干の戦後期のものを含む構成で、時代別の内訳では、安土桃山時代が六通、江戸時代が四一七通、近現代（明治以降）が一七八通である。他に、古文書ではないが一括の中

で伝えられてきた裂（きれ）や写真印画紙などの付属品四点を合わせ、指定の総計は六〇五点となる。

全体を通して、大名の重臣家の古文書群として充実した内容で、重要文化財彦根藩井伊家文書や井伊家近代文書により知られる藩政や井伊家の歴史を、別の角度からとらえる上でも絶好の史料を提供するもので、複眼的に江戸時代を理解することを可能にする。

このように、木俣清左衛門家文書は近世から近現代を通して、豊富な内容を有するもので、近江の歴史研究のみならず、彦根藩・井伊家、さらに彦根城のOUVを追求・深化においても極めて重要な古文書群である。現

在は、彦根市の所有となり、彦根城内の彦根城博物館において適切な調査、研究、保存のうえ公開が図られている。

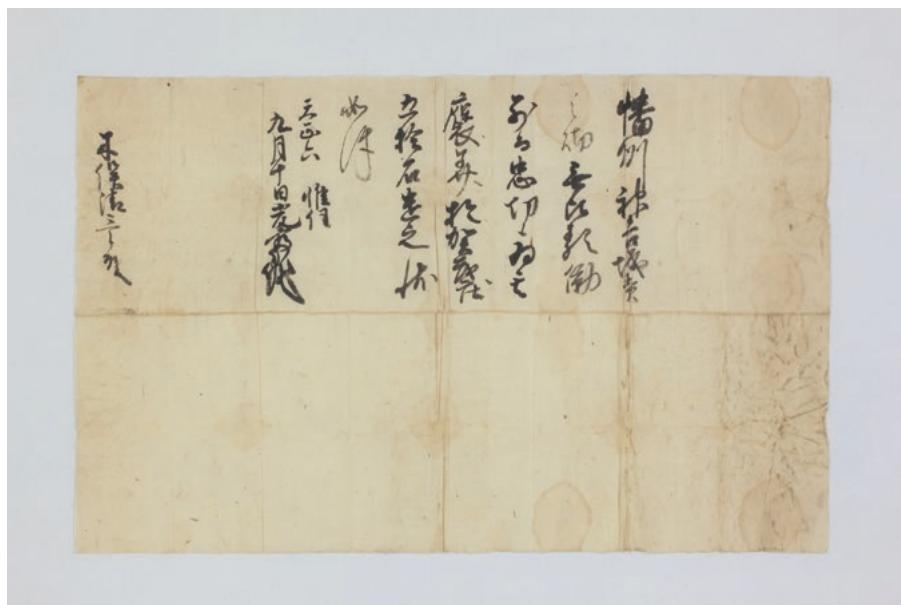


写真4 木俣清左衛門文書（明智光秀感状）

調

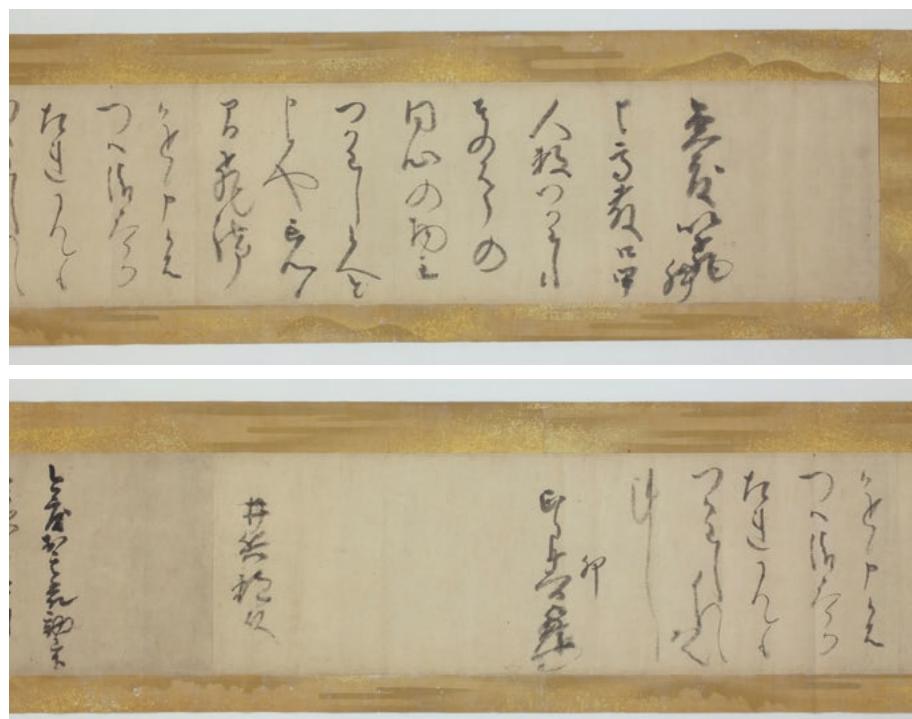


写真5・6 木俣清左衛門文書（徳川家康自筆書状）

## 三 特別寄稿

彦根城世界遺産登録推進にあたっては、三重大学の藤田達生先生に多くのご指導を得てきた。

これは、当協議会が発足した令和二年以前からであり、まだ、彦根城の価値の探求が今日のようなOUVに至る以前からであった。彦根城の世界遺産登録にあたっては、一九九四年に暫定一覧表に記載されたものの、その翌年に姫路城が登録基準<sup>i</sup>および<sup>iv</sup>において単独での登録を実現して以降、姫路城との差別化、異なる価値の証明が大きな課題として立ちはだかってきた。

当初は、その解決の方法すら思い至らないところであつたが、試行錯誤の中で次第に方法論も明らかになり、城下町を含むこと、水（琵琶湖）との関係、城郭の変遷など、あらゆる可能性を排除せず調査・研究を重ねてきた。その一つの視点として「江戸時代における城郭の使われ方」が存在した。

当初は個人的なつながりの中で、戦国時代史をご専門とされる藤田達生先生に江戸時代の城郭とはどのように理解すべきか、相談・議論を行うような方法ではあったが、当時先生はまさに「藩」という存在の研究を進めておられたところでもあり、次第にその相談は深く、重要な議論へと成長していくことは言うまでもない。

やがて、彦根城の世界遺産登録推進が国、県、市のコンセンサスを獲得し、その枠組みにおいて進めることとなり、当協議会の設立、協議会にお

ける学術委員会の設置などの段階に進んだ。しかし、大変に残念なことはあつたが、藤田先生にはこの学術会議委員としての公式なご指導を得ることは能わなかつた。しかし、その後もワーキング会議として、協議会との議論に何度もご参加いただき、あるいは、公私の機会をとらえての議論の機会にも気さくに応じていただいている。



# 国替制度と近世領知制

藤田  
達生

# 目 次

序章——天下統一から泰平の世へ	五	国替制度と近世的所有
一 摺籠期の国替	(二)	預治思想の浸透
(二) 兵糧米と鉄炮・火薬・玉を預ける	(二)	国替の作法
(二) 城を預ける	(三)	藩士の屋敷と財産
(三) 近世領知制とはなにか	(三)	在京体制と国家的官僚制
二 豊臣政権の国替	(四)	法治主義の浸透
(一) 石高で領知権を預ける	三 関ヶ原の戦い	三 展望——変質する国替
(二) 仕置令と国主大名	(一) 城請け取りの作法	(一) 近世「家」制度
(三) 在京体制と国家的官僚制	(二) 領地支配をめぐる大名間交渉	(二) 幕藩官僚制の特質
(四) 法治主義の浸透	四 江戸時代初期の国替	(三) 前期明君の説諭
112	104	(四) 「仁政」とはなにか
86	73	六 主従制と官僚制の融合
69		(一) 近世「家」制度
		(二) 幕藩官僚制の特質
		(三) 前期明君の説諭
		(四) 「仁政」とはなにか

162 146 133

## 付表目次

表①	信長の付城戦データ
表②	信長段階の兵糧米と鉄炮・火薬・玉の備蓄
表③	織田仕置の実態
表④	信長重臣の国替
表⑤	天正一三年閏八月国替一覧
表⑥	豊臣秀吉領知宛行状・目録一覧
表⑦	徳川家康の居所
表⑧	秀次事件後の伊予における大名配置
表⑨	徳川綱吉までの改易件数
表⑩	大坂包囲網の形成
表⑪	元和元年領知宛行に対する礼物
表⑫	九州諸藩のデータ
表⑬	四国諸藩のデータ
表⑭	今治城郭・城下町データ
表⑮	今治藩家中データ
表⑯	上野本町の火事における下行物
表⑰	万治2年上阿波町の火事における動員・負担
表⑱	万治2年上阿波町の火事における下行物
表⑲	磯上村の火事における下行物

## 付図目次

図①	預治思想による近世国家の創出過程
図②	慶長年間（大坂の陣直前）の中・四国主要大名配置
図③	寛永年間瀬戸内筋藩主関係図
図④	寛永年間前半の中・四国主要大名配置
図⑤	寛永年間後半の九州・四国主要大名配置
図⑥	幕藩官僚制概念図
図⑦	藩モデル

## 引用資料一覧

- 史料① 細川藤孝宛信長黒印状（「細川家文書」）第七条  
 史料② 柴田勝家宛信長国捷『信長公記』天正三年九月  
 史料③ 真鍋貞成宛信長朱印状『藩中古文書』  
 史料④ 前田利家宛信長朱印状 尊経閣文庫所蔵『古案』  
 史料⑤ 明智光秀宛信長朱印状『細川文書』『増補織田信長文書の研究』下巻九四三  
 史料⑥ 浅野長吉宛秀吉領知宛行状「浅野文書」「豊臣秀吉文書集」三〇二、以下『秀吉』  
 史料⑦ 浅野長吉宛秀吉領知目録「浅野文書」「秀吉」三〇三  
 史料⑧ 黒田孝高宛秀吉領地目録「黒田家文書」「秀吉」三〇六  
 史料⑨ 黒田孝高官宛秀吉領知宛行状「黒田家文書」「秀吉」三〇五  
 史料⑩ 溝口秀勝宛秀吉領知宛行状「溝口文書」「秀吉」一五六〇  
 史料⑪ 溝口秀勝宛秀吉領知目録「溝口文書」「秀吉」一五六一  
 史料⑫ 秀吉法度「堀氏代々家伝記」「秀吉」一五九六  
 史料⑬ 「御朱印師職古格」第二条『秀吉』二二四三  
 史料⑭ 天正一五年六月二五日秀吉朱印状「毛利家文書」九五五  
 史料⑮ 天正一五年六月二十五日秀吉朱印状「毛利家文書」九八一  
 史料⑯ 黒田孝高・毛利吉成宛秀吉朱印状「黒田家文書」「秀吉」二三〇  
 史料⑰ 天正一八年八月国替二付条々「尊経閣古文書編年文書」「秀吉」三四一五  
 史料⑱ 浅野長吉宛秀吉朱印状「浅野家文書」五九『秀吉』三三八三  
 史料⑲ 南部信直宛秀吉朱印状「盛岡南部家文書」「秀吉」三三二六  
 史料⑳ 上杉景勝宛秀吉朱印状「上杉家文書」八六三『秀吉』五七〇七  
 史料㉑ 藤堂高虎宛黒田孝高書状「高山公実錄」  
 史料㉒ 浦戸城請渡目録『土佐国蠹簡集』七五五  
 史料㉓ 慶長五年一二月一日付加藤喜明・藤堂高虎連署状「佐伯家文書」  
 史料㉔ 慶長一三年一一月十五日付藤堂高虎宛徳川家康領知宛行状『宗国史』  
 史料㉕ 慶長十三年九月二五日安藤重信宛国替令『徳川禁令考』  
 史料㉖ 元和元年一二月一五日付藤堂高虎宛徳川秀忠領知宛行状『宗国史』上巻  
 史料㉗ 元和元年一二月一五日付藤堂高虎宛徳川秀忠知行目録『宗国史』上巻  
 史料㉘ 慶安三年四月二五日付井伊直孝書状「井伊家文書」一四〇号  
 史料㉙ 承応二年五月一四日付筋奉行中宛井伊直孝書状「井伊家文書」一八二号  
 史料㉚ 承応二年五月二十四日付筋奉行中宛井伊直孝書状「井伊家文書」一八三号  
 史料㉛ 享保一九年蓮台村連名書状「新修彦根市史」第七巻史料編近世二、七三号  
 史料㉜ 寛永九年一〇月一六日付国替令「綿考輯録」卷三十三  
 史料㉝ 寛永九年一〇月一六日付高札「綿考輯録」卷三十三  
 史料㉞ 寛延二年己正月二三日付萩原友明引渡目録「青山家文書」篠山市立青山歴史村所蔵  
 史料㉟ 篠山藩城内侍屋敷帳「青山家文書」篠山市立青山歴史村所蔵  
 史料㉞ 慶安四年正月一日付藤堂元則譲状「保田文書」東京大学史料編纂所所蔵影写本  
 史料㉙ 大村由己「四国御発向并びに北国御動座記」『天正記』  
 史料㉚ 延宝五年六月六日付三カ条直書（第三条）『宗国史』  
 史料㉛ 『仰止録』三（『吉備群書集成』第四輯）

## 序章——天下統一から泰平の世へ

近世領知制成立の前提是、中世在地領主制の克服だった。これに対しても、外様雄藩を事例に、近世中後期における給人（家老クラス）知行地の自立性・独立性を指摘する研究がある<sup>(1)</sup>。そこでは、諸藩における地方知行から俸禄制への傾向は指摘できても、近世日本が内包した歴史的必然とは認めがたいとする主張を得ている。

確かに、外様雄藩を中心に給人知行制は脈々と存続したが、正確にはいずれも中世以来の在地領主制の系譜を引くものではない。実態的には、藩のなかに存在した藩といってよいだろう。藩領は、原則的に公儀すなわち將軍から藩主に対して預けられたものであり、中世のような本領安堵ではない。故に、国替があれば給人知行地も含む藩領が収公されるという前提があつたからである<sup>(2)</sup>。

そもそも江戸時代のいかなる藩においても、先祖伝来の本領は否定されていた。たとえば、薩摩藩のように中世以来の藩領を維持し、外城士による地方知行が許された場合においても（外城制度）、大規模な所替によつて外城士が在地性を失つていたところに、近世領知制の貫徹がうかがわれる<sup>(3)</sup>。

結果的に国替のなかつた外様大藩の多くにおいても、江戸時代前期までは国替に備えていたことが確認される。しかし中後期になると、藩領や江戸藩邸を大名の私領・私産のように意識し、実際にその様に処している事例もあるが、厳密には近世領知制の原則・理念に抵触するものだった。

一般的に藩の創出とは、国替（天下人の命令）→新領への入封→織豊城郭からの移転による城郭・城下町の建設→新田開発による郷村社会の形成、という順で前提条件が整備され、都市と郷村社会との間でヒト・モノ・カネの大規模な循環構造の創出を伴なう、かつてない規模で地域社会の景観を一変させた歴史的事業だった<sup>(4)</sup>。それ故に、藩誕生の前提として国替制度に着目する必要がある。

小稿の主題は、織豊政権以降、国替が制度として整備される江戸時代中期までの過程の検討を中心にして、国替を大名の「家産」「私領」の交換・移動として理解してきた。たとえば、近世大名の転封を研究する谷口昭氏が、「家産をそつくり移動させる転封」<sup>(5)</sup>と表現したのが象徴的である。

幕府による西国の大名配置がほぼ決まり、同時に城郭管理体制が定まった頃のことである。「一、居城者其國其堺目為要害所被預下也、全非私之屋室」（明治大学刑事博物館館所蔵「磐城平藩内藤家文書」）。これは、陸奥国平藩主内藤義泰が、延宝五年（一六七七）三月に嫡子義英に与えた家訓の冒頭部分である。城郭は、幕府から預かつたものであるという認識があつたことがわかる。

これに関連するのが、諸藩における城郭修補である。これに際して、幕府への手続き（事前許可申請）を欠いたまま普請すれば、改易などの深刻な処分を受けることについては、元和元年（一六二〇）の武家諸法度に抵触したことによる、元和五年の福島正則の改易事件を顕著な事例として、幕府の大名統制策の強化として理解されてきた。

しかし、元來、城郭は公儀すなわち將軍から藩主が預かつたものだから、修補については当然届け出を必要とする「原則」（織豊期に浸透した常識）があつたとみるべきであろう。幕府政治の專制性や権力主義という視点からの従来の議論は、一面的だったといわざるをえない。天下人と大名との個別主従制から法治主義にもとづく官僚制への転換期において、「原則」はより重みを増し、現実的な拘束力をもつてゆくのである。

藩とは、天下人から石高で示された領知権を、領知宛行状と領知目録の下付を介して大名が預かることによって始まったものであり、中世在地領主制の否定を前提にしている。ところが、織豊政権における達成を前提とすることなく、近世領知制を位置づけるような見解が散見する。

ここで、近世領知制に関する研究史についてふり返りたい。これについ

て藤井讓治氏は、大名の改易・転封に注目した研究、將軍権力の特質、殊にその集權的性格をめぐる研究においては、かなりの蓄積をもつていて、將軍と諸大名との関係をもつとも基礎のところで成立させ担保している反面、將軍と諸大名との関係をもつとも基礎のところで成立させ担保している領知宛行状・領知朱印状を通しての領知制あるいは領知宛行制の研究は貧困であり、ほとんどなされていないと厳しく批判した<sup>(7)</sup>。

確かに、藤井氏が批判の対象にした諸先学—藤野保氏<sup>(8)</sup>、北島正元氏<sup>(9)</sup>、高木昭作氏<sup>(10)</sup>、朝尾直弘氏<sup>(11)</sup>、大野瑞男氏<sup>(12)</sup>—の研究には限界があつた。藤井氏の研究は、徳川家康から家綱に至る領知宛行状・領知朱印状の網羅的検討を通して、政権担当者たる「天下人」による領知権の掌握過程を克明に跡づけ、從来の將軍を中心とする権力論の限界を指摘して、近世天下人論として再構築する必要性を喚起するものだった。

江戸時代の政治史研究（特に家康期から家綱期まで）において、天下人と將軍は峻別せねばならない、との指摘はきわめて重要である。政権担当者は必ずしも現職將軍ではなく、大御所だつた場合もあるからである。

しかし天下人とは、右近衛大将だつた信長、武家閑白家を創出した秀吉も該当し、彼らも武家支配の正統性を一身に体現する超越者だつたのではないか。藤井氏の研究においても、近世領知権の淵源を織豊政権に求めているのは、そのすぐれた指摘とは矛盾するのではないか。

それに加えて、天下人が諸大名に預けた領知の中味を十分に検討しなかつたことが、藤井氏の研究における弱点といわざるをえない。從来通りの領地を介した封建関係とみていることから<sup>(13)</sup>、中世在地領主制から近世領知制への質的転換についての検討がなく、信長以降の天下人がなにを宛行つたのかという、もつとも議論されなければならない問題が看過されているのである。

諸大名に対しても領知宛行状と領知目録によって預けたのは、領地のみだつたのだろうか。前者には○万石の領知高が示され、後者にはその具体的な内訳すなわち村名と村高が記されている。從来の研究においても、近世になつて新たな武家文書様式で表現されるようになつたとして、石高で

表示された領知の本質については、ほとんど議論されることはない。

しかし、領知目録に記された領知の対象は、当然のことながら領地のみならずそこで生産活動に勤しむ百姓・町人らの領民、そして藩領を統治する城郭が含まれていた。数値で示された石高のなかには、理念として領地・領民・城郭が組み込まれていたのである。しかも、それらはいずれも中世とは異なつて天下人から預かるものであつて、決して中世在地領主の本領のように安堵されるような私有の対象ではなかつた。

既にこれは、織田政権に始まり豊臣政権の段階で確定したものであり、徳川政権が継承したものだつたことを忘れてはならない。繰り返すが、從来の近世史研究における領知制に関する議論については、織豊期における達成を事実上無視してきたのではないかと思われる。

なお、預ける主体の天下人にとって、理念的には「天」（万物の創造主たる天帝）から天命によつて天下すなわち日本六十余州の統治権を預かつた者であるから<sup>(14)</sup>、かつての「將軍專制」あるいは「封建的土地所有の將軍への帰属」との評価は正確ではない。

ただし、大名側の承諾なしに改易・国替が執行できなかつたことから、將軍権力やその支配権の限定性を主張することにも問題がある。そこには幕藩官僚制に特有な、下位者による承諾・合意の手続きをみなければならぬからである。現に、江戸時代を通じて改易・国替を拒んで籠城・合戦に及んだ大名家は、一家たりともなかつたではないか。

中世在地領主制から近世領知制への変容の歴史的な意義については、管見の限り十分には追究されてこなかつた<sup>(15)</sup>。小稿においては、領知を領地とみるような誤解によつて、長らく幕藩国家の基礎構造にかかる本質を見誤つてきたことに警鐘を鳴らしたい。

また、近世領知制は天下泰平をもたらす思想に支えられていたことにも注目する必要がある。長らく、豊臣政権の「惣無事令」（豊臣平和令）によつて、戦国大名に停戦を強制し、彼らの自力救済権を否定することが、天下泰平の前提とみられてきた<sup>(16)</sup>。

しかし近年では、「惣無事」はあくまでも政権が宣伝した政策基調（スローガン）であつて、天下統一事業の本質ではないとする批判を受けていいる<sup>17</sup>。したがつて強調された自力救済権の否定については、別次元の問題であることも明らかになった。

豊臣政権が諸国の大名に強制した停戦令は、期間も地域も限定的なものであつたにもかかわらず、対象とされた九州や関東・奥羽において和平は実現していない。むしろ停戦令を受け入れないことを口実に、秀吉は

戦国大名間の相論に強制介入したのである。故に、その延長線上に国家規模の天下泰平が実現したと理解することはできない。豊臣政権は、繰り返し侵略戦争を強行することで天下統一を実現したのではあるが、強大な軍事力集中がそのまま長期的な天下泰平に結びついたのではない。戦争に並行して泰平の世を創出する新たな思想とそれにもとづく領知制度を構想し、法治主義と官僚制に支えられた国家を構想したことを、従来の研究においては看過している。それを継承し、再統一を実現したのが徳川政権だつた。

小稿において、近世領知制の本質を中世社会にはなかつた国替制度の誕生過程から跡づけようとするのは、天下統一から天下泰平への移行が決して平坦な道程ではなく、かかる国制史上の大転換の末に実現したものだつたことを主張するためである。素材として主にあつかうのは、江戸初期において幕府がもつとも意を用いた井伊氏の彦根藩と藤堂氏の藤堂藩（津藩）をはじめとする西国諸藩である<sup>18</sup>。

## 註

- (1) 高野信治『近世大名化臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）・『近世領主支配と地域社会』（校倉書房、二〇〇九年）など。近世を通じて地方知行制は減少し、元禄年間には全大名家のなかで採用するのは一六%にすぎない。しかし幕末に台頭する薩長土肥など外様雄藩の自立性の淵源が、地方知行制の採用にあるとする高野氏の指摘は興味深い。ただし、地方知行制を中世在地領主制の系譜に位置づけることは、本論でも指摘するように誤りである。

- (2) 本論の彦根藩や藤堂藩（津藩）の事例で紹介するように、譜代大名筆頭の井伊家や幕府の確立に貢献した外様大名藤堂家においてさえ、少なくとも江戸時代前期においては国替があることを意識していた。

- (3) 原口虎雄「薩摩藩外城制度の成立と元和の一国一城令—薩摩藩と情勢との研究（二）—」（『法制史研究』三六、一九八六年）。

- (4) 拙著『藩とは何か』（中公新書、二〇一九年）。

- (5) 一七世紀においては全国規模で国替がおこなわれていたが、元禄～享保期に大名配置が一斉に定着することについては、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）が主張することころである。国替研究については、江戸時代中期以降を対象とするものが大半である。そのなかにあって市尾光正『幕藩制国家成立期における国替の研究—寛永九年細川氏の事例から—』（『國土誌史学』一三、二〇〇九年）は貴重な成果である。

- (6) 谷口昭氏の「近世の家産官僚—譜代大名の転封を素材として—」（『名城法學』四一巻四号、一九九二年）・「大名の領知と家産—城邑の引渡を中心にして—」（『名城法學』四二巻三号、一九九二年）などの一連の譜代大名の転封に関する研究において共通する視点である。

- (7) 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。

- (8) 前掲藤野『新訂幕藩体制史の研究』。

- (9) 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四年）。

- (10) 高木昭作『江戸幕府の成立』（岩波講座『日本歴史』九、一九七五年）。

- (11) 朝尾直弘『將軍政治の権力構造』（岩波講座『日本歴史』一〇、一九七五年）。

- (12) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究—寛文印知の政治史的意義（二）—」（『資料館研究紀要』一三、一九八一年）・「領知判物・朱印状

再論』（『東洋大学文学部紀要』五三一二五、二〇〇〇年）。

(13) たとえば、藤井氏は「江戸時代の将軍と大名との関係は、大名は将軍から

与えられた土地に関して徵税権だけではなく、行政・司法を含めて広範な支配権をもつた」ととらえている（『ティマール体制と幕藩体制』、笠谷和

比古編『公家と武家の比較文明史』思文閣出版、二〇〇五年）。これでは

徳川家と足利家との違いは将軍権力の強弱のみで、近世大名と戦国大名との違いは不明瞭である。

(14) 家康の遺訓（『東照宮御遺訓』）に「今天下の執権を天道よりあづけ（預）たまへり、政道もし邪路に（変）へんずる時は、天より執柄たちまち取りあげ給ふぞ」すなわち「日本の領知権は天道から預かつたものである。もしも、自分の子孫が政道を誤つて邪路に変じ、悪政をおこなつた時には、天から権力をたちまち取り上げられてしまうぞ」との教諭がある。家康は、将軍の国土領有権が天から預かつたものと位置づけたのだつた。天下人においてさえ、日本六十余州という国土、そこに暮らす人々、そして江戸城を頂点とする諸城郭・陣屋も、私有の対象ではなかつたのである。

(15) この点を意識した論稿としては、藤本仁文「徳川将軍領知宛行と全国支配権」（同氏『將軍権力と近世国家』堀書房、二〇一八年）があげられる。

(16) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）。

(17) 挙著『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、二〇〇一年）・『天下統一論』

（堀書房、二〇二一年）。藤井讓治「惣無事」はあれど『惣無事』はなし』（同氏『近世初期政治史研究』岩波書店、二〇二三年、初出二〇一〇年）。

(18) 藩誕生過程における両藩の重要性については、前掲拙著『藩とは何か』を参照されたい。

## 一 摺籃期の国替

### (二) 兵糧米と鉄炮・火薬・玉を預ける

江戸時代の国替においては、該当藩に派遣された將軍の代理人たる上使（譜代大名・旗本）が城郭を収公する。そもそも城郭は、城主たる大名の家産ではなかつた。また、城内で管理された城米・城付武具をはじめ調度品なども含めて城付の備品扱いで、それらを含めて「天下の城郭」として位置づけられていた<sup>(1)</sup>。

国替制度を論じる前提として、どのような過程を経て城郭が大名家の私有の対象ではなくなつたのかについて概観したい。管見の限りではあるが、従来の研究においては国替制度の淵源を追究することはなかつた。ここでは、城郭に備蓄された兵糧米と鉄炮・火薬・玉の問題から検討する。

天文年間以降、鉄炮が地域社会に浸透し、数百挺から千挺を超える鉄炮隊が活躍するようになつてゆく。鉄炮がもつとも威力を發揮するのは、堀や土塁を利用した長大な馬防柵や陣城・付城などの要塞を陣所として、敵勢を迎撃つ場合である<sup>(2)</sup>。

馬防柵を用いた戦いは、天正三年（一五七五）の長篠の戦いにおいて織田信長が採用して大勝利を得たことが、世界の軍事史研究においても有名である<sup>(3)</sup>。陣城・付城を活用した戦いは、豊臣秀吉（正確には羽柴であるが、小稿では豊臣で統一する）の播磨三木城（兵庫県三木市）・因幡鳥取城（鳥取市）などの大規模な付城戦における勝利が知られる。もちろん備中高松城（岡山氏）における水攻めも、その一形態である。

馬防柵にしても陣城や付城を用いた戦闘にしても、それぞれの普請と運用については、番匠や金掘をはじめとする多様な職人集団が中核となつた工兵隊の編成が必要で、足軽以下の雜兵の役割はますます高まつていった。彼らの任務は、短期間に大規模な土塁・堀・柵・堀などを普請して敵城に対する包囲網を形成し、仕寄のために塹壕を掘つたり、陣地や城郭に井

楼や小屋を構築したり、敵城に向けて塹壕や地下道を掘つたり、鉄砲の玉よけとなる竹束を用意するという実に多様なものであつた。

鉄砲隊が活躍するのは、このような前提が準備されてからだつた。鉄砲は、現在の価格にして五六〇万円だつたといわれる<sup>(4)</sup>。これは足軽が使用する二匁程度の小さな口径の、もつとも普及した廉価なものの場合である。これには当然のことながら、大量の火薬と玉の補給体制がないと能力が引き出せない。

長篠の戦いにおいて、信長は自前で鉄砲を千挺単位で用意したことが知られている。もちろん家臣団の鉄砲を利用するなど工夫したではあるが、少なく見積もつても、現代の価格にして五、六億円程度は必要だつた。これをベースに、一日の戦闘で鉄砲一挺につき五〇発撃つとして、千挺で五万発、火薬も数千斤が必要である。

玉の原料である鉛も、黒色火薬のおもな原料である硝石も、信長の場合は東南アジアや中国に依存しており、特に硝石は高価だつた。少なく見積もつても、一日の戦いで軽く一千万円を超える資本が必要だつたと試算される。とにかく、それまでとは桁違いに戦争に経費がかかるようになつたのである。

管見の限りではあるが、信長の付城戦において付城に兵糧米と鉄炮・火薬・玉が備蓄されたことが確認できるのは、元亀四年（一五七三）三月七日付細川藤孝宛信長黒印状（「細川家文書」）の第七条が初見である。その前半部分を掲げよう。

#### 史料① 細川藤孝宛信長黒印状 「細川家文書」 第七条

一、中島之事、執々承及候処、堅固之由尤候、則以書状申候間、御届専用二候、然者鉄炮・玉薬・兵糧米以下之儀者、金子百枚・二百枚ほどの事余ニ安事ニ候、

中島とは摂津中島城（大阪市）のことで、細川氏にゆかりのある城郭

であり、それまで大坂本願寺攻撃の陣城として使用されてきた。かりに金子一枚を小判一枚として計算したい。小判一枚は一両で、現代の約七五〇〇円に相当する<sup>(5)</sup>。小判が百枚だと七五〇万円、二百枚だと一五〇〇万円となるが、文中で信長はそれぐらいの費用ならばたやすいことだと言っている。この程度の費用は、一日の戦争にかかるしまつ額だからであろう。

戦国時代前半までの戦争では、基本的に武装自弁で事足りた。諸大名は、足軽・雜兵に対し規格化された長槍を準備して長槍隊を編成するほか、兵糧米と矢種の補給を心配すればよいぐらいだった。

しかし、戦国時代後半において鉄炮戦が浸透するなかで、戦国大名さらには信長などの天下人が、従軍した兵士たちに兵糧米と鉄炮・火薬・玉を用意せねば戦えなくなつた。つまり戦いの長期化と高価な鉄炮と火薬・玉の需要に、個別領主ではとても対応できなくなつたからである。そこで、付城や陣城などの戦略拠点に配置され、戦国大名によつて城将が派遣される諸城郭へのそれらの備蓄が問題となつたのである。

ついでながら、兵糧米についても試算しておこう。成人男子一人につき一日五合（一人扶持、玄米計算）が必要とされたから、軍勢一万人で一日あたり五〇〇石が必要である。当時の畿内において米一石は約五〇〇文程度だつたから約二五〇貫文となり、現代の価格では毎日約一五〇〇一七五〇万円が必要となる。

信長は、上洛翌年の永禄十二年（一五八七）三月十六日付の撰銭令（京都上京等宛撰銭追加条々『京都上京文書』）の第一条で、「一、以八木売買停止之事」と米による売買禁止を宣言している。この解釈をめぐつては、これまで様々な議論がおこなわれてきた。

藤井讓治氏は、この法令の背景に信長らが悪錢を大量に持ち込み、その使用を強いたが、受け取る側がそれを忌避して米による取引で応じたことを想定する。このような事態に対して、錢で取引させるために米による取引

を禁じたと解釈するのである<sup>(6)</sup>。

筆者は、当時の畿内市場における錢貨不足や撰銭の混乱などから米穀で売買することが多かつた状況をふまえて、米を貨幣として使用することを禁じたのは、戦略拠点の諸城郭に兵糧米を備蓄させて、籠城することはもとより、それを使つていつでもどこにでも出陣できるようにするためだつたと考える。鉄砲や火薬・玉を揃えるだけでは、戦争はできないからである。

この兵糧米については、北条氏など他の戦国大名でも錢貨的な使用を厳禁し、決められた量の城郭への備蓄が強制された。確かに同時期の戦国大名たちも、兵糧米の備蓄に余念がなかつた。北条氏の場合、主要城郭に「御蔵」が設置されていたが、「平時の兵糧は藏に十分備蓄されていたとはいがたく、多くがカネとして流出し、運用されていた」<sup>(7)</sup>との指摘がある。戦争に備えて備蓄するよりも、運用・利殖することを優先したのである。備蓄していた米を貸し付けて、あるいは錢貨に変えて高利貸しが多く、結果的に常に備蓄米は不足がちだつたという。たとえば、毛利氏の場合も境目城郭に「置兵糧米」として貯蔵された。その場合、段銭を担保として有徳人から借用することが多かつたことが指摘されている<sup>(8)</sup>。

元亀三年九月に、信長は義昭に一七ヶ条に渡る意見書を提出する。その第一五一条には、「一、去度<sup>(夏)</sup>御城米を被出、金銀に御商売之由候、公方様御商売之儀、古今不及承候、今時分之儀候間、御藏ニ兵糧在之躰候て、外聞も尤存候、如此次第驚存候事」（『尋憲記』）と記されている。

この夏に二条御所の御蔵の兵糧米を放出し、金銀に交換したことを聞きつけた信長は、將軍が商売をするなど古今未曾有のことだと批判し、今時分は城の御蔵に兵糧米がしつかり詰めておくのが外聞もよいことだと厳しく意見した。

戦国大名ばかりか將軍さえも、季節を勘案して城米を金銀に交換して利殖していたのである。戦国大名においてもこのような傾向にあり、一年を通じての兵糧米の備蓄はなかなか困難だつたと推測される。上洛して間も

ない時期に信長が禁じた「以八木売買」とは、義昭のおこなつたような「商売」をさすとみられる。

遠征を繰り返した信長は、境目に築城した陣城・付城への城番制と、城郭や陣所への大量の兵糧米および鉄炮・火薬・玉の備蓄を命じた。それには、京都と中心とする上方諸都市を抑えたことが大きいだろう。上方商人達は、信長の命令に従い、直接・間接的に支援することでき、商売が繁盛したからである。

これに関係して、後のことではあるが信長は自らへの筆耕銭など様々な銭の支払いについて、鏹銭でおこなうよう指示したことでも重要である。最終的には、鏹銭を基準銭として使用することを決定した。

これは江戸幕府に継承され、寛永通宝と鏹銭の併存期を経て、金・銀と寛永通宝の三貨制度が確立する。京橋（十合桥）として信長の時期から使用されているに統一した石高制は、国替をおこなう近世領知制度にもつとも適合的だった。全國どこでも一万石は一万石の領知として算定され、国替が可能となつたのである。

ここで、付城戦のデータをまとめた表①を掲げたい。

付城戦については、元亀年間と天正六年から同七年にかけての二つのピーク（①・②）が確認される。ここで注目するのはピーク②である。

ほぼ同時に、大坂本願寺、摂津有岡城（兵庫県伊丹市）とその支城摂津花隈城（神戸市）、摂津尼崎城・摂津三田城（車瀬城、兵庫県三田市）、播磨三木城（兵庫県三木市）とその支城播磨神吉城（兵庫県加古川市）・摂

年・月	付 城 戦
元亀元・7 元・9 元・9	近江佐和山城攻撃のために、百々屋敷をはじめとする四方の砦を固め、猪垣を結ぶ。 大坂本願寺攻撃のために、天王寺を本陣とし樓岸・川口に付城を築く。 比叡山攻撃のために、香取屋敷・穴太・田中・唐崎・勝軍などに付城を築く。
① 元亀3・3 3・7 3・8	志賀郡の木戸・田中両城に対する付城を築く。 近江小谷城の付城として、虎御前山砦を築く。 虎御前山砦と横山城のつなぎの城として、八相山・宮部郷に築城する。
天正元・7 元・8	近江鯨江城に対する付城を築く。 小谷城の大嶽を攻め落とし、軍勢を入れる。
天正2・2	美濃明智城の付城として、高野城・小里城を築く。
4・4 4・5	大坂本願寺の付城として、野田に三カ所と守口・森河に築く。天王寺にも陣城を築く。(本願寺との戦争は天正8年まで)。 大坂本願寺に対して、四方の隅に10カ所の付城を築く。住吉浜手に陣城を築く。本願寺方は、51カ所の支城を構える。
② 6・7 6・11 6・12 6・12	播磨三木城に対する付城を築く(別所長治との戦争は天正8年正月まで)。 摂津高槻城の付城として、天神山砦を築く。摂津茨木城の付城として、大田郷に築城する。 摂津有岡城の付城として、貝野郷・総持寺・刀根山に築く(荒木村重との戦争は天正7年11月まで)。 明智光秀、丹波八上城の四方三里を取り巻き、堀を掘り堀・柵を幾重にも廻らす(波多野秀治との戦争は天正7年6月まで)。 有岡城の付城として、塚口・毛馬村・倉橋郷・原田郷・刀根山・郡山・古池田・賀茂・高槻城・茨木城・中島・ひとつ屋・大矢田に築き、在番衆を定める。
7・3 7・4 7・7	有岡城の付城として、織田信忠が賀茂岸・池の上に築く。 三木城に6カ所の付城を築く。有岡城の付城として、塚口・田中・毛馬・川端・田中・四角屋敷・河原・賀茂岸・池上・古屋野・深田・倉橋に築き、二重・三重に堀を掘り堀・柵を廻らし、在番衆を定める。 光秀、因幡鬼ヶ城に付城を築く。
8・4	播磨の宇野民部構(長水山城)に対して、麓を焼き払い三つの付城を築く。
9・6	羽柴秀吉、伯耆鳥取城に対して付城と鹿垣を結び、堀を掘って土塁を上げ、二重・三重の櫓を上げる(吉川経家との戦争は同年10月まで)。
10・5	秀吉、備中高松城を水攻めする。

表① 信長の付城戦データ（典拠：太田牛一『信長公記』、大村由己「播磨別所記」など）

津端谷城（神戸市）・摂津道場城（大阪府摂津市）・摂津淡河城（神戸市）、そして丹波八上城、丹波黒井城などに付城を配置して包囲戦をおこなつてゐる。

普請された付城の総数は一〇〇を下らないと推定され、以後これだけの規模で同時に付城戦が展開することはなかつた。これに対して毛利氏は、

播磨魚住城（兵庫県明石市）から

三木城へ、あるいは兵庫津から花

隈城や播磨丹生山城（神戸市）を

経由して淡河城や三田城、さらに

は摂津青原寺経由で八上城へと兵

糧米を入れたといわれる<sup>(9)</sup>。

なお、付城戦は信長だけがおこ

なつた特別な戦法ではなかつた。

同時期に盛んになる戦国大名相互

の境界領域でおこなわれた戦争に

おいては、しばしば採用されてい

る。しかし、信長ほど大規模で長

期間にわたつておこなつた例は少

ない。その背景としては、大量の

鉄炮を効果的に使用する場合に、

もつとも適合的な戦い方だつたか

らである。

信長が義昭を擁する毛利氏と厳

しく対峙した時期と、ピーコ<sup>(2)</sup>は

重なる。大坂本願寺・荒木氏・別

所氏・波多野氏・赤井氏らは相互

に連携し、花隈城には義昭の側近

小林家孝が軍監として出張してお

年・月・日	記 載	出 典
1・3・7	信長、摂津中島城に鉄炮・玉薬・兵糧米を入れるよう命じる	細川文書
6・12・-	秀吉、播磨三木城の付城に兵糧米・鉄炮・玉薬を入れるよう命じる	信長公記
9・10・10	秀吉、黒田孝高に阿波木津・土佐泊両城に兵糧米と玉薬を入れるよう命じる	黒田家文書
9・11・-	秀吉、伯耆羽衣石・岩倉両城に兵糧米・玉薬入れるように命じる	信長公記
9・12・8	秀吉、因幡鹿野城の亀井茲矩に火薬30斤・鉛30斤・中筒2挺渡す	亀井文書
10・3・-	信長、甲斐・信濃両国の城郭に鉄炮・玉薬・兵糧米の備蓄を命じる	信長公記

表② 信長段階の兵糧米と鉄炮・火薬・玉の備蓄（年は天正）

り、毛利氏の後詰の時期をうかがつてゐた。別所氏・波多野氏・赤井氏は、婚姻などを通じて緊密な関係を形成しており、これらの信長包囲網には播磨御着城の小寺氏や阿波の三好氏や紀伊の雜賀衆なども連なつてゐた。

信長は、一丸となつて抵抗する西国勢力に對して付城戦を敢行した。膨大な付城群には、常に多くの兵力が駐屯していたのではない。たとえば、明智光秀は付城戦が展開している有岡・三田・八上などの陣所をしばしば移動していた。付城戦は、限定的な兵力で敵方を釘付けにするばかりではなく、毛利氏の出方をさぐるための格好の戦術でもあつたのである。

天正六年に秀吉は三木城包囲の付城群を普請するが、「別所居城三木への取出城々（付城群）へ兵糧米・鉄炮・玉薬・普請等」を命じてゐる（『信長公記』）。この二年間で信長とその配下の秀吉ら軍團長は、莫大な戦費を消費しただろう。鉄炮戦の浸透と大規模化にあわせて、兵糧米と鉄炮・火薬・玉はセットで城郭に保管されるようになった。以下、管見の限りではあるが、そのデータを信長段階に絞つて紹介したい（表②）。

関係史料は多くはないが、兵糧米と鉄炮・火薬・玉の備蓄については、陣城・付城に臨時に備えるというありかたから、政権として國中の主だった城郭にこれらを備蓄するというありかたへと転換していくたと推測する。これは、後述するように豊臣期にはシステム化され、さらには江戸時代の城米・城付武具の制度へとつながつてゆく。ここで、天正三年九月日付で信長が越前国主とした勝家に与えた国捷の第六条を紹介したい。

### 史料② 柴田勝家宛信長国捷 『信長公記』天正三年九月

一、大国を預置くの条、万端に付いて氣遣ひ、由断ありては曲事に候、第一武篇簡要に候、武具・兵糧嗜み候して、五年も十年も慥に拘ふべき分別勿論に候、（下略）

信長は、國主大名の任務として国内の城郭への武具・兵糧米の備蓄に心

がけるように命じている。その前提としては、付城戦があつたと考える。

陣城・付城には、城将が命じられても特定の城主が存在しないように、高価な鉄炮や火薬・玉、そして籠城用の兵糧米などは、参陣した武士個人が用意するのにはなじまず、天下人信長が勝家をはじめとする大名クラスの重臣に指示して備蓄させるものとなつていつた。

たとえば、天正九年十一月に秀吉は伯耆羽衣石・岩倉両城に兵糧米・火薬入れるように命じているが、これは信長方であるが秀吉の家臣ではない羽衣石城主南条氏らが使用することになる。その費用の直接的な出所は不明だが、理念的には信長の管理に属するといつてよいだろう。

## (二) 城を預ける

信長によつて大名・領主の所替さらには国替が制度として本格的に始まつたのは、天正八年からだつた。同年三月に正親町天皇の仲介によつて大坂本願寺と勅命講和が実現し、畿内近国に信長に敵対する勢力が消滅し、一国規模の仕置すなわち城割と検地を執行したことが前提となつた。これについては、信長段階の仕置に関するデータを表にして掲げよう。

表③によると、信長段階では現時点で畿内近国一八カ国における城割・検地の片方もしくは両方の執行が確認される。さらに秀吉段階では、全国規模に拡大されることになる。仕置とは、占領化マニュアルというべき施策である。具体的には、一国単位で城郭破却をおこない、抵抗拠点を破壊して統治拠点を一郡で数カ所に統合し、検地を執行して国家的土台帳たる検地帳に田畠・屋敷の規模・年貢高・貢納者などのデータを登載するのである。そのうえで、大名・領主に領知権を石高で預ける。ここでは、天正九年における和泉一国規模の指出検地を事例に検討したい<sup>(10)</sup>。

天正九年七月、指出検地によつて同國の国人層の領知権が認められ、替地が決定した。佐野（大阪府泉佐野市）を本拠とする多賀永清は、それを承認した信長朱印状を得るために、筆耕錢の銀子二枚と「替地衆」（安土

で替地の業務を担当した奉行か）へ十石につき鏹錢六十文の礼錢の拠出を、信長と和泉国人との取次役だつた綾井城主沼間任世から依頼されている<sup>(11)</sup>。

和泉においては、指出提出の結果、該当領主の領知の預け置きが決定した場合、必ず替地が強制された。それを承認すると信長朱印状が発給されたが、あわせて筆耕錢や礼錢の支払いがおこなわれたのである。その後、該当領主の本領を収公し本主権を剥奪したうえで、新領への所替を執行した。たとえば、和泉大津の真鍋城（大阪府泉大津市）を拠点とした水軍真鍋氏の所替に関わる史料を次に掲げる。

### 史料③ 真鍋貞成宛信長朱印状「藩中古文書」

岸和田城廻有之本地分五百五拾弐石余之為替、以明所内右者數程宛行之訖、其外本地分事、聊不可有相違候也、

天正九

六月廿八日

真鍋次郎<sup>(貞成)</sup>とのへ

（信長朱印）

本史料からは、真鍋貞成の指出提出を受けて「岸和田城廻」にあつた彼の本領「五百五拾弐石余」の知行替が命じられたことが確認される。この替地についてはまだ決定されておらず、ここでは「本地分」が信長から安堵された段階だった。

そのうえで、安土城の「替地衆」と相談のうえで替地が決定するのだろう。信長に反抗しなかつた国人衆すら替地が強制されたのであるが、彼らの本領を収公するのが信長検地の第一のねらいだつたことがわかる。

中世在地領主制の特徴は、散在性だつた。様々な経緯を経て獲得した所領には、散在性がつきものだつた。指出によつて年貢高が認められ、それに見合う一円領に所替されることとは、国人衆にとつて魅力に感じたかもし

国名	城割	検地	配置大名	備考
越中	○	?	佐々成政	天正9年、菅谷長頼を「御奉行」として一国城割を命じる。
能登	○	○	前田利家	天正9年、菅谷長頼を「御奉行」として一国城割を命じる。天正10年、利家検地を開始する。
加賀	?	○	柴田勝家・佐久間盛政	天正9年7月北加賀検地を勝家、同年9月南加賀検地を盛政が担当。
越前	?	○	柴田勝家	天正5年に惣国検地実施。なお朝倉氏段階で城割志向。
若狭	?	○	丹羽長秀	天正9年から検地が開始される。
尾張	△	?	織田信忠	天正6年、信長は尾張出身で安土に単身で居住している馬廻・弓衆120人の城館を破却し、家族を安土に強制移住させた。
伊勢	○	?	織田信雄等	滝川一益による検地に関する伝承あり。
伊賀	○	?	北畠信雄	信長、天正9年9月の伊賀攻めにおいて一国城割を命じる。戦後、信雄が四郡の内三郡を、織田信包が一郡を得る。
近江	?	○	明智光秀等	天正8年蘆浦觀音寺（蔵入地）や天正9年安治村（蔵入地）で確認される。
大和	○	○	筒井順慶	天正8年8月、信長が一国城割令。同年10月、検地終了。上使明智光秀・滝川一益、今井寺内町の「土居構」を崩す。
山城	?	○	明智光秀等	天正8年仁和寺で確認される（滝川一益・明智光秀に提出）。光秀、上山城衆を支配する。
摂津	○	○	池田恒興	天正8年8月、信長が一国城割令、検地に高山重友関与。
河内	○	?	三好康長	天正8年8月、信長が一国城割令。天正3年にも塙直政が一国城割執行。三好康長が高屋城を拠点とする。若江城や私部城など拠点城郭も城割。
和泉	○	○	織田信張・蜂屋頼隆	信長、検地に伴う国人領主の知行替実施、上使堀秀政。岸和田城に織田信張と蜂屋頼隆が城代として配置。
丹波	○	○	明智光秀	天正8年に城割令。光秀、天正9年に城割に従わなかった国人領主と一族を処分。軍法を制定。
丹後	○	○	細川藤孝	天正8年8月、信長が細川藤孝の居城丹後宮津城を指定。
播磨	○	○	羽柴秀吉	天正8年4月、秀吉が城割を命ず。信長が羽柴秀吉の居城を播磨姫路城に指定。天正8年検地帳伝存。
但馬	?	○	羽柴秀長	天正8年検地帳伝存。

表③ 織田仕置の実態

れない。

しかし、次に彼らを待つていたのは主君たる大名の国替だった。武士であろうとすれば、大名に従つて見知らぬ国に移住し、主君から領知を預け置かれるとほかなかつた。信長にとって、国人領主に対する所替は国替へのための前提だつたのである。

国替の後、重臣ならば城郭や城領を預けられることもあつたが、大多数の家臣団は国替を契機として、在地性を否定され、城下町への集住を余儀なくされ、俸禄を得ることになつた。表④は、信長の国替を表にして示したものである。これによると、國主大名クラスの信長家臣を対象とした国替を本格化させたのは、天正九年以降だったことがわかる。

そのはじまりは、天正三年の越前一向一揆の殲滅と、柴田勝家の越前北庄への国替だった。天正元年に越前の守護代として桂田長俊（浅倉旧臣）を配置したが、旧来の支配体制の踏襲では一向一揆に勝てなかつた。信

長は、勝家に対して「大国を預置く」（史料

②)と越前一国を預け置くと表現している。

地元勢力に任せてい

ては旧体制を温存する

だけであり、一向一揆

を根絶することができ

ないとの判断にもとづ

くものだつた。麾下の

部将に統治下の国を預

けるという方式を採用

したのは、一向一揆は

もとより守護・守護代

をはじめとする在地勢

力による旧来の支配体

制を否定するためだつ

た。

越前における勝家を

中心とする新体制の成

功をふまえ、信長は天

正八年に本願寺を紀伊

難賀に敗退させた後、

畿内近国を中心とする

支配下の諸国に対して

一齊に越前と同様の体

制を敷こうとする。そ

におこなわれた前田利家の越前府中から能登七尾への国替関係史料を示す。

#### 史料④ 前田利家宛信長朱印状 尊経閣文庫所蔵『古案』

尚々、府中其方要害并私宅共、無異儀入念候て、可相渡候事、肝要候也、其方事、能登国並之知行等申付候条、越前国遣之知行事者、菅屋九右衛門尉（長報）二申付候、可成其意候、当年所務之儀者、其方可申付候、自來年相渡候、次妻子之儀、急度其國へ可引越候、不可油斷候、為其九右衛門ハ至越前近日差越候、可成其心得候也、

（天正九年）  
十月二日  
前田又左衛門殿

信長（朱印）

信長は、自身の名代すなわち上使として近習菅屋長頼を派遣した。一旦は、利家の越前の知行地は長頼が預かり、本年の年貢については利家が収納することになった。利家の妻子については、必ず能登七尾に随伴するよう、そして越前府中の城郭・私宅の取扱を命じている。

このように、側近が上使として派遣され、城郭と領地の請け取りすなわち国替業務がおこなわれたのである。これは、天正八年の大和一国検地の直後に同国の国主となつた筒井順慶に対しても、上使が派遣されて大和郡山城が預けられたことと同様であった。この前提として本城筒井城の城割と一国規模の検地があり<sup>⑫</sup>、順慶は所替のうえで上使から新城を渡されて入城した。

信長の段階から、国替に際して上使が派遣され、城郭と領地が取扱され、新領主に渡されたことがうかがわれる。ここに江戸時代に続く城請け取りの基本的な作法が確認されるのである。

次に、天正九年三月に丹後で開始された信長検地に注目したい<sup>⑬</sup>。こ

年	大名	旧城→新城	備考
1	丹羽長秀	近江佐和山→若狭後瀬山	織豊系城郭へ改修。近江佐和山城も預かる。
3	柴田勝家	近江長光寺→越前北庄	織豊系城郭として築城。
8	細川藤孝	山城青龍寺→丹後八幡山	明智光秀、新拠点として丹後宮津築城の縄張りを打つ。
9	前田利家	越前府中→能登七尾	織豊系城郭へ改修。
9	佐々成政	越前府中→越中守山	後に越中富山城に入る。
9	池田恒興	尾張犬山→摂津伊丹	織豊系城郭へ改修。摂津兵庫城も築城。
10	滝川一益	伊勢長島→上野廻橋	東国取次となる。
10	河尻秀隆	美濃岩村→甲斐躑躅ヶ崎	織田信忠付き。甲斐岩窟館説あり。
10	森 長可	美濃兼山→信濃海津	弟成利、美濃金山城主となる。

表④ 信長重臣の国替（年は天正）

れでは、天正九年十月

れは、信長が明智光秀とその与力大名細川藤孝に担当させた一国検地である。同国の守護家一色氏が強硬に抗戦したので、信長はその実力を認め、あわせて一国の統治方針を光秀に伝えた。関係史料を次に掲げる。

史料⑤ 明智光秀宛信長朱印状 「細川文書」

『増補 織田信長文書の研究』下巻九四三

(満信)  
一色知行今度出来分、前後引合式万石之通、以検地之員数引渡候、残所  
長岡兵部大輔二可遣之候也、

（天正九）  
九月七日  
（明智光秀）  
惟任日向守殿

信長（朱印）

本史料は、検地の結果を示すものである。宛所が、丹波・丹後の軍事指揮権者だった明智光秀ということに着目したい。光秀は、信長の上使として一旦は丹後一国を預かり、一色満信に対し、信長の査定に従つて二万石分の領地を預け置くことが指示されたのである。

筆者は、「一色知行今度出来分」すなわち一色氏からの指出を参考に検討した信長が、同氏の器量を査定して領知高を二万石と決定したのであって、一国検地のデータをもとに新たに二万石の「知行」を引き渡すようにと指示したと解釈する。これについては、二万石と端数がないことが重要である。

実際の指出にもとづく旧来の知行はそれ以上あり、文中の「残所」とは、それから二万石分を除いた残りの知行高をさすのであり、それに相当する領地を、光秀を介して与力である細川藤孝に渡すように命じたと理解する。従来、「増分」「出目」とよばれてきたのは、厳しい検地によつて発生する高と領主から提出された指出の高との差額と考えられてきたが、再考の余地がある。高斗代を実現したとしても、新旧二人の領主の所領が併存す

ることになってしまふからである。また各領主への領知宛行に際して、計算作業がきわめて煩雑となり、現実的でないと判断する。

一色氏の場合は、信長から奥丹後の中郡・竹野郡・熊野郡を預けられ、それまでの守護所建部山城（京都府舞鶴市）から弓木城（京都府与謝野町）に移つたという。服属大名の減封と居城移転は、後の秀吉の天下統一戦における国分の際の原則となつた。

このように、信長による大名・国人の領知高の決定については、指出高を参考に査定したものだつた。そのうえで信長は、大名・国人に対し原則的に所替を強制して、在地領主制を否定しようとしたのである。

天正八年以降、信長が強制した一国検地を通じて在地領主制は否定されゆき、領地・領民・城郭は天下人からの預かり物と位置づけられるようになつていつた。なぜ一国仕置を強制したのかについては、一義的には鉄炮隊を中心とする大規模で強力な軍隊の維持のためだつた。検地によつて広大な信長蔵入地が確保されたのであり、同時にどこにでも派兵可能な機動力抜群の軍隊が誕生したことの意義は大きい。

ただし、わずか二年後に本能寺の変が発生したため結果的に仕置については不徹底に終わり、秀吉の天下統一によつて全国に波及することになつた。信長の改革は緒に就いたばかりで終焉を迎えたので評価が低いのだが、天下統一後の新国家の原理を打ち出したことは十分に評価されるべきだろう。

### （三）近世領知制とはなにか

ここで主張したいのは、近世領知制の出発点が信長にあつた点である。史料的にも豊富で、後の豊臣期との接続がみやすい信長宿老時代の秀吉による仕置から近世領知制の誕生過程について検討したい。

戦国時代末期の畿内・近国において、莊園制はなんとか余命を保つていたが、名主・百姓の中間得分（加地子）や耕作権はもとより、本所や領家が

もつ莊園領主権すら年貢徵收権として物件化され売買されていた。すなわち、諸権限の物件化と私有財産化が、進行・浸透していたのである。

信長は、戦争をあおり大規模に戦禍を広げながら中世を破壊していった。

戦国大名たちから中世的な領主権を収公するために、彼らは占領地において検地を推し進めていたのである。これを引き継いだ秀吉は、太閤検地として天下統一戦と並行して全国規模で執行していった。

そのねらいこそ、片々の領地を収公して国土領有権として統合し、彼らが麾下の大名に対して、その実力や期待値から判断した領知権を石高という数値で表示して預け置くことにあった。

大名が預けられた〇万石の領知高には、単なる領地（田畠・屋敷地のほか小物成の対象となる山野河海も含む）のみならず、そこで暮らす領民（田畠の名請人は検地帳に登録、町人は地子免許）や支配拠点となる城郭・城下町（両者とも非課税地のため不記載）が含まれていたことこそ重要なのである。

このように異なる概念にあるものを一括することで、まったく新たな統治システムが創出されたのである。領知の対象をまとめて石高として数値化して表現したところが革命的だった。しかも、それらは天下人たる信長や秀吉から諸大名が預かったものであり、中世のような私有の対象ではなかった。また天皇支配権との関わりで説明された山野河海についても、山年貢以下の小物成の対象となつたことは重要である。

信長は、大名・国人に対して原則的に所替を強制して領知権を預けた（和泉・大和・丹後の事例による）。すなわち検地の執行によって、在地領主制を否定しようとしたのである。これを推し進めた秀吉は、信長の宿老時代から領知宛行状と領知目録がセットとなる領知の預け置きをおこなつており、後に徳川将軍もこの形式を踏襲した。次に、管見の限りその最古のものを掲げたい。

#### 史料⑥ 浅野長吉宛秀吉領知宛行状 「浅野文書」『豊臣秀吉文書集』

##### 三〇二、以下『秀吉』と略記

知行方之儀、去年申付候分四千六百石、今度為加増千石、都合五千六百石、所付目録 相副、令扶助候、全可知行候、

恐々謹言、

天正九

三月十八日

秀吉（花押）

浅野 弥兵衛殿  
（播磨國）

##### 史料⑦ 浅野長吉宛秀吉領知目録「浅野文書」、『秀吉』三〇三

###### 目録 摂東郡

一、千三百七拾六石四斗	香山上下
一、千武百五拾五石	網干
一、五百九拾壹石壹斗	小宅庄
一、五百四拾貳石七斗	堂本村
一、九拾石三升	同
一、七百廿七石四斗	中村
一、六百壹石九斗	松山
一、百六石三斗	阿曾村
一、參百石	松尾村
合五千六百石	佐々村

天正九

三月十八日

秀吉（花押）

浅野弥兵衛<sup>長吉</sup>殿

ちなみに播磨国小宅莊堂本村（兵庫県たつの市）の近世の村高は、上・下堂本村の合計が六二五石余である（「旧高旧領取調帳」）。すると、史料⑦の各村の高は年貢高ではなく江戸時代に通じる村高ということになる（ただし、一反三六〇歩の可能性がある）。したがって、史料⑥の宛行状で秀吉が浅野長吉に宛行つたのは近世的な領知高の可能性がある。

これに関係するのが、次に掲げる同日付の黒田孝高宛秀吉領知目録である。天正八年九月一日付黒田孝高宛領知宛行状（『黒田家文書』、『豊臣』二六二）では、「揖東郡以福井庄内六千弐百石、岩見庄弐千七百石、伊勢村上下千百石、都合壹万石、相副小帳進之置候条、無相違可有御知行候」と宛行つていたのであるが、わずか半年後に次のような領知目録が領知宛行状とセットであらためて渡されたのである。

史料⑧ 黒田孝高宛秀吉領知目録 「黒田家文書」『秀吉』三〇六

目録

揖東郡<sup>（播磨国）</sup>

越部

- 一、千弌百五拾四石八斗
- 一、九百弌拾石〔千百石〕
- 一、弌千九百拾三石〔弌千七百石〕
- 一、四千九百七石〔六千弌百石〕

合壹万石

（天正九）

三月十八日

黒田官兵衛<sup>孝高</sup>殿

秀吉（花押）

本史料に記されている石高は、史料⑦と同一様式かつ同日に発給されていることから、やはり江戸時代につながる村高とみてよいだろう。参照のために前年九月一日付黒田孝高宛領知宛行状の石高を括弧内に記したが、トータルすると減額となつたため（各村高の増減に統一性はみあたらぬ）、新たに上庄で調整して合計一万石としている（ただし一万石には合計で四石二斗不足している）。

これは、天正八年六月における播磨統一に引き続き行われた一国検地と関係があるだろう。指出高にもとづいて天正八年九月一日付黒田孝高宛領知宛行状が作成され、その後に村切・丈量によって村高が決定したのを受けて、天正九年三月十八日付で一斉に家臣団に対して領知宛行状と領知目録のセット発給を開始したのではなかろうか。

村高とは、検地によつて決定した田畠・屋敷地の石高を一村限りに集計したものである。その村の、土地の公定生産高を示すのと同時に、年貢・諸役の賦課基準でもある。このような理解に立てば、天正九年三月十八日までに播磨国揖東郡においては近世的な村高が決定されつたことがわかる。黒田孝高が預けられた揖東郡内一万石の領知支配のために入城したのが、領内の揖保川河口にあつた沖之浜洲陣屋（兵庫県姫路市）だつたといわれている。

かつて、安良城盛昭氏は天正八年九月十九日付片桐貞隆宛秀吉判物（「成貴堂古文書 片桐文書」、『豊臣』二七〇）の「（播磨国神東郡内五十石に対する）六ツ之物成」あるいは同年同月二十一日付一柳直末宛秀吉判物（「一柳文書」、『豊臣』二七五）の「（播磨国揖西郡「自分遣」一〇〇〇石に対する）五ツ之物成」の文言に着目し、所領の規模を示す知行高に、一定の比率を乗じたものが年貢と定められていることから、石高制が成立していたことを指摘した<sup>14)</sup>。

この段階においては、村高に免を乗じるという方針は確立したのだが、その時点では村切と丈量による厳格な村高の決定はなされていなかつたと

みられる。それが、村高の増減と関係するのではあるまいか。このように、秀吉における石高制原理の成立は天正九年三月に確認されることから、信長家臣団においても突出して早かつたことがうかがわれる。

これについては、あらためて丹後の事例を考えたい。同国においては、天正九年九月に一色氏が二万石の領知を認められ所替に伴い居城も移り、差額分の知行高にもとづく領地を細川氏が得た。また一色氏の重臣矢野氏についても指出をもとに四五〇〇石が認められ、「残分」を細川氏が得た（天正九年九月四日付細川藤孝宛信長朱印状、「細川家文書」、『増補織田信長文書の研究』下巻一九四二）。このように、信長方となつた一色氏とその家臣団の領知高が決定され、残高を細川氏が得たのである。

検地を通じて収公した敵方所領は基本的に信長蔵入地となり、一部を当該国の領主に恩賞として預け、管理は直臣大名に代官として任せたとみられる。信長蔵入地については、これまでほとんど実態が明らかにされていないが、天正八年以降に信長領の諸国における一国検地を通じて本格的に形成されていったと推測する。

このような経済基盤の充実と軌を一にするように、天下人信長の公儀性は高まつていった。特に、「東国御一統」（「坂田文書」）を実現した天正十年の甲斐武田氏攻撃は大きな画期となつた。

それを反映するのが、鎮圧された信濃や甲斐の町・村・寺院が要求した禁制に関して、判錢などを徴収しなくなつたことは重要である。たとえば一齊に発給された信長禁制においては、ことごとく非分の課役と同様に、「御判錢・取次錢・筆耕等」の徴収を禁止している<sup>(15)</sup>。

環伊勢海政権時代（初期織田政権期）の信長の収入には、平和保障のため地域社会からの判錢などの様々な献上錢が大きな部分を占めていたと推測される<sup>(16)</sup>。天正八年からの指出に際しても、筆耕錢をはじめとする手数料を要求していた。

ところが、天正十年の武田氏攻撃段階から判錢以下が禁止されたとするならば、対象が甲斐・信濃などの占領国に限定されるとしても、その時点

を信長政権の公儀性の高まりと財政基盤の盤石化の画期とみることができるものであろう。

天正八年以降、信長は仕置を通じて家臣団から城郭・領地・領民を収公し、所替のうえでそれらを石高で預けていた。それにやや遅れて、大身の宿老層に対しては遠国への国替を強制していく（表③）。天正十年における甲斐武田氏滅亡後の滝川一益の伊勢長島から上野厩橋を皮切りに、それは本格化する予定だった。

当該期、信長の領知朱印状は領知権の預け置きとその具体的な領地の所付が一紙に記されていた（史料④）。天正九年三月から、秀吉は検地とともに家臣団に対して領知宛行状と領知目録をセットで発給するようになつた。

秀吉は領知宛行状で家臣団に領知権を預けているが、別紙の領知目録には所付の村名と村高が示されている。年貢高は、前年に村高に一定の比率（六ツ成）を乗じるよう命じていることから、遅くとも天正九年三月までに太閤検地の原則が成立していたことになる。これに関連して、史料⑧とセツトの領知宛行状を掲げたい。

#### 史料⑨ 黒田孝高宛秀吉領知宛行状 「黒田家文書」『秀吉』三〇五

以揖東郡内壹万石事、所付目録相副進之候、全可有領知候、猶追而可申談候、恐々謹言、

藤吉郎

三月十八日

秀吉（花押）

黒田官兵衛尉殿

史料⑧⑨からは領知権と具体的な領地が別紙に分離され、「揖東郡内壹万石」という抽象的な領知高が表現されたことがわかる。領地と不可分の関係にあつた中世的な領主権は、この段階で否定されたのである。それで

は、秀吉のみがかかる近世的領知概念を覚醒したのであろうか。播磨を対象とした検地は、信長の意向に沿つて秀吉が執行したと推測する。

本能寺の変がなければ、信長は大規模に大名の国替を強制し本格的に「鉢植大名」化する予定だつたと考えられる。その結果、畿内近国の広大な領地には、信長が一門・近習を取り立て、最前線には宿老クラスの有力大名が国替され、諸国に蔵入地が配置されることになつたと推測する<sup>17)</sup>。これは、後に秀吉が断行した天正十三年の全領規模の国替と同質だったのではないか（後述）。

このように、天正八年以降本格化する織田検地は近世検地の先駆けとして位置づけられる。やがて諸国における検地の完成を受けて村高が成立し、それにもどづき大名・国人衆に対する軍役の賦課と普請役などへの大規模動員をおこない、必要に応じて彼らを国替する体制が成立したと予想されるよう。

信長検地に始まる石高制度の導入は、定量的な軍役負担制度の創出を第一とし、所替・国替がもたらす士農分離にもとづく強力な軍団を編成することを可能にした。秀吉検地のもと、村高の成立が確認されたように、また信長蔵入地の形成を推測したように、織田検地は太閤検地の歴史的前提として評価されるのである<sup>18)</sup>。

ここで注視したいのが、主従関係すなわち封建制のあり方の変質である。単純化するならば、主君と家臣において御恩と奉公の双務関係に近い関係で結ばれていたのが中世の封建制で、御恩の内容は本領安堵と新恩給与とみられてきた。しかし織田検地が推進されると、本領がなくなってしまうのである。

ちなみに浅野長吉は近江からの国替、黒田孝高は播磨国内における所替がなされたのであるが、本領を介しての伝統的な主従関係というよりも、石高表示の代替可能な領地を預けられるようになるから、もともと双務契約的な関係が、さらにドライな関係に変質したのではあるまいか。

この結果、織豊期から江戸初期にかけて上方を中心に「渡り奉公人」が

大量に発生する<sup>19)</sup>。たとえば藤堂高虎がその代表であるが、後に大名に出現するような存在がこのなかに含まれたのである。主君を選ぶ、気に入らないと主家を飛び出す、といった家臣側の選択権が認められた契約的な主従制のあり方を、中世と同様な封建制と規定してよいのだろうか。

「渡り奉公人」が家老クラスに取り立てられる場合もあつたから、それが主君との衝突や派閥抗争の原因となつて家中紛争（初期御家騒動）を引き起こすことが少なくなかった。また、上方への彼らの滞留は、牢人問題として社会問題を引き起こしてゆく。従来の中近世移行期の研究においては、かかる主従制の変質について深く考慮されてこなかつたのではあるまいか。

以上から、織田政権において近世領知制の基礎が築かれたことが判明する。明確化したのが本能寺の変の二年前の天正八年からだつたことから、わずかの期間ではあつたが、ここに天下人による近世武家国家の基礎が築かれたことに注目するべきである<sup>20)</sup>。そして秀吉の天下統一事業を通じて全国規模で国替がおこなわれるようになつて、本格的に国家を変質させてゆくことになる。

註

- (1) 挙稿「天下の城—織豊政権の城郭政策—」（村田修三監修・城郭談話会編『織豊系城郭とは何か その成果と課題』サンライズ出版、二〇一七年）。
- (2) 挙稿「戦争と城」（拙著『城郭と由緒の戦争論』校倉書房、二〇一七年、初出二〇〇四年）、拙著『戦国日本の軍事革命』（中公新書、二〇二二年）。
- (3) ジエフリー・パーカー『長篠合戦の世界史—ヨーロッパ軍事革命の衝撃—』（同文館出版、一九九五年）。
- (4) 川戸貴史『戦国大名の経済学』（講談社現代新書、二〇二〇年）参照。
- (5) 註(4)と同じ。
- (6) 藤井讓治「織田信長の撰錢令とその歴史的位置」（同氏『近世初期政治史研究』岩波書店、二〇二三年、初出二〇二三年）。
- (7) 久保健一郎『戦国大名の兵糧米事情』（吉川弘文館、二〇一五年）。
- (8) 本多博之「米の性格と機能」（同氏『戦国織豊期の貨幣と石高制』吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (9) 信長の付城戦については、拙稿「付城戦の展開」（『中世城郭研究』二〇、二〇〇六年）。
- (10) 挙稿「織田検地と所替・国替」（『織豊期研究』二三、二〇二一年）。
- (11) 和泉一国検地については、「板原家文書」（京都府立京都学・歴彩館所蔵）によつている。
- (12) 松尾良隆「織豊時代の『城わり』について」（横田健一先生古希記念会『文化史論叢』下、一九八七年）、大和郡山市教育委員会『筒井城第13次・第14次発掘報告書』（二〇一五年）参照。
- (13) 飛鳥井拓「天正八年武吉村指出帳と丹波検地」（『織豊期研究』二三）参照。
- (14) 安良城盛昭『太閤検地と石高制』（NHKブックス、一九六九年）。
- (15) 『増補織田信長文書の研究』下巻（一九九三～一九九六、一九九九、一〇〇一、一〇〇三、一〇一九～一〇二一、一〇二三、一〇二七～一〇三四、一〇三六～一〇四〇、一〇四二～一〇五〇）。
- (16) 挙著「織田政権と尾張—環伊勢海政権の成立—」（『織豊期研究』創刊号、一九九九年）。
- (17) 天下統一後の大名配置構想については、拙著『本能寺の変』（講談社学術文庫、二〇一九年）・『明智光秀伝』（小学館、二〇一九年）を参照されたい。

(18)

天正九年三月の時点で秀吉の領地の播磨で村高が成立していることから、池上裕子氏が強調するような知行制における莊園制からの連続性は、遅くともこの時点で終焉を迎えたと考える（拙著『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年）。

(19)

渡り奉公人については、拙稿「渡り歩く武士」（前掲拙著『日本近世国家成立史の研究』、初出二〇〇年）を参照されたい。

(20)

拙書『近世武家政権成立史研究』（壇書房 二〇二三）を参照されたい。

## 一 豊臣政権の国替

### (二) 石高で領知権を預ける

天正八年以来、信長は征服地の織田化を進めるための施策として一国規模の仕置を開始していた。それを継承した秀吉は、「国置目」すなわち仕置令<sup>(1)</sup>として諸大名に対する国分・国替の後に強制した。これによつて、領地・領民・城郭の收公と、大名への石高表示された領知権の預け置きがシステム化して促進された。

天正十二年的小牧・長久手の戦いは、秀吉領の東境を決定する。翌天正十三年において、秀吉は西境を決する中国・四国国分を敢行し、その直後に北境を決する第二次北国国分を執行した。また南方の敵対勢力である和泉・紀伊の一揆を制圧したことも重要であった。このようにして、かつての信長領を凌駕する豊臣領が姿を現したのであるが、すぐさま近世的な知行原理の成立をめざした国替を断行する。それをまとめたのが表⑤である。

北国からの帰路、秀吉は天正十三閏八月十七日に近江坂本城で開陣し、同月二十四日に上洛するまでの短期間に、当城において畿内近国を中心とする全所領規模の国替プランをまとめ、矢継ぎ早に諸大名に強制した。

その結果、摂津に直臣団を配し、河内は直轄領とし、播磨の過半は近習に、和泉・紀伊・大和には弟秀長（大和豊臣家）、近江に養子の秀次（近江豊臣家）、丹波に養子の秀勝（丹波豊臣家）という一門大名を配置した。これを中核として、周辺に直臣大名、外縁部に服属大名という同心円編成としている。

なお、この大規模国替に関連して表だつて抵抗した大名がいなかつたことも重要である。信長の指出検地に關係する所替による所領の一円化が、関係領主にとつて魅力的だったように、秀吉の国替にも重臣らの自立性に悩まされていた諸大名にとって、大きな魅力があつたのだろう。

表⑤からも明らかのように、この段階から溝口秀勝ら服属大名に対しても

領知宛行状と領知目録をセット発給することで、領知を預けるようになつたことは重要である。次に関係史料を示したい。

### 史料⑩ 溝口秀勝宛秀吉領知宛行状「溝口文書」『秀吉』一五六〇

加州江沼郡・能美郡両郡内を以、四万四千石宛行訖、但目録別紙在之、全領知不可有相違者也、

天正十三

壬八月十二日  
(花押)

溝口金右衛門尉殿

### 史料⑪ 溝口秀勝宛秀吉領知目録「溝口文書」『秀吉』一五六一

江沼郡田畠居屋敷荒共目録

一、参百拾三石壹斗九升三合一匁九才

大勝寺村

(中略)

一、弐百四拾石六升

以上三万九千百拾石

侍屋敷城下

能美郡之内知行分

一、四百七拾八石五斗二升五匁九才

下栗津村

(中略)

一、百卅弐石六斗一升四合

湯上村

物合四万四千石 墨付紙數拾弐枚

天正拾三年閏八月十一日

溝口金右衛門尉殿

(後略)

国名	居城	大名	国替	関係	備考(単位万石)
越中	富山	前田利長	○	服属	前田利家嫡子(四)
	一	佐々成政	○	服属	北国分により在大坂、新川郡を得る(四)
能登	七尾	前田利家	×	服属	(四)
加賀	金沢	前田利家	×	服属	半国(四)
	大聖寺	溝口秀勝	×	服属	(4.4)、堀秀政与力、元丹羽長秀与力〔167〕天正11年に若狭国吉から国替。
	小松	村上頼勝	×	服属	(6.6)、堀秀政与力、元丹羽長秀与力〔167〕
越前	北庄	堀秀政	○	服属	(29)、旧信長近習、近江佐和山から国替〔167〕(四)
	東郷	長谷川秀一	○	服属	(15)(四)、旧信長近習
	府中	木村常陸介	○	直臣	(10)(四)、若狭佐柿国吉から国替
	大野	金森長近	×	服属	(5)(四)、翌年飛驒高山に転封
	敦賀	蜂屋頼隆	○	服属	(5)(四)
若狭	小浜	丹羽長重	○	服属	丹羽長秀嫡子、越前北庄から国替〔167〕(四)
飛驒	一	佐藤秀方	×	服属	在美濃(四)
美濃	大垣	一柳直末	○	直臣	羽柴秀次年寄(四)、近江瀬田から国替
伊勢	松ヶ島	蒲生氏郷	×	直臣	天正12年に近江日野から国替
伊賀	上野	筒井定次	○	服属	羽柴秀長与力、大和郡山から国替〔282〕(四)
近江	八幡	羽柴秀次	○	一門	(43)、秀吉養子〔327〕(四)
	水口	中村一氏	○	直臣	羽柴秀次年寄(四)、信楽の多羅尾光俊をはじめ甲賀衆改易(『多聞院日記』など)
	佐和山	堀尾吉直	○	直臣	(4)、羽柴秀次年寄〔327〕(四)
	長浜	山内一豊	○	直臣	(2)、羽柴秀次年寄〔327〕(四)
	坂本	浅野長吉	○	一門	(0.7)、京都奉行〔327〕
大和	郡山	羽柴秀長	○	一門	秀吉実弟〔282〕(四)
河内	一	直轄領	—		(四)
和泉	岸和田	羽柴秀長	○	一門	小出秀政城代
摂津	一	昵近衆	○	直臣	脇坂安治・加藤嘉明・大島光義・加藤清正・水野勝成・猪子一時などの旗本衆への所領宛行・替地あり(1)(四)
紀伊	和歌山	羽柴秀長	○	一門	桑山重晴城代(四)
丹波	亀山	羽柴秀勝	×	一門	秀吉養子(信長五男)
丹後	宮津	細川忠興	×	服属	細川藤孝嫡子
但馬	出石	前野長康	○	服属	播磨三木から国替(四)
	竹田	斎村政広	○	服属	別名赤松弥三郎(四)
	八木	別所重棟	○	服属	(四)
	豊岡	明石則実	○	直臣	(四)
	一	過半近習	—	—	(四)
播磨	三木	中川秀政	○	服属	(6.5)、摂津茨木から国替〔327〕(四)
	明石	高山重友	○	服属	摂津高槻から国替〔327〕(四)
	室津	小西行長	○	直臣	
	竜野	福島正則	○	直臣	(四)
	備前	岡山	宇喜多秀家	×	服属
淡路	洲本	脇坂安治	○	直臣	(四)
	志知	加藤嘉明	○	直臣	(四)
阿波	一宮	蜂須賀家政	○	直臣	(四)
	住吉	赤松則房	○	服属	播磨置塙から国替
讃岐	聖通寺	仙石秀久	○	直臣	淡路洲本から国替(四)
	十河	十河存保	×	服属	仙石秀久与力(四)
伊予	湯築	小早川隆景	○	服属	翌年から湊山城築城(四)
	一	安国寺恵瓊	○	直臣	在国せず
	来島	来島通総	×	服属	
	鹿島	得居通幸	×	服属	
土佐	岡豊	長宗我部元親	×	服属	秀長幕下、四国国分で大幅減封(四)

表⑤ 天正13年閏8月国替一覧

[ ] 内の数字は典拠史料が収録されている『大日本史料』第十一編一十九の綱文の頁数。

〈 〉内の数字は同じく『大日本史料』第十一編二〇の綱文の頁数。

(四)は、「四国御発向并北国御動座記」による。

( )内の数字は石高である。

史料⑩、⑪からは、領知権と具体的な領地が別紙に分離され、加州江沼

郡・能美郡両郡内の「四万四千石」と石高で示された抽象的な領知高が、

具体的に所付として表現されたことがわかる。領地と不可分の関係にあつた中世的な領主権は、この段階で否定されたのである。

天正十一年の賤ガ岳の戦いの後の国替によつて加賀大聖寺城主になつた溝口秀勝は、あらためて両文書によつて秀吉麾下の大名として認定された。若狭國主丹羽長秀の与力だつた溝口氏や村上氏は、長秀とともに国替したのであるが、天正十三年四月の長秀の死と嫡子長重の若狭への国替には従わなかつた。越前北庄に国替した堀秀政の与力となつたのであるが、同時に豊臣大名として自立した。

あわせて、領知目録に記された領地とそこに居住する領民、そして支配拠点たる城郭・城下町が領知高四万四千石のなかに組み込まれた。つまり、この大規模国替を画期とするセット発給は、近世領知制が成立しことを示すものだつた。

天正十三年閏八月の大規模国替によつて、織田旧臣でそれまで本領を安堵され与力的な関係にあつた大名でさえ本領を失つた。これと同時に、秀吉は公家門跡領に対して、当知行の保障、貸借関係の解消と相次ぐ施策により、近世領知制の枠に入れることになつた<sup>(2)</sup>。なお、この当知行の保障とは、その多くが「新知」「知行替」だつたことが重要である。

この段階で、国替に関わる百姓の移動も禁止している。百姓に対する土地緊縛令は、次の史料が管見の限り初見である。

右、条数之旨堅可相守者也、

天正十三年閏八月 日

本史料は、同年閏八月におこなわれた北国国分に際して、越前の新国主堀秀政に對して秀吉が通達した法度である。戦国大名段階の人返法との類似性も認められるが、国替に際しての百姓の他村への移動の禁止を命じたものである。今後、百姓は居村から自由に移動できないことを宣言し、それを認めたり置いた村落はすべて成敗の対象となることを伝えたのだつた。

統いて秀吉は、九州国分後に百姓の土地緊縛を命じるかわりに、理不尽な支配をおこなう給人すなわち知行取（ここでは支城主クラスの有力家臣）に対する処罰を宣言する。関連史料を掲げよう。

### 史料⑬ 「御朱印師職古格」第三条 『秀吉』二二四三

〔第三条〕

一、其国郡知行之儀、給人ニ被下候事者、当座之儀ニ候、給人八かはり候といへ共、百姓ハ、不替もの候条、理不尽之儀、何かに付て於有

之ハ、給人を曲事可被仰出候間、可成其意候事、

バテレン追放令に関わる法令として有名な天正十五年六月十八日付「御

朱印師職古格」からの抜粋である。ここで秀吉は、国郡の知行について、有力領主は当座の存在であつて、国替があろうとも百姓は旧領主と一緒に新領地には移らない存在であることを明言している（傍線部）。つまり、中世の百姓のなかには特定の領主に属する隸属的な存在もあつたが、以後においては「天下の百姓」として規定されたのである。

ここで服属大名領における城割の事例として、織田信雄による尾張における城割に注目したい<sup>(3)</sup>。天正十二年の小牧・長久手の戦い後、信雄は

### 史料⑫ 秀吉法度「堀氏代々家伝記」『秀吉』一五九六

御朱印  
定条々

一、当国諸百姓等給人相替と見付、たかひの在所へ相越候はゞ、

其者之事は不及申、令許容在所一郷可成敗事、

（中略）

尾張と北伊勢五郡に減封される。そして天正十四年に領国検地と有力家臣に対する知行替を断行することで、彼らの在地制を払拭する。

すなわち軍事的拠点として存置された支城以外は城割をおこない、家臣団と商工業者を本城城下町たる清須に強制移転させたのである。信雄は豊臣大名となることによって、家臣団に対する強力なヒエラルキーを確立することが可能になった。

これは、天正十八年の奥羽仕置後の城割まで引き継がれることになる。秀吉は、すべての国分において一貫して服属大名の家臣団の城郭に対する城割を推進する。天正十八年の奥羽仕置に際して発生した大規模な仕置反対一揆の結果、奥羽では一郡に一城程度で支城が残されることになるが、これが豊臣政権の最終段階における城割の実態とみてよいであろう。

このように、天下統一戦に伴う豊臣政権の仕置によって、領地（太閤検地を介して）・領民（百姓緊縛令を介して）・城郭（城割令を介して）が収公され、天下人である関白秀吉が国土領有権を掌握する。これ以降、天下人は国分によって石高で示した領知を服属大名に預けるようになるのであり、この原則は江戸幕府へと継承されてゆく。それでは、豊臣国分の後の国替はどのようにおこなわれたのだろうか。具体的にみてゆくことにしたい。

## (二) 仕置令と国主大名

### 〔四国国分〕

仕置令は、史料上は「置目」と表現されていた。管見の限りでそれは、天正十一年四月の柴田氏滅亡後の北国国分（第一次）の際に秀吉が発令した「国々置目」を初見とする。国分のうち秀吉は、佐々成政ら北国の国主大名にその執行を命じたのである。

それ以降は、和泉・紀伊両国への攻撃で「国中置目」、四国国分では「国之置目」、北国国分（第二次）で「国之置目」、九州国分では「国々置目」、

関東国分で「御置目」、奥羽国分では「御置目」というように、対象地域の各大名に「置目」を発令したことがわかる。語感からも、秀吉の地域統治策の中核として位置づけられていたことがうかがわれる。<sup>(4)</sup> 仕置令は、服属地の豊臣化のためのマニュアルというべきものである。しかしその実態が史料上具体的に判明するようになるのは、天正十三年におこなわれた和泉・紀伊両国、四国、北国（第二次）という一連の国分からである。ここではその代表的な事例として、四国国分後の伊予を取り上げて、国分のうち国替から仕置の実施に至る過程を考察してみたい。

秀吉と長宗我部元親との四国の領有をめぐる戦争は、天正十三年八月六日までに講和が成立し終結した。国分の結果、伊予一国は毛利輝元に与えられ、小早川隆景が国主として配属された<sup>(5)</sup>。閏八月十四日に、秀吉は四国攻撃軍の軍監であった蜂須賀正勝と黒田孝高にあてて、迅速に伊予国内の諸城郭を旧城主から請け取り、それを小早川方に引き渡すように、それが完了すれば人質を連れて帰坂するように指令した<sup>(6)</sup>。

蜂須賀・黒田両氏は、秀吉の代官たる上使の役割を負ったのだ。秀吉は、同月十八日に隆景に対して彼らから「<sup>(7)</sup>与州国中諸城」を請け取るように指示するとともに、「国之置目」を入念に申し付けるであろうことを伝えている<sup>(8)</sup>。このような征服地を一旦収公したうえで新領主に引き渡すという手続きにも、豊臣政権の大名政策がうかがわれる。また、服属領主からの人質徵發がおこなわれたことも看過できない。

隆景は九月から伊予支配に本格的に着手し、諸寺院に禁制を掲げて戦乱の終息を宣言するのと同時に城割を開始した。九月二十九日に隆景は、「上衆」の指示であることを理由に、桑村郡壬生川城（愛媛県西条市、以下愛媛県内の地名は県名を略す）の外構まで取り除くべきことを家臣に命令している<sup>(9)</sup>。さらに十一月一日には、村上武吉・元吉父子に対して越智郡の務司・中途両城（ともに今治市）を引き渡すように指令した<sup>(10)</sup>。

これらから隆景の城割は、秀吉の意向すなわち仕置令を受けてのものであり、瀬戸内海で確固たる地位を築いていた村上水軍の城郭までも対象と

して、急速かつ強硬に実施されたことがわかる。この城割は、翌天正十四年の春には最終段階となつたことが、天正十四年三月五日に隆景が重臣乃美宗勝にあてた書状から読み取ることができる<sup>(10)</sup>。

その第三条には、「当城（湊山城、松山市）」をはじめとして大津（後の大洲城、大洲市）・千里（砥部町）・本尊（由並城、伊予市）・興居島（明沢城、松山市）・賀島（鹿島城、松山市）・来島（今治市）・小湊（今治市）・櫛辺（象ヶ森城、西条市）・壬生川（鷺ノ森城）という一〇カ城で、しかも二万貫以上の領地をもつ城郭以外は、破却すべきこととが記されている。軍事拠点に立地しかつ十分な所領に根ざした城郭のほかは役にたたないとする、隆景の徹底的な城割政策が伝わってくる。

さらに伊予では、天正十四・十五両年に毛利氏家臣によつて検地が実施された<sup>(11)</sup>。これについては、天正十三年の和泉・紀伊攻撃ののち両国を領有した羽柴秀長が、入封直後に検地を実施したことと同様に、秀吉が命じた仕置令に沿つたものと考へてよいであろう。

この段階の国替は、統一戦に関わる国分を受けて執行されたものだつた。上使を務める軍監クラスの秀吉直臣から領知を預けられた国主大名が、一国の仕置すなわち城割と検地をおこなつたのである。これは、基本的に信長段階と変わらなかつた。

#### 〔九州国分〕

九州国分に際して、異例なことではあつたが秀吉は毛利氏と小早川氏に對して次の国分案を示した。当時の小早川氏は実質的に毛利氏家中に属していたから、毛利氏に対する提案とみてよい。

史料⑭ 天正一五年六月一五日秀吉朱印状 「毛利家文書」九五五

覚

- 一、備中残分
- 一、伯耆残分

一、備後  
一、伊予

合三ヶ国

右之分、右馬頭於相上者、

（毛利輝元）

一、豊前

一、筑前

一、筑後

一、肥後

合四ヶ国

右相渡之、九州取次可相任事

（天正十五年）  
六月廿五日

（秀吉朱印）

史料⑮ 天正一五年六月一五日秀吉朱印状 「毛利家文書」九八一

（秀吉朱印）

覺

一、伊予一ヶ国相上之

以上

一、筑前一国

一、筑後一国

一、肥前一郡半

以上

（天正十五年）  
六月廿五日

（秀吉朱印）

天正十五年六月、島津氏攻撃を終えた秀吉は、筑前博多で九州国分を執行した。その際、発給された秀吉朱印状が史料⑭⑮であるが、いずれも宛

所を欠く薄札の朱印状である。内容からは、前者が毛利輝元宛、後者が小早川隆景宛のものであることがわかる。これらは、毛利氏もしくは小早川氏を九州に移し「九州取次」に任じようとするもので、天正十八年の関東国分のうち徳川家康を関東に転封させたのと対比されるものである。

結果的に、小早川氏の抵抗によつて毛利氏の転封が阻止され、かわつて小早川氏が伊予湊山から筑前名島（福岡市）へと転じたのであるが、注目すべきは秀吉が強権的に毛利氏に対して九州転封を命じたのではなく、両案を提示し選択させたことである。これは、一連の豊臣国分のなかでも唯一の例外だつた<sup>(12)</sup>。

九州国分の最大の特徴は、これ以上の長期戦を避けるため、秀吉が九州大名の改易をおこなわなかつたことにあつる。特に大友・龍造寺・島津の三氏が攻めあぐねた筑前・筑後・豊前・肥後の四カ国の国分は、もつとも難航した。秀吉は、ここに毛利氏を移そうとしたのであつた。それを通達する史料<sup>(10)(11)</sup>は、きわめて薄札な様式とは裏腹に、この段階の豊臣政権と毛利氏との微妙な力関係を、リアルに示すものといえるであろう。

九州国分後も豊臣政権から「国々置目」が発令されており、薩摩を除く九州全域の諸城郭を対象とした城割が実施されたことが明らかにされている。隆景も、湊山城以下の伊予の城郭の引き渡しと名島城の築城に余念がなかつた。

肥後においては、秀吉の命令で「肝心之城々」以外を破却し、残された城郭は普請して鉄砲・火薬・兵糧米などを備え付け、国人から妻子を人質として徴発したうえで、新國主となつた佐々成政に引き渡された。九州においても、国分に従つた大名は豊臣政権から領知を預け置かれたのである。

ここで注目するのは、成政による肥後検地である。この直後に大規模な仕置反対一揆が発生し、成政は責任を追及され、翌天正十六年閏五月に摂津尼崎で自害する。『太閤記』では、天正十五年六月六日付秀吉朱印状を載せ、「一、三年検地有るまじき事」という条項を記し、秀吉が検地を延期し撫民に努めようとしたにもかかわらず、成政が苛政をおこなつたことが

一揆の原因であつたと主張している。

しかし、これは『太閤記』にしばしばみられる政権擁護のための創作とみるべきである。次の（天正十五年）九月十三日付秀吉朱印状に注目したい。

#### 史料⑯ 黒田孝高・毛利吉成宛秀吉朱印状 「黒田家文書」

『秀吉』二三〇三

去月廿七日之書状、今日十三於京都加披見候、（略）、陸奥守天下背御

下知、国侍共ニ御朱印之面知行をも不相渡付而、堪忍不成候故、構別心儀候、領知方糺明之儀も、先成次第二申付、到来年致検地、いかにも百姓をなてつけ、下々有付候様ニと、度々被加御意候処、さも無之法度以下猥成故、一揆蜂起候、（略）、

（天正十五年） 九月十三日 （朱印）

黒田勘解由（孝高）  
（毛利吉成）  
森壹岐守とのへ

一揆勃発後、秀吉が黒田孝高と毛利吉成にあてて、成政が肥後の国侍達に秀吉からの命令に沿つて知行を渡さなかつたこと、知行調査はやれるところからやつて、検地は来年になつて実施せよと指示しておいたことを記している。百姓に安心させ生活が立ちゆくように度々命じたにもかかわらず、それを成政が十分に実行しなかつたため一揆が勃発したと伝えている。

九州国分に関わつて秀吉は、「五畿内同前」あるいは「五畿内並」を強調するが、具体的には畿内諸国で実施されていた仕置を九州で執行することを意味していたのであり、成政はそれに沿つて検地を早期に强行し、抵抗にあつたのである。秀吉は、成政一人に責任を転嫁し、失政を糊塗したのであつた。

〔関東国分・奥羽仕置〕

北条氏の降伏の後に執行された関東国分については、四万石を超える家康の大身重臣——大久保忠世（四万五千石・小田原城主）、井伊直政（十二万石・箕輪城主）、榎原康政（十万石・館林城主）、本多忠勝（十万石大・多喜城主）、鳥居元忠（四万石・矢作城主）——の関東周縁部への配置が、秀吉によるものであることが指摘されている。これについては、川田貞夫氏の次の評価が古典的見解である<sup>(13)</sup>。

有力家臣の襲封における秀吉の介入は、徳川氏の家臣団支配構造に直接食い込むことになった。かつての天正十五年、九州征伐落着後における島津氏に対する秀吉の干渉は、知行の配分方法および、島津氏の重臣伊集院忠棟のごときは、秀吉によって知行配分の命が出されている。これは毛利氏における安国寺惠瓊・柳沢元政のごとく、秀吉は有力家臣を直接的に自己の意志下に置こうとする、換言すれば有力家臣団解体の方向を打出そうとしているものと考えられるのである。徳川氏の場合も、事情の差異はあるにしても同様に理解されうるのではないか。

島津氏と伊集院氏のような緊張関係を徳川家中に埋め込んで、有力大名を統制する側面に着目したのであり、その後の研究においても、「惣無事令」との関係から支持されるなど、おおむね踏襲されている。家康は、秀吉の奥羽仕置には従わず江戸に留まり国替業務に専心していた。秀吉は、国替に關係する命令を天正十八年八月日付で発令している。その第一条を抜粋する。

また第三条において「一、去年去々年号未進、百姓前へ催促入へからず、御國かハリ候上者、未進可為棄破」と、天正十七年以前の年貢未進分については、国替に伴い棄破することを断つている。国替に際してのトラブルを回避するための規定である。これからも、領知権を握っているのは天下人であることがわかる。

家康が秀吉の国替命令に従ったのに対し、家康旧領への国替を拒んだ織田信雄は即刻改易に処された。九州国分段階に表面化した豊臣政権の脆弱性とは異なり、この段階における家康や旧主信雄に対する強権性とのギャップが気になる。これは、奥羽仕置においてより明瞭になつてゆく。

北条氏を降伏させた秀吉は、引き続き奥羽での仕置を実現すべく、天正十八年七月十七日には軍勢を率いて北上し、同月二十六日に下野宇都宮に、八月九日には会津黒川（後の会津若松）に進駐した<sup>(14)</sup>。次に本文のみ掲げる浅野長吉にあてた（天正十八年）八月十一日付秀吉朱印状は、奥羽仕置令に關わる史料である。

#### 史料⑯ 天正十八年八月国替二付条々「尊経閣古文書編年文書」

##### 『秀吉』三四一五

へと申族これあらは、其城主可為曲事候間、下々堅可申付事、

この時点で、五カ国に及ぶ家康旧領の城郭には、秀吉の命令によつて「城主」と「御人数」が入つていた。小田原攻撃の時点から、東海道筋の主要城郭に毛利氏の軍隊が駐屯していたことが知られている。この段階で、家康領は実質的に豊臣政権の預地だった。関東への出陣を見送った留守居衆をはじめ女性や子供達にとって、このような事態はきわめて緊張を強いたと思われる。

かような状況下、秀吉は「城主」から家康家臣に対して、急ぎ関東に向かうよう強要された場合は曲事だと警告している。ここには、国替に伴い発生するトラブルを、あらかじめ回避しようとすると秀吉の配慮がうかがわれる。あわせて、移住に際して屋敷を城主に渡すよう命じていることも重要である。城郭と同様に、武家屋敷は個人の持ち物ではなく城主が管理する公儀の資産と位置づけられていたのである。

(追而書等略)

一、去九日至干会津被移御座、御置目等被仰付、其上檢地之儀、会津者  
 中納言、白川同近辺之儀者備前宰相<sup>(宇喜多秀家)</sup>ニ被仰付候事、

一、其許檢地之儀、一昨日如被仰出候、斗代等之儀、任御朱印旨、何も所々  
 いかにも念を入可申付候、若そさうニ仕候ハヽ、各可為越度候事、

一、山形出羽守并伊達妻子早京都へ差上候、右兩人之外、国人妻子事、  
 何も京都へ進上申族者、一廉尤可被思召候、無左ものハ、会津へ可  
 差越由、可申付事、

一、被仰出候趣、国人并百姓共二合点行候様ニ、能々可申聞候、自然不  
 相届覺悟之輩於在之者、城主にて候ハヽ、其もの城へ追入、各相談、  
 一人も不残置な<sup>(撫切)</sup>ニ可申付候、百姓以下ニ至るまで、不相届ニ  
 付てハ、一郷も二郷も悉なきり可仕候、六十余州堅被仰付、出羽。  
 奥州迄そさうニハさせらる間敷候、たとへ亡所ニ成候ても不苦候間、  
 可得其意候、山のおく、海ハ<sup>(櫛・櫂)</sup>るかのつ、き候迄、可入念事専一候、  
 自然各於退屈者、<sup>(秀吉)</sup>関白殿御自身被成御座候ても、可被仰付候、急<sup>与</sup>  
 此返事可然候也、

生氏郷のもとをさす。

本史料中、第四条が太閤檢地の基本方針を示した「撫切令」として最も有名な規程である。ここでは、仕置令の趣旨を、領主から百姓に至るまでのすべての階層に周知徹底すべきことが打ち出されていることに注目したい。また正確に読むと、秀吉が「撫切」を表明したのは、従来理解されているような檢地のみではなく、それを含む仕置令の執行に「不相届覺悟の輩」に対してであつたことに留意すべきである。

これより先に、秀吉は宇都宮において出仕した伊達政宗・最上義光・佐竹義宣・岩城貞隆・戸沢光盛・南部信直らの北関東・奥羽の服属大名に対して、国分を決定し「御置目」を命じている。

この宇都宮での仕置については、渡辺信夫氏によつて奥羽仕置の第一段階であり、奥羽諸大名の知行割にきわめて重要な意義をもつと指摘されてゐる<sup>(15)</sup>。ここで発給された天正十八年七月二十七日付南部信直宛秀吉朱印状の本文を抜粋したい。

#### 史料(19) 南部信直宛秀吉朱印状 「盛岡南部家文書」『秀吉』三三二六

##### 覚

一、南部内七郡事、<sup>(南部信直)</sup>大膳大夫可任覺悟事、  
 一、信直妻子定在京可仕事、  
 一、知行方令檢地、台所入丈夫ニ召置、在京之賄相続候様ニ可申付候事、  
 一、家中之者共相拘諸城悉令破却、則妻子三戸<sup>江</sup>引寄可召置事、  
 一、右条々及異儀者在之者、今般可被加御成敗候条、堅可申付事、

第二条においては、八月十日に秀吉が浅野長吉に指令したように、檢地を入念に執行すべきことが申し渡されている。

第三条は、最上義光と伊達政宗が人質として妻子を京都に差し出していふことをふまえて、秀吉が彼ら以外の諸領主も京都もしくは会津に人質を出すべきことを命じたものである。なお会津にとは、具体的には新領主蒲

本史料は、秀吉が南部信直に南部七郡を安堵した朱印状である。注目されることは、信直の妻子の在京（第二条）、檢地の実施（第三条）、家臣團に対する城割と南部氏の居城三戸城（青森県三戸町）への妻子を含めた家臣團集住（第四条）である。同内容の朱印状が、翌日付で出羽の戸沢光盛に

も発給されている。典型的な豊臣化のための命令である。

会津黒川で発した仕置令とは、人質と検地に関する規程が重なるが、宇都宮でのそれには城割が加えられていたと思われる。後述するように、城割は南部領ばかりか奥羽全域で推進されているからである。またここで伊達・最上両氏が、小田原以来再び秀吉に出仕し、夫人を人質として差し出したことも看過できない。奥羽仕置においては、豊臣政権の専制制が際立つている。

以上から、人質在京・検地・城割そして刀狩の実施が、秀吉の奥羽全域に対する仕置令に含まれたことが判明する。これは、刀狩令を除けば四国国分に際しての仕置と基本的に変化はない。秀吉は、宇都宮での仕置令をふまえて、会津黒川においては服属大名と奉行層に指令して仕置を実施に移したのであった。この過程で仕置令の規程は、各大名を通じて国人・土豪から百姓にまで通達された。

### (三) 在京体制と国家的官僚制

如上の考察からは、天正十五年の九州国分から同十八年の関東国分との間に、豊臣政権の専制化が進んだことが判明する。この間、どのような政権における構造変化があつたのだろうか。これについては、武家官位制度との関係から検討したい。

天正十四年二月から、秀吉は平安京大内裏跡の内野に聚楽第の建設を開始した。周辺には絢爛豪華な大名屋敷が軒を連ねる。天正十五年八月五日に九州攻撃における戦勝を賀すべく上洛してきた家康を、従二位権大納言に執奏する。翌日には、織田信雄が正二位に宇喜多秀家が従三位参議に任せられた。これに前後して秀吉は、一挙に豊臣大名を高位高官に就ける<sup>(16)</sup>。

この時点までの秀吉は、家康をはじめとする服属大大名に対しては、旧織田大名に系譜をもつ豊臣大名に対するほどの確固たる主従制を結ぶに

至つていなかつた。これについては、次に十万石以上の大大名に対する領知宛行状・目録発給に関するデータを表化して掲げたい。目録のみ残存するケースは、備考に記した。

これからは、中国・四国・九州の毛利氏や島津氏などの大大名を直接掌握したことがわかる。これに対して東国の大大名は浅野氏や佐竹氏、北国のそれが堀氏や丹羽氏ぐらいである。豊臣政権の基盤が西国だつたことは、これによつても明らかである。

なお、残存点数の少なさは、関ヶ原の戦いなどの秀吉没後の政治情勢が反映しているかもしれないし、太閤検地の進捗状況も関係していたと思われるの、あくまでも傾向を物語るものとしたい。

たとえば表⑥には出ていないが、慶長十八年三月に相馬中村藩藩祖の相馬利胤が「太閤ヨリ四萬八千七百石之御朱印」を勘定頭伊丹泰勝に提出したことがわかるが（『相馬藩世紀』）、伝存していないことがヒントになるだろう。したがつて、伝存しないから発給されなかつたとは言えないのである。

生前の秀吉はカリスマ性が絶大だつたが、本来的に主従制は不安定なものである。秀吉が関白に任官したのは、長らく出自の卑しさ（賤民出身とする研究もある）を克服し、国政に関与する正統性を主張するためと理解されてきた。これは誤りとまでは言えないが、あわせて導入した武家官位制に注目せねばならない。

武家官位制については、豊臣氏を摂関家、豊臣一門および徳川・前田・上杉・毛利・宇喜多の諸氏を清華家（最上位の摂家すなわち豊臣宗家に次ぎ、大臣家の上の序列に位置する大名の家）とする家格改革をおこない、諸大名に官位を授けて律令官位体系に取り込むことで統制をおこなおうとしたと理解されている<sup>(17)</sup>。

その本質は、特に有力大大名を清華家に任じることで（清華成り）、統一国家の高級官僚グループとして序列づけることで統治身分であることを自覚させ、秀吉を中心とする関白政権に参画させようとしたことにある、

年月日	差出	宛所	領知高	地域	文末文言・備考	番号
天正年間						
15. 9. 5	(朱印)	福島左衛門大夫	113	伊予	全可領知者也	2288
16. ⑤. 15	(朱印)	加藤主計頭	195	肥後	全可領知者也	2514
18. 9. 20	(朱印)	堀尾帶刀	100	遠江	領地目録のみ伝存	3457
19. 3. 13	(朱印)	羽柴安芸宰相	1120	安芸等	全可領知者也	3619
19. 3. 13	(朱印)	羽柴筑前侍従	611	筑前等	全可領知者也	3621
文禄年間						
2. 11. 20	(花押)	浅野彈正少彌 浅野左京大夫	甲斐一国	甲斐	可取次候也	4799
4. 6. 19	御朱印	羽柴常陸侍従	545	常陸	被成御支配候也	5204
4. 6. 29	(朱印)	羽柴薩摩侍従	559	薩摩・大隅等	全可領知者也	5208
4. 12. 晦日	(朱印)	羽柴柳川侍従	132	筑後	全可領知者也	5416
慶長年間						
5. 7. 27	(朱印)	田中兵部大輔	100	三河	全可領知者也	5478
3. 4. 2	(朱印)	堀久太郎	450	越後	領地目録のみ伝存	5788
3. 4. 14	(朱印)	羽柴小松宰相	125	加賀	軍役相勤候也	5797
3. 5. 3	(朱印)	加藤左馬助	100	伊予	可申候也	5801

表⑥ 豊臣秀吉領知宛行状・目録一覧 (10万石以上、領知高は千石単位、番号は『豊臣秀吉文書集』)

従来の近世史研究において、大名の官職はあくまでも「名目」「名誉」「特權」などと理解して、実態のないものと評価されてきたが、その本質をみ

とみるべきであろう。

ていないと言わざるをえない。これは、天下統一の意味を看過してきたこととも重なる。

なお秀吉は、自らを摂関政治を開始した藤原良房になぞらえていたようである(『聚楽行幸記』)。秀吉の場合は息女を入れることができるなかつたが、後に徳川秀忠は息女和子を後水尾天皇の皇后にすることに成功し、男子(高仁親王)をもうけた。近年の史料発見によつて、家康と秀忠が外戚化と「大坂幕府」をセットで構想していたこと、しかし親王が夭折したため実現しなかつたことが明らかになつていて(18)。

徳川家中においては、天正十四年十一月に井伊直政が従五位下となり、翌年には侍従となつた。天正十六年の聚楽第行幸の直前には、酒井忠次をはじめとする重臣達が諸大夫に叙され、直政は従四位下に任官した(19)。秀吉からみると、直政は家康に付けられた与力大名のような立場にあつたのである。秀吉は大名クラスの有力大名家臣すなわち陪臣に対しても、國家の官僚としての位置づけを与えようとしたとみられる。

北条氏攻撃をひかえた天正十七年九月に、秀吉は全豊臣大名に対して夫人とともに在京することを命令した(『多聞院日記』など)。この在京令は、九州国分から聚楽行幸を経て進められた豊臣政権の専制化と深く関わつてゐる。古代にみられた在京する公家による国家支配は、ここに復活を遂げたのである。前述したように、この原則は関東そして奥羽の豊臣大名にも適用されていった。

これについて同時代史料「小田原御陣」(『天正記』所収)では、「京都において御館を築かれ、其の名を聚楽と号さる、日域の諸大名、彼の地において、宮垣屋室をふさぎ、鴛鴦の華麗甍を并べ、各々在洛歴然たり、其の観粧、咸陽宮喜見城を屑しとせず」と記す。このように、聚楽第の閑白秀吉のもと諸大名が在洛する体制が整えられたありさまで、美麗に表現されているのである。

主従制支配の不安定性を克服すべく、秀吉は古代律令国家以来の官職制度すなわち国家的官僚制を積極的に政権内部に持ち込んだ。秀吉が、出身

年	居 所
天正17	1/29駿府発 2/4駿府着 2/28上洛 3/初旬入京 6/初旬在京 6/7遠江田原 6/8中泉 8/27大宮 8/28興津 9/26沼津 12/5岡崎発 12/10秀吉と対面 12/16西尾→駿府で越年
18	1/24中泉 2/10駿府発 2/22長久保 3/20駿府 3/22長久保 2/29伊豆山城攻撃 4/2小田原 7/10小田原入城 7/16小田原発 7/18江戸着以後新領国の経営→江戸で越年
19	1/5岩付着 1/13江戸着 1/14武蔵府中 1/3江戸発 1/22京都着 3/11京都発 3/21江戸着 7/19江戸発 7/27白河 8/7二本松 10/27古河 10/30江戸着 11/23江戸発 12/27江戸着→江 戸で越年
文禄 1	2/2江戸発 2/24以前京都着 3/17京都発 4/28名護屋在→名護屋で越年
2	8/中旬名護屋発 8/29大坂着 9/5大阪発 9/15伏見発 9/13 9/22在伏見 10/14京都発 10/22三島 10/24鎌倉見物 10/25江戸着→江戸で越年
3	2/12江戸発 2/24京都着 3/2京都発→吉野 3/9京都着→伏見との往復 4/1京都着 5/中旬 京都発→大坂 5/18京都着 6/1京都発→伏見 6/18京都着 7/5~7/22在伏見 8/1京都発→ 大坂 8/3京都着 9/1京都発→伏見（拠点とする）10/17在京都 11/3京都発→伏見 11/30上 洛 12/2伏見着 12/18在聚楽第→その後は伏見が居所
4	2/16在京都 3/11在京都 3/28京都屋敷に秀吉御成 4/初旬まで在京都→伏見 4/27京都着 5/3在京都→江戸へ7/24在伏見 8/8在京都 8/23伏見着 11/5在京都 11/8在伏見→伏見で 越年
慶長 1	2/12在大坂 2/19在伏見 2/30在堺→伏見 5/9在京都 5/13参内 5/17在伏見 9/5伏見発→江 戸へ12/15在伏見 12/17在大坂→伏見で越年
2	3/8秀吉と在醍醐寺 3/17本願寺光寿を訪問 4/25在京都 4/28在伏見 5/7.8吉田兼見邸 5/13在大坂 5/14在伏見 8/26在京都 8/28在伏見 9/26在京都 9/30在伏見 10/6在京都 10/8在伏見 10/11上洛 10/12在伏見 11/17江戸下向→江戸で越年
3	2/末江戸発 3/6岡崎 3/15伏見着 3/15上洛 3/18参内 3/22在伏見→上洛 5/1伏見着→伏見 で越年
4	1/10大坂 1/12在伏見 3/11大坂前田利家邸 3/19伏見向島 3/13伏見入城 6/22在大坂 6/24在伏見 8/14上洛参内 8/18豊国社 9/7在大坂→大坂で越年
5	在大坂 4/17在伏見 4/18豊国社 4/19参内 4/20京都新城 4/21相国寺 4/22在大坂 6/16在 伏見 6/18伏見発 7/2江戸着 7/21江戸発 7/24小山 7/25小山評定 8/5江戸着 9/1江戸発 9/13岐阜 9/14赤坂 9/15関ヶ原合戦 9/20大津 9/27大坂入城→大坂で越年'

表⑦ 徳川家康の居所

身分が定かでない人物であることは当時の常識だったからこそ、閑白に任官して身分秩序の実質的頂点に立ち、諸大名を公家秩序（摂家—諸大夫家）に組み込むことによって在京させ、上方に巨大な支配共同体を創出したのである。

これが、国許との参勤体制の構築につながり、分権国家から集権国家への転換を急速に進めてゆくことになつた。ちなみに、後に五大老筆頭となる大大名徳川家康の、在京令の發せられた天正十七年から関ヶ原の戦いがおこなわれた慶長五年までの居所を表⑦として示した<sup>20</sup>。

家康の場合は、北条氏攻撃に關係して先陣としての役割、戦後の関東への国替えには肥前名護屋在陣があつたので、本格的に在京・在京となるのは文禄三年からだつた。それから

慶長五年の関ヶ原の戦いまでの間に、一・三ヶ月の短期間ではあるが在江戸が許されたのは文禄四年、慶長元年、同二年の各一回のみだった。

同五年の上杉氏攻撃に伴う在江戸は例外とみるべきであり、政権内最大勢力である家康にしても、在上方体制を遵守していることがわかる。なお、上杉氏が謀反を疑われたのは、帰国して越年し上洛しなかつたことにある。つまり在京体制を拒否したとみられたからだつた。慶長四年八月に会津に帰国したまま、翌慶長五年になつても上洛せず、領内の城郭を改修したり、本城を神指に移転しようとしたことが原因だった。

慶長五年四月に、大老家康から上洛して領内諸城改修の申し開きをするように召還命令が出されたが、上杉景勝はそれを強く拒否したのだつた。このように、家康が上杉「征伐」に向かつたのは、正当な理由があつたのである。

政権内三番目の知行を誇る九十二万石を領した蒲生氏郷の場合は、奥羽仕置によつて会津を預けられた天正十八年八月から、病没する文禄四年六年二月の足かけ六年にも満たない時期に、まとまつて会津にいたのは天正十八年八月末から同年十一月五日までと、文禄元年の四月上旬から夏までの通算してもわずか半年しかなかつた<sup>(21)</sup>。

一方で仕置のための戦争や名護屋在陣に明け暮れ、他方では敵対的な伊達政宗に対する政治工作のために上洛するという日々だつた。氏郷も含む諸大名の国許では、城郭普請や太閤検地がおこなわれており、地域社会では未曾有の疲弊が蓄積されていた。

氏郷と衝突した政宗も在京期間が長く、かつ名護屋・朝鮮在陣期間も長く、本格的に服属した天正十九年から秀吉が亡くなる慶長三年八月までに在国できたのは、天正十九年一月、同年五月～天正二十年一月、文禄四年四月～同年七月のみだつた<sup>(22)</sup>。

このほか主だつた大名としては、毛利輝元は広島築城を開始した時期に当たるが、天正十八年以降は基本的に在京となつてゐる。前田利家や上杉景勝も、天正十七年冬以降、京都屋敷が本拠になることが指摘され

ている<sup>(23)</sup>。

このように、天下統一から朝鮮出兵の時期にかけて、大名当主は京都や伏見と肥前名護屋や朝鮮半島の戦場を往復する日々となり、許可がない限り在国することができなくなつてしまふ。天正十九年には、京都の都市改造がおこなわれ、聚楽第を中心とする大名屋敷街、御所と公家町、京中の移転によつて誕生した寺町、それらを羅城に相当する大規模な御土居と堀が囲繞した「平安城」<sup>(24)</sup>が普請されたのである。

公家大名による在上方体制の実現によつて、武家社会においては主従制と官職制とのバランスで家格が決定されることになった。天下人との親疎に加えて、官職によつて家格が決まるのである。諸大名は、在京が基本で、許可を得て在国するようになつた。分権国家から集権国家への転換が、きわめて短期間に促進されたのだ。

従来の参勤交代の研究によると、「秀吉が実質的な参勤交代の制度を創出している」<sup>(25)</sup>とみていが、その本質は服属儀礼にあつたと評価されてきた。確かに、天下統一過程において、服属大名は妻子を秀吉に提出したのであるが、天正十七年の在京令以降は、大名当主とその妻子の在京体制が整備されたのである（後述）。

聚楽第、後には伏見城で全国統治がおこなわれたことからも、かつての足利将軍—守護大名による在京体制の記憶を呼び覚ました大名たちも、少なくなかつたのではないか。ただし、天皇・関白という古代国家以来の権威の復活と、在京する公家大名が國務を司ることで首都機能が復活しまつたく新たな統一国家が誕生したことが本質だった。この点を押さえねば、近世国家の本質は理解できない。

近世武家政権は、諸大名を政権本拠地に集住させた。これは、徳川幕府になつても同様だつた。ただし、豊臣政権段階では、本国との間の参勤が制限され、基本的に在上方だつた。これには、朝鮮出兵との関わりも考えられる。江戸時代においては、伏見→駿府→江戸と天下人の所在地は変遷するが、基本的には天下人のもとに集住することが求められた。

参勤交代が制度化されるのは、一般的に寛永十二年の武家諸法度の発令によるものといわれる。近年の研究においては、参勤大名の組み合わせによって軍事的空白をつくらないきわめて精緻な配備がなされていたことが具体的に究明されており、参勤交代が幕府の一方的な恣意によるものではなく、列島規模で軍事動員体制の質を規定したことが指摘されている<sup>(26)</sup>。

参勤交代の評価については、海外勢力の侵入やキリシタン一揆などの内外の防衛体制はもとより、寛永飢饉などの大災害への対応が本質とみなされなければならない。大名の半数を在江戸と在国に分けて、大名が対応できない空白地域を残さないように、あたかも列車のダイヤグラムのような精巧な大名配置を実現した理由は、ここにあったのである。

あわせて注目したいのは、豊臣政権のもと上方体制が維持された天正十七年九月の在京令の発令から、慶長八年三月の家康の将軍任官までの約十四年間において、諸大名の法度による領国支配が浸透したことである。

戦国家法の段階とは異なり、「行政」「民政」が押し出されてくるのであるが、これは豊臣政権の打ち出した法治主義の原則をふまえてのことといわれている。ここでは、聚楽行幸にあたり従五位下侍従となつた長宗我部氏の「長宗我部氏捷書」を取り上げたい<sup>(27)</sup>。

これは、元親・盛親父子が中心となり制定したもので、伝本には大別して文禄五年十一月十五日付と慶長二年三月二十四日付の二種類があり、朝鮮出陣による家臣団の領国不在を念頭に制定されたと考えられている。

特筆されるのは、留守居の役割を果たした三家老や三人奉行をはじめとする様々な職制の奉行が確認されること、彼らに対して寺社・訴訟・旅行・交通・土地・井堀・用材など、実に広範なことがらを決済する権限が付与されていることである。

奉行人制は、文禄年間に整備されたもので、実務能力に重きを置き、当主を中心とする体制をつくろうとしたちものとみられている。また、年貢などの諸役については「一、在々柄在家等ニ至迄、平等ニ可申付事」とする規定も目を引くが、豊臣法の影響を受けていることも指摘されている。

以上から、九州国分から関東国分の間に豊臣政権が専制化した理由が明白になったであろう。諸大名の在京体制によつて、関白を中心とする公家大名とその家司たる陪臣による集権国家が誕生したのである。秀吉が、関東国分に際して井伊直政ら大身の家康重臣を関東諸地域に配置していくたのは、彼らがいすれも家司クラスの中流公家だからと推測される。秀吉は、天皇を輔弼する関白が、在京する大名やその家臣層も含む公家集団を組織して、官僚制的な統治をおこなう軍事専制国家をつくろうとした。そこには、外様あるいは陪臣という秩序以上に、公家として官職に応じて処遇することを優先した。関白が、領知を公家大名に預け、国替を重ねながら、主従制と官僚制を融合していくのであった。この段階で、大名はあたかも古代の国司のような存在となつたのである。

ここで、現行（二〇二二年度）の高校日本史教科書（山川出版社）における天下統一に関する叙述を抜粋したい。

「関白となつた秀吉は、天皇から日本全国の支配権をゆだねられたと称して、全国の戦国大名に停戦を命じ、その領国の確定を秀吉の裁定に任せることを強制した。そしてこれに違犯したことを理由に、一五八七（天正一五）年には九州の島津義久を征討して降伏させ、一五九〇（天正一八）年小田原の北条氏政を滅ぼし（小田原攻め）、また伊達政宗ら東北地方の諸大名をも服属させて、全国統一を完成した。」

天下統一とは、教科書のように天下人が全大名を服属させることを本質とするのではない。国分の終了に伴つて執行する仕置の執行の繰り返しによつて、全国規模の領知権を天下人が掌握することを意味するのである。したがつて天下統一が実現したのは、教科書が主張する天正十八年とみるべきではない。

天正十九年九月に豊臣政権に対する最後の抵抗になつた九戸政実の反乱が鎮圧され、奥羽再仕置は終結した。これを受けて、秀吉は全国規模の郡

絵図と御前帳を後陽成天皇に上呈するよう命じ、同年末にはこれらが宮中に献納された<sup>28)</sup>。秀吉が国内の全大名を屈服・臣従させ、あわせて国土領有権を掌握した天正十九年こそ天下統一の画期とみるべきである。

天下統一によつて、天下人たる関白秀吉が天下の領知権を掌握し、器量に応じて大名に石高で示された領知権を預け置くことになつた。国替制度は、これをもつて外様大大名も例外とすることなく全国規模で展開することになつたのである。ここで注目すべきは、慶長三年に外様大大名上杉景勝を蒲生氏旧領の会津若松へと国替させた際に秀吉が発令した次の国替令である。

#### 史料②〇 上杉景勝宛秀吉朱印状 「上杉家文書」八六三『秀吉』五七〇七

今度会津江国替ニ付<sup>而</sup>、其方家中侍之事者不及申、中間・小者ニ至る迄、奉公人たるもの一人も不残可召連候、自然不罷越族於在之者、速可被加成敗候、但、當時田畠を相拘、年貢令沙汰、検地帳面之百姓ニ相究ものハ、一切召連間敷候也、

（慶長三年）  
正月十日  
（朱印）

羽柴<sup>（上杉景勝）</sup>越後中納言とのへ

ここで注目する画期は、天正十六年である。この年の四月、聚楽第行幸が挙行されたのであるが、七月には同日付で重要法令が発令された。それは、海賊禁止令と刀狩令である。これらは、いずれも近世祖法というべきで、一斉に広く発給されたことが予想される。

ちなみに『豊臣秀吉文書』三によると、前者は「近江水口子爵家文書」、「大友家文書録」、「岡本文書」、「加藤清正家藏文書」、「小早川家文書」、「島津文書」、「高橋家伝來武家書状集」、「立花文書」、「本法寺文書」、「武家事紀」で確認される。

後者は、「立花文書」（二点）、「大阪城天守閣所蔵文書」、「小早川家文書」、「潮音堂書蹟典籍目録」二十、「名古屋大学文学部所蔵文書」、「竹中氏雑留書」、「武家事紀」、「島津文書」（二点）、「近江水口子爵家文書」、「尊經閣古文書纂」、「加藤文書」、「高野山文書」、「西仙寺文書」、「名護屋城博物館所蔵文書」、「博多豊國神社文書」、「醍醐寺文書」、「溝江文書」、「室町殿物語」に収録されている。

年貢を収納する百姓と、出身身分は百姓であるが、武家奉公人として仕えている者との区別を強調している。前者が、土地緊縛が原則の「天下の百姓」だった。国替を通じて、武士と奉公人（兵ではあるが百姓身分）は城下町に、それ以外の検地帳名請人である百姓は村落へと居住区分が促進

されたのである。朝鮮出兵がおこなわれているという状況からも、戦場に向かう武家奉公人と後方を支える百姓を分離し確保することが念頭にあつたと理解される。

#### （四）法治主義の浸透

豊臣政権において特筆されるのは、支配領域を広げつつ全領域に対して、天下統一後は全国規模で法度を発令したことである。それは大名以下の武士のみならず、町や村とそこに居住する住民を対象としたことに意義がある。

旧稿においては、海賊禁止令の初令が天正十五年六月七日から同月十五

日までの間に発令されたと推定した<sup>(29)</sup>。これは九州沿岸から瀬戸内海に及ぶ海域における海賊行為を禁止するものであつて、豊臣直臣である浅野長吉・戸田勝隆・増田長盛らが組織的かつ計画的に関与している。したがつて海賊禁止令の初令については、独立した法令として少なくとも当該地域の大名には伝達されていた可能性が高いと判断した。

海賊禁止令が、九州・四国・中国地域ばかりではなく、関東・奥羽を除く豊臣政権の全領域を対象とした一般法令となつたのは、天正十六年令からである。なぜ同令が刀狩令とともに発令されねばならなかつたのだろうか。

それは、天正十六年令の第一条に記されている伊予斎島（広島県呉市）における海賊事件の発生が前提であるが、わざわざ一般法令として発令されたのは、なんらかの理由があつてのこととみなければならない。なお刀狩令も、既に天正十三年四月に和泉・紀伊両国を対象として初令（原刀狩令）が発令されていたのであるが<sup>(30)</sup>、この段階で一般法令になつたとみられる。

この理由については、刀狩令の第二条に没収した武具は、鋳潰して方広寺大仏殿造営の釤・鎌として利用すると記されていることから、直接的には天正十六年五月から本格的に再開された、国家寺院方広寺における大仏殿造営との関係から理解することができるであろう。

諸国から武具をはじめ木材などの資材を大量に提供させ、安全な運搬体制を確立するために、両法令が同日付で広く一斉に発給されたのではなかろうか。これによつて島津氏や毛利氏などの外様大大名からも、大量の武具が輸送されてきたのである。

方広寺は、秀吉が豊臣家の先祖供養と未来にわたる繁栄を祈願して建立した国家寺院であり、大仏殿の造営は、九州国分から聚楽行幸を経て獲得した豊臣政権の国土領有権を、天下にアピールするための一大事業として位置づけられる<sup>(31)</sup>。かつて筆者は、これを一つの画期として政権の山野河海に対する領有権が強化され、小物成の徵収体制が整備されてゆくこと

についても指摘した<sup>(32)</sup>。

一般法令として同時に広く発布された海賊禁止令と刀狩令も、本質的には山野河海をめぐる紛争を規制し、政権の国土領有権を確立すべく立法されたものであつて、この段階に発せられた新たな国家の祖法として解釈すべきである<sup>(33)</sup>。このように豊臣政権は、聚楽行幸を成し終えた段階で統一国家の基本的な枠組みを確定したと考えられる。

豊臣政権は、海賊禁止令によつて中世以来の海賊衆の自立性を最終的に否定し、彼らを豊臣大名麾下の水軍として強力に編成することをねらう。九州国分直後から開始した博多の復興とあわせて、海賊禁止令の発令とその徹底は、後の朝鮮出兵の前提をなすものであつたことはいうまでもない。

これに続く画期は、天下統一が実現した天正十九年である。既に、豊臣政権が郡絵図と御前帳の調進を全大名に対して求めたことは指摘している。豊臣政権は、同年から文禄二年にかけて人払令とそれに関係する戸口調査令を発令する。これらは、夫役を村請させるために一村単位の家数、人数、男女、老若、職業などを明記した帳簿すなわち夫役台帳を作成することを意図した一連の法度と理解されている。

天下統一から朝鮮出兵にかけて、豊臣政権は本年貢・小物成の収納体制を整えるとともに、大名以下の武士はもとより、百姓や町人を軍事総動員するために、戸口調査をおこない、データを帳簿で管理するようになつた。これに続いて江戸幕府は、宗門改めを梃子に、寛永十二年にはすべての百姓・町人から請判を徴収する。それをもとに、寛永二十年には宗旨人別改帳に毎年世帯単位で戸籍登録をするよう命じている<sup>(34)</sup>。

豊臣政権は、戦時体制を継続することで全国法令を持続的に発令した。天正十七年の諸大名に対する在京令以後は、清華家以下の諸大名が国家的官僚として編成され、京都や伏見の屋敷そして肥前名護屋の陣所さらには朝鮮半島の戦場の間を往復するようになつた。戦争を遂行するため、秀吉は重要法令の発令を通じて、武家奉公人以下の町人や百姓などの把握を開始した。

国家的官僚制は、様々な法度と絵図・帳簿類による統治データの蓄積とそれらのアップデートによって運用されるようになった。上方と地方社会との間は、法令をはじめとする布達文書と、町や村から提出された起請文や請文などの上申文書によって結ばれることになったのである。

このような法治主義にもとづく官僚制は、領国を留守にする諸大名にとっても必要不可欠のものであった。ただし実際に地域社会で豊臣政権の発令した法が機能したかどうかは、別問題であることを断つておきたい。

これと同時に浸透するのが、預治思想である。一方では国外で大規模戦争が継続され暴力の応酬が継続しながら、他方では国内で個人間さらには集団間の暴力を抑止する法治主義が強制されてゆくのである。繰り返される検地に伴う調査によつて、村の掌握を通じて百姓までが政権に把握されゆくが、彼らは大名の調査を通じて「天下の百姓」として位置づけられていく。

これは、地域の政治拠点としての城郭においても然りだつた。天下統一過程の諸段階で、豊臣政権からは城割が命ぜられた。すべての国分に関わる仕置令でこれは強制されたが、天下統一後も継続されており、たとえば会津の蒲生領では文禄四年に浅野長吉によつて大規模に執行されている(33)。

政権が全国規模で城郭の存廃を決定し、場合によつては直臣クラスが派遣され城割を指揮したのである。文禄・慶長の役の時期の国内においては、城割令と検地令を中心とする仕置の執行を通じて、「天下の百姓」「天下の城郭」という観念は徐々に植え付けられていったのではなかろうか。たとえたのではなく、国家戦略的な城郭として機能したように。

領地・領民・城郭すなわち領知を石高で預かるという意識は、在京制度や長期に及ぶ对外出兵によつて領国から遠く引き離された諸大名に定着し、預治思想を背景とした国家的官僚制が浸透していくのである。

天下統一過程で秀吉がしばしば主張した「惣無事」や「天下静謐」は、

あくまでも膨張主義を支える政策基調すなわちスローガンだった。ここでイエズス会巡察使ヴァリリニヤーノの「日本諸事要録」中のレポートを、長文ながら紹介したい。同時代人である彼自身、秀吉が強制した「平和」(現代的に表現するならば戒厳令下の日本)の本質を鋭く喝破していたことは、まことに興味深い。

「かくて(秀吉)関白殿は、自らの努力、英知及び非常に優れた管理によつて、

日本を完全な君主国にした。全諸侯は彼に恭順の意を表し、互いに戦争をしかれる者もなく、まったく平和の裡に過ごしている。何となれば、彼等はいずれもみな関白殿の家臣であり配下であつて、他の諸侯に戦いをいどむ権利は自らに無く、自分達の意見の違いを調節する為には、主君に頼ると同様に彼に頼るべきであることを承知しており、もしも自分達が道に外れたことをするならば非常に厳しく処罰され、彼によつて減ぼされることを知つてゐるからである。このようにして、今や日本は眞の平和の中に過ぎてゐる。そして現今は、戦争も反乱も裏切りも、人民相互の騒乱による死もなく、以前、日本で多くみられた海上での掠奪行為、はたまた過度の課税や暴力、往昔、諸侯が自領を通過する人々になした無法行為も無くなつた。なぜなら関白殿は、すべての邪魔者を除去し去つたので、人々はみな、日本国内のあらゆる所を、陸路と海路とを問わず無事に旅行できるからである。しかしそれによつて関白殿が殿すなわち諸領主その他の人々から、その支配下にある臣民に対する完全な統治権や死罪に処する裁判権、及び自由に課税する権限を奪つただけでなく、むしろ反対に諸領主は自分の領内に關しては今やかつてみなかつたような強大な権力を持つてゐる。なぜならば、関白殿が諸領主にその領地の支配の方法を教えたからである。すなわち関白が、彼に反抗し謀反を起こす力を諸領主から奪つたように、彼らはそれぞれの領地において、その支配下にある殿や領主たちが反抗したり謀反を起こさせないように彼らの力を弱めた、この方針がすべての者をまったく変えてしまつたので、彼らはこれを実行し、それで民衆の一人一

人は日々負担が重くなり圧迫されていった。」

なによりも、これが秀吉が朝鮮侵略を開始する文禄元年に記されたことは注目に値する。ここで描かれている「平和」は、大量の流血によつてあがなわれたものであり、これから遂行しようとする侵略戦争のための前提だつた。

後段に記されているように、領主層ばかりか民衆の抵抗を抑圧する、きわめて重苦しい「平和」であつて、明らかに後の「天下泰平」とは性格が異なつてゐる。軍事力集中によつて実現した「平和」は本質的に脆弱であつて、そもそも天下人秀吉の死とともに崩壊する。豊臣政権の強制した「惣無事」と江戸時代の「天下泰平」は、本質的に別概念なのであることを強調したい。

#### 註

- (1) 仕置令については、後述する奥羽仕置令を中心に議論されてきた。それに該当する主要論文としては、渡辺信夫「天正十八年の奥羽仕置令について」(『東北大學日本文化研究所研究報告』別巻十九集、一九八二年、のち小林清治編『東北大名の研究』、吉川弘文館、一九八四年、所収)、シンポジウム「奥羽一揆・仕置ー」(『歴史』六、一九九一年)、栗野俊之「豊臣政権の所領安堵策—天正十八年の『奥州仕置』を中心としてー」(『戦国史研究』二六、一九九三年)などが注目される。仕置令を信長以来の仕置の系譜に位置づけた研究としては、拙稿「仕置令の発見」(拙著『日本近世国家成立史の研究』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九四年)がある。なお、藤井讓治氏は藤木久志氏の『惣無事令』にかわつて拙稿が豊臣政権の統一政策として『仕置令』提起していると理解され、「令をもつて令に替えるものであり、豊臣政権としての一貫した令があるという観念になお呪縛されている」と批判された。拙稿において、惣無事令に対置すべき法令として仕置令を「提起」しているのではない。そもそも仕置令は、筆者の提起したものではなく、前掲の長い研究史をもつ法令である。拙稿においては、仕置令を織田政権以来の中核的な統一政策として位置づけるべきであることを主張したにすぎない。後述するように、天正十一年以来「置目」と表現され國分の後に執行される仕置令については、豊臣政権の重要な法令とみなすこと自体疑問である。
- (2) 下村信博『戦国・織豊期の徳政』(吉川弘文館、一九九六年)。
- (3) 加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」(『戦国期權力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)。
- (4) 前掲拙稿「仕置令の発見」。
- (5) 小早川隆景の伊予史配については、拙稿「伊予における近世の開幕」(拙著『日本中・近世移行期の地域構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九三年)を参照されたい。
- (6) (天正十三年)閏八月十四日付羽柴秀吉朱印状(『愛媛県史資料編 近世上』一六、愛媛県、一九八四年、以下『県資』と略記する)。
- (7) (天正十三年)閏八月十八日付羽柴秀吉朱印状(『県資』一一七)。
- (8) 『萩藩閥閱錄』一〇四一二。

- (9) 「村上文書（屋代島）」。
- (10) 『萩藩閥閱録』一一一（『県資』一一二）。
- (11) 毛利氏家臣玉木吉保の記した自叙伝「身自鏡」には、彼が三〇・三一歳の時（天正十四・十五年に相当）に伊予国で検地をおこなつたことが記されている。
- (12) 拙稿「豊臣国分と秀吉書札礼—小林清治氏の新著に学んで—」（拙著『日本近世国家成立史の研究』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九九年）。
- (13) 同氏「徳川家康の関東転封に関する諸問題」（『書陵部紀要』一四、一九六二年）。
- (14) 秀吉の奥羽仕置については、拙著『蒲生氏郷』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）を参照されたい。
- (15) 前掲渡辺「天正十八年の奥羽仕置令について」。
- (16) 近年、武家官位制については研究が盛んである。豊臣期に関しては、矢部健太郎「豊臣政権の支配秩序と朝廷」（吉川弘文館、二〇一二年）や木下聰編「豊臣期武家官宣案」（東京堂出版、二〇一七年）をあげたい。
- (17) 前掲矢部『豊臣政権の支配秩序と朝廷』参照。
- (18) 「大坂幕府」構想については、拙稿「徳川公儀の形成と挫折—新出小堀遠州書状を素材として—」（前掲拙著『天下統一論』）を参照されたい。
- (19) 井伊直政については、野田浩子『井伊直政一家康筆頭家臣への軌跡』（戎光祥出版、二〇一七年）参照。
- (20) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版、二〇一一年）参照。
- (21) 前掲拙著『蒲生氏郷』。
- (22) 註（20）と同じ。
- (23) 註（20）と同じ。
- (24) 天正二十年五月十八日付豊臣秀次宛秀吉朱印状（「前田家文書」）によると、聚楽第を中心に御土居の内部に営まれた条坊都市を「平安城」と呼んでいる。御土居の評価については、かつて鴨川の水害から京都を守る堤防となるなど評価は定まつていなかつたが、「羅城」とする見方は拙稿「終章—構造改革論—」（前掲拙著『天下統一論』、初出二〇一七年）で提示したが、中井均氏も同氏『秀吉と家臣団の城』（角川選書、二〇二一年）四〇頁で主張している。
- (25) 山本博文『参勤交代』（講談社現代新書、一九九八年）、丸山擁成『参勤交代』（吉川弘文館、二〇〇七年）など参照。
- (26) 藤本仁文「徳川将軍権力と参勤交代制」（前掲同氏『将軍権力と近世国家』、初出二〇一二年）。
- (27) 平井上総『長宗我部元親・盛親』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）参照。
- (28) 秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徵収について」（『論集 中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）。
- (29) 拙稿「海賊禁止令の成立過程」（前掲拙著『日本近世国家成立史の研究』、初出二〇〇〇年）。海賊禁止令については、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）第四章「海の平和＝海賊禁止令」を参照されたい。
- (30) 「太田家文書」（『和歌山市史』四、五八四号文書）。
- (31) これについては、前掲拙稿「豊臣政権と天皇制—九州国分から聚楽行幸へ—」を参照されたい。
- (32) 拙稿「小物成の成立過程—近世初頭の山支配を素材として—」（前掲拙著『日本近世国家成立史の研究』）を参照されたい。
- (33) この点からも、藤木氏が想定される豊臣政権が百姓の山野水論への武器行使を規制する喧嘩停止令を発令したとする見解には、与みすることはできない（前掲同氏『豊臣平和令と戦国社会』第二章）。また海賊禁止令や刀狩令のように、豊臣政権の重要な法令は何度も繰り返し発令されていることから、いまだに喧嘩停止令の原法度が発見されていないことも気にかかる。
- (34) 横田冬彦「近世的身分の成立」（朝尾直弘編『日本の近世』七、一九九二年）。
- (35) 前掲拙著『蒲生氏郷』。

### 三 関ヶ原の戦い

#### (二) 城請け取りの作法

慶長三年八月に秀吉は死去し、統一政権は足下から搖らぐことになる。

慶長五年九月に勃発した関ヶ原の戦いは、豊臣公儀の分裂が表面化したものであつて、天下人の遺児豊臣秀頼と実力者たる大老徳川家康との天下の実権をめぐる、あからさまな権力闘争ではなかつた。

したがつて戦後の論功行賞については、家康が秀吉すなわち天下人のよううに領知宛行状と領知目録で諸大名に対して領知を宛行うことはできなかつた。幼少の秀頼は、それまでに諸大名に領知宛行状や領知目録を發給しておらず、主従関係を築いていなかつた。

このようなことからも、大名配置については豊臣家唯一の大老としての立場から、家康が慶長五年十月段階で基本方針を確定し、翌年の一月から三月にかけて発表して、全国的な国替が始まつた。

論功行賞の決定に深く関与したのが、井伊直政を筆頭とし榎原康政や本多忠勝ら家康側近と藤堂高虎だつた。直政は、家康の筆頭重臣であり、康政や忠勝はそれに次ぐ地位にあつた。

これに対しても高虎は、伊予の板島と大津を領有するわずか八万石の大名でありながら、広く豊臣系の西国大名との親交があつた。家康が彼を頼つたのは、かつて豊臣秀長の筆頭重臣であり、依然として大和豊臣家の人脉を握っていたことによると推測する<sup>(1)</sup>。これに関連して抜粋するのは、(慶長五年)九月十六日付藤堂高虎宛黒田孝高書状の第五条から第七条である。

#### 史料②1 藤堂高虎宛黒田孝高書状 「高山公実錄」

（井伊直政）  
（黒田長政）  
（宇喜多秀家）  
（加藤清正）  
（徳川家康）

一、井兵少被仰談甲斐守ニ、備前中跡を被遣候様ニ御取成頼申候、  
一、加主計拙者事ハ今度切取候間、内府様以御取成を秀頼様 拝領仕候

様ニ井兵被仰談御肝煎頼存候、数年無御等閑者此節ニ候、  
一、甲斐守ニハ、兔角上方にて御知行被遣、拙者と別家内府様へ御奉公  
申様ニ御才覚頼申候、

第五条で、孝高が恩賞として子息長政に宇喜多秀家の旧領を求めている。第六条では加藤清正と九州で西軍の掃討戦を展開した孝高だが、大老家康の取り成しによつて秀頼から切り取つた諸国を拝領できるように（傍線部）井伊直政と相談して取り持つてほしいと依頼している。第七条では、長政にはとにかく上方（領国である豊前より東の諸国という意味か）で知行を遣わされたい。父子が別家して家康に奉公できるように才覚してほしいと頼んでいる。

ここで重要なのは、第六条に記されていることである。すなわち、正式に恩賞を差配する立場にあるのが秀頼であり、大老である家康が実務を担当していることがわかる。実際の決定に影響力があつたのは、直政と高虎だつたのである。当時の武将の認識は、関ヶ原の戦いは豊臣家内部の抗争であり、決して秀頼と家康との対決ではなかつた。公儀としての正統性は秀頼にあり、支配の実務を担当している実力者を家康とみていたのである。

これに対して、子息長政も独自に交渉していた。その内容については、「関原落居以後、井伊直政江黒田長政対談之時、御恩賞國ニ於ハ、一二伊予、二ニ筑前、三ニ豊前、望ニ奉存候」（『綿考輯錄』）と要求したという。親子で考えが違つていたことが判明するが、やはり井伊直政が窓口であつた。

ここで注目するのが、戦後の大規模国替に関連する二つの城請取である。第一が、土佐浦戸城（高知市）の請取のケースである。土佐国主長宗我部盛親は、関ヶ原の戦いで西軍に属し敗退した後、本国に帰還し戦闘態勢を整えた。しかし十一月中旬には上坂し、土佐一国の没収命令に服した。

これは、家康から堪忍分が保証されたと判断して故のことだつた。この決定に関しては、直政と高虎が関与していた。ところが、病身の直政にかわって浦戸城の請け取りに赴いた重臣鈴木重

好らは、「一両具足」衆を中心とする一揆の抵抗に直面した。その理由について平井上総氏は、次のように整理している。<sup>(2)</sup>

① 家臣内における好戦派と穩健派の対立。

② 土佐半国を盛親に残すように要求した。

③ 長宗我部氏が土佐を去ることにより「旧来から所持した在地における支配権」が否定される。

平井氏は、これらをふまえて長宗我部氏が改易となつた理由を、浦戸一揆の反抗に求めた。ここで、鈴木重好らが土佐に下つた理由に注目する。

それは改易という決定を受けて、城郭以下を請け取り、新国主山内氏に土

佐一国を引き渡すことについた。

改易大名長宗我部盛親から家臣団への書状が示されたにもかかわらず、浦戸城に籠もつた一両具足を中心とする彼らは、上使の指示に従わず抵抗したのである。これが、公儀に対する謀反と位置づけられたのであつた。ここで、浦戸一揆が鎮圧された後に、浦戸城を請け渡すために作成された目録を掲げる。

### 史料② 浦戸城請渡目録 「土佐国蠹簡集」七五五

浦戸城二而渡申注文

馬三疋

大小共

鉄炮八十張

石火矢九張

玉薬

しろめ玉

ゑんしやう

ゆわう

五千百斤

鎧百三十本

城米千石

一、味噌十石  
一、塩百俵

内

米五百拾六石  
同式壹百拾石

城守ニあり  
同つしきる矢倉ニ有

同式百七拾四石但糲ヲ米算用ニメ土居ノ藏ニアリ

合千石

味噌拾石  
同し

塩百俵

同じ城也

慶長五年十二月五日  
非有花押

久万次郎兵へ同  
山内三郎右衛門同

中ノ内兵庫同

松井武太夫殿

非有以下の長宗我部氏重臣が、井伊氏から派遣された重臣松井氏に宛てて提出した、城付武具・兵糧米（城米）以下の目録である。鉄炮や石火矢と大量の火薬と玉、火薬の原料である煙硝と硫黄が記されている。それに加えて、米・味噌・塩が相当量蓄えられていたことがわかる。米については、籠城の際に便利なように天守と櫓そして蔵にわけて備蓄されていた。

以上からは、長期間十分に戦えるストックがあつたということができるよう。これらが、長宗我部氏の家産ではなく、城付の武具・兵糧米として制度化されていたことは重要である。これらを井伊氏重臣に渡し、さらに新国主山内氏に渡したのである。

第二の城請け取りのケースが、上使として高虎が関与した大和郡山城である。城請け取りを担当した渡辺勘兵衛了の自伝『水庵記』には、次のように記されている。

「旦那（増田長盛）より為使高田遠江・山川半平參り異儀なく郡山を相

渡し、並に城付の諸道具ことゞく目録にて渡候得と申来候に付、前日より

其手はつ申談候」と記す。城主増田長盛からの開城を許可する書状を得て、浦戸城と同様に城郭を渡すに際して諸道具すなわち城付武具をはじめとする目録が作成されたことがわかる。

ところが、「大手・搦手のかき（鍵）高田遠江、次の日早天に請取、御奉行衆へ渡し、門々に奉行衆の者を被付城中の者共ハ出入もさせ不申候」と、「次第違」があつたことを記す。勘兵衛は城門の鍵を取り返し、請取の儀式を済ませ退城した。このように儀式を済ませ、最後に城門の鍵を上使に渡すのである。

城門を渡すという行為は、大坂冬の陣前に片桐且元が大坂を退城する際にもみられた<sup>(3)</sup>。おそらく、城門（具体的にはその鍵）は城主にかわつて家老クラスが管理するものであつたことがうかがわれる。

ここで、以上の二例から豊臣期の城請け取りの作法についてまとめたい。最高責任者としての家老が、城主からの城請け渡しの書状を受け取る→城付武具・兵糧米以下の目録を作成し、確認の上、上使に渡す→城門を渡して退城する。

以上からは、既に豊臣期において江戸時代にみられる城請け取りの作法の基本構造が確立していたことが判明する。天下統一戦を経て、全国的に仕置が強制され、大規模な城割を経て存置・新造された城郭は、それまでのよう個人別領主のものではなく「天下の城」と位置づけられたから、このような作法が成立したとみられる。かかる認識とそれにもとづく作法は、基本的に江戸時代に継承されてゆくのである。

## (二) 領地支配をめぐる大名間交渉

### 関ヶ原の戦いの論功

行賞においては、国内

の大名領の構成が大きく変化したため、城請

け取りばかりか、隣接する大名間で領内の統治体制に関する取り決

めをしなければならない場合があつた。その

基本は、豊臣政権が派遣した上使が指導しつつ該当の東軍大名同士で取り決めを作成し、

両者の合意のうえで所替・国替をおこなうと

いうものである。

これについては、伊予のケースを紹介したい。伊予一国は、文禄四年の秀次事件（文禄四年政変）の影響を受けて大名配置が大きく変化した<sup>(4)</sup>。その実態を表⑧として示す。

### 秀次事件の結果、池

名 前	居 城	石 高
池田 秀雄 (景雄)	国分山城主（今治市）、蔵入地不明。慶長2年没。後任大名は小川祐忠。 子息秀氏は宇摩・新居両郡内8千石を含む2万石を得る。	7 or 8万石
加藤 嘉明	松前城主（松前町）、4万石310余の蔵入地代官となる。関ヶ原の戦いで20万石、所領は東・中予に入り組む。寛永4年に会津若松に国替。	6万石
藤堂 高虎	板島城主（後の宇和島城、宇和島市）、6万5900石の蔵入地代官となる。関ヶ原の戦いで20万石。慶長13年に伊賀・伊勢に国替。	7万石
安国寺 恵瓊	居城不明。蔵入地不明。代官所湯築城で年貢差配か。天正13年に和気郡に2万3千石を、天正15年に九州国分への従軍と肥後国人一揆の鎮圧の恩賞として。伊予国内で6万国を得るともいわれる。（『廃絶録』など）。関ヶ原の戦いで西軍に属し改易。	6万石？
来島 通総	鹿島城主（松山市）、兄の得居通幸は3千石。蔵入地不明。慶長2年9月の鳴梁海戦で討死。関ヶ原の戦いの後、子息長親が豊後森（大分県玖珠町）に国替。	1.4万石 (兄弟で1.7万石)

表⑧ 秀次事件後の伊予における大名配置

田・加藤・藤堂の三大名が伊予に所領を得たのであるが、彼らと安国寺・来島の所領の合計は約二十九万石、加藤・藤堂両氏が管理した豊臣藏入地の合計は十万石である（表⑧による）。ただし安国寺領は確定できないので、あくまでも概算となる。伊予一国は約四十万石だったから、少なくとも十一万石以上の藏入地のなかに豊臣氏旗本衆の知行所が設定されていたとみられる。次に、現在知られているその一部を紹介する。

それが「九人衆」とよばれた真鍋貞成・戸田助左衛門・安見右近・戸田左衛門・山中織部・佐藤伝右衛門・戸田左太夫・田島兵助・武山太郎左衛門だつた。彼らは在京し、加藤・藤堂両氏から給分を得ていた<sup>(5)</sup>。

また秀吉の旗本である七手組に属した青木一重は、周布郡内の七ヶ村に四千二百七十四石余を領知していた。その内訳は、周布村二千二百三十九石余、三津屋村五百二十三石余、来見村百七十九石余、石之経村三百十四石余、千原村十八石余、中川村百十九石、石田村八百八十石余である<sup>(6)</sup>。このように、伊予一国は来島氏はもとより加藤氏や藤堂氏といった水軍大名が配置され朝鮮出兵の基地としての位置づけを与えられる一方、秀吉旗本衆を支える広大な藏入地が設定されたのだった。

関ヶ原の戦いの結果、東軍に属した藤堂高虎と加藤嘉明は、西軍に属した諸将を退去させ、一国を折半して領有することになった。この国割は家康の意志に添うものではあつたが、他国と同様に麾下の大名に領知宛行状や領知目録を発給することはできなかつた。

伊予の場合は、高虎と嘉明が相互に領地を決めて支配の原則を事細かく確認するが、これは実力行使によって実現したのではなく、豊臣政権が派遣した上使が関与した。関係史料を掲げよう。

史料<sup>(23)</sup> 慶長五年一二月二日付加藤喜明・藤堂高虎連署状「佐伯家文書」

（前文）五千九百石并越知郡之内四千五百石、合拾四万四百石者

藤堂佐渡守手前、久米郡・温泉郡・伊予郡・和氣郡・野間郡・浮

穴郡之内拾壱（万脱）四百石、并宇摩郡・新居郡内三万石、合拾四万四百石者加藤左馬助手前、右之外郡之絵図を以領智方何も令割府、別紙書給双方在之事、

一、風早郡・桑村郡・周布郡此三郡式ツ割、并越知郡之内新居郡之内兩郡之儀者算用三入相、互申談割之、且ツ其外水夫山林川成共二上中下組合式ツ割ニ被定闘取之上者、向後不可違変之事、

一、越知郡之内国符之城、風早郡之内來島両城并城下侍屋敷同城付之町之儀、何之郷組たりといふ共、不混村組ニツ割ニ申付事、  
一、闘取之上者、互之領分所ニ付、百姓・地下人等相互為奉公不可相抱事、

一、従他郷走來百姓不可抱置、自然抱置族於有之者、聞付次第致付届、急度可返付之事、

一、郡之百姓之儀、慶長五正月より走候百姓之儀互ノ領分ニ雖有候、前之在所へ還住堅可申付、右之月限以前ニ走百姓之儀者、可為寄破事、

一、在々相付山林并草刈場、牛馬はなし所、村々へあいつく井水、何も可為如前之事、

一、互之割符之外之島之儀於有之ハ、闘取之島へ如前々可相付事、

一、上下之舟之かけばの儀、互之領分何之島ニ成共、如在來可懸之事、

一、出作之儀、雖為互領分之内、是又如先々出作可仕候、自然出作を上申百姓於有之ハ、其村之為代官と急度如前々可申付事、

一、材木・薪之儀、互之領分之内たりと云共、如先々何の村々ニても無異儀売買可申付事、

一、海上獵場・獵銭之儀、可為如先規、山川手・獵銭之儀、是又可為同前事、

一、越智郡之内ひぎ島・へいち島之儀、双方相合之事、

以上

右之趣、御奉行衆被仰出、以筋目郡之二ツ割申談候上、何も双方為

後日御加判已來不可有違變者也、

慶長五年

十二月二日

加藤左馬助  
(嘉明)

茂勝  
(高虎)

藤堂佐渡守  
(嘉明)

冒頭の前欠の一ヶ条目からは、加藤氏の領地の実態について明らかになる。すなわち久米郡・温泉郡・伊予郡・和気郡・野間郡・浮穴郡と宇摩郡・新居郡内で三万石、合計十四万四百石が加藤領となつたのである。天正十五年九月に秀吉が福島正則に与えた領知朱印状によると、宇摩郡と新居郡の合計が約四万五千石となるから、約一万五千石が残る。

二ヶ条目では、風早郡・桑村郡・周布郡を折半することが記されている。比較的の作成時期の近い「慶安元年伊予国知行高郷村数帳」(村数帳と略記する)によると三郡の合計は約五万石であるから、約二万五千石ずつ折半することになる。一ヶ条目によると、約三万八千石(村数帳)の越智郡内に四千五百石の藤堂領が存在したことになるから、残り約三万三千五百石となり、折半すると約一万七千石ずつである。

ここで注目したいのは、配分原則である。まず從来の所領に蔵入地を加えたことである。伊予においては、豊臣蔵入地が関ヶ原の戦いの恩賞として否定されたのである。

藤堂領は宇和郡七万石と蔵入地の設定された宇和郡と喜多郡など六万五千九百石の合計十三万五千九百石を所領とする。それに越智郡で四千五百石を加えて十四万四百石としている。

加藤領は久米郡・温泉郡・伊予郡・和氣郡・野間郡・浮穴郡で

十一万四百石とあるから、これが旧領と蔵入地の合計であろう。それに宇摩・新居両郡で三万石を加えることで十四万四百石としている。

そして残りの風早郡・桑村郡・周布郡は折半、そのほかの郡すなわち越

智郡と宇摩・新居両郡についても、残りの石高を折半という原則が看取される。要するに、双方を二十万石ずつにするために、領地の実態は無視して机上計算をおこなつたのである。

以上から、加藤領については久米郡・温泉郡・伊予郡・和気郡・野間郡・浮穴郡と宇摩郡・新居郡の十四万四百石に、風早郡・桑村郡・周布郡内の約二万五千石と越智郡内の約一万七千石そして宇摩郡と新居郡の約七千五百石を合計すれば、約二十万石になる。

藤堂領も同様に、宇和郡と喜多郡など六万五千九百石の合計十三万五千九百石に越智郡で四千五百石を加えた十四万四百石に、風早郡・桑村郡・周布郡内の約二万五千石と越智郡内の約一万七千石そして宇摩郡と新居郡の約七千五百石を合計すれば、約二十万石になる。

如上のようない実態を無視して機械的に領地を配分をしたため、加藤・藤堂両氏の所領は複雑に入り組み、しかも慶長の役の陣中で戦功をめぐって対立して以来、二人が犬猿の仲であつたことから、所領の境目には多くの監視用の支城が配置された。

三ヶ条目では、越智郡の国分山城と来島両城との武家地や町人地については、折半することが決められている。これによつて、高虎が国分山城を、嘉明が城下町の拝志を領有することになった。

ここで注目したいのが、四ヶ条目から六ヶ条目までである。問題になつているのが、武家奉公人と百姓である。第四条では、他領の百姓を奉公人として抱えることを禁じ、五ヶ条目では他領からの走り百姓を抱えることを禁じ帰村させること、六ヶ条目では慶長五年正月以降に逃亡した百姓は還住を命じるが、それ以前については免ずることを規定している。これらは、先述の慶長三年国替令の原則をふまえている。百姓については、土地緊縛が原則なのである。

この法度と密接に関係しセットで発給されたのが、同日すなわち慶長五年十一月二日付の藤堂高虎法度(嘉明)である。たとえば、その第七条は「一、  
(加藤嘉明)  
加左馬・我等かへ分、境目百姓出入、諸事置目等、別紙ニ法度書在之儀

二候条、任其旨諸事さいはん可申付事」というもので、「別紙」とは史料<sup>(23)</sup>をさし、とりわけその四・五ヶ条目を意識した規定とみることができる。七ヶ条目からは、領域を超える権益についてである。七ヶ条目は、山林・草刈場・牛馬放場などの共有地と用水については、従来通り双方が利用すること。八ヶ条目では、領分に關係なく、これまで通り船舶を係留してよい。九ヶ条目では、出作は従来通り。十ヶ条目では、材木や薪についても従来通り売買できる。十一ヶ条目では、越智郡の比岐島と平市島は共有とする。最後に「右之趣、御奉行衆被仰出」（傍線部）と記されていることから、以上の法度については豊臣政権の上使による指示とみることができる。この時期に高虎は在国であるから、指示を受けて嘉明と共に史料<sup>(23)</sup>や先述の同日付法度を作成して領内の村方に発給し、所領の請け取りをおこなつたのだろう。これは、加藤領においても同様だったと思われる。

以上、織豊期における国替と領知権について検討してきた。小括してみたい。

信長から秀吉にかけての天下統一戦を通じて、国家構造は大きく変質を遂げた。在地領主制を基盤とする戦国大名領国制は、信長・秀吉の天下統一事業によって否定された。天下人による占領後の仕置によって領地・領民・城郭が収公され、それらが領知権として石高で表示されることになる。天下人はその実力を天から天命によって認められ、日本六十余州の統治権を預けられた者である。天下人は、諸大名に対して、その器量に応じて石高で領知権を預けた。戦国大名は、信長・秀吉の前に対戦して滅亡するか、講和して領知を預かるかの選択を迫られた。臣従した場合は、多くの大名が所替や国替を命じられて本領を失うことになった。

ただし長宗我部氏や毛利氏などのように、領地削減のうえ本領が認められたケースも少なくなかつたが、前者が岡豊城（高知県南国市）から大高坂城（後の高知城）さらには浦戸城へ、後者が吉田郡山城（広島県安芸高田市）から広島城へと本城を移し、実質的に所替処分を受けたとみるべきだろう。

以後、本格的に国替がおこなわれるようになつたのである。信長段階から、関係大名同士が直接城郭の請け渡しと請け取りをおこなうことは許されなかつた。必ず政権から上使が派遣され、旧大名側が城郭と城付の兵糧米・武具などに関する目録を作成して上使に渡し、彼らがそれを確認した後に新大名に渡した。

以上からは、豊臣期において国替制度は成立していたことが判明する。その前提としては、近世領知制が成立していたことを意味する。秀吉政権のもと、石高で示された領知宛行状と領知目録がセットで諸大名に下付されるシステムが誕生していたのである。

### （三）預治思想と国替制度

ここで問題としたいのは、江戸時代の国替のように絵図・帳簿類といった領内支配に関わる統治データの、上使を介した大名間における請け渡しがあつたのかについてである。ここで長慶三年の国替令（史料<sup>(20)</sup>）の後段に記された「但、當時田畠を相拘、年貢令沙汰検地帳面之百姓ニ相究モノハ、一切召連間敷候也」に注目したい。

このような文言は、同年正月の蒲生秀行（会津若松→宇都宮）・上杉景勝（越後春日山→会津若松）に対する国替令、同年四月の堀秀治（越前北之庄→春日山）・溝口秀勝（加賀大聖寺→越後新発田）・村上頼勝（加賀小松→越後村上）に対する国替令にも含まれたとみられている<sup>(8)</sup>。

国替によって百姓が領主と共に移動するかどうかについては、検地帳に記載されている百姓か否かが問題になることが記されていることから、上使の仲介によって検地帳をはじめとする関係帳簿類については、請け渡しがあつたとみるのが自然ではなかろうか。

ただし、織豊期においてそれが確認できる史料は、管見の限りではあるがみあたらない。また上杉氏の会津への国替のように、勝手に年貢を収納して国替したため、たちまち入国した新大名の家中が困窮するということ

もあつた。

したがつて、上使として派遣された幕府代官が収納関係の絵図・帳簿を請け取り精査し、内容を了解したうえで国替がおこなわれた江戸時代とは、段階を異にしたとみられる。そこには、関係大名間の力関係などがものをいう制度的な限界もあつたと推測される。

近世城郭は、城主大名の持ち物ではなかつた。武家官位を与えられ官職をもつた大名が公儀の官僚として、天下人秀吉のもと領国の統治を任せられることになつた。近世国家とは、政権や諸大名が発令する法と国家的官僚制による支配を前提とすることになる。

先述したように、長きにわたつて戦国大名の自力救済行為を否定する「惣無事令」を豊臣政権が押しつけることで天下統一が実現し、江戸幕府がそれを継承することで「天下泰平」が実現するとみられてきた。

現在、「惣無事令」の存在は疑問視されており、実際に確認できるのは、天下人が強制した停戦令のみである。敵対する大名同士が一時的な停戦を実現するがあつても、その延長線上に長期に及ぶ泰平が訪れるとは考えられない。両者には、質的、段階的な差異があるからである。

天下統一戦に伴い、仕置が全国的に執行される。秀吉の意図は、武力で諸大名を従えるということを前提にしつつも、仕置令の全国的な強制に重点が置かれた。したがつて、天正十九年における奥羽再仕置の終了と秀吉による諸大名からの郡絵図・御前帳の徵収によつて天下統一が実現したとみるのが、その本質をとらえた理解といえよう。

しかし、秀吉の死とともに天下人が不在になり、唯一の大老徳川家康と石田三成などの秀吉側近の官僚層との対立によつて、統一国家が分裂したのである。ただし、関ヶ原の戦いの戦後処理においても、家康の意志のみが反映されたのではなかつた。

この点について藤井讓治氏は、「恩賞の領国決定にさいして家康の意向を前提としつつも、『拝領』する側の意向・承諾を経たうえでなされていいること、「のちの徳川将軍が手にした下位者に対し圧倒的優位な領知宛行権

がこの段階ではなお確立していない」ことを指摘している<sup>(9)</sup>。

この段階では、藤堂高虎のように豊臣家にも近く、豊臣系の諸大名の意向を家康に取り次ぐことができる存在があり、それを利用したからと考える。高虎らの意見具申による仲介・調整によつて、戦後処理を無理なく促進することができたのだった。

信長が諸国に執行した仕置は、中世在地領主制を克服し、新たな国家を誕生させる原動力になつた。秀吉は、それを「置目」すなわち法令として短期間で全国に拡大して強制した。その意味で、近世を開拓したのは信長だつたといえよう。

ここで重要なのは、施策を支えた思想である。それについて従来は、「天下（道）思想」という表現を採用してきた。秀吉も含めて「天」「天下」「天道」という表現を多用するようになつたことに着目したものである<sup>(10)</sup>。ただし、それは天下人たちの思想の本質を表現するものではなかつた。

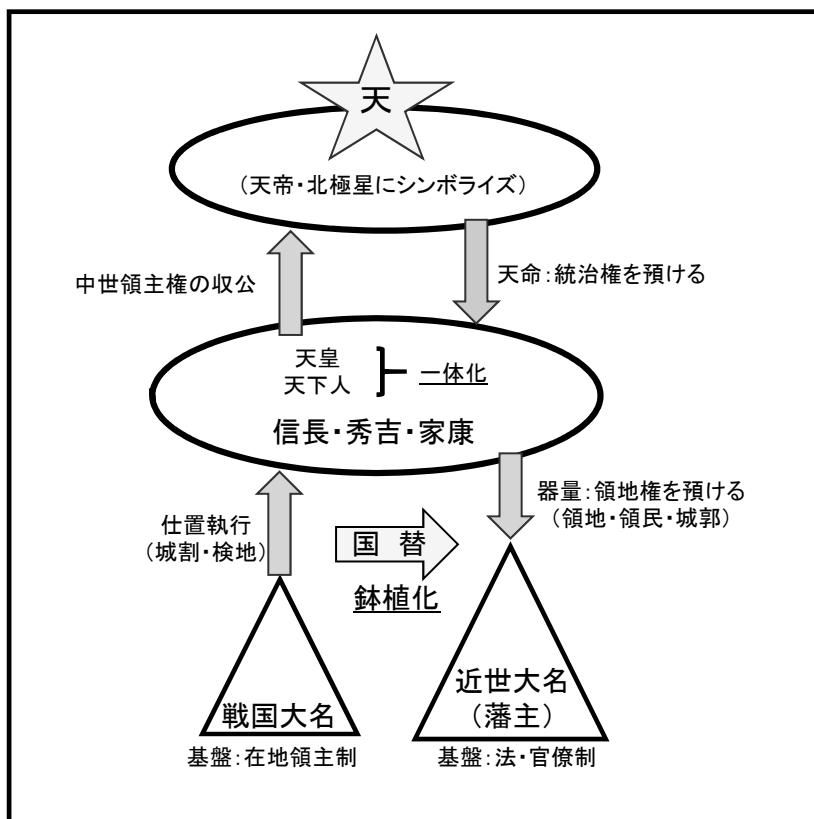
彼ら天下人は、將軍家や守護家の当主や有力一族に出自をもたなかつたことから、当初はその権威を利用しようとしたが、最終的に自らを「天」すなわち宇宙の創造主たる天帝あるいは上帝から天命によつて「天下」を預けられた権力者として位置づけ、支配の正統性を主張した。すなわち、中国の伝統的な天命思想を下敷きにしたものだつた。

天下人とは、中世国家のようないくつかの統治権を血脉や家職として保持しているのではなく（権門体制）、天から天命によつて統治権を預けられた超越者（中国の場合は皇帝）だつたのである。新たな国家の理念は、天下人がその器量に応じて諸大名に領知権を預け、各家臣団が法と官僚制によつて諸国を統治するというもので、近世史の研究史上は「預治思想」とよばれてきた<sup>(11)</sup>。その構造を図示すると図①のようになる。

預治思想の淵源は、信長にみいだすことができる。預治思想を継承した秀吉が関白に任官することで、國家の構造改革に根拠を与えた。古代律令国家に由来する官職制度を導入することで、権威秩序ばかりか国家的な官僚制を導入する糸口をつかんだのだ。これは同時に、伝統的な東アジア国

家秩序を意識したものでもあった。

預治思想を根幹とする新国家は、絵図と帳簿類に記された統治データにもとづく官僚支配を前提とした。諸大名は、天下人との主従制が前提ではあつたが、国家から統治権を預かった公家集団として法徳主義にもとづく官僚支配を志向したのである。預治思想が、新たな国づくりの正統性を保証する機能を發揮したことにより、大きな歴史的意義を認めることができる。



図① 預治思想による近世国家の創出過程

#### 註

- (1) 拙著『江戸時代の設計者』（講談社現代新書、二〇〇七年）・『藤堂高虎論』（培文房、二〇一八年）を参照されたい。
- (2) 平井上総「関ヶ原合戦と土佐長宗我部氏の改易」（『日本歴史』七一八、二〇〇八年）。
- (3) 「大坂一乱条々」（片桐文書）には、退城に際して且元は「たまつくり口の大門、あを屋口（青筋）の大門、裏てすちかねの門、水之手のうつみ門、御城玄関之前之門、已上五ヶ所」を渡したと記されている。
- (4) 拙稿「文禄四年政変と近江佐和山城」（前掲拙著『天下統一論』）を参照されたい。
- (5) 伊予に配置された「九人衆」をはじめとする豊臣旗本衆については、前掲拙稿「文禄四年政変と近江佐和山城」や拙稿「藩誕生期の地方巧者—伊予松山藩足立重信」（前掲拙著『藤堂高虎論』）を参照されたい。
- (6) 青木一重については、註(5)を参照されたい。
- (7) 「山本泉氏所蔵文書」（三重県史 資料編中世二）〔二〇〇五年〕第一部一四〇一二号文書）。
- (8) 慶長三年の国替令については、平井上総「豊臣政権の国替令をめぐって」（『日本歴史』七七五、二〇一二年）を参照されたい。
- (9) 藤井讓治「家康期の領知宛行制」（同氏前掲『徳川將軍家領知宛行制の研究』）。
- (10) 高木庸太郎「織田政権における『天下』について」（『院生論集（名古屋大学文学研究科）』九、一九八〇年）など参照。
- (11) 預治思想については、深谷克己『深谷克己近世史論集 第二巻 儂武の政治文化』（校倉書房、二〇〇九年）、拙著『藩とは何か』（中公新書、二〇一九年）を参照されたい。
- (12) 拙著『天下統二』（中公新書、二〇一四年）、前掲拙著『藩とは何か』。

## 四 江戸時代初期の国替

### (二) 慶長十三年国替令

慶長八年（一六〇三）二月に將軍に任官した家康は、全国的な統治データを独自に収集することを開始した。その嚆矢が、慶長十年の国絵図・御前帳（郷帳）の調進だった。これは、慶長九年に伏見城にあつた家康が諸大名に対して命令したものである。

川村博忠氏は、周防・長門分国絵図の裏面にはそれぞれ「京進」と記されていることに注目し、秀吉のように天皇への献納のかたちを踏襲した可能性を指摘している。すなわち、「国絵図・郷帳各三通の調進要請は禁中献納用と江戸・伏見両城での保管用」ではないかというのである。<sup>(1)</sup>

家康も、当初は豊臣政権の政庁であつた伏見城を再建して、そこで政務を執り体制の根幹については継承しようとしたから、天下人の立場から、天皇への調進という名目で、あらためて国絵図と郷帳を収集しようとしたのだった。しかし、その対象地域は全国には及ばず、豊臣大名が蟠踞する西国だったことが川村氏によつて指摘されている。

現存する慶長十年国絵図は、正本は現存しない。慶長国絵図の控・写本等で現存しているのは十一ヶ国（和泉・摂津・越前・備前・周防・長門・阿波・筑前・豊後・肥前・肥後）一島（小豆島）分で、西日本に限られてゐる。なお、伊勢国絵図の部分的な写といわれる「桑名御領分村絵図」（本多隆将氏所蔵・三河武士のやかた家康館寄託）が伝わる（『三重県史 資料編近世』付録）。

実際に、関ヶ原の戦いの結果、家康の家臣すなわち譜代大名については京都以西に配置することができなかつた。戦闘でめざましい成果を上げたのは、福島正則ら豊臣大名だったからである。したがつて、豊臣秀頼の所領である摂津や和泉も例外とすることなく国絵図を提出させたことの意義は認められる。

国絵図や御前帳の調進も、西国大名から試みたと思われるが、家康はこのままの大名配置では正確な統治データを短期間で収集することは困難であることを悟つた。機会を捉えて豊臣大名の改易や国替を画策し、そのあとに一門・譜代大名を配置することによって、西国に徳川勢力を扶植することをめざしたのは、このこととも関係する。

ここで、あらためて国替に注目することの意義についてふれておきたい。織豊政権は、天下統一戦を通じて諸

大名に対する主従制を確立するのと同時に、仕置の執行を介して絵図や検地帳をはじめとする統治に関わる重要データを収集した。

しかし関ヶ原の戦いの後に成立した徳川政権は、それができなかつた。大坂の陣にしても、豊臣家に加担する大名家がなかつたためである。したがつて、家康以降の天下人（政権担当者の意味、大御所の場合もある）は、改易や国替を盛んにおこなつた。徳川政権にとって、改易・国替が天下統一戦に相当したのである。

政権の初期においては、改易に伴う国替が多かつた。ちなみに、江戸時代における大名の改易は一二五件確認されており、その半数以上があつた徳川綱吉までの改易に関するデータを表⑨として掲げたい。<sup>(2)</sup>

江戸時代を通じて二〇〇を超える大家（将軍徳川家綱が全大名に領

將軍名	家門	譜代	外様	合計	改易年次
徳川家康	1	—	—	1	慶長8
徳川秀忠	2	16	37	55	慶長12～元和9
徳川家光	2	16	39	57	元和9～慶安4
徳川家綱	1	10	15	26	慶安4～延宝8
徳川綱吉	6	22	17	45	延宝8～宝永6
合計	12	64	108	184	
全期間	15	89	121	225	

表⑨ 徳川綱吉までの改易件数

知宛行状と領知目録を渡した寛文四年—寛文印知—の時点では約二百四十家)が存続したが、改易大名の総数もそれに近いことがわかる。つまり開幕当初の慶長八年の大名配置と比較すると、総入れ替えレベルといつてよいほどの改変があつたことがわかる。

改易・国替を通じて、事実上の再統一がなされたといつてよいだろう。しかも、江戸時代前半で相当数の大名家が改易されたということは、これによつて近世領知制が整備されたことを物語つてゐる。後述するように、新たに入国した大名によつて検地がおこなわれ絵図や帳簿類が作成されたり、それらが幕府に調進されたりしたからである。すなわち近世領知権の確立に、国替が重要な役割を果たしたのだ。

従来の研究においては、天下統一が事実上二回おこなわれたことが看過されてきたのである<sup>(3)</sup>。一度目は信長の路線を継承した秀吉が奥羽再仕置終了の後に郡絵図・御前帳の調進を命じた天正十九年、二度目は家康以来の諸大名に対する統一的な領知宛行体制が全国的に完成した、家綱による寛文四年の寛文印知ということになる。

改易と国替において画期とするべきは、関ヶ原の戦いを前提としつつ、幕府政治が開始されてからは、①慶長十三年、②大坂の陣、③元和五年（一六一九）、④寛永四年（一六二七）、⑤寛永九年とみることができ、家康と秀忠の治世期に集中していることがわかる。以下、①～⑤についてふれてゆきたい。

①については、この頃盛んにおこなわれた公儀（天下）普請に関するデータを表⑩として掲げたい。家康は、豊臣家と関係諸大名を監視する大坂包囲網形成のために大規模に公儀普請をおこなつた<sup>(4)</sup>。それに関連して、豊臣方諸大名の改易を強行し、かわつて腹心の大名を国替させた。

表からは、改易・国替の第一の画期が慶長十三年であることがわかる。慶長十三年六月、奈良奉行中坊秀祐の提訴を受けた家康の裁定によつて、伊賀国主筒井定次は改易される。その際、彦根藩主井伊直継（後に分藩したため、正式には歴代藩主に含まない）と伊勢桑名藩主本多忠勝、美濃加

年	配属大名	格	旧 城	新 城	備 考
5	池田輝政	外様	三河吉田	播磨姫路	14年竣工、同時期に自領内の明石城・高砂城・赤穂城・備前下津井城を改修して東瀬戸内海を監視
6	戸田一西	譜代	武藏鯨井	近江膳所	近江大津城に入城後、6年から助役普請
	奥平信昌	譜代	上野小幡	美濃加納	7年から10年まで、助役普請、岐阜城などの建造物を移築
	井伊直政	譜代	上野高崎	近江彦根	近江佐和山城に入城後、9年から11年頃まで、天下普請、大津城や佐和山城などの建造物を移築
	—	—	二条		6年から11年まで、天下普請、板倉勝重と中井正清が関与
11	内藤信成	譜代	駿府	近江長浜	廢城を再建、北国方面の監視
12	—	—	伏見		6年から11年まで、天下普請、中井正清が関与、12年から松平定勝が在番
	徳川義直	家門	甲府	名古屋	松平忠吉の遺領を継ぐ。尾張清須城に入城後、15年から17年まで、天下普請、清須城などの建造物を移築
13	松平康重	家門	常陸笠間	丹波篠山	丹波八上城に入城後、14年から公儀普請、八上城などから建造物・石材を移す、山陰方面的監視
	藤堂高虎	譜代系外様	伊予今治	伊賀上野	16年から改修、今治城などの建造物を移築
	藤堂高虎	同上	伊予今治	伊勢津	16年から改修、今治城などの建造物を移築
	藤堂高吉	同上	伊予塩泉	伊予今治	同国甘崎城の須知氏とともに福島正則を監視
14	岡部長盛	譜代	下野山崎	丹波龜山	15年に改修、天下普請、今治城天守を移築、山陰方面的監視
	脇坂安治	譜代系外様	淡路洲本	伊予大津	加増のうえ国替。天守をはじめとする本丸建造物群は、洲本城から移築した可能性大（規模・配置が同じ）
15	松平忠明	家門	三河作手	伊勢亀山	改修
	池田忠雄	譜代系外様	—	淡路岩屋	新規築城、明石海峡の監視
18	池田忠雄	同上	淡路岩屋	淡路由良	岩屋城を廃し、新規築城、紀淡海峡の監視
19	藤堂高虎（預地）	同上	—	伊予板島	藤堂良勝を派遣して在番、大坂の陣に備えて改修、九州大名の監視

表⑩ 大坂包囲網の形成（年は転封年次、年号は慶長、○藤堂高虎関与）

納藩主菅沼忠政が上使となり、同年七月八日には伊賀に入国し、十日に上野城を請け取つた。本多・菅沼両氏は関係業務を済ませて二十日に帰国したが、井伊氏は十一月まで在番して、新藩主藤堂高虎に引き渡した。その間、伊賀一国は幕府預地となつてゐた。

このように慶長十三年段階で、国替の際には幕府上使が派遣されたこと、彼らは旧藩主から城郭を請け取り、在番した後に新藩主に引き渡したことがわかる。同年八月二十四日、高虎は駿府の家康に呼び出され、国替を命じられる。十一月十五日付で高虎は家康から次の御内書様式の領知宛行状を得た。

史料②4 慶長一三年一一月十五日付藤堂高虎宛徳川家康領知宛行状 『宗国史』

知行分事、伊賀国一円拾万五百四十石、伊勢国安濃郡并一志郡内拾万四百石余、伊予国越知郡之内式万石、都合式拾式万九百五拾石余宛行訖、全可領知者也、

慶長十三年十一月十五日 (花押)

藤堂和泉守とのへ

ここでは、後の領知宛行状とは異なる部分を指摘したい。まず、「目録在別紙」の文言がみえないし領知目録は伝存しないから、発給されなかつたのだろう。また後の十万石クラスの書止文言「仍而如件」が用いられず薄札である。

この段階で、幕府は領知目録を作成できなかつたと考える。なぜなら、入国した高虎すら伊賀に関する統治データをもつていなかつたからである。高虎は直継から城郭を請け取つたのであるが、検地帳以下の統治に必要な諸帳簿の受け渡しはおこなわれておらず、自ら探すことになった。

これについて『高山公実録』は「言行録」を引いて、「(筒井) 定次家中

の族上下俱に退散し、国式の旧記・古法の証文などなく繫持、外国に幽居して其行方を不知、依之地下の目録・取帳・旧記等の有駄なるも嫌疑有て決定しがたし」と記している。改易に伴い、筒井氏家臣団が崩壊して収納関係帳簿が散逸したというのである。

高虎は百姓に尋ねるが埒明かず困つてゐたが、定次の旧臣で中西伊予の従者という門地加右衛門がこれを聞きつけて、「諸記悉く所持し来て役人中へ宛たり、依之御國の作法明細に埒明たり」ということで落着したようだ。

慶長十三年には、丹波八上藩主の前田勝茂が重臣尾池氏殺害の科で改易され、それにかわつて常陸笠間から松平康重が国替する。次に、それに関係する幕府から布達された慶長十三年国替令を掲げたい。

史料②5 慶長十三年九月二十五日安藤重信宛国替令 『徳川禁令考』

就今度御国替御法度之条々

- 一、侍共之儀ハ、壱人も不残可令供事、
- 一、新参之中間・小者ハ落付之所迄令供、其上ハ其身可任存分事、
- 一、百姓共 御国替以前令欠落ハ可為曲事之事、
- 一、種借之儀、金銀米錢返済すへき事、
- 一、此以前年貢未進、自今以後不可納所事、

- 一、夫伝馬道之儀、前々御国替之時之如くたるへき事、

(中略)

一、年季并年貢等にむけおく男女之事、本米本錢済せしめは本主江可

相返事、

- 一、笠間領内国替之人、明家ニ成上、家かまい (構) 以下不可破事、
- 右、所被相定也、依而下知如件、

慶長十三年九月廿五日

土井大炊頭(利勝)  
安藤対馬守(重信)

前掲の慶長三年令（史料⑮）にみられた侍の新領への移動命令は類似している。ただし新参の中間・小者については、新領地まで供奉した後にそのまま仕えるのかどうするのかについては、自らの判断に任せることを規定している。これは、慶長三年は朝鮮出兵中であり、同十三年は関ヶ原の戦い後八年も経っているという、政権を取り巻く状況の差に根ざすものと判断される。

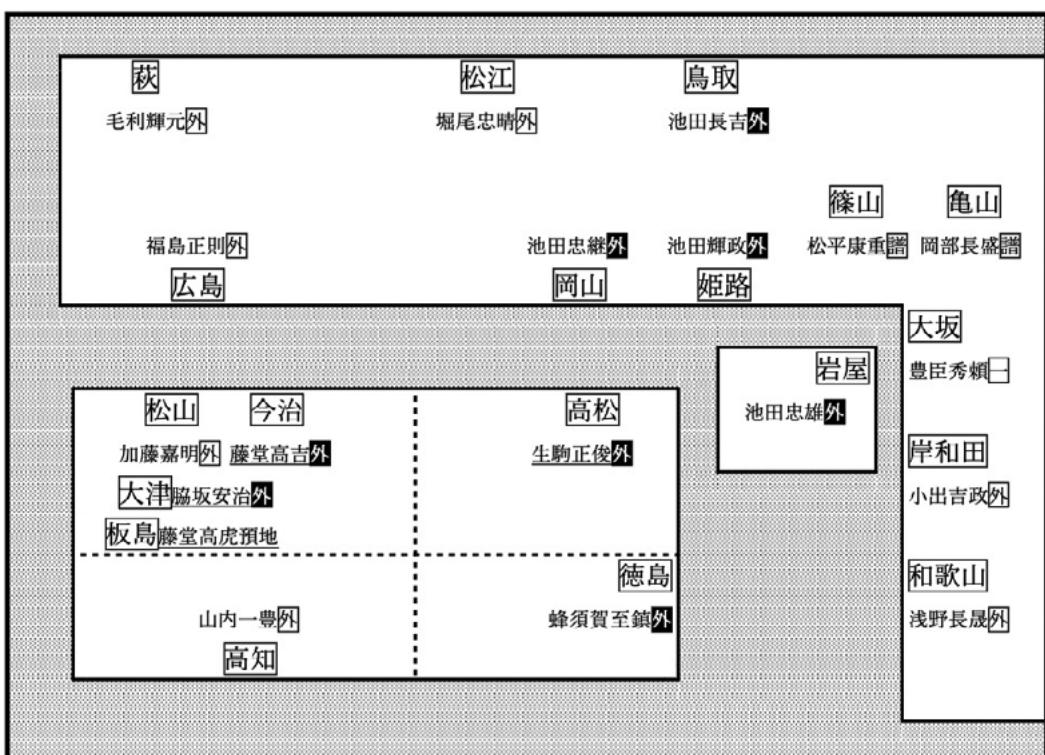
第四条には、大名が国替しても貸し出した種糲については返済することが命じられている。第五条で未進年貢については免除される、つまり事實上の徳政がおこなわれるにもかかわらずである。これについては、種糲の貸借関係は地域の再生産のために機能する公的なものであるため、返弁が強制されるという解釈が提出されている<sup>(5)</sup>。

また、最後の一つ書きである第十条に、国替に際して笠間城下町において武家屋敷が明き家になつたとしても、それを破却することを禁じている。武家屋敷については、城郭と同様に住人の有無に関係なく維持されねばならなかつたからであろう。

公儀普請の段階において特徴的なのは、本来「天下の城」であるはずの城郭の天守以下の建造物が国を越えて移築されていることである。早いのが、彦根城のケースである。天守は近江大津城の天守、天秤櫓は近江長浜城の大手門、石垣は近江佐和山城といわれている。この場合は、いずれも城割の対象となつた城郭、あるいは廃城となつた城郭からの移築であつて問題はないのだろう。

これは、伊予大津城への淡路洲本城からの天守以下の移築とも同様である<sup>(6)</sup>。大坂城と一体になつて機能していた洲本城を豊臣方勢力が占拠することを恐れたためであろう。洲本城は、一旦は廃城となつて池田忠雄が淡路岩屋に拠点を移した。

この段階において、父親の姫路藩主池田輝政が、自領内に一斉に明石城・高砂城・赤穂城・備前下津井城を改修して、東瀬戸内海の監視網をつくつており、岩屋築城もその一環とみられる。もちろんこれは、西国の豊臣大



図②慶長年間（大坂の陣直前）の中・四国主要大名配置図（下線は高虎人脈、□は一門、○は譜代、  
外は外様、外は譜代系外様）

名の動向を見張るためのものである。

ところが、高虎の伊予今治城の天守や城門の移築は、明らかに原則に抵触する。今治城は、高虎の国替後も養子高吉が二万石の今治藩主として残つたからである。自家の所有物であるから、領内移動は問題ないと判断によるのだろうか。

天守については、当初は伊賀上野城のそれにしようとしていたようだが、家康の意向を汲んだ高虎が慶長十五年閏二月に丹波亀山城に献上しており、詳細な目録も残っている（『馬淵八十兵衛藏書』（『高山公実録』所収）。おそらく今治城のケースは、公儀普請の場合の移築は例外だったと推測される。

それでは、図②として慶長年間（大坂の陣直前）の中・四国的主要大名配置図掲げたい。

徳川氏にとつて、最前線の状況を示している。この段階では、徳川系の大名は池田氏が東瀬戸内海を、生駒氏も含む高虎関係者が西瀬戸内を監視していたことがわかる。

池田輝政は、文禄三年十二月に、秀吉の仲介によって家康息女督姫（元北条氏直正室）と再婚しているから、実質的に譜代大名といつてよいだろう。高松城の生駒正俊の正室は、高虎養女だった。板島城については、慶長十八年十月に藩主富田信高が改易となつて、前城主高虎が預かり、重臣藤堂良勝を派遣して九州の豊臣大名を監視した。

藤野保氏は、堀親良（秀政次男）、堀直重（直政三男）、細川興元（藤孝次男）を取り上げて「かつて外様大名ないしその子弟で、新たに徳川氏に帰属し万石以上の所領を与えられたものは、准譜代大名」とみるべきであると指摘している<sup>(7)</sup>。妥当な指摘である。あわせて藤堂氏のような家康と特別な関係を築いた大名を、他の外様大名と同質の存在とみてきた従来の研究を鑑みると、外様大名概念については再検討の余地がある。

そこで筆者は、藤野氏の指摘をふまえつつ、将軍家から正室を迎えた大名、あるいは高虎のような存在も含めて、仮に譜代系外様と表現する。な

お正室については、家康や秀忠の養女も含むものとする。養女については、諸大名家では將軍家息女と同様に待遇されたからである。このような関係を築くことで、諸大名は將軍家から様々な援助や情報が得られた。

大坂夏の陣の論功行賞を画期として、天下人によつて領知宛行状と領知目録がセット発給されるようになった。將軍秀忠が発給したものであるが、現在は井伊直孝宛の元和元年霜月一日付のものと<sup>(8)</sup> 藤堂高虎宛元和元年十二月十五日付のものが確認されるが、これらは形式上の違いはない。ここでは、江戸城で秀忠から高虎に与えられたものを示したい。

### 史料⑯ 元和元年一二月一五日付藤堂高虎宛徳川秀忠領知宛行状 『宗国史』 上巻

於今度大坂表五月六日合戦之刻、抽軍忠勵戦功無比類勵尤神妙之至也、因茲為其賞五万石宛行之訖、并本知式拾式万九百五十石都合式拾七万九百五十石余目録在別紙事無相違可令 全知行者也、

元和元年十二月十五日 （花押）

藤堂和泉守とのへ

### 史料⑰ 元和元年一二月一五日付藤堂高虎宛徳川秀忠知行目録 『宗国史』 上巻

#### 知行分目録

	伊賀国
一、拾万五百四十石	
一、七万石	
一、参万六千五百七拾三石	同国一志郡
一、壹万八千五百八拾式石	同国安芸郡
一、弐万四千四百八石	同国鈴鹿郡
一、八百四拾七石	同国三重郡内

## 一、貳万石

都合貳拾七万九百五十石

元和元年十二月十五日（黒印）  
（徳川秀忠）

同<sub>伊子</sub>国越智郡

藤堂和泉守とのへ

資料<sup>26</sup>に記されている「因茲為其賞五万石宛行之訖」（傍線部）は、同年五月付で家康から「知行之目録」（『高山公実録』）として預けられた五万石に相当する。藤井讓治氏は、井伊直孝もまったく同様な黒印状を与えられていることから、「秀忠の領知朱印状（藤井氏は黒印状も含めて朱印状と表現する、註藤田）にある五万石と家康の五万石とは同じものであることは明らかである。とすれば、秀忠の領知朱印状は、家康のそれを追認したに過ぎず、豊臣政權滅亡したこの段階を迎えて、領知宛行権は、將軍秀忠のもとにはなく、大御所家康によつて掌握されていた」<sup>(9)</sup>とみる。これに關して興味深いのは、論功行賞を受けた諸大名が將軍秀忠だけではなく大御所家康にも進物を献上したことである。『本光國師日記』から、以心崇伝の情報をまとめると表⑪のようになる。

井伊氏と藤堂氏はそれぞれ五万石の加増を受けたことに對する礼物であり、蜂須賀氏は松平姓の下賜と淡路国の加増に對するそれである。崇伝は、加増に對しては諸大名が蜂須賀氏程度の礼物を献上したとの情報をつかんでいる。浅野氏のケースについては、「縁辺の儀被仰出候条、左様之下心」と、すなわち家康三女振姫輿入れに對する礼物として認識している。

おそらく井伊氏や藤堂氏に對するように、他の加増を受けた諸大名も秀忠からの領知宛行状と領知目録がセット発給されたのであろうが、同額の礼物を大御所家康にも届けていることが興味深い。この時点で領知宛行権を秀忠が独占していたのではないことを物語ついている。これについて、藤井氏は基本的に家康が終生それを掌握しており、「領知宛行権が追認・安堵といった限定的ではあれ秀忠に認められていた」<sup>(10)</sup>と理解する。

進物の内容をみる限りほぼ同額であることから、諸大名は少なくとも

大名	家康宛礼物	秀忠宛礼物	備考
井伊直孝	銀子200枚・小袖10	同左	
藤堂高虎	卷物20・金子30枚	虎皮5枚・金30枚	
蜂須賀至鎮	銀子300枚・小袖20	同左	「大方此通かと見及候」
浅野長晟	銀子200枚小袖10	同左	

表⑪ 元和元年領知宛行に対する礼物

元和元年十二月段階では、領知を預け置いた将軍秀忠と大御所家康を同格とみていたのではないか。体力の限界を自覺したのではあるまいか。家康（翌年四月死去）は、同年十二月下旬に政治的引退のための隠居所を伊豆の泉頭（静岡県清水町）に求めていたことがそれを示唆する。つまり史料<sup>26</sup><sup>27</sup>は、天下人の代替わり直前の特殊な状況を示すものと理解されるのである。

### （二）元和・寛永年間の国替

家康は、関ヶ原の戦い以降、瀬戸内筋を意識した大坂包囲網形成に關わる国替を積極的におこなつた。特に、豊臣恩顧大名が蟠踞する西国に一門・譜代層を入れることに腐心したが、大坂の陣の後も同様の課題を秀忠が担うことになった。ここで豊臣秀長の重臣として西国諸大名との独自の関係を築いていた高虎が、尽力することになる。

この時期には、改易に伴う国替が多かつた。従来は幕府の外様大名に對する一方的な權力的対応とみられることが多かつたが、改易までの詳細な過程が分析されてから、改易までの詳細な過程が分析されてからは、いずれも改易事情の公開がなされており、周辺大名の納得を経てのものだったことが明らかにされている<sup>(11)</sup>。ここで取り上げるのは、代表的なケースといつてよ

い三人の外様大大名の改易・国替の後の人事である。

第一が、豊臣恩顧大名で安芸広島藩五十万石の福島正則だった。秀忠は、元和五年に広島城を無断修繕したことを武家諸法度違反とがめて、正則を信濃高井野藩四万五千石へと国替させた。城郭は、もはや個人の持ち物ではなく、「天下の城」であることを広く天下に知らしめる一大事件となつた。

その後継大名は、紀伊和歌山藩主で家康二女振姫と再婚した浅野長晟である。それに連動して、和歌山には徳川頼宣が入封することになった。西国監視を担う紀州徳川家の誕生である。

賴宣の襲封の前提として、高虎の所領だった紀伊田丸城（三重県玉城町）とその城領の五万石が紀州藩に編入された。代替措置として、高虎には山城・大和で五万石が預けられた結果（通称「城和領」）、藤堂藩はさらに西に拡大したのである。

なお、高虎を藩祖とする藩を津藩とよぶことが少くない。藩庁所在地名をとつて藩名とするのが、今日では一般的だからである。しか三十二万石の藩領は、伊勢領（約十七万石「津藩」の公印あり）と伊賀領城和領（合計約十五万石、「伊州藩」の公印あり）がほぼ均衡している。

として「清城」と「三ヶ」野城い  
城代家老が半券行以「同様の三ヶ統領が  
形成されていた。歴代藩主も二つの藩として対等に扱つており、在国時は  
両城を往復した。前身の筒井氏の伊賀藩と富田氏の津藩の存在をふまえて  
の対応であろう。したがつて、小稿においては特殊ではあるが藤堂藩とよ  
ぶ。

山城領は、高虎段階では朝廷対策のための「在京賄領」としての役割と、大坂城普請の人的・物的（「残石」として知られる木津川大野浜で得た石垣用石材など）な供給源として設定されたものだつた。

なお、二代藩主の高次段階になると、ここが淀川支流の木津川流域が相当に大きくなり、その「土砂留」すなわち土手の管理を理由に、京都方面の監視を怠らなかつた。三代藩主高久段階以降は、藩領を越えた土砂留めに関わる広域

図③ 寛永年間瀬戸内筋藩主関係図

羽上山藩四万石の藩主となつてゐた弟の忠知が蒲生宗家を継ぐことを許され、伊予松山十二郡二十万石と墳墓の地・近江日野牧四万石あわせて二十四万石を預けられた<sup>(13)</sup>。

蒲生氏が断絶しなかつたのは、忠知が家光の従弟にあたるためであろう。松山藩二十万石の加藤嘉明との交代人事だつた。これは、大御所秀忠から相談を受けた忠郷の岳父高虎の献策によるといわれる<sup>(14)</sup>。

慶長の役で軍功を巡つて対立して以来、犬猿の仲にあつた嘉明ではあるが、高虎はその器量を認めて大幅加増の国替を推挙したといわれてゐる。松山の近隣には、忠知とは母を同じくする広島藩主浅野光晟や、高虎の養子である伊予今治藩主藤堂高吉がいたことも、その考慮のうちにあつたであらう。

忠知は、寛永四年四月下旬に上山を去り、五月に松山に入封した。この結果、家康の外孫二人が瀬戸内筋の要地に配置された。これについては、図④を参照されたい。なお光晟は寛永四年八月に元服して安芸守に任官し、あわせて家康の外孫であることから松平姓を許され、寛永九年十月には父長晟の死去により広島藩主に就任した。

寛永四年からは、広島と松山という中・四国の枢要の地を占める二大藩に、一人の松平姓を名乗る家康外孫がいることになつたのである。忠知は、松山城に新たに五層天守を創建し、城山中腹に大規模な二の丸御殿を完成させた。

寛永十年には今治藩主の高吉が、松山藩主の忠知の参勤からの無事帰還の祝儀として備後三原の川口屋に酒三斗樽を注文したこと、広島藩主の光晟とは普段から連絡を取り合つてゐることがわかる。これらからは、高吉—忠知—光晟が日常的に良好な関係を築いていたことがうかがわれる<sup>(15)</sup>。

これについては、図③を参照されたい。忠知の実兄忠郷の正室は、高虎の息女亀姫だつた。したがつて松山の忠知と今治の高吉は義理の兄弟といつてもよく、広島の光晟も加えると三人は義理の兄弟関係にあつたといつてよい。

加藤嘉明の会津転封と蒲生忠知の松山入封は、瀬戸内筋の要地に位置する広島・松山・今治の三藩が親戚大名で構成されることを意味した。特に浅野氏と蒲生氏はともに家康の外孫であることから、松平姓を称する大大名が当該地域に配置されたことは看過できない。それを献策したのが、高虎だつた。

なお、讃岐には高虎の養女を正室とする生駒正俊がいたことも重要である。したがつて、正確には広島・松山・今治・高松の四藩が親戚大名として配置されていたのであり、これらは瀬戸内筋を中心とする西国地域に対する幕府の監視役としての役割も果たしていた。

あわせて、次の事実も重要である。鳥取藩主池田光政は、寛永五年一月に大御所徳川秀忠の養女を正室として迎え、寛永九年六月には岡山藩主となつてゐる。また、家康と従兄弟関係にある水野勝成は元和五年に備後福山に入封するが、新たに五層天守を擁する大城郭を普請している。

このようにして、備前・備後・安芸と讃岐・伊予という瀬戸内筋がすべて徳川家に近い大名で占められるようになる。加えて、一国一城令が発令されているにもかかわらず、備後福山城のような大規模城郭の新規築城さえ許された。ちなみに、元和八年竣工の福山城が慶長年間以来の築城ラッシュの最終ケースに位置づけられる。

高虎の献策による、国替を介した西国への幕府権力の浸透について述べてきたが、同時にこれは藩の安定化を促すものでもあつた。これについては、図②から図④への藩の配置の変化を参考されたい。短期間に中・四国規模で大名の交替があつた。比較すると、外からへの変更に気づく。いずれも将軍家から息女（含養女）を正室として迎えていることによるものである。毛利氏と同様に伊達秀宗は外様ではあるが、正室は井伊直政息女（徳興院）だつたから、実質的には譜代系外様といつてもよい存在だつた。

国替によつて、藩主が家臣團に知行を預け直すことから、これを機会に支城制を廃して城下町への集住を促し、重臣知行所を制限・廃止し俸禄制

度を広げていくことにつながった。たとえば、蒲生氏は松山への国替によつて会津時代に採用していた支城制を廃し、これまで悩まされ続けた重臣たちの派閥抗争を防ごうとしている。

国替が繰り返されると、藩主の家臣団に対する統制力が強化された。藩士のサラリーマン化が促進されたからだ。番方と言われる戦士が重んじられた戦乱の世から、役方と言われる官僚が力をもつ泰平の世へと徐々に世は移行してゆくが、そこには藩内部の質的転換があつたのである。

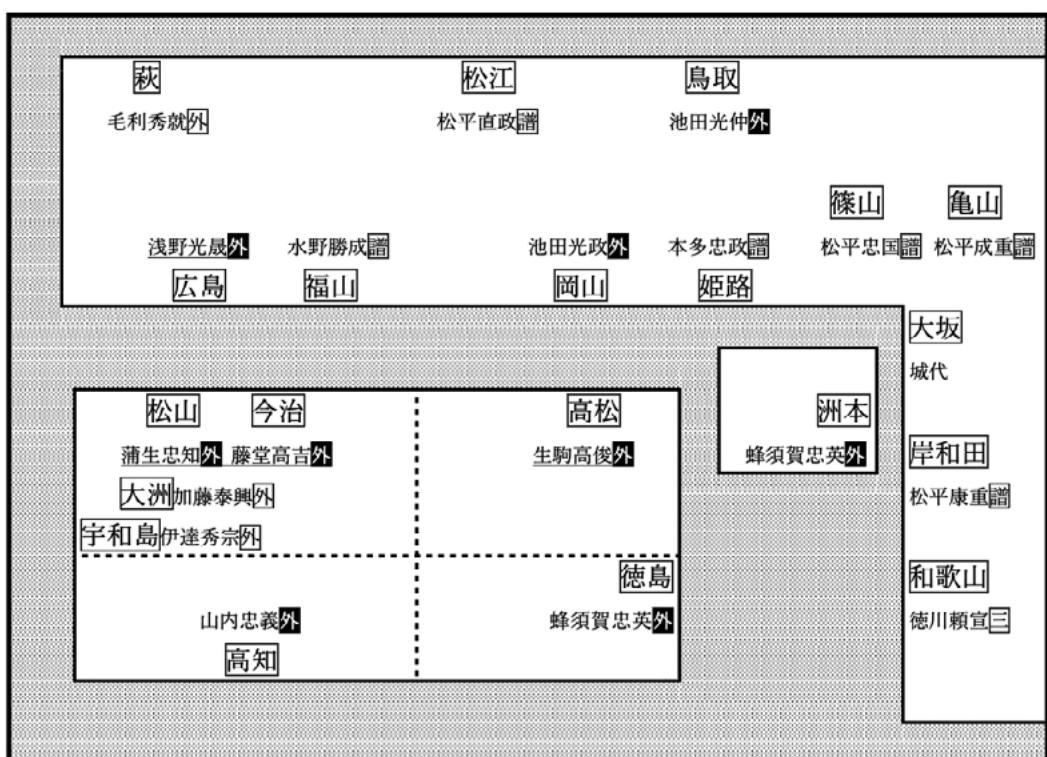
支城制が廃止され、支城主クラスの重臣も本城城下町の屋敷に居住するようになると、城郭の役所機能の強化すなわち藩庁化がより一層進む。武家屋敷も、転封を繰り返す譜代大名の場合は、藩の「官舎」という意識が強かつた。

これまで、徳川方勢力の西国への扶植過程についてみてきた。それにはいくつかの画期があつたので再確認しよう。まずは、関ヶ原の戦いが大前提である。それに加えて、①慶長十三年、②大坂の陣（慶長十九・二十年）、③元和五年、④寛永四年だった。これまでが家康・秀忠段階である。そして家光が関与した⑤寛永九年である。

これらには、一定の傾向があつた。最前線に国替する大名は、譜代系の外様大名であり織豊取立大名が多いことだ。現地に近い西国の豊臣恩顧大名の反応に配慮して、スムーズに入封できるようにとの計らいからである。

これについては、①の高虎や脇坂安治、③の浅野長晟が該当する。あたかも彼らを楯にするがごとく、その背後に一門・譜代大名が連動して配置されているのも特徴である（図④参照のこと）。九州に譜代大名が多数配置されるのが、寛永九年を画期とする大規模国替である。

第三が、肥後熊本藩主加藤忠広だった。寛永九年五月、忠広は参勤途上の品川宿にて突如改易を申し渡された。その原因については諸説あるが、前提になつてゐるのは牛方馬方騒動とよばれる御家騒動である。家老同士すなわち加藤正方派と加藤正次派が対立し、藩政が立ち行かな



図④寛永年間前半の中・四国主要大名配置（下線は高虎人脈、■は御三家、譜は譜代、外は外様、外は譜代系外様）

くなつたのである。元和四年には、將軍秀忠の親裁によつて忠広の罪は不問にしたうえで、正方の勝訴となつた。しかし、その後の忠広は藩主として十分な力量を發揮するまでには成長することがなかつた。

忠広が襲封したのは、父清正が急死した慶長十六年のことで、わずか十一歳だつた。家康の判断で、高虎を後見人とし家老加藤正方に実權を預けた。高虎も肥後まで下向し、九州全体の監察もおこなつてゐる。このようく慎重に処遇されたにもかかわらず、加藤家は改易となつたのである。

謀反の噂が立つような藩主の資質不適格を、その原因とみるべきであろう。この改易は、家光の「御代始めの御法度」として宣言された。寛永九年に秀忠が亡くなつた直後、すなわち家光が本格的に治世を開始した時期にあたるからである。これに連動して、九州の大名配置は大きく変化する。

熊本には、豊前小倉藩から細川忠利が五十四万石で入部した。肥後細川家の誕生である。小倉には、播磨明石藩より小笠原忠真が入部し十五万石を領した。その際、豊前中津城には忠真の甥小笠原長次が八万石で入部して中津藩が、同じく豊後杵築城には忠真の弟小笠原忠知が四万石で入部して杵築藩が誕生した。

それまで九州は、家康の養女を娶つた徳川系外様大名で久留米二十一万石の藩主だつた有馬豊氏と、大坂の陣の恩賞として豊後日田六万石に国替した譜代の石川忠総ぐらいしか、徳川系大名はいなかつた。なお、外様大名ではあるが長崎奉行を務めた豊後府内藩主竹中重義もいた。

ここで、九州に本格的に譜代大名が食い込み、九州全大名の動向を監視することになつたのである。この役割は、既に元和九年に豊後に配流された松平忠直（結城秀康子息、越前福井藩主）を監察する豊後府内目付が担つていたのであるが、新たな大名配置によつて幕府の九州支配は盤石になつていつた。

少し遅れるが、四国でも国替があつた。寛永十一年に蒲生忠知が死去し、同家は無嗣断絶した。翌年には、家門の松平定行が伊勢桑名藩十一万石から松山藩十五万石に転封となり、同時にその弟定房が伊勢長島城七千石よ

り今治藩三万石へと国替になつた。四国の要地に譜代大名の兄弟がはじめ入封し、周辺外様大名に対する監視役となつたのである。

既に、蒲生一藤堂という親戚藩によつて松山藩と今治藩の一体性は形成されていたのであるが、この人事によつて中世以来の府中のあつた今治地域と守護所の置かれた松山地域の緊密な関係が踏襲・維持され、伊予一国支配の要になつたのであつた。

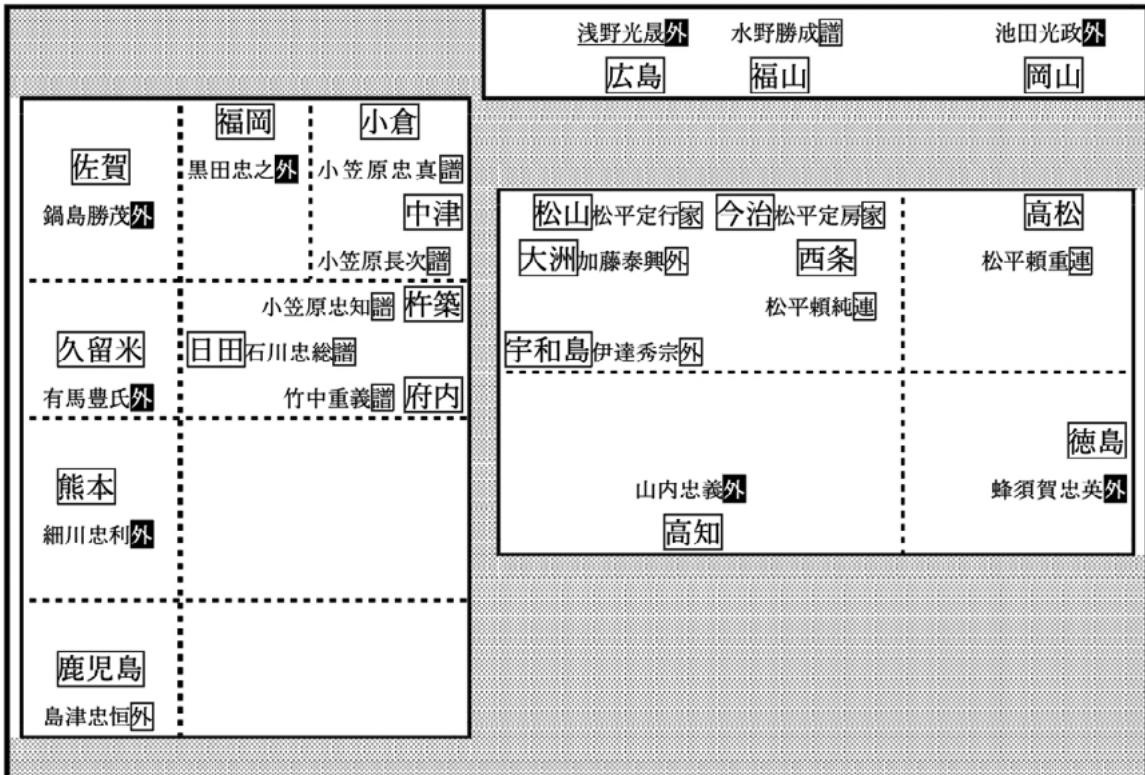
寛永十九年、家中騒動によつて改易された生駒氏にかわり、水戸藩主徳川頼房の長男松平頼重が十二万石を預かつて御連枝・讃岐高松藩が成立した。さらに遅れて寛文十年（一六七〇）には、和歌山藩主徳川頼宣の三男松平頼純が三万石で御連枝・伊予西条藩に配置された。御三家の一族が、相次いで四国に入部したのである。次に、この時期の九州・四国の大名配置を図⑤として示す。

元和五年の中国における福島氏の改易を皮切りに、寛永年間の九州における加藤氏の改易、四国における蒲生氏の断絶や生駒氏の転封が、西国における大名配置に大きな変化をもたらした。

中国に譜代系外様大名が、九州に譜代大名が、四国には御三家の連枝二家までが食い込んだのだ。家康・秀忠期に藤堂高虎がキーマンとなつて進めた西国策が、彼の死後、家光によつて改造され、中国・四国・九州地域の幕末まで至る大名配置の基本的枠組みとなつた。

あわせてこれは、家康以来の譜代系外様大名の政治利用が終焉を迎えたことを示すものでもあつた。高虎などの実力者に依存する「人による人事」から、「幕府主導の人事」へと変化したのである。幕府人事の自立化といつてよいだろう。

なお、高虎については「西国重キ御用」（「六ヶ浜船数減少一件書付」『木津川町史 史料編』二）を務めたとして、安永八年（一七七九）に京都町奉行が木津川船株数の削減を命じたことに対して藩側が主張し、除外されている。高虎が幕府草創期の西国支配の土台を築いたという事実が、この時期においても幕府が認める由緒として機能していたことがわかる。



図⑤寛永年間後半の九州・四国主要大名配置（図は連枝、家は家門、譜は譜代、外は外様）

以上から、幕府と藩は一体の関係で生成したということができよう。慶長年間から寛永年間に至る時期に、西国に御三家とその御連枝をはじめとする一門・譜代の諸藩が配置され、將軍の威光と幕府の布達が全國規模で及ぶことによって、幕藩国家の枠組みが確立したのである。

### (三) 寛永国絵図調進の背景

幕府は、戦争なしに絵図・帳簿類などの統治データを諸藩から提出させることを試みた。その嚆矢が、秀忠が將軍に就任した慶長十年に諸大名に命じた国絵図と御前帳（郷帳）の調進だった。既に指摘したように、慶長国絵図については西国関係のものしか伝存しておらず、全国を対象として発令されたものかどうかについても議論になつてている。また、御前帳については伝わっていない。

將軍徳川家光の代始めの事業として、寛永十年に幕府による最初の諸国巡見使が全国一斉に派遣され、彼らの廻國を通じて全国の国絵図が幕府に収納されたことが指摘されている<sup>〔16〕</sup>。これは、慶長十年の家康・秀忠段階では諸大名に命じても正確なデータを短期間に徵収することが難しかったことへの対応とみるとべきだろう。

寛永巡見使は、全国を①五畿・南海、②関東、③九州、④中国、⑤奥羽・松前、⑥北国の六区に分け、三人を一組とする六組の分担でおこなわれ、各組の巡見使は廻國のあと、巡察の報告とともに分担した諸国の国絵図を將軍へ提出した。これには、一国の道筋・峠と国境・郡境、居城と古城の配置などが克明に記されていた<sup>〔17〕</sup>。

幕府主導で作成された寛永国絵図は、近世領知制の成立を考えるとき、各国内における写実的に表現された城郭・寺社・名勝をはじめ町・村・浦がトータルに描写され、同時に中世以来の街道・航路や峠についても正確に把握することができる、貴重な統治データ満載の資料である。幕府は、全國規模ではじめて基本的な統治データを獲得したのである<sup>〔18〕</sup>。

次に、どうしてこの段階になつて諸藩が正確なデータを提出したのかについて検討したい。これについては、秀忠時代における幕府の諜報能力について着目する。寛永年間になると、領地・領民・城郭は公儀のもので各藩主は天下人から器量に応じて預かっている、という近世領知制の基本理念すなわち預治思想は外様諸藩にも浸透していた。

しかし、諸国の統治データをすべて幕府が握っているわけではなかつた。先述の国絵図調進は、大名の自発性に任せていたは精度が低く時間もかかるとの懸念から、諸国一齊に巡見使を派遣して実現したものだつたと判断される。

しかし、このような強制に依拠している間は、その限りの情報収集にとどまらざるをえず、アップデートすることが困難である。幕府としては、自発的に精度の高い統治データを短時間で諸大名が提出するという体制をつくらねば、いくら預治思想が浸透したところで安定的な国家支配など不可能だつた。

それには、諸大名が恐れをなすほどの諜報能力を幕府がもつてていることを示す必要があつた。ここで西国の事例として、幕府による九州・四国における諜報活動の慶長年間から寛永年間に至る推移について注目したい。慶長十六年十月、幕府は加藤清正死後の肥後仕置を監察するために藤堂高虎を肥後に派遣している。高虎は、肥後にとどまらず九州諸国を観察した。『公室年譜略』には、「十二月、公肥後国隈本ノ府下ニ有テ、國務万端ヲ正糺シ、國中ノ絵図ヲ調ヘ、尚近国九州の侯伯ノ國法ノ善不善ヲ聞合せ玉フ」と記している。

その任務を終えた高虎は、慶長十七年一月十四日に、肥後の絵図を携えて駿府にいる家康へ報告に行き、その後江戸にいる秀忠へも報告している。この時期、幕府は直接西国に隠密を入れることはせず、高虎のように西国大名と親しい関係をもつ豊臣系大名を利用して統治データを収集した。

そして大坂の陣の後、九州大名の動向の監視は、元和九年（一六一九）に豊後に配流された松平忠直を監視することを任務とした豊後府内目

付<sup>(19)</sup>が担うようになる。

寛永三年の府内目付は、山角勝成（家光付、五百石）と庄田安照（秀忠付、二千石）だつた。秀忠は、彼らを通して西国諸大名に対し城絵図の提出を求めた。これに関係するのが、寛永三年正月二十日付細川忠興宛細川忠利書状（『細川家史料』九、二〇〇号文書）である。

これには、「豊後御横目衆 御申越候ハ、領分之内并小倉之城・中津御屋敷之地図、右、上様へ上り申候ニ少も不替様ニ書候て可渡」と、忠利が府内目付から情報を得たことが記されている。秀忠が九州諸大名に城絵図の提出を求めたのは、細川氏ばかりではなく豊後日出藩や岡藩の関係史料からも明らかである。

寛永三年には日照りによる飢饉があり、秀忠と家光はそれを諸大名に調査させたが、後述の『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』<sup>(20)</sup>と『讃岐・伊予・土佐・阿波探索書』<sup>(21)</sup>にも、その情報が記されている。また、二条城行幸を成功させた秀忠にとって、上方はもとより西国諸大名に対する支配強化の画期となつた年でもあつた。

諸藩から城絵図を受け取つた両目付は、寛永三年十一月頃に離任して江戸に帰還する。新目付の東条長頼（千百石、書院番）と竹中重信（三千石・寄合、府内藩主竹中重義の弟）が着任して寛永四年十一月二十六日に離任するまでに、目付一行は九州・四国の城絵図をもとに探索をおこなつたと推測される。

このような状況を受けて、寛永四年二月以前に目付一行は豊後府内を出立し、筑前→筑後→肥前→肥後（筑前・筑後・肥前・肥後探索書）による、ただし前・後欠）、同年八月には豊後府内→伊予→讃岐→阿波→土佐→伊予→豊後府内（讃岐・伊予・土佐・阿波探索書）による（という順で、諸藩を監察した<sup>(22)</sup>。

両探索書は同筆であることから、目付に帶同した公儀隠密（隠目付）の同一人物がそれらの作成に関与したとみられる。文中には修正や挿入個所があることから、写しではなく下書きである。

藩名	藩主	石高(万石)	士分(人)	鉄砲足軽(人)	城下町規模(軒)	探索日程(寛永4年)
豊前中津領	細川忠興の隠居領	3.7(無役)	約100	240~250	1000	豊後府内から向かうが不明
豊前小倉*	細川忠利	39.9	約600	730	2400~2500	不明
筑前秋月*	黒田長興	5	約60	230	約300	2月3日
筑前福岡*	黒田忠之	43.31	600	800	約1000	2月4日着
筑後久留米*	有馬豊氏	21	約300	約400	約1000	2月8日着
筑後柳川*	立花宗茂	10.96	約300	約400	不明	2月11日着
肥前佐賀*	鍋島勝茂	35.7	約700	約800	1400~1500	2月15日着
肥前唐津*	寺澤広高	12	約150	約200	600~700	2月22日着
肥前平戸*	松浦隆信	6.3	120~130	約400	約1000	2月28日着
肥前大村*	大村純信	2.79	95	280	約500	3月4日着、長崎経由
肥前島原*	松倉重政	4	153	200	約1000	海路着、3月12日肥後長洲へ向かう

表⑫ 九州諸藩のデータ (\*城絵図あり)

藩名	藩主	石高(万石)	士分(人)	鉄砲足軽(人)	城下町規模(軒)	探索日程(寛永4年)
伊予大洲*	加藤泰興	5	150	200	約400	豊後府内から海路着8月9日、10月8日
伊予松山*	蒲生忠知	20	420	100	約1000	8月11日~15日
伊予今治*	藤堂高吉	2	44~45	100	400~500	8月17日
讃岐高松*	生駒高俊	17.3	370~380	300	800~900	8月23日~8月27日
阿波徳島*	蜂須賀忠英	25.7	約600	2000以上	約1000	8月28日カ~9月17日カ
土佐高知*	山内忠義	20.26	約400	500~600	700~800	9月21日カ~9月27日
伊予宇和島*	伊達英宗	10	約200	約250	600~700	10月1日カ~10月7日カ、大洲経由豊後府内着

表⑬ 四国諸藩のデータ (\*城絵図あり)

彼らの領内通過に関して、諸大名が配慮したことわかつてゐる。一行は、城絵図に書かれてゐる情報が眞実であるか検討したばかりではなく、各藩内の統治データを調査した。これは、隠密たちが独自に担当したと推測される。それでは、彼らが提出した両探索書から主要な統治データをまとめた表⑫⑬を掲げたい。

史料原本については、両探索書を検討した白峰旬氏が、次のように指摘している。すなわち、本史料の所蔵者が旧滋賀県甲賀郡水口町の河合廣治氏だったことから、幕府より甲賀者が隠密御用の命を受け、西国外様大名の領内情勢を探査し、その報告書の写し（または控え）として、縁者の家に残つて伝來したと推測するのである<sup>(23)</sup>。このような理解に基本的に賛同するが、先述したように史料自体は下書きとみるべきである。

二ヶ月余りと短期間の探索にもかかわらず、詳細かつ正確な情報が得られた背景としては、情報協力者があらかじめ城図を作成しておき、現地に来た公儀隠密に渡した可能性が指摘されている。具体的には、久留米藩の紙屋喜平次が幕府の「隠目付」だったことを例に、幕府が各藩に密偵を置いて情報収集にあたつていたのではないかとする。

確かに西国外様雄藩を監視する諜報システムとしては、可能性が高い。しかし、派遣された隠密の個人的な技量の高さを示す情報も看過できない。ここでは、一例として伊予国今治で隠密が収集したデータをまとめた表⑭を示したい。

これらのデータは、寛永四年八月十七日に仕上げたものである。わずか一日の探索で完了したのであるが、隠密が訪れた四国の七城うちでもつとも短期間である。ちなみに、大津（後の徳島）は二日間で、それ以外については五日から七日ぐらいが標準的な滞在日数である。今治や大津での滞在日数が短かった理由を、白峰氏は「四国での他大名に比較して石高的に少なかつた」ことに求めている。

筆者は、それに加えて今治藩については藩主藤堂高吉の養父高虎が幕府からの信頼が厚かつたことによると考える。既に述べているように、高虎

は家康の側近として仕えており、寛永四年当時の秀忠一家光政権下においても重鎮として位置づけられていた。

当時の今治藩は、藤堂藩の支藩かつ二万石の小藩であったことに加えて、高虎が築いた城郭は伊予半国二十万石時代のもので大規模ではあったが、

高虎が国替に際して移築したことによるものと推測される。既に白峰氏が指摘しているように、城内の規模についてはきわめて正確

に記しており、実際に隠密が忍び込んで歩測

でデータを記録した可能性が高い。他城では、忍び込めなかつた場合は遠望して目測値を記

しているが、当城についてはそれがないのが特徴である。多くの門や櫓が撤去されており、他城と比較して忍び込みやすかつたためと判断する。

表⑯を参照されたい。「おとな分」すなわち家老と出頭人の名前と知行高のデータである。他藩でも聞き取りをしているが、苦労したことことがわかる。たとえば、松山藩の場合は「名字尋候へ共不及候、其町ニ而五六大方へ<sup>(問)</sup>二宿替候へ共不及候」と、宿替えまでして家老の名字の聞き取りを試みている。

これに関連して、藩政に関する民衆のうわさや評判も記していることが興味深い。たとえば、国替直後の松山藩主蒲生忠知の治世について「百姓への御あてがい、今迄は事のほかやわらかに仰せられ、人足などへも御使いなされず候由」と聞き取った情報を記している。

以上から、公儀隠密の能力として、城郭に忍び込んで、それが不可能な場合は目測で、規模や構造の詳細を調べて絵図に仕立て、さらに大名家臣団の構成から藩政の実情に至る。

二の丸と表現されている曲輪は、二の丸と三の丸をあわせたエリアをさ

	本丸	二の丸	三の丸	侍町	惣曲輪	城下	舟入
東方	140足	100足	—	—	—		
西方	140足	—	—	880足	1570足		
南方	120足	140足	120足	1000足	500足		
北方	120足	140足	120足	—	6町		
石垣	8間	6間	3間	3間	—		
堀幅	30間	—	8間	20間	—		
土塁	—	—	—	3間	—		
備考	四方多聞、 二重櫓4、 天守なし	西門櫓、東 門櫓土橋	冠木門	四方合17町 15間	7町28間半	南北3町・ 5筋、家数 4・500軒	船5艘、 船3艘

表⑭ 今治城郭・城下町データ

櫓の瓦や堀の壁土も落ちたままだつたから、特にマークする必要がなかつたことによると推測する。

表⑯を参照されたい。

隠密の報告は、本丸→二ノ丸→三の丸→侍町→惣曲輪→城下→舟入と、中

心から周辺へという順でまとめている。これは、

他城でも同様である。本

丸以下の曲輪の規模につ

いては、「足」を単位とす

る歩測データを記してい

る。

まで事細かく聞き取りするという、卓越した諜報能力を身につけていたことが判明する。

これに関連して想起されるのが、『日葡辞書』における「Xinobi（忍び）」についての「戦争の際に、状況をさぐるために、夜、または、こつそりと隠れて城内によじ上つたり陣営内に入つたりする間諜」という説明である。まさに、公儀隠密の任務そのものを表現している。

白峰氏は、両探索書を網羅的に検討し、ここに記されている統治データの精度がきわめて高いことを指摘した<sup>24)</sup>。探索書に収録されている城絵図については情報量豊かであり、わずかな逗留日数のみで新規に作成できたようなものではない。前年に諸藩が提出した城絵図をもとに探索した折に、データを書き込んで作成したのかもしれない。

元和九年から定期的に派遣されていた府内目付の任務は、九州諸大名の監察であった。任務については、情報を幕府年寄に直接伝達したため、周辺諸大名による協力体制が構築されていた。探索書には金山などの鉱山に関する情報が書かれているが、その所属についての判断を、それ以前に大名側から求められることと関係しているだろう。

寛永四年の諸藩監察は、本来の府内目付が対象とする九州諸藩の枠を超えて四国諸藩に及んだ。四国には譜代大名が配置されていなかつたためであろう。幕府に提出された探索書は、寛永十年に派遣される幕府巡見使の廻国のための基本資料になつたと推測する。

幕府が諸国の大名から国絵図を収納したのは、慶長・正保・元禄・天保の四度である。寛永の国絵図のみは、全国に派遣した巡見使を通じて集めたものであつた。巡見使一行は、四〇〇人前後の従者を連れて分担諸国を監察した。

その結果、国絵図が調進されたのであり、江戸城本丸に上納された<sup>25)</sup>。九州・四国分に関しては、基礎資料が寛永四年の府内目付一行による監察によって収集されたものならば、公儀隠密の役割は少なくなかつたと評価される。

寛永国絵図については、たとえば「高須旧記」（岐阜県図書館所蔵）には「同十癸酉年、為御国廻□出大隅・桑原内匠・永井監物、高洲へ入来、御城之絵図等認サセ通行アリシトナリ」と記され、寛永十年巡見使の小出三尹・桑山貞利・永井白元が尾張高須を訪れ、城絵図の調進を命じたことがわかる。

寛永十年の巡見使の廻国の折りに提出された城絵図については、これまで指摘がなかつた。これに関係すると推定される寛永九年頃の城郭と城下町の景観が描かれた城絵図が、管見の限りでも三点伝存するので紹介しよう。

一点目が、寛永九年の風景を描いた津城下町図写（津市所蔵、法量一一三・五×一四二・五cm）である。年次については、武家屋敷に記された家臣名から割り出したものである<sup>26)</sup>。

本図の特徴としては、城郭と武家地・町人地・寺町を含む城下町が詳細に描かれていること、堀幅の数値が基準点を示して記されていること、武家屋敷に家臣名がすべて記されている「屋敷割図」であることがあげられる。藩の内的な理由からこのようない度の高い絵図を作成する理由はみつからなかつたのだが、幕命とするならば納得のゆくところである。

二点目が、蒲生家伊予松山在城之節郭中屋敷割之図（愛媛県立歴史文化博物館所蔵、法量九二・〇×九一・五cm）である。本絵図にも、武家地の各屋敷に蒲生家臣団の名前が記入されている。寛永七年に御家騒動「蒲生騒動」<sup>27)</sup>が発生し、同九年に重臣福西氏をはじめとする一派が処分されるが、それらの屋敷が全て描かれていることから、蒲生氏が入国した寛永四年から同九年までの景観が表された絵図と判断される。

第三点目が、加藤忠広が改易となる直前（寛永九年頃と推定されている）に熊本藩が作成した城下町図である熊本屋舗割下絵図（熊本県立図書館所蔵、法量三〇八×三四七cm）である。これについては、わざわざこの時期に城郭の縄張と家臣団の配置について細大漏らさずに記す絵図を作成する必要はなかつたと思われる。

如上の城絵図については、城郭と武家地・町人地・寺町を含む城下町が詳細に描かれていることを特徴とする。特に、いざれも「屋敷割図」であることが共通している。しかも、隠密達が作成したようなデッサン風な仕上がりではなく、着色され本格的な絵図として仕立てられているところが重要である。そのほかにも、年次は特定できないものの寛永年間作成の城下町図が複数あり、これらについても上記の特色をもつ。

以上から、史料でも確認できるように、寛永十年に諸国に派遣された巡回使は、諸藩に対しても確実に國絵図とあわせて城絵図の調進を命じ、現時点でどの程度の範囲だったのかはわからないが、実際に提出された可能性がある。

従来は、正保の國絵図と一緒にはじめて城絵図の調進が命じられたとされてきたが、その前提として寛永城絵図の存在が想定される。これについては、新たに作成したものもあつたかもしれないが、藩側がもつていた絵図やその写を提出した場合もあるとみられる。

しかも、正保城絵図には記されていない武家屋敷への藩士名の記入がなされた「屋敷割図」であることも、共通する大きな特徴である。これだけの情報が全国規模で収集されたとするならば、幕府の統治データ集積にとつて大きな画期となつたに違いない。なお屋敷割図の幕府への提出について、米沢藩においては承応二年の国目付下向、元禄国絵図調進、享保十一年の巡見使下向に関わって作成されている<sup>(28)</sup>。

あわせて指摘したいのは、日本総図の調進である。川村博忠氏は、家光が全國に派遣した巡見使が分担した國絵図をもとに、寛永十年に江戸時代最初の日本総図が作成されたことを指摘している<sup>(29)</sup>。そうすると、巡見使の諸国派遣によって國絵図、城絵図そして日本総図という統治データが一齊に幕府に集約されることになる。寛永九年に天下人となつた家光は、代始めに大きな事業を実現したことになる。

江戸時代において、理念的に国家的な領知権は天下人が預かっていたのであるが、実際に幕府が領知の対象である領地・領民・城郭に関する精度の高いデータをもち、必要に応じてアップデートされねば意味がなかつた。

領地については御前帳をはじめとする検地帳類、領民については宗旨人別改帳類の作成と、これらの幕府や藩への提出を通して、城郭については寛永城絵図から正保城絵図の調進に至る過程で、実態の詳細が把握されたと考えられる。絵図と帳簿類にもとづく官僚支配は、これによつて実現したのであつた。

江戸時代政治の根幹は、官僚制による法治主義であった。そのツールとしての絵図・帳簿類にもとづく統治は、統治データの正確性が不可欠だつた。幕府は、家光から家綱の治世期にかけて、全国規模で諸大名との間に領知制を確立した（寛文印知）。

その前提としては、全国規模の統治データの掌握があつた。これが、正保の國絵図と城絵図の前提となる寛永の國絵図と、可能性の段階ではあるが城絵図の調進の歴史的意義だつたと考えられる。それを担保したのが、公儀隠密・隠目付・密偵などを編成した幕府による高い諜報能力によつて支えられていたのであつた<sup>(30)</sup>。

幕府に精度の低いあるいは虚偽のデータを提出したならば、公儀隠密などに内情を受けて処分されかねない。これが巡見使の派遣などを通じて、諸大名の常識となつたのではなかろうか。預治思想が、理念のみならず裏づけのあるものとなつたのも、まさにこの段階からである。

#### （四）「渡り奉公人」と主従制

これまで、近世領知制の成立過程における預治思想にもとづく官僚制の形成について概観した。ここでは、江戸時代初期における天下人と諸大名、諸大名と家臣との関係について、戦国時代との比較から検討したい。

従来の近世史研究においては、天下人が石高で示された領知を大名に「与える」あるいは「渡す」と記述することが一般的である。領知権を介して両者間に主従制が成立し、並行して各藩ごとに藩主と藩士との間にも主従制が展開したとみるのである。

このような理解については、筆者ばかりか中世史研究者からも疑問が提示されるであろう。本来、主従制とは本領を介した御恩と奉公の関係を表すものだつた。室町・戦国時代において国人領主らは、先祖伝來の本領を守り抜くために将軍や守護、後には戦国大名と主従関係を結んだのである。

これに対して、近世の大名には本領とよべる領地は存在しなかつた。理念的に、外様大大名であろうが天下人から領知権を預かっていたのだから。結果として幕末まで国替がなかつた大名においても、然りである。中世以来の主従制が近世に生き延びたとみるのは、本質的に誤りである。むしろ、その克服を通じて藩が確立したとみるのが正確なのである。

既に織田期に秀吉の播磨一国検地を経て、浅野長吉は近江からの国替、黒田孝高は播磨国内における所替がなされた結果、本領を介しての伝統的な主従関係というよりも、石高表示の代替可能な領知を預けられるようになるから、もともと双務契約的な関係が、さらにドライな関係に変質したのではないか、と疑問を呈している（第一章第三節）。

つまり、織豊期段階から検地と所替さらには国替を経て、天下人と諸大名、諸大名と家臣との間には、主従制と言うよりも契約的な上下関係が浸透していくのであるまい。ここで浮上する問題が、「渡り奉公人」と初期御家騒動である。前者については、藤堂高虎を<sup>31</sup>、後者については蒲生騒動を取り上げたい<sup>32</sup>。

高虎は、人生に何度も主君をかえたことで有名で、「渡り奉公人」から大大名へと出世した代表格である（浅井長政→阿閉貞征→磯野貞昌→織田信澄→豊臣秀長→豊臣秀保→豊臣秀吉→徳川家康→徳川秀忠）。

「渡り奉公人」とは、自らを高く評価してくれる大名への仕官を求めて、諸国を渡り歩く有名かつ有力な武士のことである。自らの才覚に自信があり、大名や大身武士をめざす彼らは、鼻持ちならぬほどプライドが高く、主君との関係は双務的で対等に近いものだつたといわれる。

戦国時代という不確実な時代において、高虎が特に変わっているとはいえない。高虎のような「渡り奉公人」は、この時代の京都や大坂といった

上方の大都市には少なからず滞留していたのであり、様々ななつてを頼つて好条件の仕官口を探していた。ここで、「渡り奉公人」の本質を物語る象徴的なエピソードとして、高虎と重臣渡辺勘兵衛了（さとる）との確執についてふれたい。

高虎と同じ近江人の勘兵衛は、天下に名の通つた大身の「渡り奉公人」だつた。先述したように、勘兵衛は高虎に仕える前は増田長盛の重臣だつた。伊予で八万石の大名となつていた高虎が、関ヶ原の戦いの直後に西軍に属した長盛の居城大和郡山城の請取りに出向いた際、勘兵衛の籠城衆に対する見事な指揮ぶりに感銘し、二万石もの高禄で召し抱えたのである。

その後、勘兵衛は幾多の戦争で活躍したばかりでなく、大津城や今治城などの築城にも才能を發揮して、期待通り高虎を支えた。しかし大坂夏の陣のさなか、彼らの間には決定的な亀裂が生じる。勘兵衛が、高虎の命令に従わず、同輩の重臣層を見殺しにしてまで大坂城への突撃に固執したからである。

家康から先鋒を任された高虎ではあつたが、大坂城から出撃した長宗我部盛親との戦闘に専念し、城際で戦功をあげる機会は家康の直臣たちに委ねた。高虎が腹を立てたのは、勘兵衛ほどの者が、高虎の立場や政治スタンスを理解していなかつたことにある。しかし勘兵衛にとつてみれば、戦国武士として当然のチャンスを狙つたまでのことだった。

結果、藤堂軍は未曾有の犠牲者を出してしまった。しかし、これによつて高虎は、徳川政権の盤石化のために献身するという姿勢をアピールすることに成功し、戦後の論功行賞で五万石の加増を受け従四位下へと昇進した。これに対して勘兵衛は、高虎との折り合いが悪くなり、ほどなく藤堂家を出奔する。

高虎は、勘兵衛の戦国武将としてのセンスを愛した。しかし、両者の関係は主従というよりも、大名同士の関係に近かつた。その後は天海らが仲裁に入るが、プライドのぶつかり合いが尾を引き、結局のところ終生二人が和解することはなかつた。

大名の御家を尊び、自家をその傘下に置き、いかなる場合も恣意を控える、という意識は、「渡り奉公人」クラスには根付きにくかった。これについては、蒲生氏郷とその子息秀行・孫の忠郷・忠知兄弟の三代も悩まされることになった。一連の家中紛争は「蒲生騒動」とよばれているので、概要を紹介したい。

蒲生氏は、天正十八年の奥羽仕置に際する一揆や九戸政実の反乱の鎮圧という戦争状態の継続によって、氏郷の段階でさわめて早熟的に近世大名軍制を成立させた。しかしこれが、ただちに家臣団組織の近代化をもたらしたわけではなかった。

多数の支城に外様重臣を配置していくには、領国を防御する戦闘に即応できても、「藩」は成立しないからである。戦乱が去ると、「御家騒動の時代」を迎える。戦国武将が領国經營に専心する治者へと変貌するには、様々な困難が伴つたのである。後述する、前期明君達の苦悩はここにあつた（第六章第三節）。

大名家としての蒲生氏は、器量のある氏郷個人と個性の強い家臣との間

に結ばれた固い主従関係によって形成されていた。戦国時代の主従制が継続していたと言つてよいだろう。当然のことながら、代替わりの直後から家臣団が幼少の当主との間に先代と同様の関係を結ぶことは不可能だった。

ましてや、蒲生の「御家」を守らねばならないという意識も低かつただろ。したがつて氏郷が病没した後、大名クラスの外様重臣（「渡り奉公人」と言つてよい）間の紛争が絶えなかつたのである。

一七世紀前半の藩祖世代が没した時期、二代目藩主は前代以来の有力一門・重臣を統御する困難に直面した。蒲生氏はもちろん諸藩においても、家臣団を軍隊組織から統治組織へと転換することが政治課題となつたのである。

慶長二年に氏郷の嫡男秀行は、かねてから婚約中だった振子（家康息女）を娶つた。これによつて蒲生氏は、事実上、徳川一門大名になつたといつ

てもよい。強力な後ろ盾を得たにもかかわらず、秀行は慶長三年正月に下野宇都宮十八万石に減封されてしまう。前年の蒲生郷安一派と蒲生郷成一派との対立によつて郷成方の亘利八右衛門が殺害された事件と、それに対する秀行の不十分な処置が原因だつた。

その結果、氏郷以来の伊勢出身の田丸（北畠氏一族）・関（蒲生氏一門）の与力両氏は秀吉に召し出され、それぞれ大名として自立する。田丸直昌は信濃川中島城主へ、関一政は信濃飯山城主へと独立し転封するのである。その他の重臣層にも、秀吉や家康に仕えたり、そのまま会津若松に残留して越後から入封した上杉景勝に仕官した者も多かつた。これは実質的に、氏郷が築きあげた蒲生家臣団の崩壊を意味した。

慶長十二年には、義兄にあたる將軍徳川秀忠から松平姓を与えられる。このように將軍家とのつながりを強化することによつて家中統制を図つてきた秀行であるが、慶長十四年には出頭人岡重政と蒲生郷成との確執の結果、郷成以下小倉作左衛門や関一利などの郷成派の家臣層が家中を去るという事件が発生する。

秀行が宇都宮に減封されたのも、重臣間の対立が直接的な原因だつたが、これは依然として跡を断たず、秀行ばかりか嫡子忠郷も悩まされることになるのである。秀忠は、忠郷の姉を養女として肥前熊本藩の加藤忠広に嫁させる。忠郷の代に至り、蒲生氏はさらに將軍家に接近したのである。

しかし蒲生氏内部における重臣間の対立は、依然として燃り続けていた。秀行の代以来、仕置奉行筆頭だった岡重政は、対立派重臣層によつて担がれた振子の家康への直訴によつて、慶長十八年十二月八日に駿府で死罪に処される。

重臣間対立の絶えない家中の統制の困難さを配慮してか、慶長十九年六月十四日には、秀忠が町野幸和・稻田数馬助宛に、領内の仕置について五カ条の条目を下している。その第三条で訴訟を企てることや家臣の新規召し抱えを禁じており、第四条では家臣相互の縁辺を規制している。

さらに元和元年には、藩政監督のために豊島信満と永田勝左衛門尉が國

目付として会津に下向している。国目付は、そののち元和五年、同七年、

寛永元年にも下向したにもかかわらず、重臣間対立は解消されなかつた。

元和二年には、蒲生郷喜・郷舎兄弟（蒲生郷成子息）・蒲生忠左衛門と町野幸和の間に紛争が発生する。この処分については、二月に病床にあつた家康が直接おこない、蒲生兄弟側が勝訴している。元和八年には渡辺次郎右衛門が町野幸和を直接幕府に訴えたが、証拠不十分で判決が出なかつた。このように当時の蒲生氏は、将軍家の直接の支配下にあり、大名としての自立性を發揮していなかつたとさえいえる。

寛永四年正月に忠郷が亡くなり、別家となつていた弟の出羽上山藩主忠知が蒲生宗家を継ぐことになり、伊予松山二十四万石に国替となつた。しかし、ここでまた重臣間対立が発生する。寛永七年三月に福西吉左衛門・閔一利・岡清長（岡左内の甥）・志賀与三右衛門らが、蒲生郷喜・郷舎・宗長の三兄弟（蒲生郷成の子息）を訴え、閉門させるという事件が起つたのである。

忠知と郷喜がともに陸奥磐城平藩主内藤政長の婿で義理の兄弟となつたため、郷喜の専横が激しかつたのだろう。忠知は、郷喜と郷舎を拘禁し福西に藩政を任せるとともに、幕府にこの騒動の裁許を求めた。

これについては、寛永九年七月十日に江戸城白書院において、御三家が下段に着座し番頭・物頭もすべて列座するなか、家光による御前公事（裁許）があつた。その結果、十一日夕刻に酒井忠世邸で申し渡しがあり、福西の伊豆大島への流罪、閔・岡・志賀の追放、郷喜の領内籠居という判决が下され、寛永八年七月には家光から忠知に、以後油断無く家中の仕置をするように説諭されている。

蒲生家臣団内の不協和音は根本的に解消されぬまま、寛永十一年八月十八日に参勤途次の忠知は疱瘡を患い三十一歳で死去し、蒲生氏は断絶した。このような絶え間ない重臣間の紛争は、蒲生家中において大名当主権が未確立だつたことを端的に示している。将軍家という後ろ盾すら、徒党を組む重臣にとつては意味をなさなかつたと言つてよい。これは、先にふ

れた藤堂高虎と渡辺勘兵衛との関係においても然りだつた。

このように、本領安堵を介さない主従制はきわめて脆弱だつた。戦国時代において国人・土豪層は、どうしても本領を守らなければならないため、後ろ盾となる主君が必要だつた。しかし石高による領知の預け・預かり関係の導入によつて、主従関係は抽象的な契約関係に変質していくから、大名家中に厳格な上下秩序を築くことは至難の業だつた。

蒲生騒動の背景は、まさにこの点にあつた。重臣クラスの「渡り奉公人」たちは、とかく徒党を組んで自派の利権を主張した。それが容れられないと簡単に主家を飛び出し、根無し草のように、より条件のよい主君を求めて日本全国を渡り歩くのだつた。

これに関連して、豊臣政権が古代以来の天皇を中心とする尊卑秩序を利用したことは、まことに重要である。これについて石母田正氏は、「長宗我部氏綻書」に着目して、「近習や中間・小者についての附属法規の内容はほとんど『礼』の規定であり、基本法規の第五・第九十三条の客札以下、多くの『礼』の規定をみいだすことができる」と指摘したうえで、「礼」の原理は身分の尊卑を明らかにすることであり、大名統治において法と並んで重要な機能を果たしたと主張する<sup>33)</sup>。

天下人と諸大名との間には、武家官位制を介した上下関係が築かれた。その意味は、諸大名を国家的な官僚として位置づけるのと同時に、大名が藩士に対する身分的優位性を表現するためでもあつたのである。江戸時代においては、支城を預けられた重臣といえども、戦国時代までのような「〇守」などの官途名・受領名を僭称することが許されなくなつてゆくのである。

法治主義と官職制とそれに関連する尊卑秩序すなわち「礼の秩序」は、石高制にもとづく新たな武家国家にとつて必要不可欠だつたとみられる。江戸時代において、武家官位制度については形骸化したようにみる研究者が少くないが、それについては再考せねばならないと考える。

註

(1) 川村博忠『国絵図』(吉川弘文館、一九九〇年)。慶長十年の御前帳については、秋澤繁「慶長十年徳川御前帳について」(二)(三)、「海南史学」三〇・三一、一九九二・一九九三年) 参照。なお、秋澤氏は家康が大坂の陣で豊臣御前帳を「抹殺」し、「これにより、慶長十年徳川御前帳は、唯一の国家的土地台帳たる地位を確立」したと理解する。

(2) 前掲藤野『新訂幕藩体制史の研究』。

(3) この点については、旧著『天下統一論』(塙書房、二〇二一年)の序章冒頭で「天下統一とは、正確には二度おこなわれたと理解する。一度目は信長が始めて秀吉が完成した天下統一であり、二度目は関ヶ原の戦いから大坂の陣を経て家康によって実現した再統一をさす。従来の研究においては、慶長三年(一五九八)八月の秀吉の死をあまりに軽視してきたのであるまいか。この直後から、厳禁されていた大名同士の私闘さらには戦争が始まって豊臣政権は分裂し、統一国家崩壊の危機に直面したのであった。小著において天下統一と表現するのは、再度にわたる構造改革であることを、最初に断つておきたい」と強調している。

(4) 大坂包囲網形成のための公儀普請については、拙稿「徳川将軍家の創出」(前掲拙著『日本近世国家成立史の研究』、初出二〇〇〇年)を参照されたい。

(5) 大塚英二「国替と御藏の管理について—蔵の所有をめぐって—」(『愛知県立大学文学部論集』四六、一九九七年)。

(6) 註(4)と同じ。

(7) 前掲藤野『新訂幕藩体制史の研究』二三四頁。

(8) 「彦根藩井伊家文書」(『新修彦根市史六 史料編近世1』二七・二八号文書)。

(9) 同氏前掲『徳川将軍家領知宛行制の研究』五三頁。

(10) 註(9)と同じ。

(11) 笠谷和比古「大名改易論」(同氏『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九一・九二年)。

(12) 東野智「藤堂藩伊賀国の役割と藩政機構」(藤田達生監修・三重大学歴史研究会編『藤堂藩伊賀国の研究』清文堂、二〇〇九年)。

(13) 前掲拙著『蒲生氏郷』。

(14) 『高山公実録』寛永四年二月十日条。

(15) 藤堂高吉—蒲生忠知—浅野光晟の関係については、「終章—寛永期の西国大名配置」(前掲拙著『藤堂高虎論』)を参照されたい。

(16) たとえば、論稿としては川村博忠「寛永国絵図の縮写図とみられる『六十州国絵図』」(『歴史地理学』三七一五、一九九五年)・「寛永十年巡検使の上納国絵図」(江戸幕府の日本図)吉川弘文館、二〇一〇年)・「寛永十年日本図」(同氏『江戸幕府撰 日本総図の研究』古今書院、二〇一三年)が、絵図集としては同氏『寛永十年巡検使国絵図』日本六十余州図』(柏書房、二〇〇二年)などがある。

(17) 川村博忠氏も「巡見使によって上納された寛永の国絵図は、江戸幕府が全國にわたって収納した二回目の国絵図である。ただ寛永国絵図は幕府が諸國の大名らに直接命じて調進させたのではなく、巡見使によつて集められたものであつて、収納の方法が通例の国絵図事業のばあいとは相違した」(同氏前掲『国絵図』六二頁)と指摘しているように、どうしてこの段階にこのようないくつかの国絵図作成の必要性があつたのかについては議論が少ない。この点を小稿では、近世領知制成立過程のなかで位置づけるべく追究したのである。

(18) 伊予国の寛永国絵図については、拙稿「近世初頭の景観復原—寛永伊予国絵図研究序説」(前掲拙著『天下統一論』)を、美濃国のそれについては、永井哲夫「寛永巡見使国絵図の記載内容とその成立時期—美濃国を事例として—」(『地方史研究』三四二、二〇〇九年)がある。

(19) 入江康太「秀忠大御所期の豊後府内目付について(上)(下)」(『大分県地方史』一九九・二〇〇、二〇〇七年)。

(20) 『海南史学』二二一～二四号(海南史学会、一九八三～八六年)所収。本節においては、『西海巡見志・予陽塵芥集』(伊予史談会、一九八五年)所収の「四国七城巡検録」(抄)寛永四年も参照。

(21) 『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』(九州史料叢書一六、九州大学文学部九州文化史研究所内九州史料刊行会、一九五八年)。

(22) 『海南史学』二一～二四号(海南史学会、一九八三～八六年)所収のものと、『西海巡見志・予陽塵芥集』(伊予史談会、一九八五年)所収の「四国七城巡検録(抄) 寛永四年」を参照した。

- (23) 白峰句「公儀隠密による四国七城の城郭調査（寛永4年）」（同氏『幕府権力と城郭統制』岩田書院、二〇〇六年、初出二〇〇五年）。
- (24) 註(23)と同じ。
- (25) 川村博忠『国絵図』（吉川弘文館、一九九〇年）・『江戸幕府の日本地図』（吉川弘文館、二〇一〇年）など参照。
- (26) 拙稿「本城城下町をつくる—伊勢津」（前掲拙著『藤堂高虎論』）を参照されたい。
- (27) 拙稿「初期御家騒動の構造—陸奥会津藩」（前掲拙著『藤堂高虎論』）を参照されたい。
- (28) 川村博忠『江戸幕府撰日本総図の研究』（22世紀アート、二〇二〇年）。
- (29) 渡辺理絵「城下町絵図の様式変化と武家地管理の展開」（『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会、二〇〇八年）。
- (30) 藤田覚『インテリジェンス都市・江戸 江戸幕府の政治と情報システム』（朝日新書、二〇二二年）、拙稿「天下泰平の構造」（山田雄司編『忍者学大全』東京大学出版会、二〇二三年）。
- (31) 拙著『江戸時代の設計者—異能の武将・藤堂高虎』（講談社現代新書、二〇〇六年）、拙稿「序章 藤堂高虎と初期藩政史研究」（前掲拙著『藤堂高虎論』）を参照されたい。
- (32) 拙稿「初期御家騒動の構造」（前掲拙著『藤堂高虎論』、初出二〇〇七年）。
- (33) 石母田正「解説」（『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二年）。

## 五 国替制度と近世的所有

### (一) 預治思想の浸透

国替がもつとも多かつた一七世紀段階において、原則的に譜代や外様など将軍家との親疎によらず、国替が命じられる潜在的な可能性があつた。それに対して、諸大名はいつでも対応できるように準備しておかねばなかつた。なお、江戸の拝領屋敷も同様で、短期間に交代がおこなわれていたとする指摘がある<sup>(1)</sup>。ここでは、譜代大名の筆頭格で大老家を務めた彦根藩井伊氏の場合をみてみたい<sup>(2)</sup>。

彦根藩は、三十万石（三十五万石の格式を認められている）を領有する譜代大藩である。藩の基礎を築いた二代藩主の直孝は、家光のもと重要法令に連署し譜代棟梁（元老）と位置づけられたが、そのため幕府の統治理念がそのまま藩政に反映された。それでは、直孝の国替に関する認識を『久昌公御書写—井伊直孝書下留』<sup>(3)</sup>から抜粋したい。

史料<sup>(28)</sup> 慶安三年四月二十五日付木俣清左衛門・岡本半介・庵原主税介・

木俣半弥宛井伊直孝書状 「井伊家文書」一四〇号文書

惣別普請ハ何時所替へ可被仰付も不被存候義候得ハ、人ニ渡し、其後之外聞作法能様ニ仕所肝要ニ而候、

彦根城の普請は、いつ国替を命じられるようことがあるかもしれないから、他大名家に渡し、その後の世間のうわさがよいようにすることが肝心だ、と述べている。直孝は、彦根城を家産とは認識していなかつた。預けられた公儀の統治拠点であるから立派に普請して、いつ国替を命じられてもよいように処していたのである。

前述したように彦根城は、近江一国規模の城割を経て、天守は大津城、

天秤櫓は長浜城大手門（伝承）、石垣は佐和山城など様々な城郭を活用したものだつた<sup>(4)</sup>。まさに仕置によつて誕生した城郭なのである。それでは、藩領内の田畠や灌漑施設に対して、直孝はどのように意識していたのだろうか。これについても、同書から該当史料を二点引用する。

史料<sup>(29)</sup> 承応二年五月十四日付筋奉行中宛井伊直孝書状 同上一八二号

一、在々日損所ため池、専念申付候通ニ筋奉行衆と今以相談被申付候旨尤ニ候、弥吟味不被致候得ハ、所替被仰付候而も末代迄残義二候間、少物入申儀ハ不苦候間、相談可被申付事、

史料<sup>(30)</sup> 承応二年五月二十四日付筋奉行中宛井伊直孝書状 同上一八三号

一、新田畠・新堤・川除・ため池、當分ハ物入申ものニて候へ共、所替被仰付候而他へ渡候而も万首尾能可有之候条、右之通申付、先成所も今度之外ニも候ハ、重而絵図指越、其上申付候様可在之事、

史料<sup>(29)</sup>では、ため池の修繕については、国替が命じられてもため池は末代まで残るので、少々資金がかかつたとしてもかまわないので相談してほしい。史料<sup>(30)</sup>においては、新たに田畠や堤防や防水施設やため池をつくるのは資金がかかるものだが、国替を命じられてそれらが他家のものとなつたとしても、すべてしつかりとしたものにするべきである、と主張している。史料<sup>(29)</sup>と同様の方針が看取されよう。

直孝は、藩領は公儀から預けられたものであるから、開発事業は国家に貢献するものとして、資金を惜しむべきではないと主張したのである。幕政に参画する有力者の意見として納得できるものである。しかし、藩領の百姓達はどのように井伊家を認識していたのだろうか。これについては、

次の史料に注目したい。

史料③1 享保一九年蓮台村連名書状『新修彦根市史』第七卷 史料編近世

二、七三号史料 種村佐一氏所蔵文書

(端裏書)

〔寅中 蓮台寺村〕

請取預り申御用米之事

合拾九表八升

京升四斗入也

右之御米ハ從上様彦根御城江御預ヶ被成候御米年々古米ニ付、新米ニ入替可申由江戸御奉行衆より御断ニ付、我等共ニ御預ヶ被成候間、御藏より御出シ請取申所実正也、然上ハ当秋十月以前ニ急度御藏詰可仕候、縱御国替又ハ如何様之義御座候共、上様御用米之儀ニ御座候間、少茂異義申上間敷候、若此連判之内死失候共、相残ル者として急度御藏詰皆済可仕候、為後日仍而如件、

享保十九年

犬上郡蓮台寺村

寅

庄や<sup>(屋)</sup>

作次(印)

横目

七郎兵衛(印)

組頭

六兵衛(印)

成嶋彦左衛門様

川西忠左衛門様

後藤弥惣右衛門様

万沢義右衛門様

平石弥右衛門様

以上からは、譜代大名の筆頭格に位置づけられ井伊氏においてさえ、国替を前提として藩領支配をおこなっていたことが判明した。これに対しても外様大大名の場合はどうなのだろうか。ここでは、外様大藩の事例として藤堂藩と岡山藩についてふれたい。なお両藩とともに、結果として幕末まで国替はなかつたが、藩領を「家産」と認識していたのだろうか。

藤堂藩は、伊勢・伊賀両国を中心とした三十二万石の領知を預かる外様大藩である。藩祖は藤堂高虎で、家康から大坂の陣以降十万石を加増されたのだつた。寛永二年八月三日付で高虎が子息高次に与えた遺訓「太祖遺訓」に示された、大名は将軍から「大事之御国を預在之事候間、万事油断仕間敷事」とする認識は有名である。<sup>(5)</sup>

譜代大名なら違和感ないが、高虎のように七人の主君を渡り歩いた末に、自らの実力で成り上がった外様大名が、このような思想を持ったことにこそ意味がある。戦国時代の常識によつて鎧下働きで成り上がつた高虎が、家康の側近として幕政に深く関与した結果、預治思想の合理性を理解したことによるものと推測する。

ある。注目すべきは、城付の兵糧米（城米）は將軍から彦根城に預けた米であることから、たとえ国替があつたとしても將軍の御用米なので、少しも異議を申さず城の米蔵に納めることを誓つてゐる。

以上からは、江戸時代中期において彦根藩の百姓たちも、井伊家の国替を想定していたこと、城米は將軍から預けられていたこと、さらには彦根城は井伊家の持ち物ではないことを認識していたことがわかる。当然のことながら、藩主家は国替によつて移つてゆくが、城郭をはじめ領地や領民は移つてゆかない、すなわち井伊家の家産ではないということを常識としていたと推測される。

このように、江戸時代中期までに、藩主も領民も国替があつたとしても、領主としての築城・開発などの職務を、百姓としての城米更新などの役儀を、しつかりと務めねばならないことを常識としていたことが確認できるのである。

二代藩主となつた高次もこの思想を継承し、「殿様之御国と奉存間敷候、

(平出) 殿様は当分之御国主、御国ニおるてハ、(平出) 上様御国と奉存、百姓などいたミ或ハかつへ死ニ、人もすくなく成申様ニ有之候而は、御国被成御預候甲斐もなく候」であると主張している(『永保記事略』寛文七年三月十四条)。

高次は、大名が「御国」すなわち「藩」を私有しているのではなく、当座の領主にすぎず、本来的に将軍のものであつて、百姓が弱つたり飢死にして人数が少なくなつてしまえば、藩を預けられた甲斐がないと認識している。

岡山藩では、前期明君として知られる三代藩主池田光政(一六〇九八二)の主張に着目したい。光政は、姫路藩主池田輝政の孫にあたり、三十万石を領した。光政も「國君は上に大君有、國君の御領地は、大君より預給ふ物にして、其職分は大君より命じ給う事なり」『率章錄』と述べ、藩領は將軍から預かつたものと認識している。

さらに、「上様は、日本國中の人民を、天より預被成候、國主は、一国の人民を上様より預り奉る」『抑止錄』、「國主と成りては一國の人民は上より御預被成置る、なり」『率章錄』という。つまり天下人(將軍)が日本國中の人民を天から預り、國主(藩主)は管國內の人民(領民)を將軍から預かる。國主の義務は撫民と仁政であるが、それは家臣団も拘束すると理解するのである。

以上、譜代系ではあるが外様大藩である藤堂藩や岡山藩においても、藩主に預治思想が浸透していたことが確認された。これらの事例をふまえて、江戸時代初期に構想された藩主像について検討したい。まず、藩主とは何かである。その前提となる藩であるが、江戸幕府の法令にその要件の詳細が規定されているわけではない。

しかし一万石から百万石まで規模の違いはあれ、江戸時代を通じて似通つた構造をもつ二百数十の大小の藩が存在したことは、紛れもない事実である。そのような藩を支配し、徳川將軍と主従関係にある有力な武士を

藩主とみるのが、一般的な理解であろう。

ただし、一万石以上が大名となつたのは寛永十二年の武家諸法度からであり、一七世紀においては、譜代と外様あるいは大名と旗本などの区別があいまいで、幕府領・大名領・旗本領の区別も明確でなかつたことが指摘されている。

あわせて、藩主とは武家ではあるのと同時に公家であることを忘れてはならない。藩主とは、將軍から領知宛行状と領知目録に記された一万石以上の領知権を預けられた武家であるとともに、あわせて地方官として四位ないしは五位の位記・口宣案を下賜された公家(羽林家)でもあつたのだ。武家すなわち主従制と公家すなわち官職制を同時に体現している存在だつたのである。

このような理解に立脚すると、井伊直孝や藤堂高虎・高次・高久や池田光政のもつ思想は、官職制度に由来することに気がつく。封建領主というよりも、国家的官僚としての立場にもとづく発言だったのである。従来の研究では、池田光政の発言などから近世初期の明君の思想すなわち預治(國)思想として位置づけられてきた<sup>(6)</sup>。

この淵源は、先述した信長の仕置を中心とする政治改革に由来した。秀吉は、自らが閔白となり武家官位制を導入し官職制度を利用することで、政権の安定化を図った。秀吉の天正十七年令による大名の在京体制の実現によって、武家社会においては主従制と官職制とのバランスで家格を判断することになる。天下人との親疎に加えて官職によつて家格が決まるのである。

江戸時代には制度化され、江戸城における伺候席(殿席)によつて可視化された。たとえば、藤堂家の場合は主従制的親疎では外様であり、官職制度では従四位下・權少将を極官とし、國主大名が入つた大広間席に詰めた。

なお慶長十六年には武家官位を員外官として公家官位と切り離す方針が打ち出され、禁中並公家諸法度により制度化された。これによつて武士の

官位保有が公家の昇進の妨げになることを防止した。また同時に、武家の官位の任命者は天下人としたことも重要である。

従来、近世国家における武家官位制の導入については、家格による大名統制策の側面から評価されてきたが<sup>(7)</sup>、一面的評価と言わざるをえない。諸大名の領知権の淵源は、天下人に仕える武家であること前提として、國家的官僚である公家として天下支配に関与しあわせて諸国を統治するという側面を忘れてはならない。むしろ、後者の側面が本質と言つてよい。

## (二) 国替の作法

既に関ヶ原の戦い直後や慶長年間の国替の作法についてみている。それに対して、江戸時代前期の国替はどのように変化したのだろうか。ここでは、寛永九年の細川氏の豊前小倉から肥後熊本への国替に注目する<sup>(8)</sup>。先に述べたように、関係する一連の国替によつて九州に小笠原氏ら譜代大名が食い込んだことを指摘した。その前提になつたのが、この外様大藩の国替だつた。

在国していた細川忠利は、出府のうえ十月四日に天下人秀忠から肥後への国替を命じられた。これは、前述の慶長十三年に高虎が駿府の大御所家康に呼ばれて直接国替を命じられたのと同様である。領知の預け置きは、天下人固有の権限であることによるものであろう。

上使は、板倉重昌（三河深溝藩主、一万八千石）と仙石久隆（旗本、三千石）だつた。十月十二日に、家光は忠利が国替のために下国するに際して大坂城にあつた「石火矢・大筒・小筒・鉄炮之玉薬」を渡した。これからも、熊本城が公儀の城郭であることがわかる。あわせて、幕府は寛永九年十月十六日付で次の国替令を命じた。日付は、上使が将軍に拝謁した日となつてゐる。これを慶長十三年令（史料②1）と比較してみたい。

### 条々

一、今度国替付而、百石ニ壹人・壹疋出之、二日路可相送之事、

一、種借之事、從藏出之借付儀、於無疑は可返弁事、

一、借物は、可為証文次第事、

一、年貢未進之儀、可棄損事、

但過廿ヶ年は可為譜代事、

付、譜代ニ出し置男女之事、於無其紛者譜代勿論事、

右、条々依 仰執達如件、

寛永九年十月十六日

大蔵少輔  
（青山幸成）

伊賀守

（内藤忠重）

丹後守

（稻葉正勝）

信濃守

（永井尚政）

讃岐守

（酒井忠勝）

大炊頭

（土井利勝）

### 上使中

第一条は、人馬送りに関する規定である。藩士の移動に際して、高百石につき人一人・馬一疋の割合で人馬を提供するよう命じてゐる。慶長十三年令では具体的に数値は出されていないが、従前通りに果たすよう命じてゐる（第六条）。第二条は、藩の蔵から貸し付けた種糲については返納させることとあるが、これも慶長十三年令の第四条で「金銀米錢」で返済させるよう指示してゐることに通じる。藩の再生産に直結するからであろう。第四条では、未進年貢については返済しなくてよいことを記してゐるが、慶長十三年令にも同様の規定がある（第五条）。第五条においては、年貢未進のため「譜代」とした者については、熊本までは使用してよいが、そ

れ以降は国許に返すべきである。ただし二十年を過ぎていた場合は、「譜代」として以後も使用してよいとする。これも、慶長十三年令第二条に類似の規定がある。

以上から、本国替令は小倉の細川家臣団に通達するものであつたこと、そして慶長年間の国替令と類似することがわかる。次に掲げるのは、同日付で全五条の高札に認められた国替令である。後の国替においても、同趣旨の高札（制札）を上使が江戸から持参している（<sup>9</sup>）。

#### 史料③ 寛永九年一〇月一六日付高札『綿考輯錄』卷三十三

条々

- 一、万事御法度之趣、堅可申付事、
- 一、喧嘩口論令停止之訖、若有違犯之族ハ、双方可誅罰之、万一荷担  
は咎可重於本人事、
- 一、竹木一切不可伐採事、  
付可押買狼藉事、
- 一、武具・諸道具替地之所迄可取越候事、
- 一、家僕之儀、国替之地迄可召具、其上非譜代者可為主從相談次第事、  
右、可相守此旨者也、

寛永九年十月十六日

これは、はじめて幕府上使が九州に派遣された段階だったことによるだろ。また幕府の評定所の草創期にあたり、統治データの持ち合わせが不十分だったことに尽きる。ただし、史料②のような高札が上使が預かっている段階すなわち領主不在の期間、領内に立てられたことは重要である。城郭のみならず藩領内が一旦は幕領となつたのだつた。つまり、藩主から藩主への直接的な領知の受け渡しはなかつたのである。

これは、既に確認した天正九年の信長による前田利家の越前府中から能登七尾への国替以来、一貫していた。ここでも、一旦は上使菅屋長頼が利家の旧領を預かっている。天下人のもと、理念的に「自分仕置権」などありえないなのである。

小倉城は、細川家の引き渡し総奉行松井興長が、到着した新藩主小笠原忠真に城門の鍵を渡して退去している。これは、先述した関ヶ原の戦いの折の大和郡山城でも確認された退城の作法にもとづいている。

武具などの替地までの運搬命令（第四条）や家僕の国替地への召し連れ規定（第五条）などの内容からは、上使が小倉城下に揭示したものと思われる。

後述するように、江戸時代中期の国替においては、上使が請け取る城郭に到着すると、大手門などの目立つ場所や領内に高札を掲げた。高札の榜示が、寛永期にはおこなわれていたことがうかがわれるのである。

忠利は、まず小倉での領知の引き渡しのための作業を指示している。國中の惣庄屋を招き寄せて、本年貢や小物成などの租税の引き渡し業務とそれに関わる目録が作成され、国替後に新領主小笠原家に渡している。後の国替のように、幕府代官が目録などの統治データの請け渡しをした形跡は確認できない。

これについては、江戸時代初期において大名の「自分仕置権」が尊重されたとする解釈が一般的である（<sup>10</sup>）。しかし天下人が全大名に對して領知を預ける江戸時代に、戦国時代のような「自分仕置」が許容されるはずはなかつた。

忠利は、まず小倉での領知の引き渡しのための作業を指示している。國中の惣庄屋を招き寄せて、本年貢や小物成などの租税の引き渡し業務とそれに関わる目録が作成され、国替後に新領主小笠原家に渡している。後の国替のように、幕府代官が目録などの統治データの請け渡しをした形跡は確認できない。

寛永九年九月十四日付で、加藤家家臣が幕府代官に提出した引き継ぎ文書（永青文庫所蔵）がある。そこには、寛永の大干ばつのなかで藩領の村々が壊滅状態に瀕していること、そのようななかで、私利私欲にふける藩重臣や代官たちの存在を指摘し、そのもとで実務を担っていた大庄屋たちについては、よくよく吟味したうえで雇うべきであるとの意見が記されている。注目されるのは、この段階で上使ばかりか幕府代官も派遣されており、改易された藩領の調査をしていたことがうかがわれることである。

以上からは、寛永期の国替においては慶長国替令以来の基本方針が踏襲されていたことが確認される。加えて、幕府上使衆が新藩主の入国まで一貫は城郭と藩領を預かり、高札を立てて幕府預地とすること、入城とともに新藩領となつて上使が高札を除去して退去したことがわかる。あわせて、代官も派遣されて領内の調査と、前任大名家臣からの聞き取りをおこなつていたことは重要である。

つまり、将軍の代理たる上使が領知を収公して、あらためて預けたのである。ただし、具体的な年貢の差配などの所領支配に関わる業務については、代官のもと関係藩において処理される段階だった。

統いて、江戸時代中期における国替の実態について検討したい。この段階になると、城絵図とともに城付武具帳や城米帳をはじめとする諸帳簿も、幕府側でまとめて保管していた可能性がある。担当する上使と代官は、江戸城に収められた諸絵図や帳簿類を持ち出して、あらかじめチェックした。そのうえで、彼らは現地に派遣された。

この段階においては、関係大名は江戸にいたままで新領には赴かない。したがって、城請け取り・引き渡しの現場には立ち会わないものである。城郭に到着した上使・代官は、大名領知を一時的に預かり、城郭以下の領知の内容を確認する。業務が終了すると旧藩主側に国替を許可し、あわせて新藩主側に領知を渡す。

これについて白峰旬氏は、「上使の方が城主よりもランクとしては上になるわけで、城は大名の私物ではなく、当座に城を將軍から預かっている

という認識からすると、城主不在の状況下で城受け取り・引き渡しをおこなうことに支障はない」<sup>(11)</sup>と正鶴を射る見解を示している。

続けて、幕府上使がおこなう具体的な城請け取り・引き渡しの作法を、宝永三年（一七〇六）の三河吉田城のケースを分析した白峰氏の研究から紹介したい<sup>(12)</sup>。この国替は、牧野家が下総関宿から三河吉田へ、久世家がその反対の移動を命じられた「交換国替」である。

- ① 上使が該当城郭に到着すると、引き渡し側の大名（久世家）に所持した高札を渡して、高札場での掲示を求める（三月一日）。

- ② 上使が吉田城を見分する（三月三日）。

- ③ 上使による城請け取り・引き渡しの所要時間は、早朝の六時から八時までの約二時間で終了した。他の国替でもその程度である。（牧野家が）城郭を請け取った後は、城門の通行を大手門をはじめとする三門に制限した。（牧野家の）御料理方が、城請け取り終了後に上使に料理を出した。その後、上使はすみやかに江戸に帰り、將軍に復命した。業務の終了後、上使からは老中に、請け取り方家臣と引き渡し方家臣はそれぞれ藩主のいる江戸藩邸に注進状を出して、無事終了したことを知らせた（三月四日）。

- ① （牧野家の）家臣の妻子は城請け取りの翌日以降、吉田城に順次到着した。

- ② （牧野家は）、城門の破風瓦を自家の家紋に取り替えた。

これは、本来的に天下人が諸大名におこなう領知の収公と預け置きを制度化したものだった。同時に、上記の一連のプロセスのなかで、藩統治に関係する絵図・帳簿類を旧藩主側が代官に渡し、代官がそれを精査したうえで、新藩主側に渡した。

以上の一連のプロセスからは、藩主が「私領」をご恩と奉公で維持しているという見方は誤りである。ましてや、藩領を「家産」として所有しているのではないことは明白である。これに関して白峰氏は「御城御引渡し

儀ハ公辺へ一旦被差上候義ニ而不輕事」（児玉幸多校訂『阿部家史料二  
公余編（下）』）の表現に着目し、「大名居城は大名の私物ではなく、幕府  
から当座の間、大名に預けられてたものである」と指摘している<sup>[13]</sup>。

そもそも江戸時代の国替とは、○万石に照応する領知を藩主が預かつて  
いふと理解せねば実施することは不可能である。織豊時代以来、天下人が  
大名（藩主）に領知権を預けるという預治思想にもとづく統治体制は、深  
化していたのである。

ここで江戸時代の国替の典型例として、寛延元年（一七四八）の丹波篠  
山藩所替を紹介したい<sup>[14]</sup>。これは、隣接する丹波亀山藩主青山忠朝の寺  
社奉行就任による「行政的転封」だった。寺社奉行就任は、同年八月三日  
に命じられ、所替は八月八日に通達された。

亀山藩五万石では石高が少なく寺社奉行に就任できないため、隣接する  
六万石の篠山藩主形原松平家の松平信岑との丹波国内規模の交換所替とな  
つたのである。ここでは、その際に代官に引き渡された篠山藩の統治デー  
タに関する目録を掲げたい。

史料④ 寛延二年正月二三日付萩原友明引渡目録 篠山市立青山歴史村

所蔵 「青山家文書」

萩原藤七郎殿より御引渡目録写

丹波国多紀郡 桑田郡之内篠山領上知帳面目録  
摂津国武庫郡

丹波国多紀郡

桑田郡之内上知郷村帳

摂津国武庫郡

一、同絵図

一、丹波国多紀郡  
摂津国武庫郡之内村々林帳

壱冊

三枚

壱冊

一、丹波国多紀郡 桑田郡之内村々田畠名前帳 弐百四拾六冊  
摂津国武庫郡

外二申送書 壱通

（中略）

一、諸事申次之書付

壱冊

右之通引渡申候、以上、

萩原藤七郎殿

松平紀伊守家來

寛延二年正月廿三日

石田加右衛門 印

並川藤兵衛 印

吉原善右衛門 証文之写  
丹波国篠山領本高五万石外込高出高新田七千九百四拾石四斗六升九合  
七夕之所、郷村高帳壱冊御引渡被成候通、無相違請取申候、以上、  
青山因幡守殿御内

萩原藤七郎 印

正月廿三日

吉原善右衛門 印

（中略）

吉原善右衛門 証文之写

丹波国篠山領本高五万石外込高出高新田七千九百四拾石四斗六升九合  
七夕之所、郷村高帳壱冊御引渡被成候通、無相違請取申候、以上、  
青山因幡守家來

寛延二年正月廿三日

吉原善右衛門 印

萩原藤七郎 印

江戸時代の諸藩においては、城郭や城下町そして郷方の村々の実態を地  
図・帳簿類によつて把握し管理していた。国替に際しては、幕府から派遣

される上使・代官を介して新藩主家に、これらの大量の統治資料が渡され、引き継がることになっていた。

寛延二年（一七四九）一月の青山家の篠山入部の際には、幕府から派遣された代官萩原友明は青山家家臣に対し、前任大名松平家から収公した郷帳・領内絵図・検地帳をはじめ合計三二〇冊（史料④）の中略部分も含めて計算した）の書類をチェックしたうえで、「申送書」や「諸事申次之書付」も添付して引き渡している。それらが、後の藩政に活用されたのである〔青山家文書〕所収『入目録』）。

大量の事務処理案件があつたため、国替命令が下つて約半年後にようやく引き継ぎができるのであつた。なお萩原友明は、幕府代官の職にあつて、越後川浦代官所はじめとする代官所に勤めたことが確認される。友明は、城郭引き渡し儀式の前に、藩領支配のための統治資料のチェックを進めていたのである。

篠山藩においては、旧藩主家からの領知の請け取り→収公→上使による城郭・武家屋敷と城米・城付武具などの確認、代官による領知内容の確認→新藩主家への引き渡し→預け置きという業務がおこなわれた。

一連の業務は、上使と代官が役割分担のうえ担当した。史料④に登場する萩原友明は、松平家側から示された絵図と帳簿で領知の内容を把握し、そのうえで青山家側に説明した後に渡した。関係大名による直接交渉はなかつたことが重要である。

以上からは、江戸時代中期の国替については次の二つの側面が重要である。

第一が、城郭や武家屋敷の請け取り・引き渡しである。これを仲介するのが将軍の代理人としての上使である。通常は、使番・小姓組の旗本各一名で構成された。つまり老中案件だったということである。

第二が、領地（郷村）の請け取り・引き渡しである。これを担当するのは、通常は幕府代官クラスの旗本から選出された。つまり幕府勘定所案件だったのである。

近世領知制は、豊臣政権段階で一旦は成立していた。江戸幕府は、国替

を繰り返し領知宛行状と領知目録の発給を通じて、天下人と諸大名との主従制を確立していくのと同時に、藩領内の統治データを収集した。

領地の請け取りと引き渡しについては、豊臣政権段階では基本的に検地帳レベルの引き継ぎだったと考えられる。江戸時代に入ると、藩領に関する関係絵図・帳簿類の受け渡しがおこなわれるようになるが、これが作法として定着するのは寛文印知以降のことと推測される。業務にあたつた幕府代官は、該当藩の統治データの写しをとつて江戸城に持ち帰り保管した。国替の申し渡しは、必ず対象とする藩主の江戸在府中におこなわれた。藩主が登城のうえ將軍から国替の申し渡しを受け、事前の事務処理はその多くを江戸の該当藩邸や担当する上使・代官邸で実施した。したがつて国替命令から実際の城請け渡しまでの何か月にも及ぶ時間は、この事前作業に費やされることになった。また、城請け渡し後も代官による業務が何か月も続くことがあった。

国替に関する従来の研究においては、「私領」「家産」の交換・移動として理解されてきたが、これまでの検討をふまえれば、誤りであることがわかる。国替とは、幕府から派遣された上使・代官による旧大名からの領知の収公と新大名への領知の預け置きによつて完了するものなのである。

このような流れは、織豊政権による仕置の段階から確認できる。江戸時代になつて、幕府の権限が深化するに伴い、上使・代官の役割がきわめて重要になつたのである。江戸時代において領知の対象は「私領」「家産」ではなかつたことを、あらためて確認しておきたい。

### （三）藩士の屋敷と財産

次に、篠山城三の丸に存在した重臣屋敷に關係する引き継ぎ史料を紹介しよう。「城内侍屋鋪帳」とよばれるもので、形原松平家時代以来使用されてきたものである。

史料(35) 篠山市立青山歴史村所蔵 「青山家文書」

(表紙)

「城内侍屋鋪帳」

(張紙) 「掘内主殿」

松平勘右衛門屋鋪  
表式拾間半  
裏式拾八間半

書院 四間半  
五間半

拾式本

四本

式拾四畳

小座敷

一、障子  
一、襖障子小襖共

六本

一、襖障子  
一、板戸

四本

一、小戸  
一、襖障子

四本

料理之間

拾三本

四本

式拾七畳

広間

一、障子  
一、襖障子小襖共

七本

一、板戸  
一、襖障子

四本

一、襖障子  
いいろり之間

式拾式畳  
五本

一、障子  
一、襖障子

四本

一、畳

奥

拾式畳

八本

六本

三本

式拾三畳

化粧之間

一、板戸

式本

一、襖障子小襖共

六本

一、畳

物置 二ヶ所

式本

一、板戸

九畳

一、襖障子小襖共

六本

一、畳

拾七本

一、畳

拾八畳

茶之間

一、板戸

三本

一、障子

式本

一、畳

拾三畳

本家 四間半  
五間

台所

八本

一、板戸

拾式本

一、畳

拾三畳

物置

式本

一、板戸

## 一、畳

五畳

春屋  
武間二  
五間

壱本

## 一、板戸

土蔵  
壱ヶ所  
二間二  
二間半

壱本

同  
壱ヶ所  
九尺二  
武間  
拾五間

壱本

表長屋  
武間二  
拾五間

壱本

但厩  
武疋建

六本

## 一、板戸

障子

六本

## 一、障子

襖障子

六本

## 一、畠

六畠

六本

## 一、階子

壱挺

六本

水籠  
樹木

六本

一、楓  
武本

一、枇杷

六本

一、梅  
三本

一、桜

三本

一、椿  
壱本

一、松

六本

一、柊  
壱本

一、柚

六本

(以下略)

丹波篠山藩においても、武家屋敷を藩が管理していた。重臣屋敷については、堀内主殿を筆頭に一六名の屋敷について、帳簿によつて書院以下の

各部屋の名前・規模、各内部の障子（襖障子は別記）の数・板戸の数・畳数をもれなく記し、加えて庭の松・楓・梅などの植栽の種類と本数まで把握していたことが確認される。この帳簿「城内侍屋鋪帳」は、前任藩主の松平家から引き継いだものに青山家の家臣の名前を貼つて使用している。

このような家作や植栽を個人のものではなく、藩の管理下に置いていたことは、寛延二年に前橋藩酒井家（譜代、一五万石）が姫路に国替えする際に、「家中之家作」を荒らさないことや「屋敷竹木」を伐らないよう命じていることからもうかがわれる（姫路市立図書館所蔵「酒井家史料」）。

国替の多かった譜代藩の場合は「官舎」としての原則が、長く守られたことも指摘されている。外様藩では、藩財政の悪化によって藩士が自前で屋敷を修理することも少なくなつたようだが、当然ながら私有は許されなかつた。このように、武家屋敷が城郭に準ずる扱いを受けていたことは重要である。

研究史を紐解くと、全国の大名家のなかには、江戸時代を通じて一〇回以上も国替を経験した家があることが知られている<sup>(15)</sup>。それが可能だったのも、城郭や武家屋敷が公儀からの預かり物として位置づけられていたことによる。つまり城郭から武家屋敷に至るまでが、いわば幕府から預かった「官舎」として藩によつて管理されていたのである。

それ故に、いつ国替が命じられても、藩主とその家臣団は居住環境について心配することなく転封先に移つていけたのであり、この基本原則は幕末まで変化しなかつた。なお、これは拝領屋敷である江戸の藩邸についても同じである。江戸の拝領屋敷替は、将軍の代替わりごとに大規模におこなわれたことがわかっている<sup>(16)</sup>。

城郭が、公儀からの預かり物であつて大名の所有物でなかつたのは当然としても、それと同様に武家屋敷も私有の対象ではなかつたことについては、さほど注意が払われてこなかつたのではないか。つまり、火事や地震などの災害があれば、原則的に藩が城郭と同様に武家屋敷を復旧・修繕していたのである。

たとえば、安永年間（一七七二～八一）の姫路藩酒井家（一五万石）の場合、家臣の武家屋敷の下賜と返上については、御修理大奉行と御修復方の立ち会いのもと、天井や床板・畳・棚などの造作の現状と絵図の違いを確認したうえで藩が預け置きあるいは収公した。これらの事実から、「家中居宅の建築資材一点一点に至るまで藩によつて厳密に管理されて」いたことが指摘されている<sup>17</sup>。先述した篠山藩と同様に、城郭と同様な扱いだつたのである。

これについては、岡山藩や高崎藩（大河内松平家、八万二千石）においても指摘がある<sup>18</sup>。前者においては、貞享年中から元禄六年（一六九三）に、恒常的ではないものの新築時に家臣に木材の支給がなされており、後者では享和元年（一八〇一）に小頭や鉄砲組士に、竹や松丸太、葦かやなどが支給されている。

藤堂藩においても、武家屋敷は「官舍」扱いで、原則的に藩によつて管理されていた。かつて津城下町を対象に分析したことがあるが、武家地においては役職が変わると屋敷替えがたびたびおこなわれていたことが確認できたり<sup>19</sup>、これは上野城下町でも同様だった<sup>20</sup>。また、家族構成が変わつて狭くなったりすると、藩の許可を得て屋敷替えるなど、合理的に運用していたこともわかつている。

戦乱が続発した藤堂高虎の時代は、藩主は軍団を率いる大将であり、それに従う藩士は戦士として位置づけられた。しかし泰平が訪れた二代高次以降の歴代藩主は、定期的に伊勢から伊賀へと越国したし、藩士も城代・加判奉行などの家老以下、様々な役職を預けられ、実質的に官僚として藩領支配における職責を果たしていた。

江戸時代の藩士にとって、屋敷地と屋敷そして家付き家財については、基本的に私有の対象ではなく、理念的には公儀からの預かり物だったのだ。これこそ、大量輸送の可能な鉄道やトラックなどのない時代に、大名家中の国替が可能だった理由である。

ただし、江戸時代中後期に至り、藩財政の弱体化によって、家屋建設・

修理などにおいて屋敷拝領者の負担になつた藩も少なくなかった。屋敷の需給制度については、福岡藩・徳島藩・米沢藩のように、願書による拝領・返上・相対替がおこなわれる事例が報告されており<sup>21</sup>、結果として石高と屋敷条件が乖離し、私的所有觀念が芽生えるなど、体制崩壊へと結びつくことになる。

これに関連して伊賀を統治する上野城代藤堂采女家の相続関係史料を紹介したい。慶安四年（一六五二）正月、藤堂采女家初代の元則は、嫡子長門元住に「遺産」を渡した。それが、次の史料である。

史料<sup>36</sup> 慶安四年正月一日付藤堂元則議状 「保田文書」 東京大学史料編纂所所蔵影写本

（藤堂元住）  
長門ニ相渡覺

一、弓  
三拾張

一、矢箱  
七ツ

一、<sup>（鞍）</sup>うつほ  
二拾二本

内十二本  
百武拾丁

白猪  
十本  
しかり毛

一、鐵炮  
百武拾丁

一、石火矢  
三丁

一、藁箱にない  
拾荷

一、合藁入大つほ  
九拾本

一、<sup>（鞍）</sup>やり  
一、馬のくらかいぐ  
武拾口

但、自然之事も候ハ、無足人づ  
れ可參と存、よけいニ仕置候

正月十一日

元則（花押）

藤堂長門殿 参

一、番刀大小  
一、こしあて  
一、うちがい  
一、ぜにさし

百<sup>(腰)</sup>こし

五拾

百八拾

六拾五

但、こしにはさみ候

以上

一、殿様よりあづかり之御てつぼう諸道ぐハ、右之外ニ引渡シ候、

一、かちのもの道ぶく

二百

拾本

拾本

七はしり

五本

五拾丁

二拾丁

八疋

拾九人

但、此もの共武具・馬具め

くくにこしらへ持申候

一、御為大事ニ可存事

奉公

（油断）

一、御法度を守、御ほうこうゆだん申ましさ事

（自然）

（分別）

一、しぜんの事有之候とも、御用ニたち候ふんべつつね／＼ゆだん申ましく候、何を申候而も人をもち不申候而ハ不成ものニ候間、我等つかいたて之もの共ニれんみんをくわへ可申事かんやうニ候

一、我等万事ニ付つね／＼御ため大事ニ仕候事ハ、其方もよく可存候、以上

右之通ニ諸道ぐひろ間にならへおき、加納藤左衛門殿・三浦少之介

殿・渡部島之介殿・土田權右衛門殿などへ見せわたし候、此通ニたし

なミおき候間、其方猶以万事ゆだん申ましく候、以上

慶安四年

藤堂采女

藤堂元則は、寛永十七年に死去した高虎異母弟高清にかわって伊賀上野城代に就任した藩を代表する重臣である。高虎に仕えて顯著な武功を重ね、与力（知行取）の扶持を含め二万石格の藤堂家を代表する家老だった。彼が前年十月に隠居願いを提出して許され、遺産を嫡子長住に譲った折の文書である。

冒頭部分に、采女家の領知七千石を保証する藩主から預けられた折紙が記されている。以下、弓から馬に至る基本的な遺産は、合戦を念頭に置いた武具とそれに関わる必需品のみである。国替があつた場合、これらをもつて移住したのである。

また、相続の際に藩主から預けられていた鉄炮以下の武具については、一旦は藩に返さねばならなかつたことがわかる。城付きの鉄炮の管理は城代家老に任せていたのであるが、儀式ではあろうが代替わりには返却せねばならなかつたのだろう。

さらに、采女家に預けられた一九人の知行取が記される。彼らは、武具・馬具以下については各自もつていることが注記されている。采女家には、彼らも含む家臣団が形成されていたのである。それに統いて、家を継ぐにあたつての心得が記されている。なんといっても、繰り返される藩主への「御為大事」や知行取以下の自家家臣に対する憐憫を強調していることが目を引く。

ここで注目したいのは、中世のように地頭職や莊官・代官職とその領地などの所領所職や、本領支配のための城郭・城館が遺産となつていないことをである。江戸時代においてこれらは、大名領知に含まれる預かりものだつ

たからであろう。先述したように、国替があつても変わることがない家産が、ここには記されている。

それに関連して、弓以下の「諸道具」を屋敷の広間に並べ加判奉行の加納直成をはじめとする四人の家老に公開したところが興味深い。相続する武具以下においても藩重臣が確認していたのである。

このようにみると、藤堂藩においては藩政初期から一貫して藩士には伝來の武具と消費財以外の財産はなかつたといつてもよいのではなかろうか。また家老クラスに限定されるのではあらうが、財産の公開が原則だつたと推測される。私有財産すらも、公的な位置づけが与えられていたのである。

#### 註

- (1) 岩本馨『江戸の政権交代と武家屋敷』(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (2) 彦根藩については、藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』(彦根城博物館、二〇〇三年)、『新修彦根市史』第二巻通史(編近世、藩祖井伊直政については、野田浩子『井伊直政』(戎光祥出版、二〇一七年)参照。
- (3) 朝尾直弘監修『久昌公御書写—井伊直孝書下留』(彦根市教育委員会、二〇〇三年)。
- (4) 下高大輔『井伊家居城の佐和山城と彦根城が示す豊臣政権』(『織豊期研究』一九、二〇一七年)。
- (5) 藤堂藩の研究については、前掲拙著『藤堂高虎論』、前掲藤田監修・三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究』、藤田監修・三重大学歴史都市研究センター編『地域社会における「藩」の刻印—津・伊賀上野と藤堂藩』(清文堂出版、二〇一四年)を参照されたい。
- (6) 前掲深谷『深谷克己近世史論集 第二巻 慄武の政治文化』。
- (7) 矢部健太郎『豊臣政権の支配秩序と朝廷』(吉川弘文館、二〇一一年)をはじめ中近世両分野からの研究蓄積がある。
- (8) 前掲市尾「幕藩制国家成立期における国替の研究—寛永九年細川氏の事例から—」、白峰旬『寛永九年の熊本城受け取り』(同氏『江戸大名のお引っ越し』新人物往来社、二〇一〇年)、稻葉継陽『細川忠利』(吉川弘文館、二〇一八年)など参照。関係史料は、おもに『細川家史料』『綿考輯錄』によつ
- (9) 後述する丹波篠山藩においても確認される「御所替帳面」上、篠山城跡学術調査委員会編、一九九二年)。
- (10) たとえば、前掲市尾「幕藩制国家成立期における国替の研究—寛永九年細川氏の事例から—」では、「御制札」を史料⑨とみず他の細川家の法度と理解したため、「上使が出す実務レベルの法度の範囲と細川家の法度の範囲には明確な区分がなされており(中略)、ここに、上使が介入しようとしない細川家の『自分仕置権』が確認できるのである」と誤った解釈をしている。
- (11) 白峰旬「吉田城の受け取り(宝永三年)と引き渡し(正徳二年)江戸中期の事例」(前掲同氏『江戸大名のお引っ越し』)。また延享四年(一七四七)におこなわれた陸奥磐城平藩内藤家の国替においても確認できる(日比佳代子「転封実現過程に関する基礎的考察—延享四年内藤藩の磐城平・延岡引越を素材として—」(『明治大学博物館研究報告』一六、二〇一一年))。
- (12) 註(11)と同じ。
- (13) 註(11)と同じ。
- (14) 本所替に関する主要史料としては、「御所替帳面(上・下)」(篠山市立青山歴史村所蔵「青山家文書」)がある。史料調査において、青山歴史村の皆様には大変お世話になつた。
- (15) 註(11)と同じ。
- (16) 註(1)と同じ。
- (17) 永堅啓子「近世後期における姫路藩酒井家の家中屋敷地居宅の再編政策について」(『城郭研究室年報』一〇、二〇〇一年)。寛延二年の前橋から姫路への国替関係史料は、永堅氏からご教示いただいた。
- (18) 渡辺理絵「拝領屋敷の利用にみる武士の屋敷觀と武家地管理政策の展開」(前掲同氏『近世武家地の住民と屋敷管理』)。
- (19) 前掲拙稿「本城城下町をつくる—伊勢津」(前掲拙著『藤堂高虎論』)。
- (20) 斎藤隼人「藤堂藩の武家屋敷配置と変遷」(前掲藤田監修・三重大学歴史都市研究センター編『地域社会における「藩」の刻印』)。
- (21) 渡辺理絵「他藩の武家地における諸問題とその管理体制」(前掲同氏『近世武家地の住民と屋敷管理』)。

ている。

(9) 後述する丹波篠山藩においても確認される「御所替帳面」上、篠

山城跡学術調査委員会編、一九九二年)。

(10) たとえば、前掲市尾「幕藩制国家成立期における国替の研究—寛永九年細川氏の事例から—」では、「御制札」を史料⑨とみず他の細川家の法度と理解したため、「上使が出す実務レベルの法度の範囲と細川家の法度の範囲には明確な区分がなされており(中略)、ここに、上使が介入しようとしない細川家の『自分仕置権』が確認できるのである」と誤った解釈をしている。

(11) 白峰旬「吉田城の受け取り(宝永三年)と引き渡し(正徳二年)江戸中期の事例」(前掲同氏『江戸大名のお引っ越し』)。また延享四年(一七四七)におこなわれた陸奥磐城平藩内藤家の国替においても確認できる(日比佳代子「転封実現過程に関する基礎的考察—延享四年内藤藩の磐城平・延岡引越を素材として—」(『明治大学博物館研究報告』一六、二〇一一年))。

(12) 註(11)と同じ。

(13) 註(11)と同じ。

(14) 本所替に関する主要史料としては、「御所替帳面(上・下)」(篠山市立青山歴史村所蔵「青山家文書」)がある。史料調査において、青山歴史村の皆様には大変お世話になつた。

(15) 註(11)と同じ。

(16) 註(1)と同じ。

(17) 永堅啓子「近世後期における姫路藩酒井家の家中屋敷地居宅の再編政策について」(『城郭研究室年報』一〇、二〇〇一年)。寛延二年の前橋から姫

## 六 主従制と官僚制の融合

### (二) 近世「家」制度

以上をふまえて、江戸時代前期における官僚制について検討したい。

幕府官僚制とは、従来は天下人や将軍のもとで形成された大老・老中以下による合議制にもとづく官僚制をさすのが一般的である<sup>(1)</sup>。これは、藩官僚制においても家老合議制の誕生を画期として、同様の視角から研究が進められてきた<sup>(2)</sup>。

これらにおいては、草創期の出頭人政治すなわち「人」による支配から、安定期の幕府や藩における「職」にもとづく政治への転換をもとに、官僚制が成立したとみられてきた。大局的にみればそうであるが、それでは幕藩政治の歴史的特質を看過してしまうことにはならないだろうか。

たとえば、一七世紀段階において、外様大名も含めた大名一般が、本来的に国家統治において果たした役割を議論から欠落させてしまうことにならないだろうか。そもそも天下人や将軍と諸大名との間には、主従制のみならず古代律令制に系譜をもつ官職制度すなわち国家的な官僚制度が導入されたのが、近世国家の大きな特徴だった。

一七世紀段階においては、国家的官僚としての立場から、外様大大名も含めて能力のある大名は、自領以外の支配はもとより様々な国家的事業にも関与し活躍したことが指摘されている。人材に恵まれないこの段階においては、できるだけ広い範囲から、有能な人材を発掘してゆかねばならなかつたのである。

預治思想のもと、一般的な大名とは四位ないしは五位の位階と○○守などの官職を授けられ、領知権を預けられた地方官と位置づけられていた。豊臣政権以来、諸大名を国家の官僚とするために官職制度（武家官位制）が導入されたのであり、それが権力の集中化と法と絵図・帳簿類による官僚統治を推し進めた。秀吉は関白として天皇を補弼する地位に就き、家康

も將軍に任官したが、実質的に同じ天下人の立場に自らを位置づけたのである。

前述したように、慶長十六年には武家官位を員外官として公家官位と切り離す方針が打ち出され、禁中並公家諸法度により制度化された。寛文印知の頃には、全大名が官位をもち羽林家以上の公家に位置づけられることになる。つまり近世大名とは、石高が一万石以上の上級武家であり、同時に家格は羽林家以上の公家という二面性を併せもつ存在になつたのである。

天下人が諸大名に領知権を預けたのは、諸大名が天下人との主従制に属することをベースに、国家の官僚として位置づけられていたからにほかならない。全大名が、將軍から領知宛行状と領知目録を、朝廷から位記や口宣案を授けられる存在になつたのである。あわせて、外様大名も含めて全大名を国替の対象としたのであつた。

従来の武家官位制の議論は、権威や家格秩序の問題としてあつかわれてきた。しかし導入した豊臣政権において諸大名の在京体制実現の前提だったこと、高位高官への就任が家康をはじめとする外様大大名の政権参画のためのツールだったこと、江戸時代においても大名間の家格秩序形成ばかりか、国家的官僚としての身分を表象するものだつたこと、これが前期幕府政治に大きな意味をもつたことが重要である。

様々な経緯で家康との関係を築いた諸大名ではあるが、全国統治は直臣大名のみでは不可能だったから、どうしても実力のある外様大名に頼らざるをえなかつたのである。これに関して、一七世紀において「全国各地に配置された大名・旗本が奉行的性格を持っており、各地域が江戸から一定程度独立した支配を行つてゐたのである。権限・役割が明確でなく職制ではないものの彼らが配置されることで、各地域が抱える固有の課題に対応していたのである」<sup>(3)</sup>とする藤本仁文氏の指摘は重要である。

藤本氏は、小倉藩主小笠原忠貞が幼少の熊本藩主細川綱利の藩政を助けたり、高知藩や鹿児島藩の藩政改革に松山藩主松平定行が相談を受けたり、

譜代大名が自己の所領のみならず、周辺地域の支配にも関わったことに着目し、一七世紀段階における「大名の奉行的性格」を重視した。

外様大名においても、既に述べたように藤堂高虎が熊本藩主加藤忠広を補佐したり、幼少の高松藩生駒高俊にかわって藩政をおこなつたりと、

一七世紀段階の幕府政治においては人間関係や能力に応じて他領支配を任せられた。それは、そもそも近世大名そのものの国家的官僚としての性格に由来するものだつたとみられる。

ここで、笠谷和比古氏の官僚制と藩に関する見解を紹介しよう<sup>(4)</sup>。笠

谷氏は、近世大名を第一に軍制組織として評価し、第二に領国の統治を目的として編成される行政的諸役人からなる官僚制的組織とみる。

本来、軍事組織であつた大名家の主君一家臣団の総体は、同時に当該大名領国を統治する公的機関として民政一般にわたる行政的活動をおこなうようになる。この側面が「藩」とよばれるものであり、領国の土地と領民の総体をさす二重概念でもあるとする。

通説的な見解として取り上げたのであるが、笠谷説においては幕府との関係から官僚制と藩の有機的な関係が説明されていない。領知権に根ざす諸権限のベースとして、藩の軍事・行政権が公儀からの預かりもの、すなわち委任されたものとしての議論が欠如している。具体的には、大名が國家的官僚であること、その諸権限を藩として預かっているという事実である。

たとえば多くの藩では、藩主や家老周辺で諸案件が議論され決裁されるというトップダウン型政治は、初期御家騒動の経験を通じて江戸時代前期に克服された。藩領の行政を担当する下位集団こそが現実課題に直面する末端であり、多くの場合そこから起案され、彼らを束ねる奉行・代官などの上位組織で修正され、家老などにあがつてくる稟議型政治へと深化していく。組織全体として機能する構造は、藩として公儀から領知権を預かつてていると認識していたからこそだつた。

以上の説明に、歴史的な展開過程を付言したい。中世における領地を媒

介とした主君と家臣との間を結ぶ主従制による支配は、本質的に不安定なものだつた。戦国大名は、地域社会で様々な領地を經營した国人・土豪たちの利害調整に奔走せねばならなかつたからである。信長が強制した仕置には、それを解決する仕組みが組み込まれていた。

たとえば、先述したように、和泉においては領主指出をもとに領地の一円化による所替がおこなわれた。本来的に中世における武士の領地は、分散していた。それを一定領域内にまとめるような離れ業は、戦国大名には不可能だつた。

信長からすれば、まずは所替を一国規模で実現して大名・国人たちの領地を整理し、彼ら全員を本領から引き離すことが眼目だつたし、あわせて自らの広大な蔵入地を設定していつたのである。このように、信長にとつても、また彼に服した諸国の領主層にとつても、仕置は相当に魅力的な施策だつたのだ。

魅力的といえば、検地の前提としての城割は、信長にとつては抵抗拠点を除去するメリットがあつたが、維持費のかさむ城郭を整理統合することは、諸国の領主・領民にとつて様々な負担を軽減することにつながつたからメリットがあつた。

信長そして秀吉の仕置を通じて、領知が石高で表示されていつた。これは、同時に領地・領民・城郭がセット化されてゆくことを意味した。たとえば、十万石の領知を預けるということは、それのみあう領地・領民・城郭がセツト化されて預けられることを意味したからである。

秀吉時代に本格化した国替は、本城と数カ所の支城を支配・防衛拠点とし、そこに大名と家臣団を集住させていつた。支城主クラスの重臣の自立性が高く、家中紛争の火種となつたことが指摘されており、初期御家騒動とよばれ研究史の蓄積もある。この段階においては、万石クラスの重臣も多数存在した。基本的に、彼らは天下人からではなく、主君たる大名から領知を預かつたことに彼らの自立性の限界があつた。

領地を媒介とする中世的な主従制は、仕置によつて変質した。秀吉が実

現した天下統一によつて、理念的に日本六十余州すなわち全国土が、新國家に収公されたからである。天皇支配権を代行する関白が、山野河海の支配権も含めて国土領有権を差配する存在となつたのである。

公家と武家との統合の象徴としての関白政権は、首都京都を復活させ「平安城」として大航海時代の東アジア世界に名乗りを上げた。天皇を補佐する関白秀吉が国務を専断し、百官を總攬するという正統性を主張したのである。

そこには、主従制をベースとした官職制度にもとづく国家的官僚制の誕生が意図されていたことは明らかである。奥羽再仕置が終了する頃、秀吉が諸大名に対して郡絵図と御前帳の上程を命じたのが象徴的であった。国家的な絵図と土地台帳の提出は、古代律令国家における田図・計帳などに系譜を引くものと考えられる。これについて秀吉は、次のように説明している。

#### 史料③7 四国御発向并びに北国御動座記 『天正記』

この先數十箇国、檢地を遂ぐるに、昔の所務帳一倍を過ぐ、当年もまた田地を踏み分け、土民百姓私を接へず、また飢寒に及ばざるが如く、これを勘弁し、五畿七道の図帳を以て、一枚鏡と作して、これを照覧す、悉くも人王十三代成務天皇六年、始めて国境を分かち、その後人王四十五代聖武朝に行基菩薩三十余年の労を以て、田地の方境を定む、爾來増減有りと雖も、これを改むことなきもの、今や殿下の作すとこそ、碁盤に目を盛るが如し、自他入り組みなし、繩を限りてこれを打つ、故に国の堺目の理論なく、民に甲乙の訴訟なし、（中略）就中、禁中の事を専らとし、公卿を仰ぎ、諸臣を憐み、その器量に依りて領地を加増す、

これは、天正十三年十月に成立した大村由己「四国御発向并びに北国御

動座記」（『天正記』所収）からの抜粋である。一連の『天正記』において、檢地に関する記事はこれのみであるが、きわめて重要な部分として研究史上も注目してきた。

同年閏八月に近江坂本城で命じた全所領規模の国替を受けての、天皇・公家・寺社への所領配分に言及しているのである。檢地と知行割の密接な関係が記されているのだが、檢地の歴史的由来に関する説明部分に着目したい。

豊臣政権が畿内近国を掌握した天正十三年に、「五畿七道図帳」を作成したとするのであるが、その由来を「十三代成務天皇」による「分国堺」や、「四十五代聖武朝」による「田地の方境を定む」に求める。

その後、国境や田地境に「増減」があつたにもかかわらず改めなかつたので、このたび関白秀吉がそれらの入り組をなくすべく檢地を執行したため、国境相論や民衆の訴訟がなくなつたというのである。これは、織田檢地でおこなわれた所領の一円化を、豊臣政権も踏襲していることを意味するのではないかろうか。

成務天皇は記紀神話上の天皇で実存が疑わしいが、諸国に行政区画として国郡・県邑を定めるなど、地方行政機構の整備を図つたとされている。聖武天皇の時代に行基によつて作成されたと伝えられる「行基図」は、現存のものからは稚拙ながら諸国を単位として国名とその郡数を記した日本全図で、その作成の過程で田地境の確定作業がおこなわれたと主張するのである。

檢地帳を古代の土地台帳である民部省図帳の系譜に置き、秀吉が天正十三年に全所領規模の国替をおこない、その後から仕置として本格的に檢地を執行するが、政権側はそれによつて土地をめぐる相論が消滅すること、そこに国家的な土地制度復活の理念的正統性を位置づけたのである。引用部分は、主従制原理では説明できない国制的な側面からのそれとしてきわめて貴重である。

天正十九年七月、多聞院英俊が日記に「日本國ノ郡田ヲ指図繪ニ書キ、

海・山・川・里、寺社、田数以下、悉注、上ヘキ」と命令があつたことを記し、さらに郡絵図収納の理由については宮中つまり天皇のもとに保管しておくためと記している（『多聞院日記』天正十九年七月二十九日条）。

これについて川村博忠氏は、「御前帳と郡絵図は諸国の各領主より差し出されたにもかかわらず、国郡ごとにまとめられたこと、徵収の理由が禁中献納であつたことなどから、織豊政権によるその事業は国郡制の行政原理を意識したもの」として注目している。

中世封建制の基礎は、本領の安堵だった。織豊政権によつて本領が否定され、国替が本格化し、絵図・帳簿類による国家支配が浸透する。大名以下の領主層は、国家的な官僚としての側面を強めてゆく。これは、江戸時代とりわけ大坂の陣以降に本格化することになった。

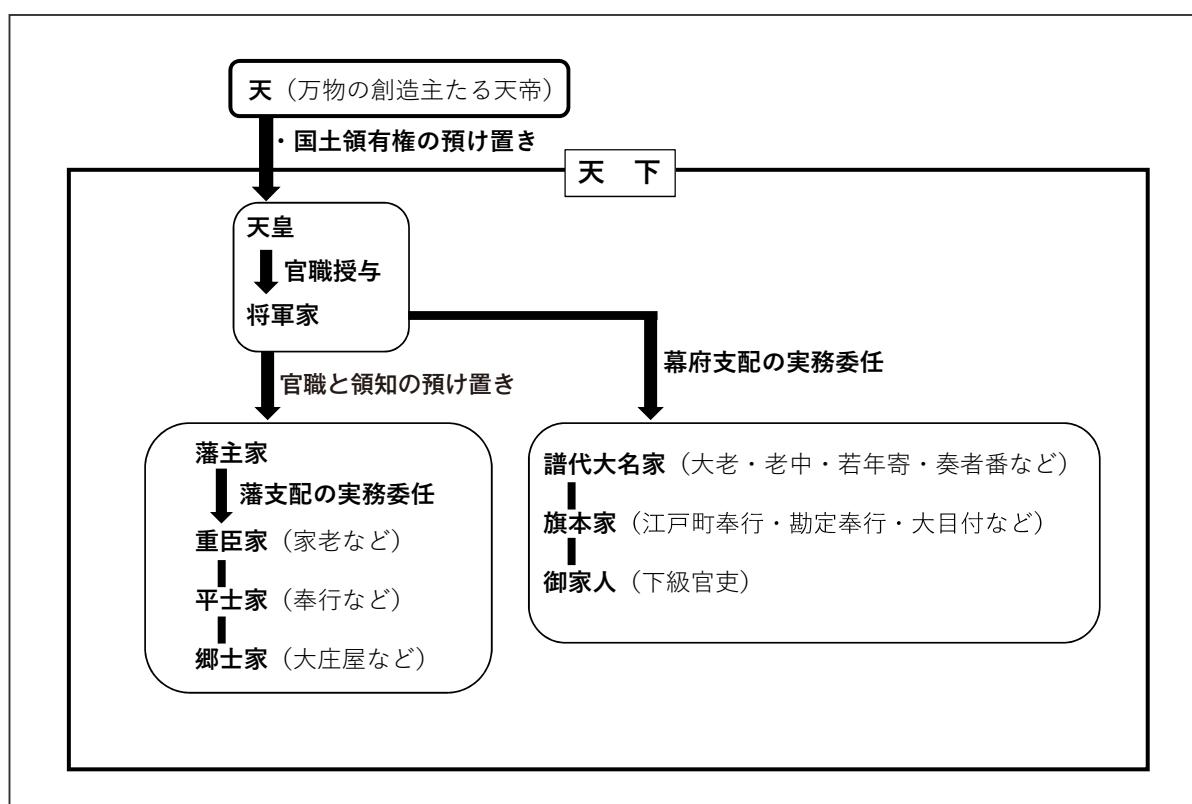
一七世紀においては、外様大名も含む大名・旗本個人の能力に依存しつつ、幕府が全国支配をおこなうことになった。これに並行して、個人の力量から家督か否かが問われる時代へと、大きく転換していくことに注目したい。

江戸時代においては、諸藩でも役職の変化などに応じてしばしば屋敷（役宅）替がおこなわれたが、これは藩領知権を預かつた藩主が、藩支配の実務を様々なレベルで藩士に委任した結果、藩士たちが官僚化したことによるものである。

このように、日本近世国家とは国家レベルと藩レベルの二重の官僚制を基盤とするものだった。幕藩官僚制とは、將軍家→大名家→藩士家という預治の秩序を基本構造としたのであった。

そのうえで老中以下を務める譜代大名・旗本・御家人による幕府官僚制と、家老以下の様々な役職を務める藩士による藩官僚制という重層構造が形成され、制度化していくのである。これについては、一八世紀に整備されることになる。次の図⑥を参照されたい。

幕藩国家は、豊臣政権を継承し預治思想にもどづいて形成された。統治に關わる諸権限は、上位の家から下位の家に預けられるものだつた。一八



図⑥ 幕藩官僚制概念図

世紀段階の幕府官僚制においては、たとえばある人が町奉行や勘定奉行になれるかどうかは、その人が三千石級の旗本の家に生まれることが前提条件になつた。すなわち、家格と職との相関関係が前提になつたのだ。

これは藩官僚制にも共通することであつて、そこには武士における「家」（家督制度）の成立があつた。幕府官僚である藩主は、藩士家の家督とのみ主従関係を結んだのである。藩官僚である藩士における「家老の家」といつた家職の誕生は、ますます個人を官僚組織に埋没させていった。これが、「家」を媒介とする主従制と官僚制の融合の実態なのである。この構造は、基本的に大老・老中以下の幕府支配にあつても同質だつた。

加えて、役職には複数名の定員があてられ合議によつて運営されていたことに特徴があつた。預け置かれた権限は、幕府にあつては将軍や大老など、あるいは藩にあつては藩主や家老などが専制的に行使するものではなく、複数の官僚による合議と主君の裁可によつてはじめて実現するものであつた。

これこそが、近世国家の「政治」のありかただつた。江戸城の本丸御殿や城郭周辺に置かれた評定所などが全国統治の場であり、諸藩の藩庁城郭の御殿は藩領統治の場だつた。したがつて、役宅も含む政治の場以外における合議は、「謀反」とみなされたのである。近世城郭の主たる機能は、「政治」の場だつたことである。戦国期以来の軍事機能ばかりが議論される昨今の近世城郭研究は、その本質を欠いた議論に陥つてはいなかろうか。

ここで重要なのは、幕府においても、藩においても、決裁文書が下位の担当役人の手で起案され、上位で修正されつつ追認を受け、幕府なら老中など、藩なら家老などの裁可を仰ぎ決裁される、という一連の手続きである。幕府では老中の、藩では家老の周辺で議論される前提として、下位集団における議論があり、その結果が上申されるというボトムアップともいえるシステムである。

従来の幕藩官僚制国家論においては、主従制か官僚制かの二者択一的な議論が少なくなかつた。しかし、図示したように將軍家—藩主家—藩士家と

の関係は、その家督同士に結ばれた主従制をベースに、家格と職によつて決定されたのだった。一人の大名が、武家であり公家であるという特殊な存在だつたところに、このような統治体制を可能にした特徴がある。

預治思想にもとづく藩とは、本来的に藩主による專制政治を阻止し、合議制による独自の藩領統治を実現するものだつたが、基本的に様々な点で幕府への依存体質をもつものであつた。大藩であつても、たとえば災害復興の際には莫大な拝借金を要求したように、体制維持の根幹は盤石なる幕府財政にあつた。その意味で、幕府と藩との関係を、たとえ外様大名だつたとしても緊張・対立関係のみでとらえることは一面的である。

## (二) 幕藩官僚制の特質

従来の近世史研究は、天下人（大御所・將軍）—大名（藩主）—武士（藩士）の関係を主従関係を中心に理解し、中世との関係を意識して封建制あるいは再編封建制と表現してきた。それに対して、近年の研究においては、藩領を越えた広域行政や民政の視点から、様々な統治の実態が明らかになり、外様も含む大名一般の国家的な官僚としての側面に関心が集まりつつある。

これは、中世とは質を異にする国家の高度化と理解することができる。そのため年来筆者は、近世国家の主従制と官僚制の融合の側面に着目し、そこにつきこそ天下泰平が実現した理由が求められるとする主張を繰り返し述べてきた。従来の主従制を核とする封建国家議論では、近世国家が実現した天下泰平の柔構造を理解することができないからである。

一九九〇年代以降の研究は、中世と近世の連續面に着目するあまり、本質的な論点を看過してきたのではないか。使い古された封建制概念を再検討しなかつたことから、中世の権威構造を克服した近世社会の到達点がみえにくくなつたのではないかと危惧する。

徳川將軍家の領知宛行制が、いかなる過程を経て成立したのかについて

研究した藤井讓治氏によると、慶長五年の関ヶ原の戦いにおける勝利によつて一気に確立したのではなく、段階的に、また試行錯誤を経て、四代将軍家綱が寛文四年におこなつた領知朱印改め、すなわち「寛文印知」においてようやく確立したという<sup>(5)</sup>。

先述した関ヶ原の戦い後の領知宛行は、伊予における高虎と加藤嘉明との領地確定がそうであつたように、豊臣政権から上使派遣があり、その指導のもと大名同士の個別交渉と同意のもとでおこなわれており、そこには家康の圧倒的な優位性はみえなかつた。

慶長八年に家康が将軍に任官しても、諸大名への領知宛行状が一斉に発給されたのではなかつた。家康段階では、各大名・領主に対し個別に発給し続けたのであつて、未成熟のまま終わつたと藤井氏は結論づける。

領知宛行状の一斉発給は、家康が死去した翌年の元和三年に秀忠によつてなされた。この時の対象は、西国大名を中心とした限定的なものだつた。これに続くのが、大御所となつた秀忠による寛永二年の一斉発給だつた。家光による一斉発給は、秀忠が死去した二年後の寛永十一年の上洛時のことだつた。

これまでに、寛永二年を除いて基本的に天下人の死と上洛を機に、一斉発給されたことが重要だ。四代将軍家綱は、大御所が不在だつたにもかかわらず、一斉発給できるまでに十三年もかかっている。すなわち「御代替り」の領知宛行状を一斉に発給できたのは、寛文四年だつた。

幕府は、寛文四年三月七日に全大名に対して、従来交付されていた領知宛行状を返納することを命じた。続いて、四月五日付で全大名に対して家綱の名義によって、同一書式の領知宛行状（判物・朱印状）と領知目録を交付したのである。以後は、将軍の代替わりの度に、諸大名に対して一斉にセット発給されるようになるのである。以上が、藤井氏の研究の骨子である。

藤井氏の議論で気になるのは、織豊期における統治革命を評価していなことである。織豊政権の諸政策の意義は認めつつも、結果として戦国時

代と江戸時代を直接結びつけているといわざるをえない。たとえば、上記の領知制についても然りである。

秀吉は、天下統一戦をおこないながら、国分の後に國主大名以下の諸大名に対して領知宛行状と領知目録をセットで与えていた。統一戦争を通じて主従制を全国に拡大したのであつた。徳川歴代将軍は、それができなかつたが故に家康から家綱までの四代かかつて全大名との間によつやく統一的な主従制を構築するに至つた。

既に述べたように、豊臣期において領知目録に記された具体的な所付については、単なる領地の村々を示すものではなかつた。すなわち、領知宛行状に石高で記された領知高は、領知目録において具体的に示された領地ばかりか、領民（百姓・町人以下を含む）と城郭・城下町という領知権の具体的な内容を包含するものだつた。

領知宛行状と領知目録がセット発給されるのは、抽象的な領知高と具体的な領知の内容の通達を別におこなうことであり、中世のような本領を「安堵」し、既得権を認めるようなものではなかつた。信長にはじまり秀吉に至つて、天下人が石高で領知権を預けるという近世領知制は誕生していたのである。近世領知制に関する議論は、これが前提となる。

寛文印知の画期性は、政権担当者たる天下人の代替わりに際して諸大名に対して「充行」文言を通じて、領知権を預けていったことである。以後、天下人の代替わりごとに領知権を預けることが繰り返されたのだつた。これについては、次の藤井氏の指摘が重要である<sup>(6)</sup>。

「寛文四年の領知朱印状の書札札については、大野瑞男が明らかにしたように、領知高・官位によって整然とした書札札がこの時にほぼ完成した。それに付け加えるとすれば、発給された領知朱印状の大半が実質的に「安堵状」であつたにもかかわらず、それに「充行之訖」の文言が入つたことである。このことは、大名への領知宛行権、言いかえれば全國にわたる領知権が將軍に帰属することを改めて宣言したといえる。」

ると考える。

中世的な本領安堵や新恩給与は、軍役を中心とする御恩と奉公によつて確認された。天下泰平が実現すると、個人的な封建規範は影を潜め、官職によつて示された家格や家職を前提とした幕藩官僚制が前面に押し出される。寛文印知以降の領知宛行制も、このような流れのなかに位置づけるべきであろう。

大野瑞男氏の研究によると、領知宛行状の様式については、対象大名が十万石以上か未満かに関係なく、侍従には判物となり、それ以下について四位・五位にかかわらず朱印状であること、諱は三位以上のみ記す、書止文言の差は、中将・少将・侍従・無官（諸大夫）の官職によつて区別されることが指摘されている<sup>(7)</sup>。官職によつて宛行状の様式が細かく区別されたとみてよいだろう。

これに関連して、国替を素材に近世国制の特徴を指摘した谷口昭氏の次の指摘に注目したい<sup>(8)</sup>。

「そもそも法権者として自らの領分に立法・行政・司法権をもつた戦国期発祥の大名（もちろん幕藩体制下で新規に取り立てられた大名家は多い）に対し、先祖が血を流して切り取ってきた固有の領分の領知替が可能であつたこと、城邑の受取（うけとり）渡（わたし）に際して細大漏らさずその実情を文書化して報告するシステムが整つてゐること自体、転封が幕府の大名統制策の一環と見なされた以上に、近世国制の特質を表現する事象ではなかつたか。ここには、言葉は不適切ながら、將軍の主導による律令制度の文官的な官僚制の疑似形態を見るからである。」

谷口氏は、国替制度の前提として近世領知制が成立するとともに、將軍が主導する国家的な官僚制が創出されていたことを指摘し、それが律令制度に淵源をもつものと鋭く予想したのであるが、江戸幕府が豊臣政権の武家官位制にもとづく官僚制を前提としたことからも、正鵠を射る主張である。

ここで重要なのは、預治思想は豊臣時代から江戸時代初期までは統治理念だつたが、寛文印知以降においては現実を伴つた政治思想となつたことである。天下人（將軍）が代替わりごとに諸大名に領知を「宛行」のであるが、預ける客体である領地・領民・城郭は、幕府が絵図・帳簿類で詳細を把握したものだつた。ここに、近世領知制の達成に伴う国替制度の完成をみいだすことができよう。

ただし、藤井氏のように「全国にわたる領知権が將軍に帰属」したとみるのは正確ではない。理念的には、天下人（大御所・將軍）も、それを天から預かっていたからである<sup>(9)</sup>。近世領知制とは、將軍や大名といえども領地の私有を許さない体制なのであつた。そこが、中世在地領主制との質的な相違点なのである。

小稿においては、国替制度を素材に近世領知制の成立過程を概観した。おもに着目したのは、預治思想にもとづく新国家の誕生過程だつた。従来、預治思想とは、徳川家綱の時期すなわち「泰平の世」の到来とあわせて、軍事的規範から民政転換を図る段階に照応した思想とみられてきた。

たとえば、倉地克直氏は「災害が続くなつて、領主には家中と百姓との『成立（なりたち）』を両立することが求められるようになる。はじめ徳川『公儀』は、支配者である武家の結集体として形成された。それが、百姓を意識した社会的公権力としての機能を重視するようになる。その契機となつたのが、島原天草一揆とそれに続く寛永の大飢饉であったのだ」<sup>(10)</sup>という。

島原・天草一揆の勃発と寛永の大飢饉の発生が画期となつて、徳川幕府が「公共」機能を果たすようになつたとみるのは一般的な見方である。しかし、仁政を尊重する預治思想は、戦国動乱を直接・間接経験した前期明君の言説からもみいだせる。また幾多の戦場を駆け抜けた猛将でありながら、百姓のために命がけで新田開発にいそしむ地方功者（賢宰）も少なからず存在した<sup>(11)</sup>。

なんの思想的な土俵もないところに、仁政が叫ばれたのではなかった。既に天正十五年の豊臣法令（史料⑨）にも、その方向性は明確に打ち出されていたではないか。預治思想とは、信長や秀吉そして家康による天下統一の過程の中で醸成され、一七世紀には広く外様大名にまで浸透した幕藩体制を支える基本的な政治思想だった。

これに関連して、好学の藩主達が家臣団と対峙しながら、いかにして暴力の支配する戦国状況を克服して法治主義による民政を標榜・奨励し、それが実現したのかについて検討したい。これについて、延宝五年（一六七七）六月六日に藤堂藩の奉行衆が評議のうえ藩領の村々に触れた三カ条の直書の第三条の冒頭部分を掲げたい。

#### 史料③ 延宝五年六月六日付三カ条直書（第三条）『宗国史』

一、我等は当分之國主、於田畠は公儀之物ニ候、然ルニ公田を當分之借物之為ニ或は質物ニ入候儀曲事ニ候、

三代藩主であり明君として知られる藤堂高久の時代、私（高久）は当座の藩主であるが、「田畠は公儀の物」であると位置づけて、その売買や質入れを禁じているもので、預治思想を象徴的に表現している。なお、田畠永代売買禁止令は、寛永二十年三月すなわち三十年も前に発令されているから、その関係史料ではないことを断つておきたい。

百姓の田畠売買は、既に田畠永代売買禁止令によって原則的に禁止されており、その私有が許されたのは明治五年のことだった。直接的には、寛永の大飢饉のため百姓たちが田畠を売買し没落していたことに対する対応ではあつたが、そもそも豊臣政権による天下統一以来、原則的に田畠の売買はもとより、加地子集積にもとづく地主制は許されなかつた。

加えて、近世を通じて年貢の不平等を解消するために耕作者が交代する割地制度が続いた地域も広範にあつた。割地制度とは、村内の土地を共有

財産として、一定年限にこれを村民の持ち高に応じて割り当て、年限がくるとふたたび割り当て直す制度のことである。江戸時代は年貢村請制だから、村の百姓ができるだけ均等に年貢負担をするという発想にもとづいている。

この制度は、中世の惣村における惣有地の系譜にあると推測している。たとえば、惣村の典型として知られる近江菅浦（滋賀県長浜市）では、貞和二年（一三四六）年九月に、日指・諸河の惣有地においては永代売買することを禁じている（「菅浦文書」）。わずか四町五反の惣有地を死守するために、一定期間に割替えがおこなわれていたからだろう。これに関連して、惣有地を「公領」（「菅浦家文書」）と表現する史料もみられる。

中世莊園内の名田は、「名」や「番」などの単位で編成されることが多い。従来は、名田の徵税請負人たる名主が百姓を駆使して請作させており、中世を通じて百姓は田畠に関する耕作権者すなわち事実上の所有者となつてゆくとみられていた。

ところが、中世後期村落の自治を支えた年貢地下請にもとづく惣有地については、菅浦のように割地制のケースが多かつたと推測する。諸藩で確認できるように、太閤檢地を経て村請制度が定着したことから、実質的に惣有地が拡大していくことができよう。

したがつて幕府や藩の領内田地については、百姓のみならず藩主からも「公田」と認識されたとしても違和感ないのである。村高に結ばれる村内の田地を、天下統一と太閤檢地を通じて国家の「公田」と位置づけたとみるべきであろう。

割地制度は、藩領規模で採用される場合もあるが、新田村落などの一部村落に限つて採用されるなど、様々なケースがあつた。事例研究としては、管見の限りで陸奥・越後・越中・加賀・越前・信濃・尾張・伊予・土佐・安芸・筑前・肥前・薩摩・大隅と琉球国などがあり、広く諸藩において浸透していたことがうかがわれる<sup>〔1〕</sup>。

すなわち、村内で地味などの自然環境の違いを考慮して田畠を組み合わ

せて単位化し、それをくじなどによつて各百姓に割り付け、平等性を保つために一定期間内に耕地の割替えを繰り返すというものだつた。耕作をめぐる村内部の協同意識と生産力を高めることにつながつたから、諸藩でも年貢増徴のために導入することが少なくなつた。

このように村人にとつての租税の平等負担、あるいは藩にとつての增收という実利的側面もあるが、その前提としては村落周辺の山野などの入会地も含む田畠が、本来は私的所有にはなじまないもので、百姓の共同体である村がその能力に応じて天から預かつたものとする思想があつたから根づいたと考える。

先に紹介した高久の思想も、単なる理念・理屈などではなく、郷村社会の歴史と現実に根ざしたものだつた。このように平等原則にもとづく割地制度も機能していたが、それでも事実上の土地売買はおこなわれていた。その場合も、有期限さらには無年季的な質地請け戻し慣行がみられる地域も少なくなく、様々な制度・慣習によつて百姓の直行的な没落を防止していくことも指摘されている。

近世前期において、多くの藩主は藩士に向けて「國家」に対して奉仕するよう説諭する。ちなみに、「国」とは領民が暮らす藩領を、「家」とは城と城下町に結集する大名家中をさす。それが合体した「國家」とは、まさに藩そのものをさす呼称である。

熊本藩主細川忠利は、九州を襲つた寛永の大飢饉に対応するため、国許で郷方の立て直しと藩領開発を指揮する。それに関連して、忠利は寛永十三年正月五日付で惣奉行衆宛てに達書を発して、「『私なき様に』職務にあたることが肝要である」と主張している。当時の役人たちにみられた、百姓に対する「私なる儀」の押し付けを厳禁したのである。

中世以来の武士による百姓に対する私的な使役は、熊本藩においても跡

を絶たなかつたようだ。公儀から預かつた藩の統治を専断せず、忠利に仕える家臣団が領民に対しても無私で接することを、家の存続のために求めたのであつた。

忠利を継いだ光尚に対して、寛永十八年の代始めに際して熊本の家老衆六名から五ヶ条の血判起請文が提出された。彼らはその第一条において、「御国家」を「大事」と存じ奉り、立派な統治を実現するために、常に精一杯務め、不公平な権限行使を排し、隠れて不正は致しませんと誓つた。

寛永大飢饉を克服するために、本格的な行政をおこなうことが諸藩には求められたが、その際に中世以来の恣意的な百姓支配を克服することができた課題となつたのである。熊本藩においても、忠利・光尚の二代にわたり預治思想の浸透と、それにもとづく公的世界の拡大を認めることができた<sup>13)</sup>。

ここで、岡山藩主池田光政の有名な預国論に耳を傾けよう。承応初年頃（一六五一・五三年）に発令されたものと推定されている。戦後の近世史研究において、藩主（国主）の思想として広く知られてきたものである。

### 史料⑯ 『仰止錄』三（『吉備群書集成』第四輯）

上様は、日本國中の人民を、天より預被成候、國主は一國の人民を上様より預り奉る。家老と士とは、其君を助けて、其民を安ぜん事をはかる者也。一國の民の安きと安からざるは、一國の主一人にかかるべき事なれども、天下の民の一人も、其処を得ざるは、上様御一人の責なれば、此國の民を困窮せしむるは、上様の御冥加をへらし奉る義也。不忠なることはより甚しきはなし。上に不忠、民に不仁、國主の罪、死にも入れられず。今時何事もあらば御用に立たんと、乱世の忠を心掛け候もの、余多有之と聞へ候共、上様御冥加減りて何事あらんには、忠を存ずるとも益あるまじく候。寸志ながら此國に於ては、上様の御冥加を増し奉り、長久の御祈を致し、無事の忠を致さんと存する

也と、かねて御趣意を仰出されけり。

家綱治世期、光政は上様すなわち将軍とは日本国中の人民を天から預かつた存在である、と認識した。したがつて国主とは、一国の人民を将軍から預かつた存在と規定するのである。家老と藩士とは、藩主を助けて、領民が安心して暮らせるように努力するものである。領民を困窮させることは、将軍の冥加（利益）を減じてしまうことであり、不忠の最たるものである。このような忠義では、まつたく益はない、というのである（傍線①）。

自分は、この岡山藩において将軍の冥加を増すような政治に心掛け、徳川の世の長久を祈念し、泰平の時代の忠義に励もうと思うと、かねてより光政公は仰つていたと記している（傍線②）。

なに故、このように主張したのかについては、家臣たちの恣意的支配による奢りが原因である。寛永大飢饉の時節に、百姓を救おうともせず、軍役・公役も十分果たさず、金銀を貪るばかりで、治者としてはまつたく失格の家臣団たちに対する怒りが、光政の国主論を研ぎ澄ましたという。深谷克己氏の研究によると、光政がこのように行政に目を向けるきっかけとなつたのは、承応三年の大洪水による領民の被害とその復旧対策にあつたという<sup>14</sup>。実際の行政体験のなかで、国主大名の社会的責務を学び、発言を重ねていつたのである。

寛永大飢饉という歴史的な災害を経験した大名のなかで、これまで紹介した藤堂高久・細川忠利・池田光政といった外様大藩の藩主たちは、いずれも預治思想を自らの統治思想として鍛え上げていった。藩領経営が危機に瀕したとき、町や村からいかにして領民が逃亡しないようにするのか、また荒れた田畠をいかにして回復させるのか、彼らは陣頭指揮をしながら、民政とはなしを沈思した。

そのなかで、家臣たちに無私の心得を説き、恣意的支配を根絶することに努めた。中世の私的世界から脱却し、公共観念を浸透させてゆく過程で

到達したのが、「仁政」という価値観だった。もちろん、秀吉の段階から天下人は諸大名に対しても「仁政」を施すように通達していたのであるが、戦争状態が継続したため国家規模で実現することはなかつた。

天によって国土領有権が天下人（将軍）に預けられ、天下人によって器量があると判断された諸大名（藩主）に領知権が預けられるという預治思想は、幕藩体制の根幹的思想となつて浸透していく。

しかし、実際に中世において「常識」だった領知権の私有は、大名家臣團レベルにおいてはなかなか払拭できなかつたのである。寛永大飢饉という未曾有の危機を乗り越える過程で、恣意的な百姓支配が藩の存続にとつていかに危険なものであるのか、藩主は家老以下の藩士に対して、ことあるごとに説諭し、公共観念を覚醒させねばならなかつた。

「仁政」を施すためのシステムとしては、法治主義にもとづく藩官僚制の成立があつた。これは、家老以下の役職の世襲化と彼らの合議制によって支えられてゆくことになる。様々な災害時に、逃げることなく現場に踏みとどまつて職責をまつとうする藩士の出現は、役職世襲制を支える「家の成立と不可分な関係にあつた。たとえ殉職したとしても、自らの「家の存続は藩から保障されたからである。

藩主と藩士との関係は、戦国時代のような主従による個人間の情緒的つながりではなく、「家」を介してしか表れないのが大きな特徴である。つまり家督のみ藩士であつて、彼らしか藩主との主従関係を結びえないし、奉公すれば家格に相当する役職に就くことができた。江戸時代は、主従制と官僚制との融合の時代であるが、その基底には役職を担う藩士の「家の成立があつたことが重要である。

「仁政」は、藩主の藩士に対する説諭による公共観念の注入と、役職を担う「家」の成立ばかりでは実現しなかつた。藤堂高久が町人・百姓を「国民」と位置づけ、そのリーダーたる郷士層を軍事組織として編成し、あわせて最末端の治者として大庄屋役を独占させたように、郷士によって「國家」と「国民」とのリンクが促進されたのであつた。

天下泰平の時代の藩支配の正統性は、行政機能の深化にあった。しかし、当時の藩官僚制には限界があった。事実上、日常的な郷村經營は郷士層をはじめ大庄屋・庄屋たちに任さざるをえなかつたからである。明君たちは、彼らを通じて領民から敬われる存在になることこそ、藩支配の安定化に直結すると悟つたのだ。

そこで、藩による孝行者の表彰などの善行奨励の積極化や、藩主による祭礼観覽や領内巡回など、積極的に藩主が郷士・大庄屋たちに働きかけねばならなかつた。彼らを通じて、領民にとつてありがたい存在として藩主を尊敬するよう、情緒的な支配の確立に努めねばならなかつたのである。

#### (四) 「仁政」とはなにか

中世と近世の違いは多々あるが、領知権との関係からは徳政令が発せられなくなつたことがあげられよう。その一大画期は、天正十三年閏八月の秀吉による大規模国替だつた。先述したように、豊臣大名のみならず公家衆も含めて一斉に大規模な国替・知行替が強行されたのである。これによつて、畿内近国を中心とする諸国に近世領知制が浸透した結果、それまでおこなわれていた地域的な徳政令も含めて、発令されることはなくなつた。

信長段階からは、徳政令が従来のような徳政一揆の蜂起と政治交渉による債務破棄ではなく、軍事動員の対価として債務破棄を認めるものへと変質したことが指摘されている<sup>(15)</sup>。

戦争を開始するにあたつて、領国に向けて徳政令を発令して、従来の債務関係を無効としたのである。この本質は、参陣する武士や徵發される百姓の負担軽減を意識したものだつた。これは、管見の限り天正十二年の小牧・長久手の戦いの時期まで続いた<sup>(16)</sup>。

天正三年三月の公家・門跡に対する徳政、十一月の新地給与（所替）は、右近衛大将に任官し将軍相当者となつた信長が、京中を中心に近世領知

権を浸透させようとした施策であった<sup>(17)</sup>。秀吉は、それをふまえて天正十三年閏八月に大規模な国替を執行することで、土地にまつわる中世的な債務関係を棄破する意図があつたとみられる。

天正十九年に天下統一がなると、仕置令を通じて理念的に日本六十余州の國土領有権が天に收公されたことになつたから、以後、あくまでも理念上ではあるが、中世的な債務関係は問われなくなつたとみられる。

戦国期において、土豪が土地（加地子）売得を通じて台頭し、地主的土地所有が浸透する。典型的な事例が、和泉熊取谷（大阪府熊取町）の中家であるが、地主化は百姓に対する収奪の強化というよりも、経済的困窮によって零細百姓の転落を防いだ側面もあつた。江戸時代になつても、中家に隸属する「内ノ者」は租税負担で優遇されている<sup>(18)</sup>。

太閤検地で地主制を否定され打撃を受けた土豪層にかわつて、江戸時代にその役割は藩主による仁政に求められることになった。これが、近世郷村社会成立の背景にあつた。これについては、諸藩における日常的な勧農事業をはじめ、非常時における防災・救命事業への取組が注目される。

天から預けられた公田を耕作する百姓たちの生活を守ることについては、江戸時代前期の明君達が主張し奨励した「憐憫」「無私」あるいは「仁政」という精神論のみでは実現できない。ここで一七世紀の藤堂藩において、預治思想が行政にいかに反映していたのかについて概観したい。

まずは、勧農である。慶安五年には、城和領五万石における種糲の貸付率四%（二千石）を一%（五百石）に下げるなどを通達している（『藤堂藩大和山城奉行記録』）。もし国替があつた場合は、ダメージが甚大になるという理由からである。勧農行為が必要であることを前提とした措置といえよう。

貞享三年（一六八六）三月の作付けにあたつて、伊賀一国十万石の郷村に対して二五〇〇俵つまり一〇〇〇石の種糲を下行したことが確認される<sup>(19)</sup>。城和領の貸付率と同じである。当時は、藩が全領規模で貸付率一%

なお、慶長十三年国替令（史料<sup>25</sup>）の第四条には、大名が国替しても貸し出した種糲については返済することが命じられている。第五条で未進年貢については免除される、つまり事実上の徳政がおこなわれるにもかかわらずである。

町人名	町屋間口	下行物
覚伝（火元）	6間1尺	松10本、竹3束、米2俵（間口一間の扱い）。
佐右衛門（東隣）	2間	松20本、内3本は角柱で印代村から渡され、残りの17本は長田山から渡される。竹6束、米も下行。但し末木枝とも。
五兵衛（次東隣）	4間	松40本、内5本は角柱印代村から渡され、35本は長田山から渡される。竹12束、米も下行。

表⑯ 上野本町の火事における下行物

これについては、種糲の貸借関係は地域の再生産のために機能する公的なものであるため、返弁が強制されるという解釈が提出されている<sup>26</sup>。藩の管理する蔵は、百姓の生産に不可欠な種糲を保管する場でもあり、藩主が替わつても機能したのである。

統いて防災体制である。上野城は、実質的に伊賀領支配の藩庁として存在し、そこでは伊賀一国の政治・行政そして裁判もおこなわれていた。これに対して高虎時代来、伊賀においては上野・名張・阿保が町と認定され、ここでのみ町人が商売を営むことが許された。

上野と津を結ぶ藩の官道伊賀街道が整備されると、上阿波町などの街道上に設定された四つの宿駅が町と位置づけられ、藩から保護を受けるようになつた。城下町のうちの町人地、宿駅の順で、防災体制についてみてみよう<sup>27</sup>。

寛永五年には、城下町上野の町人地である三筋町ごとに「験（しるし）」

を定め、火事の際は個別町ごとに現場に駆けつけること、家ごとに水桶・鎌五丁・熊手五丁を持ち寄り、はしごは夜番の者が持参することをはじめ、駆けつけない家は处罚することまで定めている。藤堂藩では、防火システムのみならず復興システムの構築に着手してゆく。

延宝三年（一六七五）二月十三日の夜、上野城下町の本町に居住する覚伝の家から出火し、東隣一軒、合わせて三軒が焼失した。これに対する藩からの下行物の内訳を、『統集懷録』（伊賀付家老石田氏の懐中手控）の記載をもとに表⑯にしたので注目してほしい。

藩の下行基準は、間口一間につき松1〇本、竹三束、米2俵というものだつた。そうすると火元の覚伝については、間口が六間一尺あるにもかかわらず、間口一間という最低の基準で処理されたことがわかる。失火責任を問われてのことだろう。これに対しても佐右衛門と五兵衛については、規定通り間口に応じて下行されたことがわかる。

『統集懷録』の該当個所には、松木については山奉行の小川次郎兵衛と八田三郎左衛門に命じ、竹は上村原右衛門から渡すこと、米は藩の米蔵から支給することが記されている。それに加えて、消防に際して九右衛門の住居を破壊したので、これについても処置すること、九右衛門については営業がおこなえなくなつたためか、その補償として米2俵を下行した。

覚伝の町屋は、間口が六間もあり大店だった可能性がある。佐右衛門の二間や五兵衛の四間の間口だと、奥行きはおそらく五間以内と予想されることから、下行物を活用すれば、再建に際してそれほどの不自由はなかつたのではないか。

しかも、製材まで藩がおこない、下行米も佐右衛門が四俵（一俵を四斗とした場合は約六〇キロ、この場合は米二四〇キロ）で五兵衛が八俵（四八〇キロ）もある。藩の主導で店舗が再建されてゆくのだから、当面の生活ばかりか、大工の手間賃も支払える量である。もちろん、屋根用の茅や壁土などの資材は必要ではあるが、自前で用意するにしてもそれほど

対象	調達場所	動員人数	負担	備考
材木	石川山・友生山で伐採	2804	伊賀国中合力	
同上	ほこ（保古）の谷山で伐採	3075	同上	
竹	在々の近所で伐採	300	同上	
藁繩		875	同上	1人1日1束役で4束
葺茅	阿波近辺の山で伐採	1042	同上	1人1日8束刈り運搬
大工手間賃 ・大工飯米 ・戸建具 ・敷物以下		—	家主負担	
建設手伝		—	阿波村の百姓	飯米は藩から3俵貸借
竹木運搬		—	伊賀国中合力	
大豆		—	—	20日分貸借牛馬飼料
人足合計		8096		伊賀国中より上阿波村へ合力

表⑯ 万治2年上阿波町の火事における動員・負担

二年（一六五九）年（年月不明）と天和元年（一六八一）十二月二十二日  
の上阿波町の大火に注目する。なお、前者の段階では、当所は「村」扱い  
だった。上阿波町は現在の伊賀市上阿波の元町集落に相当し、当時は伊賀

上野城下町の町  
屋については、藩  
の管理が原則だつ  
たとみられる。そ  
のため、焼失した  
場合には手厚い資  
材の下限があつた  
のだろう。火元の  
覚伝に対しても、  
少額ながら下限さ  
れたのは、この原  
則によるものと理  
解される。藤堂藩  
においては、城下  
町の町屋について  
も、藩が管理する  
武家屋敷に準ずる  
扱いだつたとみら  
れるのである。先  
述した諸藩の武家  
屋敷の管理よりも  
手厚かつたことが  
指摘できよう。

続いて、宿駅の  
事例である。万治

上野城下町の町  
屋については、藩  
の管理が原則だつ  
たとみられる。そ  
のため、焼失した  
場合には手厚い資  
材の下限があつた  
のだろう。火元の  
覚伝に対しても、  
少額ながら下限さ  
れたのは、この原  
則によるものと理  
解される。藤堂藩  
においては、城下  
町の町屋について  
も、藩が管理する  
武家屋敷に準ずる  
扱いだつたとみら  
れるのである。先  
述した諸藩の武家  
屋敷の管理よりも  
手厚かつたことが  
指摘できよう。

街道の宿駅のひとつだった。その後、何度も火事に見舞われ、元禄九年六  
月の大火によって全焼したため、場所を西方に一・三キロ移して平田村に  
宿駅を定め幕末に至る。

万治2年の火事に際しては、藤堂藩を代表する地方巧者西島之友が著し  
た「西島八兵衛万大控」（伊賀市図書館蔵）によると、伊賀国中で材木搬  
出方八千九十六人の人足が分担され、材木の種類別本数も決められ、合力  
して町屋の復旧にあたる

よう命ぜられたことが確  
認される。

ちなみに、慶安四年  
(一六五二)の伊賀一国  
の総軒数が一万六四六九  
軒だったから、ほぼ家並  
に負担が求められた国役  
だったとみられる。火事  
に関するデータを表⑯⑰⑱  
にして示したい。

データからは、上阿波  
町の復旧を伊賀一国の領  
民を動員したことがわか  
る。「大工手間賃・大工  
飯米・戸建具・敷物以  
下」は家主の自己負担で  
あるが、それ以外につい  
てはすべて藩が負担して  
住居を再建した。柱など  
の材木、木舞（壁の下地  
として縦横に組んだ竹）

対象	量	調達場所
松角木	484本	石川山・友生山・ほこの谷山
松丸木	483本	
同上	27本	
指物	106本	
見立木・道具共	8930本	大仏山・ほこの谷山
新林なる	71荷	
竹	300束	在々の藪
茅	8340束	
繩	700束	

表⑯ 万治2年上阿波町の火事における下行物

に使用される竹、屋根用の茅などの必要資材が記されているからである。

天和元年の火事については、三一軒もの町屋を焼失した大火だったが、藩は町人に対して、とりあえず小屋掛けをして越年するため米三〇俵や金子三両を下行している。さらに伝馬のためだろうが、馬一二疋の飼料として一疋につき金一分ずつ支給した。また、小屋掛けのために資材として松木三六〇本、竹一〇八束、藁三六〇束、小繩一八〇束を給与している。

翌天和二年には、町人屋敷の建設のために、材木三四五五本と敷鴨居大木三六七本、その他の材木代として金一四両、屋根葺き用の茅九一三五束を提供した。平均すると、材木を約一一本、敷鴨居大小を約一二本、茅を約三〇束、一軒につき遣わされたことになる。

しかも、藩は近隣の柘植阿波山から材木を伐採して製材する費用を調達し、敷鴨居大小を上野で渡すよう計らったことがわかる。これらからは、避難所の小屋掛けから住居の建設に至るまで、上阿波町住民は藩から必要経費を全面的に下行されたことになる。

藤堂藩では、この頃までに町や村への下行方法も決まっていたようだ。すなわち町では街道に面した間口によつて下行する資材や資金の規定があつたし、後述するように村についても規定があつたことがわかる。ここで着目するのが、宿駅上阿波町の再建が公役として位置づけられていたことである。藩が金子や米を下行するばかりでなく、資材にあたる材木でもも一国の領民に命じて山から伐り出させてているのだ。

続いて村の火事を取り上げたい<sup>22)</sup>。城下町や宿駅は手厚い保護が得られたのであるが、藩は郷方の復旧にどのような規定を定めて対応したのだろうか。

万治二年十一月二日午の刻（正午頃）に、城和領内の大和国山辺郡磯上村（奈良県天理市）で三三軒を焼失する大火事があった。現地の庄屋からは、下代と代官三村弥右衛門を通じて城和奉行西島八兵衛に情報が届き、八兵衛から高次付重臣に対しても「半分ほどのつ（<sup>積</sup>）もり」に合力することを通知している（「西島八兵衛万大控」）。その折りの下行資材の内

訳を次の表⑯に示す。

郷方に住む百姓住居の復旧については、城下町や宿駅に対して半分程度の下行と規定されていたことがわかる。それでも、町屋と同様に郷方においても、藩が住居の復旧主体であることに違いはない。

単純に一軒あたりの平均下行資材高を示したい。小数点一桁を四捨五入すると、柱一本、小竹六束、小丸太三〇本、繩六束、藁七六束となる。資材の種類が豊富で、十分に一軒が建つ種類と量である。言うまでもないが、当時の一般の百姓住居は家族・親類と村方の労働力で十分に建てることができた。

百姓の住居は、通説によると広間型と田の字型に区分されており、せいぜい土間と三つないし四つの間で構成されている。そうすると、下行された材木で基本的な部分はまかなえたと考える。竹はおもに木舞に用い、吹き直しや塗り直しの必要な萱・藁と壁土については自弁することになつていたのであろう。

以上の事例からは、江戸時代前期にあたる藤堂高次や高久の治世期においては、城下町や宿駅ばかりか村も、災害が発生すると藩が必要な住居資材と食料などを下行していた。藩が、藩士のみな

対象	量	調達場所
柱	500本	留山の内かたかげ
小竹	200束	敷
小丸太	1000本	城和領から合力。百石につき2本。
繩	200束	城和領から合力。百石につき4束。
藁	2500束	城和領から合力。百石につき5束、米にて2升5合。

表⑯ 磯上村の火事における下行物

らず百姓・町人を含む領民の生活までも、全面的に支えたのである<sup>(23)</sup>。

藩主が主張した預治思想やそれにもとづく仁政も、非常時に藩からの十分な保護があつて、はじめて領民に受け入れられたであろう。これこそ、まさに天下泰平の基なのである。ただし、このよきな藤堂藩の防災体制は、大藩かつ畿内周辺部に位置する豊かな経済力を背景に実現したものとみなければならず、ただちに一般化することには慎重であらねばなるまい<sup>(23)</sup>。

#### 註

- (1) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』(青木書店、一九九九年)など。
- (2) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)、三宅正浩『近世大名家の政治秩序』(校倉書房、二〇一四年)など。
- (3) 藤本仁文「徳川将軍家領知宛行と全国支配権」(同氏『將軍権力と近世国家』塙書房、二〇一八年)。
- (4) 笠谷和比古「近世官僚制と政治的意志決定の構造」(前掲同氏『近世武家社会の政治構造』)。
- (5) 前掲藤井『徳川将軍領知宛行制の研究』。
- (6) 註(5)三八六頁。
- (7) 前掲大野「領知判物・朱印状の古文書学的研究—寛文印知の政治史的意義(二)ー」。
- (8) 谷口昭「前近代における日本型官僚組織の特質—オスマン的制度と対比のためにー」(前掲笠谷編『公家と武家の比較文明史』)。
- (9) 序章註(13)を参照されたい。
- (10) 倉地克直『江戸の災害史 徳川日本の経験に学ぶ』(中公新書、二〇一六年)。
- (11) 描著『災害とたかう大名たち』(角川選書、二〇一九年)を参照されたい。
- (12) 割地制度については、古島敏雄『割地制度と農地改革』(東京大学出版会、一九五三年)、青野春水『日本近世割地制度の研究』(雄山閣、一九八二年)、白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究』(塙書房、二〇一二年)などがある。
- (13) 前掲稻葉『細川忠利』参照。
- (14) 前掲同氏『深谷克己近世史論集 第二巻 儂武の政治文化』。
- (15) 早島大祐『徳政令』(講談社現代新書、二〇一八年)。
- (16) 天正十二三月三日に、家康が三河・遠江領国に対して徳政をおこなつてゐる(『家忠日記』天正十二三月三日条)。しかしその後も、諸藩領における土地の売買証文に徳政担保文言がみられるのは興味深い。事実としてはおこなわれなくなつたが、記憶としては残つたことを意味している。
- (17) 下村信博『戦国・織豊期の徳政』(吉川弘文館、一九九六年)。
- (18) 熊取町史 本文編所収「谷の支配をめぐる『谷内騒動』」に詳しい。
- (19) 『統集懷録』(伊賀市古文献刊行会、二〇一三年)。

(20) 前掲大塚「国替と御藏の管理について—蔵の所有をめぐつて—」。

(21) 註(11)を参照されたい。

(22) 註(11)を参照されたい。

(23) たとえば、元禄三年時点の全国二四二の大名家のデータを列記した大名評

判記である『土芥寇讐記』(金井園校注、吉川弘文館、二〇二三年)によると、  
次のように非常に豊かな藩と評価されている。

(前略) 三十万石余、新地開諸運上課役掛り物等、外ニ卅五万石有りト云  
ヘリ、米能くク生ズ、払ヒ於所々ニ雖有相違、大概ハ上々也、(中略) 国  
ニ禽獸魚柴薪多ク、土地上ニシテ、豊饒之国也、

## 展望—変質する国替

近世武家政権は、天下人となつた信長によつて示された預治思想を具現化したものであつた。信長の重臣秀吉、信長の同盟者から重臣になつた家康、そして彼らの家臣たち、すなわち信長から直接・間接に影響を受けた者が、近世を切り拓いたのである。

藩とは、一万石以上の領知と五位以上の官職を預けられた上級武士の家中が、領地と領民そして統治拠点である城郭・城下町、すなわち領知の対象を機能させることによつてはじめて実体化した。当時の人々は、藩を「國家」と表現したが、「國」とは領知の対象をさし、「家」とは大名家中をさす。それを合体させたものが藩ということである。

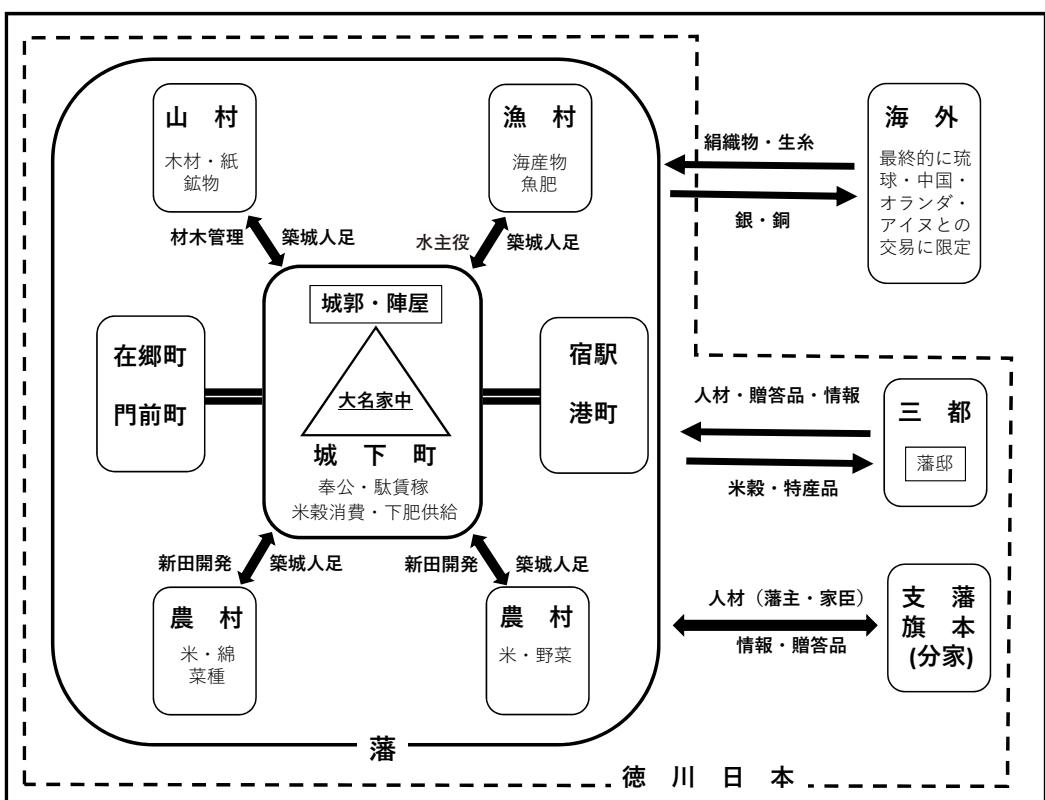
図⑦に、藩の構造を示した。大名家中が城郭と城下町に集住し、城下町を中心とした内側の町や村と、そして領外の三都などとの循環的な構造を形成するのである。大名家中を盆栽に、領知の対象を鉢に例えるならば、国替とは盆栽を移すことにはかならない。

近世大名を「鉢植大名」というのは、ここに由来している。つまり大名家中は入れ替え（植え替え）可能であるが、これは中世とは異なり軍隊というよりも官僚集団としての色彩を強く帶びているところに特徴がある。

江戸幕府は、極端に表現するならば度重なる改易や国替を武器に、全国支配を実現したといえよう。そこが、戦争と仕置によつて天下統一を実現した豊臣政権との違いである。国替に際して、天下人にかわつて現地に派遣された上使・代官が、大名から領知を収公してチエックしたうえで、新大名に領知を渡す一連の作業をおこなつた。

織豊期の国替においては、上使の任務は城割や城郭の請け取り・請け渡しが中心だった。江戸時代前期においては、城郭の請け取り・請け渡しに加えて絵図や帳簿などの統治データの引き継ぎがおこなわれるようになる。

江戸時代中期においては、儀式化した城郭の請け取り・請け渡しを上使



図⑦ 藩モデル（一定の領国規模を持つ藩をイメージして作成）

が担当したのに加えて、派遣された代官が帳簿類に記された統治データを何ヶ月もかけて精査し、それに領地支配のための引き継ぎ事項をまとめた文書を作成して、新たな大名に渡すようになった。

預治思想は、織豊期から江戸時代初期までは天下人による全国支配の正統性を主張するための統治理念だったが、寛文印知の頃までに幕府が全国的な領知の実態を掌握したことから、統治データの把握が伴った政治思想となつた。それ以降、天下人が諸大名に対して代替わりごとに領知を「宛行」うのであるが、預ける客体である領地・領民・城郭は、幕府が絵図・帳簿類で詳細を把握していた。

本論でも詳述したように、近世大名は天下人との主従関係をベースにしていたが、必ず四位か五位以上の官職を得て公家（古代における国司クラス以上）として国家官僚の性格も併せもつていた。譜代大名は、幕府の要職に就いて全国統治を担うが、外様大名も含む諸大名が藩領を超えた広域行政にも携わるようになつた。これは、国家的事業に堪えうる能力を備えた人材が限られていた一七世紀段階に照応する体制だった。

大名である限り、国家官僚として河川改修や治水工事など広域的な防災に関与する義務があつた。火災や水害などに備えた防災体制の維持はもとより、手伝普請もこの範疇に属するであろう。このような諸役の賦課に対応するべく、諸大名はその能力を向上させ、平準化へと向かつていった。

この段階においては、自藩に加えて事実上の讃岐高松藩主でもあつた藤堂高虎や、備中松山藩主でありながら伏見奉行をはじめとする要職を兼任した小堀政一（二人は義理の父子関係にあつた）などのように、実力の認められた大名たちが藩領を超えて様々な役割を果たしていた。

それが一八世紀になると、土砂留管理制度や京都大名火消制度をはじめとする国家的な広域行政制度が成立し、それを担う奉行所や大名家が固定化されてゆく<sup>(1)</sup>。人から職への転換が進んだのである。この時期においては、手伝普請に励むと褒美として官位昇進がかなうようになるが、将軍との主従制よりも天皇につながる官僚制的な価値観が諸大名をとらえはじ

めていることがうかがわれる<sup>(2)</sup>。

以上の近世領知制に関する理解をふまえて、地方知行制との関係にふれておきたい。ここで注目するのは、「藩のなかの藩」というべき存在である。江戸時代を通じて藩重臣層の独自の知行所支配（地方知行制）が続いたことの重要性を指摘する見解がある<sup>(3)</sup>。問題とするべきは、これを中世在地領主制の系譜を引くものと評価するべき否かである。ここでは、ほどんど藩と言つてよい実態をもつた藤堂藩の一門・名張藤堂家の場合を見てみたい<sup>(4)</sup>。

藤堂高吉は、高虎の養子（丹羽長秀三男）で、支藩伊予今治藩主（二万石）となり、後に名張藤堂家（藤堂宮内家、二万石）の初代となつた武将である。高吉は、事実上の「名張藩主」として、他の藤堂藩重臣と比較すると独自の所領支配をおこなつた。

たとえば、彼は豊臣期に築城された織豊系城郭・名張城を改修して居館とし、初瀬街道を取り込んだ城下町を建設し、領民からは「殿様」と呼ばれた。知行地の百姓支配や年貢收取も独力でおこなつており、独自の鷹場も確保していた。もちろん、これは藤堂藩領内で唯一のことだつた。藩庁のある津城下町に屋敷を構えていなかつたから、名張藤堂家は実態的に「名張藩」といつてよい存在だつたのである。

慶長十三年に、高吉は家康の指示を受けて福島正則をはじめとする西国の大名の監視のために今治に残留することになり、越智郡で二万石を与えられ、竣工なつたばかりの今治城を預かつた。支藩今治藩の誕生である。二万石の系譜は、一万石が豊臣秀長（高吉の初めの養父）から、残りの一万石が家康から預けられたものだつた。

高吉は、早速、家臣團に知行地を宛行う。たとえば重臣の矢倉氏に対しても、慶長十四年九月に四百石を預けたことがわかる。検地も実施したようで、元和六年（一六二〇）二月付の「越智郡古谷村（愛媛県今治市）検地帳」（小野家文書）が伝来している。高吉の家中においては、この段階で士農分離が完了した。

寛永十二年七月、伊勢桑名藩主松平（久松）定勝（徳川家康の異父弟）の五男定房は、伊勢長島から伊予国今治へ転封となる。幕府は、同月九日付で藤堂高次にそれを告げるとともに、高吉の南伊勢への国替を命じた。

この国替に際して、高次が高吉の居城や知行に関与したのは、今治二万石が津藩三二万石の内分とする認識にもとづくものであつた。高次は、当初より高吉を藩重臣として遇したのである。高吉からすれば、自らの家督就封の可能性もあつたことから内分扱いを認めていたのであるが、結果的にこれが仇になつた。

二十七年間も今治藩主を務めた高吉は、藤堂藩にとどまるのではなく、自立の道を選択した。彼のアイデンティティーは、子息の実名に「長」の字を選んだように、実家である丹羽家にあつたことは確実である（名張藤堂家においては、幕末まで一貫して当主の通字として「長」を用いた）。

国替を承認した高吉ではあつたが、本藩への二万石の領知の引き渡しに

ついて承伏できず、老中土井利勝・酒井忠勝に訴状（『名張藤堂家文書』）を認めた。訴状によると、このたびの国替については、将軍家光への拝謁のうえで領知目録を拝受したにもかかわらず、高次によって替地二万石のうち二五〇〇石を取られてしまつたことを訴え、二万石の幕府への返上と自身の出家・江戸下向、さらには嫡子長正の旗本としての奉公を願つている。

内容から判断すると、無年号の訴状は転封の直後、寛永十三年に作成されたと推測される。宛所の土井利勝と酒井忠勝は、寛永十五年に大老に就任するが、本家である陸奥二本松藩主丹羽長重と幕府要路を頼つて訴状を提出しようとした。ここで注目したいのは、「惣目付」柳生宗矩と高吉との親交である。訴状が収録されている『高山公実録』所収の「老談一言記」の該当部分からは、高吉が宗矩との関係を使って訴訟をおこしたことわかる。

しかし「大学頭是をいかりて老中打めくりて某か家人めされしと承る、いかなる御用にや承りたきと申しけれは」（『高山公実録』）と記されてい

るよう、結果的に高次の老中に對する露骨な圧力が訴訟審議を潰すことになつた。

藤堂家の御家騒動は、幕府側の政治的判断で藩主側の勝利となつた。これ以降、名張藤堂家の藩重臣としての地位が確定する。寛文十年七月、高吉は死去するが、遺領は高次の指示によつて三人の子息に二万石から五千石が分知され、彼らを藩家臣とした。これよりのち幕末まで、名張藤堂家は一万五千石となつた。

藤堂藩は、伊予から伊勢・伊賀への国替を通じて、それまでの支城主クラスの重臣の連合体的な構造を克服して、藩主を頂点とする家中秩序を確立した。この藩形成過程で、支藩今治藩の藩主だった高吉がもつとも厳しい処遇を受けたのだった。ただし、以後においては、別格の家として藩政に直接参画することのなかつた名張藤堂家だつたが、幕末には藤堂高邦（当主藤堂長徳の次男）が支藩久居藩主（五万石）となつた。

研究史上は、佐賀藩や仙台藩をはじめとする外様大藩における給人層における地方知行制が注目されてきた。その有力論者である高野信治氏は、知行制は中・近世を通じて成立した社会制度と規定する。藩重臣が居館を構えて、中世以来の知行権を維持したとみるのである。確かに、かつて支藩主だった藤堂藩名張藤堂家は幕末まで存続した。しかしその領知は本藩に含まれるもので、中世在地領主制の系譜は認められない。

江戸時代において、自律的な領を經營しているように見える藩重臣でも、その例外はないということができよう。中世以来の在地領主制は、織豊政権の天下統一戦を通じて仕置が強制され、天下人が石高で領知を預けることで消滅したとみなければなるまい。織豊政権の天下統一事業に伴う達成は評価するべきである。ここで現行（二〇二二年度）の高校日本史教科書（山川出版社）の関係部分を抜粋したい。

「大名は、その初期には領内の有力武士に領地をあたえ、その領民支配を認める地方知行制をとる場合もあつたが、しだいに領内一円支配を進め

て、有力武士も家臣団に編成して城下町に集住させ、家老や奉行などの役職につけて藩政を分担させた。」

教科書は、江戸時代初期には大名が中世以来の在地領主制を認める地方知行が採用されていたが、やがて有力武士らも城下町に集住し、藩官僚制のもとに編成された、という内容である。

拙論によれば、藩誕生当初から藩主は藩重臣に対して領知を預けていたのであり、一定期間をかけて在地領主制あるいは地方知行制の克服をめざしたというのは、理念としても、なによりも事実として成り立たない。ここには、織豊期における領知制度の達成についての理解が欠如していると言わざるをえない。

最後に、江戸時代後期における国替の変質<sup>(5)</sup>について展望したい。

天保十一年（一八四〇）に発令された川越・庄内・長岡三藩の三方領地替は、將軍家慶の判断で老中水野忠邦の意見を押し切り翌年に幕府が撤回して実現しなかったはじめてのケースである。江戸時代に三方領地替は七回もあり、さほど珍しいことではなかったにもかかわらずである。この本質が、大御所徳川家斉による「続柄」大名優遇策だった。

これに関連して、江戸城大広間詰の外様国持大名らが提出した伺書には、「領地にしても（江戸）屋敷にしても、突如所替を命ぜられるのはなぜか」という趣旨の文面がある。彼らは、その領地を「先祖代々拝領」と主張するのである。明らかに、この時点において幕藩体制の基本思想である預治思想は顧みられていない。

これに関連して注目すべきは、拝領大名屋敷替の減少である。江戸における大名・旗本の拝領屋敷の収公・下賜は一六九〇年代から一七二〇年代にかけてピークに到達し、以後は減少に転じているという。担当する幕府普請方は、安永元年（一七七二）に坪数の過大な大名や幕臣屋敷をリストアップしているが、収公計画は立たなかつた。

収公・下賜件数の減少に反比例して、屋敷所有者同士の相対替が増加し

幕末まで至っている。つまり、相対替を名目とした事実上の屋敷地売買が増加したのであつた。<sup>(6)</sup>

開幕以来、一世紀以上も経過すると、大藩ほど拝領屋敷を事実上の私邸とし、旗本屋敷のなかには事実上の売買すらおこなわれるようになったのである<sup>(7)</sup>。先の三方領地替が失敗に終わつたのも、幕府権威の低下を象徴する出来事だつた。幕府権威の低下は、それまでおこなわれていた国替や拝領屋敷の収公・下賜を困難にしたのだつた。

幕藩体制とは、藩領の内外において常にヒト・モノ・カネを循環させねば成り立たない構造を、本来的にもつっていた。たとえば、江戸と国許との参勤交代は、一年おきに将軍と諸大名との主従関係を確認する儀式だつたが、そこでもたらされる様々な情報が、各藩の統治に与える影響力は大きかつた。

先述したように、近年の研究においては、参勤大名の組み合わせによって軍事的空白つくらないきわめて精緻な配備がなされていたことが指摘されている。参勤交代がルーズになると、国防体制が弛緩することにつながる<sup>(8)</sup>。

大名の国替や江戸における拝領屋敷替、国許における家臣団の屋敷替、これらが収公と下賜を通じて健全におこなわれる間は、預治思想が機能していたといえよう。幕藩体制は諸大名による領知権の共有体制の堅持が、体制存続のための前提となつていたのである。

預治思想は、幕藩国家の統治思想であるが、実際に江戸時代の国家体制は、不定期ながらも外様大名も含めた全大名における恒常的な国替がないと、体制が不健全化し弱体化することを本質としていた。法治主義にもとづく官僚制を表明している以上、国替がないのは理念としても実態としても腐敗を招くことは必定だつた。

あわせて、江戸においては特定大名・旗本の拝領屋敷が、地方城下町においては特定藩士の屋敷が物件として、固定化し事実上の私邸化すると、これも体制崩壊へと直結する。屋敷もしばしば収公され、住人の交替が実

施されねば、体制が不健全化したのである。

当然、参勤交代も国防や防災のうえで重要な制度だったが、あわせて将軍と諸大名との主従関係を確認する儀式的意味合いをもち、体制維持のためには不可欠だった。確かに、一部の定府大名はいたが、それはあくまでも例外であって、藩主は江戸では将軍の家来として、国許では藩領を統治する国家的官僚として、一年交替でその役割を演じ分けねばならなかつたのである。

このように、江戸時代とは主従制と官僚制との絶妙なバランスによつて成り立つ国家だったのであり、一定の期間において一定の藩主以下の武兵团の移動がなければ、体制が弛緩・崩壊する恐れがあつた。移動の裏づけとなるのが、藩の財政であり、最終的には幕府のそれということになる。

ところが、天明年間以降に続発する災害による広域に及ぶ復旧・復興事業の断続的な持続が、関係諸藩はもとより、幕府の財政基盤を確実に蝕んでいった。長期的な大災害の連鎖に、幕府が十分な財政支援をおこなうことができなくなると、各藩は自立をめざさねばならなくなる。外様大藩の雄藩化は、このような事態が基底にあつた。

これが、幕府の威信低下につながつたのである。幕府と藩とりわけ大藩との関係は、徐々に変質していった。大藩においては、藩領や拝領屋敷を藩の財産のように意識し始める。これが、「大政委任論」とリンクすることで幕末状況へと政治が動くことになつた。

雄藩化の風潮は、藩領を藩祖伝來の私領と認識したり、江戸藩邸を事实上私邸化したり、参勤交代を忌避する意識を生み出す。実際に宝暦一天明期には、大名が幕府の指示を守らず勝手な時期に参勤交代を繰り返すようになり、参勤交代制度が崩壊しはじめた。

文久二年（一八六二）閏八月、ついに幕府は参勤交代を三年に一回、在府期間も百日とし、大名の在国中は江戸屋敷の家来を減少するよう命じた。しかも、証人だった大名の妻子の帰国まで認めてしまつた。

この文久の改革は、諸藩に政治向きの意見を幕府に上申することを許し、

海軍を中心とする近代的軍制改革のための資金を提供することを意図したものだつたが、その結果、諸藩は意識の自立化を進めることにつながり、幕府は権威をさらに喪失した。

それに加えて、藩邸居住人口の約半分を占めていた勤番藩士が、一斉に江戸から姿を消した。さらに翌文久三年二月には、将軍徳川家茂が実際に三二九年ぶりに上洛した。それに供奉して、幕閣と旗本集団そして諸大名たちが江戸を離れた。以後、政局の中心は江戸から京都へと劇的に変化した。幕末状況の本格的な到来である。

註

- (1) 土砂留管理制度については、水本邦彦『土砂留め奉行』（吉川弘文館、二〇二二年）、京都大名火消制度については、藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」（前掲同氏『將軍權力と近世國家』、初出一〇〇五年）参照。
- (2) 前掲藤本「徳川將軍家領知宛行と全國支配權」。
- (3) 序章註（1）を参照されたい。
- (4) 名張藤堂家については、拙稿「養子の処遇」（前掲拙著『藤堂高虎論』、初出二〇〇九年）を参照されたい。
- (5) 藤野保『江戸幕府崩壊論』（塙書房、二〇〇八年）参照。
- (6) 宮崎勝美「武家屋敷」（『日本通史 第14巻近世4』岩波書店、一九九五年）、前掲岩本『江戸の政権交代と武家屋敷』。
- (7) 前掲岩本『江戸の政権交代と武家屋敷』。
- (8) 前掲藤本「徳川將軍權力と參勤交代制」。

（一〇二三年四月二十六日提出）

〔付記〕 小稿は、旧著『藩とは何か』執筆時の構想を、あらためてまとめたものである。二回の講演会ばかりか、このような発表の機会を与えて下さった彦根城世界遺産登録推進室と滋賀県文化財保護課のみなさまには、心から感謝申し上げます。

---

## 彦根城世界遺産登録推進協議会 紀要 第一輯

令和6年(2024年)3月

編集・発行 彦根城世界遺産登録推進協議会  
(事務局) 520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県文化スポーツ部  
文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室内  
電話 077-528-4682  
メール hikonejo@pref.shiga.lg.jp  
印刷・製本 株式会社スマイディア

---

